

令和5年2月定例会

# 熊本県議会議録

令和5年2月17日 開会

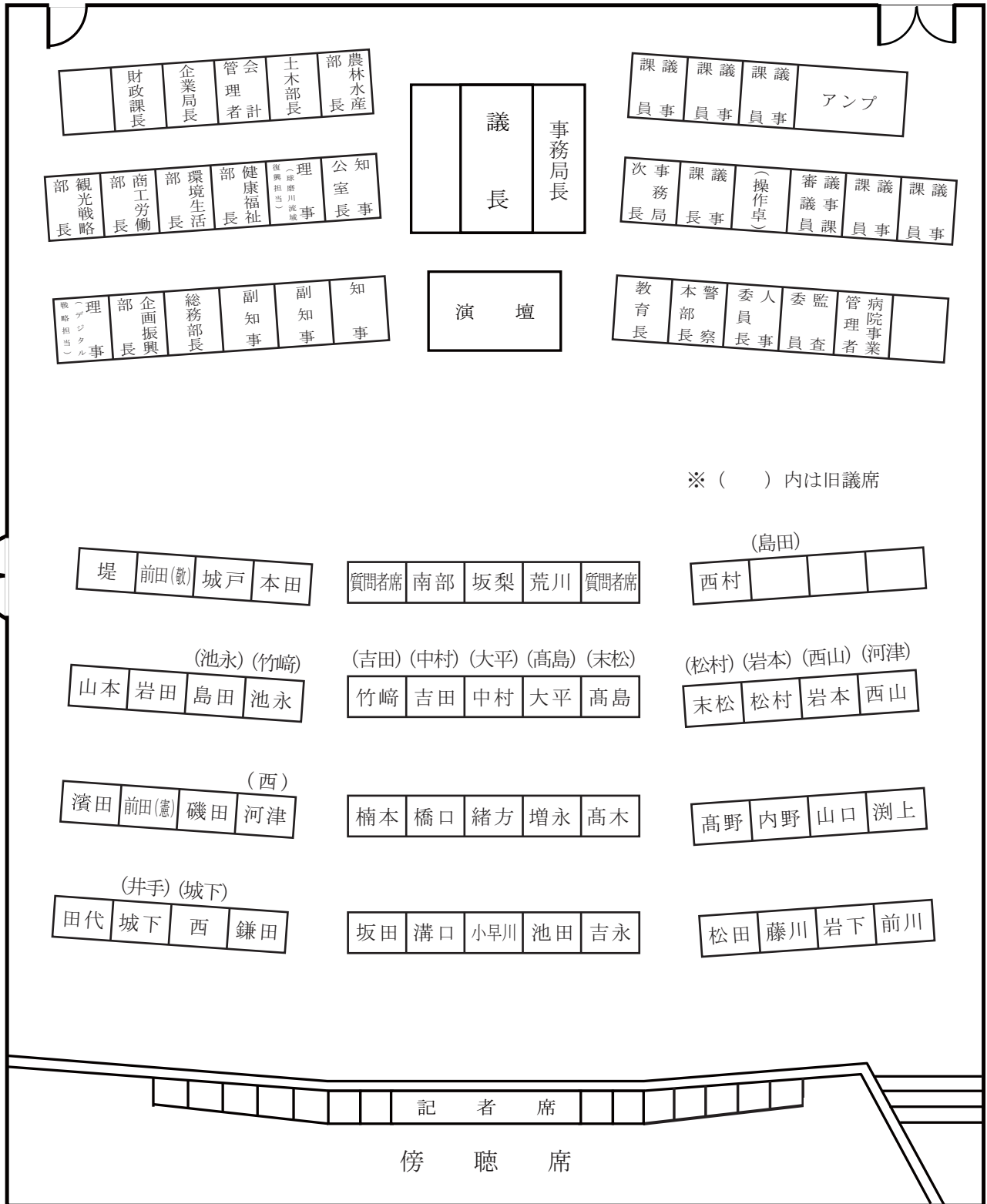
令和5年3月17日 閉会

熊本県議会



# 議 席 表

令和5年2月



農林水産部長	土木部長	会計管理者	企業局長	財政課長
--------	------	-------	------	------

事務局長	議長
------	----

課議員	課議員	課議員	アンプ
-----	-----	-----	-----

知事	公室長	理事 <small>(津川・流城・復興担当)</small>	健康福祉部長	環境生活部長	商工労働部長	観光戦略部長
----	-----	--------------------------------	--------	--------	--------	--------

課議員	課議員	審議員	次事務局長	課議員	課議員	課議員
-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----

知事	副知事	副知事	総務部長	企画振興部長	理事 <small>(戦略担当)</small>
----	-----	-----	------	--------	--------------------------

演壇
----

病院事業管理者	監査員	委員	警部長	本部長	教育長
---------	-----	----	-----	-----	-----

※ ( ) 内は旧議席

堤	前田 <small>(敬)</small>	城戸	本田
---	-----------------------	----	----

質問者席	南部	坂梨	荒川	質問者席
------	----	----	----	------

西村	(島田)		
----	------	--	--

山本	岩田	島田	池永
----	----	----	----

竹崎	吉田	中村	大平	高島
----	----	----	----	----

末松	松村	岩本	西山
----	----	----	----

濱田	前田 <small>(憲)</small>	磯田	河津
----	-----------------------	----	----

楠本	橋口	緒方	増永	高木
----	----	----	----	----

高野	内野	山口	淵上
----	----	----	----

田代	城下	西	鎌田
----	----	---	----

坂田	溝口	小早川	池田	吉永
----	----	-----	----	----

松田	藤川	岩下	前川
----	----	----	----

記者席
-----

傍聴席



## 令和5年2月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考	
2・17	金	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明 議案等に対する質疑 委員会付託		
18	土	休 会	(県の休日)		
19	日				
20	月		議案調査		
21	火				
22	水		常任委員会	総務・厚生・教警	
23	木		(県の休日) (天皇誕生日)		
24	金		常任委員会	経環・農水・建設	
25	土		(県の休日)		
26	日				
27	月			議事整理	
28	火	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決		
3・1	水	休 会	議案調査		
2	木				
3	金	本 会 議	代表質問 自民 (小早川) 立民連 (磯田)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00	
4	土	休 会	(県の休日)		
5	日				
6	月	本 会 議	代表質問 公明 (前田憲)		
7	火		一般質問 自民 (岩下) 自民 (荒川) 自民 (岩本)		
8	水		議案等に対する質疑 自民 (西山) 自民 (増永) 自民 (吉永) 委員会付託		
9	木	休 会	議案調査		
10	金		特別委員会		
11	土		(県の休日)		
12	日				
13	月		常任委員会		総務・厚生・教警
14	火				経環・農水・建設
15	水				
16	木			議事整理	
17	金	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告		

会期 29日間



## 目 次

### 第1号(2月17日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
諸般の報告	2
日程第1 議席の一部変更の件	2
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期決定の件	3
日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)	3
日程第5 知事の提案理由説明	5
日程第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)	9
日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)	10
日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)	10
日程第9 休会の件	10
日程通告 散会	10

### 第2号(2月28日)

議事日程 第2号	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員氏名	11
欠席議員氏名	11
説明のため出席した者の職氏名	11
事務局職員出席者	12
開 議	12
日程第1 各常任委員長報告	12

厚生常任委員長報告	12
経済環境常任委員長報告	14
農林水産常任委員長報告	15
建設常任委員長報告	17
教育警察常任委員長報告	18
総務常任委員長報告	20
採 決	21
日程第2 休会の件	22
日程通告 散会	22

### 第3号(3月3日)

議事日程 第3号	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員氏名	23
欠席議員氏名	23
説明のため出席した者の職氏名	23
事務局職員出席者	24
開 議	24
日程第1 代表質問	24
小早川宗弘君質問	24
・姉妹提携40周年を迎えたモンタナ州との交流について	
副知事田嶋徹君答弁	25
小早川宗弘君質問	26
・五木村及び相良村の振興について	
副知事田嶋徹君答弁	28
小早川宗弘君質問	29
・熊本都市圏交通の今後の展開について	
副知事田嶋徹君答弁	30
小早川宗弘君質問	31
・TSMC進出に関する今後の対応について	

副知事田嶋徹君答弁 ……………	31	総務部長平井宏英君答弁 ……………	44
小早川宗弘君質問 ……………	32	小早川宗弘君質問——終了 ……………	45
・阿蘇くまもと空港の今後の展開と地域ビジョンについて		休憩 ……………	45
・阿蘇くまもと空港の機能強化と空港周辺の地域振興について		開議 ……………	45
副知事田嶋徹君答弁 ……………	33	磯田毅君質問 ……………	45
小早川宗弘君質問 ……………	34	・水俣病問題の解決に向けた取組について	
・新しい地域ビジョンの策定について		副知事田嶋徹君答弁 ……………	47
副知事田嶋徹君答弁 ……………	35	磯田毅君質問 ……………	48
小早川宗弘君質問 ……………	36	・川辺川ダムの科学的根拠と環境アセスメントについて	
・不適切な保育の対策について		・環境影響評価の手續について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	37	副知事田嶋徹君答弁 ……………	49
小早川宗弘君質問 ……………	37	磯田毅君質問 ……………	50
・八代産アオノリの支援について		・川辺川ピーク流量の推定値について	
副知事田嶋徹君答弁 ……………	38	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………	51
小早川宗弘君質問 ……………	39	磯田毅君質問 ……………	51
・木材資源の利活用促進について		・県立高校の在り方について	
・県内における木材資源の現状について		教育長白石伸一君答弁 ……………	53
農林水産部長竹内信義君答弁 ……………	40	磯田毅君質問 ……………	53
小早川宗弘君質問 ……………	40	・農産物輸送の課題について	
・木材の利活用促進、モク活について		農林水産部長竹内信義君答弁 ……………	55
・くまもと型伝統構法を用いた木造建築物の普及について		磯田毅君質問 ……………	55
土木部長亀崎直隆君答弁 ……………	41	・生活保護制度における自立支援の取組について	
小早川宗弘君質問 ……………	42	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	57
・みどりの食料システム戦略の認定制度について		磯田毅君質問 ……………	58
農林水産部長竹内信義君答弁 ……………	43	・コロナ禍で影響を受けた事業者の再建について	
小早川宗弘君質問 ……………	43	商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………	59
・私立学校における教員の確保対策について		磯田毅君質問 ……………	59
		・学校給食の有機農産物活用について	
		教育長白石伸一君答弁 ……………	61
		磯田毅君質問 ……………	61



・米生産の対策について	
農林水産部長竹内信義君答弁	63
磯田毅君質問——終了	63
日程通告 散会	64
<b>第4号(3月6日)</b>	
議事日程 第4号	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員氏名	65
欠席議員氏名	65
説明のため出席した者の職氏名	65
事務局職員出席者	66
開 議	66
日程第1 代表質問	66
前田憲秀君質問	66
・SDGsの認識について	
知事蒲島郁夫君答弁	67
前田憲秀君質問	68
・健康長寿社会の実現に向けて	
・認知症の正しい理解の促進について	
知事蒲島郁夫君答弁	68
前田憲秀君質問	69
・次期ヘルスプラン策定について	
・健康増進施設の活用について	
・がん対策推進について	
・HPVワクチン接種機会の周知について	
・コロナワクチン接種後の副反応とコロナ罹患後の後遺症対応について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	71
前田憲秀君質問	72
・こども図書館の開館に向けた思いと取組について	
知事蒲島郁夫君答弁	74
前田憲秀君質問	75
・各種スポーツ大会のレガシーと今後の活用について	
知事蒲島郁夫君答弁	76
前田憲秀君質問	77
・熊本都市圏3連絡道路の早期実現について	
土木部長亀崎直隆君答弁	78
前田憲秀君質問	78
・動物愛護センターの整備状況と今後の活用について	
知事蒲島郁夫君答弁	79
前田憲秀君質問	80
・阿蘇くまもと空港の活性化について	
企画振興部長高橋太朗君答弁	81
前田憲秀君質問	81
・新公会計制度導入の効果と今後の活用について	
総務部長平井宏英君答弁	82
前田憲秀君質問	82
・事業承継に関する県の取組について	
商工労働部長三輪孝之君答弁	84
前田憲秀君質問	84
・教員不足対策と人材確保について	
教育長白石伸一君答弁	85
前田憲秀君質問——終了	86
日程通告 散会	86
<b>第5号(3月7日)</b>	
議事日程 第5号	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員氏名	87
欠席議員氏名	87
説明のため出席した者の職氏名	87
事務局職員出席者	88
開 議	88

日程第1 一般質問 …………… 88	企画振興部長高橋太郎君答弁 ……………103
岩下栄一君質問 …………… 88	荒川知章君質問 ……………104
・国の経済対策への対応と今後の財政運営について	・県南地域における観光振興について
知事蒲島郁夫君答弁 …………… 89	知事蒲島郁夫君答弁 ……………105
岩下栄一君質問 …………… 90	荒川知章君質問 ……………106
・再生可能エネルギーの推進について	・芦北管内の鳥獣被害防止対策について
商工労働部長三輪孝之君答弁 …………… 91	農林水産部長竹内信義君答弁 ……………108
岩下栄一君質問 …………… 92	荒川知章君質問 ……………108
・発達障害への対応について	・水俣・芦北地域における医療体制について
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 …………… 93	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………110
岩下栄一君質問 …………… 94	荒川知章君質問——終了 ……………110
・教育、文化の振興について	・不知火海における水産資源の回復について(要望)
・教員不足の解消に向けた働き方改革について	休憩 ……………112
・日本語指導が必要な子供たちの受け入れ体制づくりについて	開議 ……………112
・こども図書館設置に伴う県立図書館との連携について	岩本浩治君質問 ……………112
教育長白石伸一君答弁 …………… 96	・阿蘇の世界文化遺産登録に係る法的規制等について
岩下栄一君質問 …………… 97	企画振興部長高橋太郎君答弁 ……………113
・県立劇場のパイプオルガン設置について	岩本浩治君質問 ……………113
企画振興部長高橋太郎君答弁 …………… 98	・阿蘇山火口カメラの設置支援について
岩下栄一君質問——終了 …………… 98	観光戦略部長原山明博君答弁 ……………116
休憩 …………… 99	岩本浩治君質問 ……………116
開議 …………… 99	・外国人就労者の自動車運転免許の切替えについて
荒川知章君質問 …………… 99	警察本部長山口寛峰君答弁 ……………117
・令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興の進捗状況について	岩本浩治君質問 ……………118
農林水産部長竹内信義君答弁 ……………101	・判断能力が不十分な方の日常生活の自立支援について
土木部長亀崎直隆君答弁 ……………101	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………119
荒川知章君質問 ……………102	岩本浩治君質問——終了 ……………120
・豪雨災害後の芦北地域における地域活性化の取組について	・民生委員の活動に対する支援について

て(要望)	
日程通告 散会	122
<b>第6号(3月8日)</b>	
議事日程 第6号	123
本日の会議に付した事件	123
出席議員氏名	123
欠席議員氏名	124
説明のため出席した者の職氏名	124
事務局職員出席者	124
開 議	124
日程第1 一般質問	124
西山宗孝君質問	124
・熊本都市圏における宇土地域の立地性と担う役割について	
知事蒲島郁夫君答弁	126
西山宗孝君質問	126
・TSMC進出による県内経済への波及について	
商工労働部長三輪孝之君答弁	128
西山宗孝君質問	129
・県民、事業者を巻き込んだゼロカーボン行動の推進について	
環境生活部長小原雅之君答弁	130
西山宗孝君質問	131
・高齢化する戦没者遺族会運営の将来について	
知事蒲島郁夫君答弁	132
西山宗孝君質問	133
・農林水産業における担い手の確保について	
農林水産部長竹内信義君答弁	135
西山宗孝君質問——終了	136
・有明海のノリ養殖施設被害に伴う来期に向けた準備支援について(要望)	
休 憩	137
開 議	137
増永慎一郎君質問	137
・東京・大阪事務所の役割強化について	
商工労働部長三輪孝之君答弁	138
増永慎一郎君質問	139
・熊本都市圏南部地域の渋滞解消に向けた道路整備について	
土木部長亀崎直隆君答弁	141
増永慎一郎君質問	141
・加勢川支川、矢形川の治水対策について	
土木部長亀崎直隆君答弁	142
増永慎一郎君質問	143
・上益城地域内の県道整備について	
・主要地方道矢部阿蘇公園線の未開通区間の整備について	
・一般県道三本松甲佐線の整備について	
土木部長亀崎直隆君答弁	145
増永慎一郎君質問	146
・台湾との交流について	
知事蒲島郁夫君答弁	147
増永慎一郎君質問	148
・県立高校の早朝課外の見直しについて	
教育長白石伸一君答弁	149
増永慎一郎君質問——終了	149
休 憩	150
開 議	150
吉永和世君質問	150
・水俣病の認定審査の現状と今後について	
知事蒲島郁夫君答弁	151
吉永和世君質問	152

・ T S M C 進出に伴う人材育成の取組 について	
知事蒲島郁夫君答弁	153
吉永和世君質問	154
・ 水俣・芦北地域振興計画について	
知事蒲島郁夫君答弁	155
吉永和世君質問	156
・ 旅するくまモンパスポートによる地 域経済の活性化について	
知事蒲島郁夫君答弁	157
吉永和世君質問	157
・ 県の市町村デジタル化への取組支援 について	
理事小金丸健君答弁	159
吉永和世君質問	159
・ 食料安全保障を支える農業の持続的 発展に向けて	
農林水産部長竹内信義君答弁	160
吉永和世君質問	161
・ 有明海及び八代海における水産業の 振興について	
農林水産部長竹内信義君答弁	162
吉永和世君質問——終了	163
日程第2 議案等に対する質疑(第33号か ら第72号まで)	164
山本伸裕君質疑	164
・ T S M C 進出に伴う地下水保全のた めの取組について	
知事蒲島郁夫君答弁	165
山本伸裕君質疑——終了	166
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第 33号から第72号まで)	167
日程第4 請願の委員会付託	167
日程第5 休会の件	167
日程通告 散会	167

## 第7号(3月17日)

議事日程 第7号	169
本日の会議に付した事件	169
出席議員氏名	169
欠席議員氏名	170
説明のため出席した者の職氏名	170
事務局職員出席者	170
開 議	170
日程第1 各特別委員長報告	170
高速交通ネットワーク整備推進特別委員 長報告	170
有明海・八代海再生及びゼロカーボン社 会推進特別委員長報告	172
地域対策特別委員長報告	174
採 決	176
日程第2 各常任委員長報告	176
厚生常任委員長報告	176
経済環境常任委員長報告	178
農林水産常任委員長報告	180
建設常任委員長報告	181
教育警察常任委員長報告	183
総務常任委員長報告	184
反対討論(山本伸裕君)	186
採 決	188
日程第3 閉会中の継続審査の件	189
議員提出議案の上程(第1号)	189
採 決	190
委員会提出議案の上程(第1号)	190
採 決	192
永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並 びに知事の感謝状贈呈	192
閉 会	193
議長の閉会挨拶	193
付 録	
令和5年2月定例会議案議決件名一覧表…付1	

議長諸般の報告	付 5
議案各委員会別一覧表	付 6
請願文書表	付22
委員会審査報告書	付26
閉会中の継続審査申出一覧表	付42
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続 審査申出一覧表	付43



**第 1 号**

**(2月17日)**





令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第1号

令和5年2月17日(金曜日)

議事日程 第1号

令和5年2月17日(金曜日)午前10時開会

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)
- 第5 知事の提案理由説明
- 第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)
- 第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)
- 第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)
- 第9 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)
- 日程第5 知事の提案理由説明
- 日程第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)
- 日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)
- 日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)
- 日程第9 休会の件

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
前田 敬介君  
城戸 淳君  
本田 雄三君  
南部 隼平君  
坂梨 剛昭君  
荒川 知章君  
西村 尚武君  
山本 伸裕君  
岩田 智子君  
島田 稔君  
池永 幸生君  
竹崎 和虎君  
吉田 孝平君  
中村 亮彦君  
大平 雄一君  
高島 和男君  
末松 直洋君  
松村 秀逸君  
岩本 浩治君  
西山 宗孝君  
濱田 大造君  
前田 憲秀君  
磯田 毅君  
河津 修司君  
楠本 千秋君  
橋口 海平君  
緒方 勇二君  
増永 慎一郎君  
高木 健次君  
高野 洋介君

内野 幸喜 君  
山口 裕 君  
淵上 陽一 君  
田代 国広 君  
城下 広作 君  
西 聖一 君  
鎌田 聡 君  
坂田 孝志 君  
溝口 幸治 君  
小早川 宗弘 君  
池田 和貴 君  
吉永 和世 君  
松田 三郎 君  
藤川 隆夫 君  
岩下 栄一 君  
前川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島 郁夫 君  
副知事 田嶋 徹 君  
副知事 木村 敬 君  
知事公室長 小牧 裕明 君  
総務部長 平井 宏英 君  
企画振興部長 高橋 太朗 君  
理事 水谷 孝司 君  
理事 小金丸 健 君  
健康福祉部長 沼川 敦彦 君  
環境生活部長 小原 雅之 君  
商工労働部長 三輪 孝之 君  
観光戦略部長 原山 明博 君  
農林水産部長 竹内 信義 君  
土木部長 亀崎 直隆 君  
会計管理者 野尾 晴一朗 君  
企業局長 竹田 尚史 君

病院事業者 渡辺 克淑 君  
管理 者  
教育長 白石 伸一 君  
警察本部長 山口 寛峰 君  
人事委員会 出田 孝一 君  
委員 会長  
監査委員 藤井 一恵 君

事務局職員出席者

事務局長 手島 伸介  
事務局次長 村田 竜二  
兼総務課長  
議事課長 富田 博英  
審議員兼 濱田 浩史  
議事課長補佐

午前10時開会 開議

○議長(溝口幸治君) ただいまから令和5年2月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(溝口幸治君) まず、閉会中における諸般の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりであります。

〔諸般の報告は付録に掲載〕

日程第1 議席の一部変更の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程に従いまして、日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

井手順雄君の議員辞職に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よ

って、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、西村尚武君、荒川知章君、濱田大造君、以上3人を指名いたします。

---

## 日程第3 会期決定の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの29日間とすることに決定いたしました。

---

## 日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第4、知事提出議案第1号から第72号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)

第2号 令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

第3号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

第5号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

第6号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

第7号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

第8号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

第9号 令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

第10号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計補正予算(第1号)

第11号 令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

第12号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第13号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

第14号 令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

第15号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

第16号 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

第17号 令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第18号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について

第19号 熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

第20号 財産の取得について

第21号 財産の取得について

- |      |                           |  |
|------|---------------------------|--|
| 第22号 | 工事請負契約の変更について             | 盤整備事業等特別会計予算                                     |
| 第23号 | 工事請負契約の締結について             | 第46号 令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算       |
| 第24号 | 工事請負契約の締結について             | 第47号 令和5年度熊本県公債管理特別会計予算                          |
| 第25号 | 工事請負契約の変更について             | 第48号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算                      |
| 第26号 | 工事請負契約の締結について             | 第49号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算                         |
| 第27号 | 専決処分の報告及び承認について           | 第50号 令和5年度熊本県電気事業会計予算                            |
| 第28号 | 専決処分の報告及び承認について           | 第51号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算                         |
| 第29号 | 専決処分の報告及び承認について           | 第52号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算                         |
| 第30号 | 専決処分の報告及び承認について           | 第53号 令和5年度熊本県病院事業会計予算                            |
| 第31号 | 専決処分の報告及び承認について           | 第54号 熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 第32号 | 専決処分の報告及び承認について           | 第55号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 第33号 | 令和5年度熊本県一般会計予算            | 第56号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 第34号 | 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算    | 第57号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 第35号 | 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算  | 第58号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第36号 | 令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算        | 第59号 熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について           |
| 第37号 | 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算   | 第60号 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 第38号 | 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算      | 第61号 熊本県立技術短期大学条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 第39号 | 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算  | 第62号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 第40号 | 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算    | 第63号 熊本県立美術館条例の一部を改正する                           |
| 第41号 | 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算     |  |
| 第42号 | 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算      |  |
| 第43号 | 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算    |  |
| 第44号 | 令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算 |  |
| 第45号 | 令和5年度熊本県高度技術研究開発基         |  |

条例の制定について

第64号 熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について

第65号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第66号 熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第67号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

第68号 包括外部監査契約の締結について

第69号 負担付寄附の受納について

第70号 権利の放棄について

第71号 権利の放棄について

第72号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

## 日程第5 知事の提案理由説明

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、先月24日の暴風雪によるノリ被害への対応について御報告申し上げます。

県では、被災後直ちに、熊本県漁業協同組合連合会とともに現地調査を行うなど、状況把握を続けており、養殖施設の被害額は、今月14日までの

速報値で3億6,000万円となっています。

被災した養殖施設を速やかに撤去しなければ、被害を受けなかったノリや海域環境にも悪影響を及ぼします。そのため、早急な対応が必要であり、被災養殖施設の撤去を県において支援することといたしました。

今後とも、漁業者や関係市町と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の所信の一端を申し述べます。

県南地域を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害から2年半が経過しました。県では、緑の流域治水の理念の下、国や市町村と連携し、球磨川流域における創造的復興に向けた取組を進めています。

治水対策については、この理念を盛り込んだ球磨川水系河川整備計画を昨年策定し、国、県がそれぞれ計画に基づいた取組を進めています。

新たな流水型ダムについては、事業の方向性や進捗を確認する仕組みの第1回会議を昨年12月に開催し、ダムの構造や環境影響の最小化に向けた検討状況などについて、流域住民の皆様と確認を行いました。

また、球磨村神瀬地区では、明後日、豪雨災害後初となる宅地かさ上げ事業の着工式が開催されます。

一方、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、昨年12月定例会において、議員提案により、五木村振興推進条例が改正されました。

この条例改正を踏まえ、先月21日に五木村を訪問し、五木村の新たな振興計画の策定に向け、五木村及び村議会の皆様と意見交換をさせていただきました。その中で、五木村の振興にかける県の責任と覚悟として、中長期的な財政支援の枠組み



と方向性を村にお伝えいたしました。

あわせて、ダム建設予定地である相良村については、昨年いただいた振興策に関する村からの御提案を踏まえ、県としての支援策を今年度中に取りまとめてまいります。

人吉市の土地区画整理事業のうち、県が事業主体となる青井地区は、今月7日に国から事業認可を受けました。市が事業主体となる中心市街地は、年度内の事業認可に向け、法的手続が着実に進められています。

JR肥薩線については、鉄道での復旧に向け、関係者による協議を鋭意進めているところです。私の任期中に復旧の道筋をつけることができるよう、国、JR九州、地元市町村との協議をしっかりと進めてまいります。

また、部分運行を再開しているくま川鉄道については、最大の被災箇所である球磨川第4橋梁の架け替え工事に先月着手しました。令和7年度中の全線復旧に向けて、国の御支援をいただきながら、くま川鉄道株式会社や地元市町村と一体となって取組を進めてまいります。

被災された方々の住まいの再建については、仮設住宅の供用期間の延長について、昨年末、国の同意があり、やむを得ない事情がある世帯については、引き続き、仮設住宅で生活していただくことが可能となりました。来年度にかけて災害公営住宅も順次完成し、併せて木造仮設住宅を被災者の方々の住まいの再建先として活用することも検討されています。

引き続き、関係市町村と連携しながら、被災された世帯それぞれの御意向を踏まえた住まいの再建が一日も早く実現できるよう取り組んでまいります。

次に、発生から7年を迎える熊本地震からの創造的復興についてです。

これまでに、熊本城の天守閣復旧や阿蘇へのアクセスルートの回復など、着実に取組の成果が現れてきました。

来月23日には、創造的復興のシンボルである阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業します。この新ビルの開業に合わせたチャイナエアラインのチャーター便運航も決定しており、これは、熊本—台北線の定期便化につながるものがあります。このチャンスをしっかりと活用し、台湾からの誘客、台湾への送客双方の需要創出、相互交流の拡大に取り組んでまいります。

今年の夏には、南阿蘇鉄道が全線運転再開され、これに合わせ、JR肥後大津駅への直通乗り入れも実現する見通しであります。通勤通学の足として、さらには阿蘇観光の活性化の起爆剤となることを期待しています。

また、熊本地震の経験や教訓を後世に伝える震災ミュージアムについても、中核拠点である旧東海大学阿蘇キャンパスに体験・展示施設がオープンします。

創造的復興の総仕上げとして進めている空港アクセス鉄道については、昨年12月定例会において、肥後大津ルートとすることを決断いたしました。今後、事業化に向けた取組をさらに加速化するとともに、空港周辺地域のさらなる発展を目指すUXプロジェクトなども併せて、大空港構想の実現に向け、取り組んでまいります。

残された課題である住まいの再建については、被災者の方々がこれまでどおり安心して生活できるよう、最後のお一人が再建を果たされるまで、寄り添って支援してまいります。

また、益城町の復興まちづくりについては、土地区画整理事業の区域内で新しい家々が建ち始め、来月には益城町役場新庁舎が完成します。加えて、熊本高森線の4車線化でも、昨年末の町中

心部の木山交差点の暫定供用により、目に見えてまちづくりが進んできました。災害に強いまちづくりに向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

新型コロナウイルスが県内で初めて確認されたから、間もなく3年となります。

大幅に感染が拡大し、病床使用率も過去最大となった第8波についても、現在は、感染者数が減少し、落ち着きを取り戻しつつあります。

国は、感染症法の位置づけを、特段の事情が生じない限り、5月8日に、現行の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ変更することを決定しています。位置づけ変更後の医療費の公的支援や医療提供体制などの具体的な内容は、来月上旬をめどに国から示される見込みです。

本県としても、大きな混乱が生じないように、国からの情報収集を行い、市町村や県民の皆様に対する情報提供を細かにしながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えています。

位置づけの変更により、社会経済活動の正常化に向けた動きが、新たなステージに進んだと感じています。

県では、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業や農林水産業者の施設整備等に対する助成や商店街等が行う町なかのにぎわい回復に資する取組に対する助成など、独自の支援策を実施してまいります。

今後も、県民の皆様生命と健康を第一に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指して取り組んでまいります。

熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の3つの困難を乗り越えた先にある地方創生の姿として、私は、熊本が持つ強みを最大限に生かし、日本の5つの安全保障に貢献す

る姿を描いています。

特に、経済の安全保障に関しては、一昨年11月のTSMCの本県進出決定直後から、半導体産業集積強化推進本部を設置し、様々な課題解決に向けた取組を進めています。

先月の経済団体との訪台により、TSMCをはじめとする台湾の経済界と信頼関係を構築することができました。今後も、県庁のみならず、関係機関と一丸となって、受入れ環境の整備などに取り組んでまいります。

人材育成については、県立技術短期大学校において、令和6年度からの半導体産業の需要に応える新学科設置に向けて、準備を進めています。

渋滞・交通アクセス対策については、県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路へのアクセス道路を整備するとともに、通勤バスの実証事業を実施します。

外国籍駐在員の子供たちの教育環境整備については、公私立の教育機関が行う受入れ環境の整備を支援します。

また、熊本の宝である地下水の保全のため、河川等の未利用水の利活用を検討するとともに、企業による地下水涵養を促進し、新たな観測井戸の設置、涵養効果等のシミュレーションなどにも取り組みます。

さらに、県では、くまもと半導体産業推進ビジョンの年度内の策定に向け、昨日、有識者懇話会を開催いたしました。TSMC進出の効果を県内全域に波及させるため、日本を代表する有識者の方々から幅広い御意見をいただきながら検討を進めてまいります。

また、災害の安全保障に関しては、今春、新たな防災センターが完成します。平時には、これまでの災害の経験や対応ノウハウを全国に発信する拠点として、災害時には、県内はもとより、九州

を支える広域防災拠点として、しっかりとその機能を発揮してまいります。

今年は、蒲島県政4期目の集大成となる極めて重要な年です。熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の3つの困難を乗り越え、熊本の輝かしい未来に向け、全庁一丸となって取り組み、県民の総幸福量の最大化を目指してまいります。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明申し上げます。

まず、令和4年度2月補正予算についてです。

12月補正予算に引き続き、昨年12月2日に成立した国の第2次補正予算に基づく経済対策への対応や県独自の地域活性化対策など、332億円を計上しています。あわせて、今後の執行見込みの精査による減額など、必要な補正を行っています。

これらにより、一般会計は120億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は1兆77億円となります。

次に、令和5年度当初予算について御説明いたします。

今回の予算は、蒲島県政4期目の総仕上げとして、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げ、新型コロナウイルス感染症による危機を克服できるよう、これらへの対応を最優先に編成しました。

さらには、将来の熊本の発展につなげるため、半導体産業のさらなる集積に向けた取組やDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、移住、定住の推進などの事業についても計上しています。

この結果、一般会計予算の総額は、2年連続で県政史上最大を更新し、9,136億円となりました。

続いて、歳出予算の主な内容について、新しい

くまもと創造に向けた基本方針の4つの柱に沿って説明いたします。

第1に、令和2年7月豪雨からの創造的復興についてです。

まず、球磨川流域復興基金を活用し、災害公営住宅などにおけるコミュニティ形成や復興まちづくりの拠点整備を支援してまいります。

また、公共土木施設の災害復旧事業、農地や農業用施設などの社会インフラの復旧に必要な経費を計上しています。

次に、災害に強い郷土づくりに向けて、九州の縦軸、横軸の交通の多重性を確保するため、幹線道路ネットワークの整備を進めます。特に、九州中央自動車道は、来年度中に、山都中島西インターから山都通潤橋インター間が開通予定です。

第2に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応についてです。

まず、感染症の影響により、生活の悪化が懸念される独り親家庭や障害者、生活困窮者など、厳しい状況に置かれている方々への支援や増加している自殺を防ぐための相談体制の強化を実施してまいります。

また、コロナ禍による社会の変容を好機と捉え、県内におけるDXの取組を推進するため、デジタル社会の実現に向けて必須となる県内共通のエリア・データ連携基盤を構築してまいります。

さらに、コロナ禍において地方への関心が高まっており、県外から本県に移住して就農する中高年の方に対する県独自の支援を新たに実施します。

第3に、熊本地震からの創造的復興についてです。

熊本地震等からの創造的復興は、産業分野においても着実に進んでおります。半導体産業のさらなる集積など、本県産業の現在の姿を発信する博



覧会を開催し、国内のみならず、世界に向け、熊本をアピールしてまいります。

また、世界文化遺産への登録を目指す阿蘇は、国の世界遺産暫定一覧表入りの実現を目指し、引き続き、学術的検討や周知啓発などに取り組んでまいります。

さらに、TSMCの進出に伴い、半導体をはじめとした国際航空貨物輸送のニーズが高まる中、阿蘇くまもと空港で実証事業を行い、恒常的な輸送体制の実現を目指します。

第4に、将来に向けた地方創生の取組についてです。

まず、次世代を担う人材の育成については、本年4月に、公立では全国初となるマンガ学科を設置する高森高校において、今後の生徒数の増加が見込まれるため、教室や実習室の整備を行うなど、地域に根差した特色のある教育を進めます。

次に、安全、安心な社会の実現については、県全体の子ども・子育て施策を強化するため、子供医療費助成に取り組む市町村への助成を拡充し、市町村が施策の充実強化を図る環境を整えます。

また、世界的な建築家である安藤忠雄氏から本県に寄贈いただくこども図書館については、令和6年春の開館に向けて準備を進めています。

なお、県民参加型で、個人や企業からの寄附金を募って、図書購入や図書館の運営などに活用するための基金条例を今定例会に提案しております。

さらに、一昨年(2023)の2月定例会で採択された熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議を踏まえ、交通安全に資する取組をハード、ソフトの両面から強化し、特に摩耗した区画線の引き直しについては、県内全域で集中的に取り組んでまいります。

次に、魅力ある地域づくりについては、喫緊の

課題である熊本都市圏の渋滞緩和のため、熊本県新広域道路交通計画に位置づけた新たな高規格道路3路線の実現に向け、国や熊本市と連携し、住民参加型の道路計画検討に着手します。

また、来年度は、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、ラグビー日本代表国際試合やツール・ド・九州2023、そして県内初となる国際バドミントン大会を官民一体となって開催します。

次に、水俣病問題への対応についてです。

公健法に基づく認定業務については、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した上で、申請者の個々の事情に可能な限り丁寧に対応しながら、認定審査を着実に進めてまいります。

また、胎児性・小児性患者の方々には、御本人や御家族の希望を丁寧にお伺いしながら、日常生活を支援してまいります。

あわせて、水俣・芦北地域の振興についても、第七次水俣・芦北地域振興計画の目標が達成されるよう、地元市町と一体となって、着実に取組を進めてまいります。

以上、予算案について御説明申し上げました。

このほか、今定例会には、各種条例案件や工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

---

#### 日程第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第6、ただいま議題といたしました議案のうち、第54号及び第65号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいま

から人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第54号及び議案第65号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第54号については、警察法の一部改正に伴う関係規定の引用条項を整理するものであり、適当であると考えます。

次に、議案第65号については、特殊勤務手当に関する国の財政措置等を踏まえ、本県警察職員の処遇を改善するため、特殊勤務手当の関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

---

日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第7、議案第1号から第32号まで等につきましては、いずれも先議の必要がありますので、まずこれを一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第8、ただいま議題といたしました議案第1号から第32号までにつきましては、これを各常任委員会に付託して審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第32号までにつきましては、各常任委員会に付託して審査することに決定

いたしました。

各付託議案は、さきに配付の令和5年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和4年度2月補正関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

---

日程第9 休会の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

20日及び21日は、議案調査のため、22日及び24日は、各常任委員会開会のため、27日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、20日から22日まで、24日及び27日は、休会することに決定いたしました。

なお、明18日、19日、23日、25日及び26日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(溝口幸治君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る28日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時28分散会

**第 2 号**

**(2月28日)**



令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第2号

令和5年2月28日(火曜日)

議事日程 第2号

令和5年2月28日(火曜日)午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 休会の件

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
 前田 敬介君  
 城戸 淳君  
 本田 雄三君  
 南部 隼平君  
 坂梨 剛昭君  
 荒川 知章君  
 西村 尚武君  
 山本 伸裕君  
 岩田 智子君  
 島田 稔君  
 池永 幸生君  
 竹崎 和虎君  
 吉田 孝平君  
 中村 亮彦君  
 大平 雄一君  
 高島 和男君  
 末松 直洋君  
 松村 秀逸君

岩本 浩治君  
 西山 宗孝君  
 濱田 大造君  
 前田 憲秀君  
 磯田 毅君  
 河津 修司君  
 楠本 千秋君  
 橋口 海平君  
 緒方 勇二君  
 増永 慎一郎君  
 高木 健次君  
 高野 洋介君  
 内野 幸喜君  
 山口 裕君  
 淵上 陽一君  
 田代 国広君  
 城下 広作君  
 西 聖一君  
 鎌田 聡君  
 坂田 孝志君  
 溝口 幸治君  
 小早川 宗弘君  
 池田 和貴君  
 吉永 和世君  
 松田 三郎君  
 藤川 隆夫君  
 岩下 栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

副知事 田嶋 徹君

副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 小 牧 裕 明 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 水 谷 孝 司 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 竹 内 信 義 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者 渡 辺 克 淑 君  
管 理 者  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 山 口 寛 峰 君  
人 事 委 員 会 西 尾 浩 明 君  
事 務 局 長  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介  
事 務 局 次 長 村 田 竜 二  
兼 総 務 課 長  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○議長(溝口幸治君) おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 各常任委員長報告

○議長(溝口幸治君) 日程に従いまして、日程第1、去る17日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第32号までについて、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますの

で、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

[南部隼平君登壇]

○南部隼平君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の2月補正予算は、新型コロナウイルス感染症の入院患者受入れのための病床確保やコロナ特例貸付けの対象者等への継続的なフォローアップに要する経費等の増額、事業の執行見込みの精査等による減額で、総額64億9,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,482億9,800万円余であります。

病院局の2月補正予算は、収益的収支において、給与費の減等で5,600万円余の減額補正、資本的収支において、企業債の確定に伴う償還金の増で200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせて24億3,800万円余であります。

あわせまして、健康福祉部、病院局関係の繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

議案の審査の過程において論議されました主な

ものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、新型コロナワクチンの接種については、重症化の予防や流行の抑制の面から必要と考えられるが、5回目接種における接種率が極めて低い状況が続いている、接種率を伸ばしていくための対応やワクチン廃棄の状況について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、ワクチン接種については、希望される方全てが年度内に接種できるよう、様々な広報媒体を通じて呼びかけている、県民広域接種センターの利用数も予定より少ないが、本県の20歳から40歳代の接種率は全国平均よりも1.5倍ほど高く、平日夜間や休日には接種できない方への役割は果たしていると考えている、ワクチンの廃棄状況については、市町村の廃棄量は把握できていないが、県民広域接種センターでは廃棄の実績はないとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナ感染症に罹患した後の後遺症について、県の窓口への相談の状況はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、罹患後の後遺症、いわゆる罹患後症状に関する相談については、新型コロナの専用相談窓口において、一般的な相談と併せて受け付けており、全体の相談件数が月3,000から4,000あるうち、罹患後症状に関する相談件数は30件以下である、罹患後症状には様々な症状があるため、まずは、かかりつけ医に相談した上で、専門医療機関に相談いただくよう案内をしているとの答弁がありました。

次に、委員から、感染症予防費の減額に関連して、梅毒等の感染者が若い人を中心に非常に増えていると聞くが、県内の感染状況等を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、梅毒の感染者数は、令和3年の131件から令和4年は過去最多の197件と増加傾向にある、県としては、まず、梅毒などの性感染症について詳しく知っていただく

ことが必要と考え、医療機関と連携して、症状を詳しく紹介する動画を作成する等の取組を進めており、今後、若い世代へ行き届くよう、予防の啓発をしっかりと進めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、公衆衛生獣医師確保育成事業について、本県でも、他県との競争となりながら、県の採用試験の対象年齢を定年退職の前年まで引き上げるなどして、獣医師の確保に努めていると思うが、来年度入庁予定の獣医師の採用は目標どおりできているのかとの質疑があり、執行部から、来年度の採用予定19人に対して、受験者は4人で、採用内定は3人だったが、既に1人からの内定辞退があり、最終的に2人を採用する見込みで、目標の達成は厳しい状況であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、公衆衛生獣医師として行政に入る人は、全国的に少ないと聞いている、県庁の獣医師の仕事の魅力を伝えていくとともに、このような育成事業も拡充するなどしながら、獣医師の確保について抜本的に考えていくべきではないかとの質疑があり、執行部から、現在、大学へのリクルート活動、臨床の獣医師の方向けの雑誌への求人掲載等の取組を進めており、また、受験機会の拡大についても検討している、さらに昨年4月から初任給調整手当も引き上げており、このようなことと併せて、公衆衛生獣医師の仕事の魅力についてもしっかりとアピールをしながら、採用につなげていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。



○議長(溝口幸治君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係2議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の2月補正予算は、国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業等に係る増額、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったこと等による減額で、総額1億6,900万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて178億800万円余であります。

商工労働部の2月補正予算は、一般会計で、令和2年7月豪雨で被災した中小企業のなりわい再建のための支援に要する経費等の増額、事業復活おうえん給付金の実績額確定等に伴う減額で、総額66億7,300万円余の増額補正、特別会計で、中小企業振興資金特別会計の執行見込みの精査に伴う減額、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の所要見込みの増額等で、総額20億7,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて974億6,500万円余であります。

観光戦略部の2月補正予算は、宿泊事業者に対する省エネ設備等の導入助成に要する経費等の増額、事業の執行見込みの精査等に伴う減額で、総額16億9,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、95億5,700万円余であります。

企業局の2月補正予算は、緑川発電所リニュー

アル関連工事の完了に伴う工事費等の減額、物価高騰に伴うコンセッション方式の運営権者が行う施設、設備の維持管理費等の増額、職員給与費の確定に伴う補正等で、総額3億5,100万円余の減額補正であり、補正後の電気、工業用水道、有料駐車場の3事業の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億300万円余であります。

労働委員会の2月補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う運営費、委員報酬の執行見込みの精査による減額や職員給与費の確定に伴う補正で、総額1,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、1億900万円余であります。

あわせまして、各部局等関係の繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、ウクライナからの避難民受入支援事業に関連して、戦況がさらに長引くようであれば、就労支援も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、県内にウクライナから避難された16人のうち、1人は受入れ団体で手厚い支援を受け、就労も兼ねて他県に転出している、残り15人についても、一部の方は就労しており、今後もこれら避難民の方々の意向も伺いながら、必要な支援を行っていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ウクライナ侵攻は終わりの見えない状況であり、引き続き、精神面も含めたサポートをお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、企業局の今年度の電気事業会



計について、当初予算では黒字と見込んでいたところ、最終的には赤字となっている、今後、黒字を維持していくとの話を聞いていた中での赤字であり、経営計画の見直しを考えているのかとの質疑があり、執行部から、今年度は、緑川発電所においてFIT単価での発電を見込んでいたが、単価適用の手續に時間を要し、単価の適用時期がずれ込んだことで赤字となった、ただ、FIT単価が適用される期間に変わりはないため、得られる総収入は変わらないことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、消費者の支払う電気料金は上昇しており、電気料金とバランスの取れた売電価格となるよう、電力事業者としっかり話をしながら進めてもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、TSMC進出に関連して、熊本は世界から注目されており、今後企業の集積が加速すると見込まれている、現在計画している工業団地の増設で対応できるのか、計画の見直し等を検討しているのかとの質疑があり、執行部から、工業団地の増設は、県営で合志市と菊池市の2か所に計画しているほか、市町村でも準備をしている、また、必要に応じて民間の土地も活用しながら、熊本に多くの企業が集積できるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMC進出に関連して、経済界からは、人材が集まる企業、集まらない企業があり、企業間で偏りがあるという話や、人材不足の中で、技能実習生など外国人材を活用していく必要があるとの話を聞く、これら人材確保の面での課題について、それぞれの点からバランスを取っていく必要があると考えるが、業種ごとに状況は異なるため、現状どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、半導体人材の確保については、半導体人材育成会議を通じて、

産業界や熊本大学、高等専門学校などと意見交換し、どのような人材が必要か協議しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMC進出関連だけではなく、中小零細企業、地場企業についてもしっかり対応してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

**○議長(溝口幸治君)** 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

島田稔君。

[島田稔君登壇]

**○島田稔君** 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係4議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の2月補正予算は、国の総合的なTPP等関連政策大綱や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく施策のほか、物価・原油価格高騰の影響を受けている農林水産業者への支援に要する経費等の増額、事業費の確定等に伴う減額で、総額68億1,800万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて860億9,500万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、工事請負契約の締結について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、収入保険加入緊急支援事業について、本県の収入保険への加入経営体数は、ほぼ目標を達成しているということであるが、これは、本県が保険に加入する際の一時金の助成を行ったことで加入促進が図られた結果だと考えているので、本県独自の取組の効果を検証して国へ伝え、令和6年度の制度改正に反映させてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、飼料高騰対策について、現在の国際情勢を考えると、飼料価格が下がる見通しが立たない、今後どのように自給飼料の増産に取り組んでいくのか、また、飼料価格がこのまま高止まりしてしまうことになると、配合飼料価格安定制度の見直しが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、自給飼料の増産については、子実用トウモロコシ等の積極的生産、コントラクターなど外部組織の強化等に取り組んでいきたい、また、配合飼料価格安定制度については、激変緩和措置であるため、補填金は減っていく見込みであるが、国は、今年度末まで支援措置を続けるものと思われる、今後の国の対応については、引き続き情報収集を行ってほしいとの答弁がありました。

さらに、委員から、養豚業も配合飼料を使っているが、穀物飼料の国内生産は、費用対効果の面で考えれば現実的ではない、また、今のところ若干豚の値段が高いが、養豚業者の経営が厳しいのは確かなので、飼料高騰に対する支援を検討して

ほしいとの要望がありました。

次に、委員から、中山間地域の棚田における農業生産基盤整備事業について、基盤整備を行う場合のB/Cには、受益者と関係ない埋蔵文化財の調査費がコストとして含まれたり、今よりも生産性を上げることが求められているが、将来にわたり中山間地域の農地を守っていくためには、生産性の向上だけではなく、農地を維持していくという観点からの基盤整備も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、埋蔵文化財の調査費用の取扱いについては国に要望している、また、基盤整備事業による効果については、作物生産効果だけではなく、多面的機能も効果として評価しており、引き続き、農業効果と多面的機能の双方を合わせた価値を適切に評価していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県産アサリ熊本モデル周知業務について、アサリの偽装問題については、偽装根絶とアサリの資源回復に一生懸命取り組まれていると思うが、今後も偽装防止を徹底し、熊本ブランドの品質向上を図ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、暴風雪によるノリ養殖被害について、ノリ網等の撤去は県が、処分は関係する市町が対応すると聞いているが、ノリ養殖業者が既に撤去したのも県の支援対象となるのかとの質疑があり、執行部から、被災直後から撤去したのも対象となる、なお、県では、本年1月24日の被害発生後、直ちに現状確認調査を行っており、ノリ網等の撤去、処分について、関係市町と連携して支援することとしているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認するこ

とに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（溝口幸治君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係6議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の2月補正予算は、国の補正予算への対応に伴う国直轄事業負担金の増等による増額、国庫内示による事業費確定等に伴う減額で、総額12億3,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,397億7,800万円余であります。

あわせて、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。工事請負契約の締結について外5議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県道熊本高森線の4車線化事業について、県の対応が遅いとの意見があるが、実際のところ事業は遅れているのかとの質疑があり、執行部から、熊本高森線4車線化については、令和7年度全線供用という目標を立て、現

在、収用申請等を行いながら、遅れが出ないように事業を進めている、令和5年度には、益城町惣領交差点までの供用を、それ以降も順次供用を図りながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、益城町木山地区の土地区画整理事業についても、予定どおり進んでいるのかとの質疑があり、執行部から、土地区画整理事業については、令和9年度の供用に向け、現在、仮換地指定が8割を超え、宅地引渡しが約3割終わったところである、今後も、計画的に仮換地指定や工事を進め、遅れが出ないように事業を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県においては、事業が順調に進んでいることをきちんとアピールしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、管理瑕疵の専決処分に関連して、倒木や落ち枝による事故の議案が毎回提出されている、県として対策を講じているのは承知しているが、道路に覆いかぶさっている樹木が散見されるため、もう少し低木にするなど、何か対応を考えているのかとの質疑があり、執行部から、今回の事故は、街路樹ではなく、のり面に生え、大きく成長した樹木による事故であるが、来年度は、倒木関係、除草関係の予算を提案しており、それによりしっかり対応できるのではと思っている、あわせて通常のパトロールもしっかり行っていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、民有地からの倒木による事故の場合の責任の所在はどうなるのか、道路管理者にも責任はあるのかとの質疑があり、執行部から、ケース・バイ・ケースではあるが、民有地からの倒木でも、道路管理者である熊本市に責任の一部を問う判決が昨年12月に確定しており、道路管理者の責任が問われる場合があると認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、そのような例があるのであれば、そういった事故が起きないように、道路管理者としての責任をしっかりと果たしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、業者への道路維持管理の委託は、路線ごとに行っているのか、複数の路線をまとめて行っているのかとの質疑があり、執行部から、出先機関により様々であるが、大体1つの業者が複数の路線を管理していることが多いとの答弁がありました。

さらに、委員から、予算を均等に配分しても、道路の使用頻度などで対応が必要な程度は違ってくる、例えば県道益城矢部線では、落ち葉が多い場所の維持管理に通常の委託料では足りず、別枠で予算が必要になったと聞いている、また、業者の対応も様々であるため、路線ごとの状況も踏まえ、予算の配分を変えるなど見直しは考えられないのかとの質疑があり、執行部から、毎年、市町村等からの要望を踏まえ、出先機関と話し合っ、路線ごとの予算を配分している、なお、突発的な事案については、その都度、出先機関からの要望を踏まえ、内容を吟味し予算を配分しており、できる限り臨機応変に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の2月補正予算は、例年に比べ減額幅が縮小されたと感じている、これは、執行率が上がり、国からの財源も確保されたということで、努力の成果の現れではないかと感じている、これからも、減額幅が縮小していくよう、県内の交通インフラ整備に取り組んでほしいが、土木部長の所感を伺いたいとの質疑があり、執行部から、今回、国の補正予算の配分額は、九州で2位、全国でも10位という結果になり、県議会議員や国会議員の方々も含めて、チーム熊本として最大限頑張ってきた成果の一つだと思ってい

る、さらに来年度当初予算でも、昨年度より増額した予算を提案しており、災害からの復旧、復興、TSMC関連、幹線道路ネットワーク整備等々の課題がある中で、県民の皆様が安全で豊かで暮らしやすい生活を送ることができるよう、精いっぱい頑張っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、様々な課題が山積しているが、今後とも精いっぱい取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

**○池永幸生君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の2月補正予算は、国の補正予算を活用した特別支援学校のトイレ改修工事及び県立学校における物品購入等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額32億9,200万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,232億6,200万円余であります。



警察本部の2月補正予算は、国土強靱化に向けた交通安全施設整備等に要する経費等の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額4億8,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、411億4,300万円余であります。

あわせて、教育委員会、警察本部関係の繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、教育長の総括説明の中で、女子生徒の体に触れるなどの行為を行った中学校教諭を免職にするなど、3人の教職員の不祥事についての報告があったが、被害に遭われた生徒が、その後通常どおり学校に行ける状況になっているのかとの質疑があり、執行部から、いずれの事案についても、学校の中で被害に遭われた生徒に対するフォロー体制を取っていることから、事案発覚後も学校に登校されており、その後の学校生活で問題があったとは聞いていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、議会のたびに不祥事の報告があつているので、不祥事が発生しないよう全力で取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、教職員給与費が大きく減額補正してあるが、これは教員の配置数が定数に満たないことが原因と思うが、現状はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、教員不足を埋めるべく教員確保に努めているが、完全には埋められていない、昨年5月時点で、定数に対して県全体で97人が不足しており、学校現場から教員不足で困っているとの声を聞いており、引き続き、教員の確保に努力していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、教員不足は、小学校で特に深刻だと聞くが、その要因は何かとの質疑があり、執行部から、小学校教員の不足要因の一つは、現在退職者が多くなっていること、もう一つは、就職時に教員以外を選択する教育学部の学生が増えていること、これは、学校現場が多忙で長時間労働となっていることなどが背景にあると思われる、学校における働き方改革や教職の魅力発信を進めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、小学校は人生における大事な時期なので、教職の魅力発信などに力を入れてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、就学支援金交付等事業費の減額補正について、どんな事業内容で、何人ぐらいの利用を想定していたのか、また、所得制限はあるのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、高校における授業料の負担軽減を目的としたものであり、その事業費は、前年度の生徒数に進学率や進級率などを乗じて積算している、当初は2万5,117人の利用を見込んでいたが、実績は2万3,593人であり、見込みより1,524人下回った、また、大まかな年収の目安は910万円未満であり、昨年度における事業の利用率は84.1%であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、高等学校等進学奨励費の奨学のための給付金事業については、教育振興費全体の当初予算額が約9億円であるのに対し、約2億1,300万円の減額補正と大きくなっているが、当初の利用見込みの人数から実績の見込みが何人減ったのかとの質疑があり、執行部から、当初見込みは約5,000人で、実績の見込みは3,657人である、当事業は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担軽減を行うものであり、確実に給付ができるよう、余裕を持った予算、いわゆる待ち受け予算

として確保しているため、どうしても執行残が大きくなってしまふとの答弁がありました。

さらに、委員から、これらの就学支援金交付等事業や奨学のための給付金事業は、確実な執行のために余裕を持った予算を確保することは理解できる、ただ、このように補正での減額が大きい事業については、執行部はもっと丁寧な説明を行ってほしい、また、委員会がインターネット中継され、県民の方でも視聴できるということからも、その点についてお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、交通安全施設費における信号機のLED化について、以前の信号機は台風などで回転して向きが変わったりしていたが、今はLED化で軽量になって、そういった影響も少なくなってきたと思う、どれくらいLED化がなされているのかとの質疑があり、執行部から、令和4年3月現在、県下に2,836か所の信号機を設置しており、そのうち1,843か所のLED化を進めており、率にして約65%となっているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長（溝口幸治君） 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並

びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係2議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和4年度一般会計2月補正予算は、国の補正予算に対応した災害からの復旧、防災・減災、国土強靱化等への対応や新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費等の増額、今後の事業執行見込みの精査等による減額で、総額119億9,700万円余の増額補正であり、補正後の令和4年度の一般会計の予算総額は、1兆77億4,100万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等があります。

次に、条例等関係議案についてであります、財産の取得について外1議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、私学振興助成費について、支援する対象者が減ったということで、大幅な減額補正となっているが、その理由は何かとの質疑があり、執行部から、これらの支援金等については、制度の性格上、年度途中で予算が不足することを避ける必要があるため、対象生徒数を当初予算で若干多めに見積もっている、今回、最終的に学校から申請される対象生徒数を確定するに当たり、その生徒数が減ったため減額となったとの答弁がありました。

次に、委員から、市町村行政維持向上支援事業について、この事業で市町村の今後の行政体制の在り方を検討したということだが、こういった方向で取りまとめるのかとの質疑があり、執行部から、市町村には、今後、人口減少等で地域の支え手も少なくなっていく中で、どのようにして行政

サービスを提供していくかという課題があると考えている、そのため、市町村には、将来の行政需要等を見込んで、その課題にどう対応していくかという地域の未来予測を作成していただくことが重要であり、そうした取組が広がっていくよう働きかけていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、物価高騰対応生活者支援交付金について、対応窓口はどこになるのか、また、社会福祉協議会でお金を借りていた生活困窮者も、この交付金で支援することはできるのかとの質疑があり、執行部から、対応窓口は、物価高騰に対する事業を行う各市町村の事業担当課となる、また、この交付金は、市町村の取組への補助を想定しており、生活困窮者への支援については、市町村がそのような支援事業に取り組むかどうかによるとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原再生事業について、野焼きは、阿蘇の世界遺産登録に向けて大きな要素になっていると聞いているが、県としてどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、野焼きは、阿蘇の世界遺産登録に向けて重要な要素であると認識している、最近は、野焼きを行わない牧野も出てきており、阿蘇グリーンストックなどと協力しながら、野焼きの再開の支援、ICTを活用した実証事業、野焼きによる森林火災等への補償に係る損害賠償保険の創設の働きかけなど、県として様々な取組をしているとの答弁がありました。

次に、委員から、球磨川流域復興基金交付金について、今回減額補正となっているが、基金の活用が積極的に進むよう柔軟に対応することも一つの方策であり、復興の足かせになっているとの評価につながらないよう、被災地の支援を頑張してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、今回減額補正した分は、来年度以降も使えるのかとの質疑があり、執行部から、今回減額した分は、基金から取り崩さず、基金に残るので、来年度以降も使える、引き続き、市町村の細やかなニーズを酌み取りながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この交付金については、毎年度検証しながら、メニューを増やしたり、重点化されたりしていることはありがたい、今後も、定期的に市町村にこの交付金の積極的な活用を促すアナウンスをするなど、周知にも力を入れてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員長の報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（溝口幸治君）** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第2号から第24号まで及び第26号から第32号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外29件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

この際、議案第25号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく橋口海平君の退場を求めます。

〔橋口海平君退場〕

○議長(溝口幸治君) ただいまの農林水産常任委員長報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

橋口海平君の入場を求めます。

〔橋口海平君入場〕

○議長(溝口幸治君) 次に、議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(溝口幸治君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

## 日程第2 休会の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明3月1日及び2日は、議案調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、明3月1日及び2日は休会することに決定いたしました。

○議長(溝口幸治君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る3月3日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時47分散会



**第 3 号**

**(3月3日)**



令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第3号

令和5年3月3日(金曜日)

議事日程 第3号

令和5年3月3日(金曜日)午前10時開議

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
 前田 敬介君  
 城戸 淳君  
 本田 雄三君  
 南部 隼平君  
 坂梨 剛昭君  
 荒川 知章君  
 西村 尚武君  
 山本 伸裕君  
 岩田 智子君  
 島田 稔君  
 池永 幸生君  
 竹崎 和虎君  
 吉田 孝平君  
 中村 亮彦君  
 大平 雄一君  
 高島 和男君  
 末松 直洋君  
 松村 秀逸君  
 岩本 浩治君

西山 宗孝君  
 濱田 大造君  
 前田 憲秀君  
 磯田 毅君  
 河津 修司君  
 楠本 千秋君  
 橋口 海平君  
 緒方 勇二君  
 増永 慎一郎君  
 高木 健次君  
 高野 洋介君  
 内野 幸喜君  
 山口 裕君  
 淵上 陽一君  
 田代 国広君  
 城下 広作君  
 西 聖一君  
 鎌田 聡君  
 坂田 孝志君  
 溝口 幸治君  
 小早川 宗弘君  
 池田 和貴君  
 吉永 和世君  
 松田 三郎君  
 藤川 隆夫君  
 岩下 栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

副知事 田嶋 徹君  
 副知事 木村 敬君

知事公室長 小 牧 裕 明 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 水 谷 孝 司 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 竹 内 信 義 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者 渡 辺 克 淑 君  
管 理 者  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警察本部長 山 口 寛 峰 君  
人事委員会 西 尾 浩 明 君  
事務局長  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介  
事務局次長 村 田 竜 二  
兼総務課長  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
議事課長補佐

午前10時開議

○議長(溝口幸治君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 代表質問

○議長(溝口幸治君) 日程に従いまして、日程第1、代表質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人100分以内の質疑応答で

ありますので、さよう御承知願います。

自由民主党小早川宗弘君。

〔小早川宗弘君登壇〕(拍手)

○小早川宗弘君 皆様、おはようございます。自由民主党・八代市・郡選出の小早川宗弘でございます。

今回、私にとっては2回目の自民党を代表しての質問というふうなことで、気合を入れて挑みたいというふうに思いますし、今日は、残念ながら知事欠席でありますけれども、田嶋副知事が対応されるかと思っておりますけれども、知事に成り代わって、思い切った答弁をいただきたいというふうに思います。

また、今回は、10問用意をしておりますけれども、広く、浅くではなくて、広く、深く、でも簡単、簡潔な質問にしておりますので、執行部の皆さん方におかれましても、分かりやすく簡潔に、そして前向きな答弁をいただきますようお願いを申し上げて、発言通告書に従って質問に入らせていただきます。

1番目の質問は、姉妹提携40周年を迎えたモンタナ州との交流について質問いたします。

去年、本県は、米国モンタナ州との姉妹提携40周年を迎えました。モンタナ州では、40周年を記念して式典が開催されましたが、知事訪問団とともに、県議会からは、溝口議長、池田元議長、そして前議長の私が式典に参加をさせていただきました。

モンタナ州は、アメリカ北西部に位置し、州の西側にはロッキー山脈が縦断している大自然の中にあり、主要産業は農業と観光で、日本全体とほぼ同じ面積に人口約105万人の人々が暮らしています。

今回は、州都のヘレナ、別荘地として有名なボーズマン、学園都市のミズーラの3都市を回りま

したが、あいにく大寒波が訪れ、季節外れの大雪が降る中での滞在となりました。

バスでの移動においても、地吹雪に見舞われ、高速道路は一部区間が通行止め、また、横転しているトレーラーやスリップしている車などを横目に見ながら、緊張する場面もありましたが、モンタナ州政府の方々が無事の準備をされていたこともあり、無事に日程をこなすことができました。モンタナ州の皆様には感謝しかありません。

また、公式行事としては、モンタナ州知事表敬訪問やロッキー博物館の視察、農業経営者との意見交換会、また、ギターで有名なギブソン社への訪問、マンスフィールドセンター、大学や博物館主催の昼食会、夕食会など、非常に密度の高い視察でありました。

過密的スケジュールを組んでいただきました溝口議長にも、心から厚く御礼をこの場でさせていただきますと思います。

特に、モンタナ州・ジンフォート知事との会談では、ジンフォート知事から、姉妹都市の継続や今後企業なども含めた多くの分野で交流を進めたいとの挨拶があり、溝口議長からも、モンタナの起業家、研究機関、大学の皆さんともこれまで以上に交流を深めて、そしていろいろと研究していけるような関係、世界に貢献できるビジネスパートナーづくりを考えていきたいと思いますとの提案もなされたところです。

また、最終日は、熊本高校の留学生2人にも来ていただき、交流会が開催されましたが、2人とも勉学に励み、充実した生活を送っているとのことで、県の留学派遣事業も意義深いものになっていると感じたところです。

11月6日から11日まで4泊6日の短い滞在でありましたが、様々な分野の方々と交流をすることができましたし、今後さらにモンタナとの交流を

加速し、双方にとって有益な交流を進めていくことが極めて重要だと実感したところです。

とりわけ、モンタナ訪問中は、知事も、流暢な英語を話され、会議もさることながら、夕食会ではアルコールも入り、終始上機嫌で熊本をPRされていました。

私は英語は話せませんが、坂口モンタナ州政府駐日代表や執行部の方々からの的確な通訳をいただき、言葉の壁はあるものの、心の通う有意義な交流ができました。

とにかく、今回の訪問で、より一層、モンタナとの絆は深まったものと思いますし、今後は、さらに多くの県民にもモンタナを訪れ、また、モンタナからも熊本へ来ていただきたいと思います。

そこで、40周年を契機に、モンタナ州との新しい交流を進めなければなりません。特に観光、ビジネス分野での今後の展開、そして教育分野では、教員の派遣を含めた留学制度について、今後どのような取組をしていくのか、今回の視察の成果を含めて、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

○副知事(田嶋徹君) モンタナ州との交流についてお答えいたします。

モンタナ州との交流は、1979年、当時の駐日アメリカ大使であったマンスフィールド氏の御尽力により、彼の故郷であるモンタナ州を推薦いただいたことに始まります。

以来、本県とモンタナ州は、延べ86回を数える相互訪問やモンタナクラブによる民間交流、恐竜の化石や英語劇を通じた文化交流など、40年もの長きにわたり、途絶えることなく交流を続けてまいりました。

ここ数年、コロナにより海外との往来に制限があった中、今回、蒲島知事が直接訪問し、変わらぬ友情と絆をお互いに確認できたことは、今後さ

らなる発展的交流を進めていく上でも、大変意義深いものとなったと、そのように思います。

今回のモンタナ州訪問では、県議会からも御参加いただき、行政のみならず、州議会、また、マンスフィールドセンターとも多角的な意見交換ができました。今回の訪問をより実りあるものにしたことに、溝口議長、池田議員、小早川議員に大変感謝申し上げます。

次に、今回の成果を踏まえた今後の交流の充実と取組の方向性についてお答えします。

まず、観光分野では、これまで恐竜の化石などを中心とした交流を行ってまいりましたが、今後は、さらに博物館の連携に向けて検討を進め、交流の裾野を広げてまいりたいと考えております。

具体的には、モンタナ州立大学が開催するイベント等において、伝統芸能や球磨焼酎をはじめ県産品の紹介をするほか、くまモン・メタバースなどのデジタル技術を活用し、本県の魅力をモンタナ州へ広くPRしてまいります。

次に、ビジネス分野においてですが、モンタナ州では、現在、バイオサイエンスや光工学といった分野で関連企業の集積が進んでいると伺っています。

今後は、本県が進める半導体関連産業のさらなる集積やライフサイエンス分野を中心としたUXプロジェクトなども含め、熊本とモンタナ州の企業、団体間で技術等の情報共有や企業経営者との交流を行うなど、ビジネス面の交流促進につなげてまいります。

教育分野では、グローバル人材の育成に向けた取組の柱の一つがモンタナ州との交流です。県内の3つの高校と3つの大学が姉妹校提携を結んでおり、学校単位でお互いの文化理解や友好を深める交流を行っています。また、州内の3つの大学とは、奨学金給付の覚書も締結しています。

議員お尋ねの留学派遣、交流については、昭和57年からこれまで延べ800人を超える高校生及び教員を派遣し、語学研修や現地の人々との触れ合いなどを深めてまいりました。

参加した高校生はもとより、教員からも、熊本の子供たちの未来のために、英語という教科を通して、夢や元気を与えていきたいなどの感想が多く寄せられました。

今後は、これらの取組を充実させるとともに、コロナで中断していた現地との交流の復活を契機に、モンタナ州との絆がさらに強固なものとなるよう、高校生及び教員の派遣や留学制度の充実強化に努めてまいります。

本県とモンタナ州とは、これまで育んできた固い絆を土台とし、これからも、人と人のつながりをより密にするとともに、お互いの地域の発展に向け、観光、ビジネス、教育の各分野で交流を深めてまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、私も初めてモンタナに行きましたけれども、本当に大自然に囲まれたところで、素晴らしいところでありましたし、40周年を契機に、何か新しい交流が必要ではないかというふうなことを強く実感しました。

やっぱり、実際モンタナに行って、そしていろんなものを見て、そして人と会って、そういうことをしていかなないと、新しい局面は生まれないのかなというふうに思いますので、御答弁にありました取組以外にも、例えば、1年に1回、熊本空港から直接チャーター便でモンタナに行く県民モンタナツアーとか、そういうおもしろい企画をされるといいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

それから、モンタナ州知事からは、企業を含め

た多くの分野で交流を行いたいというふうなことを言われておりましたし、また、溝口議長からも、世界に貢献できるビジネスパートナーづくりに向けて取り組んでいきたいと思いますというふうな発言もあっておりますので、答弁では、ライフサイエンス、医療や薬品分野での交流を模索していくというふうなことでありますので、ぜひ新しい視点でのビジネス交流を実現していただきたいと思っております。

また、モンタナに研修に行くビジネスマンに対して旅費の一部を補填するとか、そういった取組も有効ではないかなというふうに思っておりますので、そういったことも今後検討してください。

それから、留学生の派遣でありますけれども、熊高から留学生の方お二人にお会いしましたけれども、とても優秀で、非常に高い志を持っていらっしゃる生徒さんでしたし、留学を希望する生徒さんもかなり多いのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ予算を拡大して、この留学派遣事業をもっと充実させていただきたいと思っております。

また、最近、学校の教師がモンタナを訪れるといったことがあまりないというふうなことで、まず教師がモンタナのことを知って、そして生徒に留学のアドバイスをするというふうな流れも、そういったことも大切かと思っておりますので、そういった施策も充実させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2番目の質問は、五木村及び相良村の振興についてです。

令和2年7月豪雨災害から2年8か月が経過しようとしています。私の地元である八代市においても、大きな被害を受けた坂本町で輪中堤や宅地かさ上げが進められ、合志野地区や中津道地区では、災害公営住宅が建設されています。

また、先月は、坂本町中心部の整備方針を定めた坂本支所等整備基本計画が策定され、新たなまちづくりに向けて、今後具体的な取組が行われますが、地域住民にとっても、将来への希望が少し見えてきたのではないかなと思っております。

交通インフラでは、国道219の本格的な復旧工事が進んでおりますが、橋梁の復旧についても、崩壊した10橋のうち5橋の下部工工事が着手され、抜本的な治水対策についても、球磨川水系流域治水プロジェクトに沿って、様々な治水対策が進められています。

また、新たな流水型ダムについては、去年8月に策定された球磨川水系河川整備計画に盛り込まれ、現在、法と同等の環境アセスメントの手続が実施されています。

このように、地元や関係者の方々の御尽力により、少しずつではありますが、豪雨災害からの復旧、復興が着実に、確実に進んでいるものと感じております。

しかしながら、決して忘れてはならないのが、再びダム問題に直面することになった五木村の振興であります。

五木村の振興については、去年9月の池田先生の代表質問で、また、12月には松田先生から一般質問があり、県議会でも繰り返し議論されてきました。

特に、去年12月定例会においては、立憲民主連合、公明党、そして我が自由民主党の3党派共同提案により五木村振興推進条例を改正し、県議会としても、五木村の振興を県政の最重要課題として、これまで以上に強力に推進していく覚悟を示したところであります。

そして、本定例会の冒頭、蒲島知事からも、条例改正を踏まえ、中長期的な財政支援の枠組みと方向性を村に伝えたとの説明がありました。これ



は、五木村の再生にかける知事の決意の表れだと思っております。

これまでダム問題に翻弄され続け、そして過疎化が進み、地域が低迷する五木村の振興を、全力で進めていくことが極めて重要であります。

そこで、今回、五木村に対する中長期的な財政支援の基本的な考え方と今後の五木村の振興の進め方について、どのように考えているのか。

また、流水型ダムが建設されるのは相良村ですが、相良村の振興についても力強く進めていく必要がありますが、今後、相良村の振興をどう考えていくのか。

以上2点、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

**○副知事(田嶋徹君)** まず、1点目の五木村に対する中長期的な財政支援の基本的な考え方と今後の五木村の振興の進め方についてお答えします。

半世紀以上にわたり、川辺川ダム問題に翻弄されてきた五木村の振興は、県政の最重要課題であります。

本年1月21日に、知事とともに五木村を訪問し、村及び村議会の皆様と新たな振興計画の策定に向けて意見交換を行いました。

その中で、知事から、計画の実効性と継続性を担保するため、おおむね20年間の中長期的な財政支援を行うことをお伝えいたしました。

具体的には、振興計画に基づく村の事業に活用していただく分と、村から強い要望がある宅地整備が可能な平場の造成など、国がダム関連事業として実施するものに対する県の直轄事業負担金分を合わせまして、100億円規模の県としての財政支援の枠組みと方向性をお示しいたしました。

このうち、村の事業に活用していただく分の50億円は、県から村に段階的に交付することとしており、来年度は、まず、そのうち10億円を一括し

て村に交付したいと考えています。

県からの交付後は、村の基金に積み立て、村の判断で基金を取り崩しながら、主体的に計画に基づく事業に活用していただきたいと考えています。

県としては、財政支援の枠組みに、今後の五木村の振興に向けた2つの思いを込めています。

1つ目は、五木村の皆様、将来を見据えて、安心して村の振興に取り組んでいただきたいという思いです。

人口減少、さらには高齢化が加速し、県内で人口が最も少ない五木村の振興を図るためには、直面する課題への対応だけでなく、将来を見据えた村づくりを進めていく必要があります。

そのため、中長期的な県としての財政支援の枠組みを構築することで、安心して振興に取り組んでいただく環境を整備したいと考えました。

2つ目は、今後、新たな振興計画の下、五木村の皆様が主体となって取り組んでいただきたいという思いです。

五木村には、美しく雄大な山や谷、清流があり、そこから生まれる豊かな恵みもあります。そして、新たな村の振興に挑戦する若い人材も活躍しています。

今後、五木村の振興に向けては、村の宝を磨き上げ、若い人材の発想を取り入れながら、村が主体となって新たな取組を加速させる必要があると考えています。

現在、新たな振興計画の策定に向け、国及び村と最終的な調整を進めています。今月中には、国、県、村で今後の五木村の振興を協議する場を設け、新たな振興計画について、3者の合意を得たいと考えております。

そして、計画策定後、できる限り早い時期に、蒲島知事が直接村民の皆様にも御説明する、その



ような機会を設けていただきたいというふうに思っております。

今後も、国と連携しながら、五木村の振興に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、2点目の相良村の振興についてお答えします。

相良村においては、川辺川沿いの集落の多くが新たな流水型ダムの受益地となる一方、ダム本体の建設地となる上四浦地区では、60戸が移転を余儀なくされるなど、これまでダム事業に大きな影響を受けてられました。このことについて、県としても重く受け止めています。

昨年7月、私自身、知事とともに相良村を訪問し、村民の皆様、村が目指す村づくりを積極的に支援していく考えをお伝えいたしました。

現在、昨年10月に吉松村長から提案いただいた村の振興策の実現に向けて、今庁内に設置しております、私が会長を務めております相良村振興推進会議において、県の支援策を取りまとめており、今月中には村にお示ししたいと、今鋭意作業を進めています。

五木村と同じく、相良村の振興も待ったなしの課題です。そのため、御提案のあった振興策のうち、重点項目については、優先的に検討を進め、その一部は既に着手しております。

例えば、国道445号については、四浦地区の冠水箇所の解消のため、道路のかさ上げに向けた設計に既に着手しております。

また、農業生産基盤の整備に向けては、村と県においてプロジェクトチームを立ち上げ、事業化に向けた課題の整理や来年度の具体的な取組を共有し、連携して取り組んでおります。

さらに、交流人口の拡大を目指し、県の補助制度を活用し、村において、廻り地区の交流拠点の整備に向けた実証実験、さらには相良茶を活用し

た振興策に係る勉強会など、新たな取組も進められています。

あわせて、川辺川における国の新たな流水型ダム事業や遊水地の整備とともに、県としても、河川整備や遊水機能を有する土地の確保、保全に向けた測量を行うなど、相良村の安全、安心に向けた取組も進めております。

このような取組を村民の皆様様に丁寧に一つ一つ説明しながら、村の復興の理念である未来につなげるむらづくりが実現できるよう、国と連携し、村と一体となって、力強く相良村の振興に取り組んでまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、五木村への財政支援、今回の100億円規模の支援というのは過去最大で、知事あるいは執行部の皆さん方の覚悟、決意の表れだろうと思えます。

ぜひ、これまで50年以上ダム問題に翻弄されてきた五木村には、単にお金だけの支援ではなくて、村と一緒に地域振興策を成し遂げるというふうな熱意を持って、五木村の再生を進めていただきたいと思えます。

また、ダムが建設されるのは相良村で、これまで大変な思いをされてきたのは五木村と同じでありますので、御答弁にありますように、今月、振興推進会議を開催されるというふうなことで、幅広く村の意見を聴きながら、相良村の振興を進めていただきたいと思えます。

なお、相良村の吉松村長からは、五木村のように新聞一面に掲載されるような支援策が相良も欲しいというふうなことを漏れ聞いておりますので、私も同感でありますけれども、ぜひ村の大きな期待にも応えられるような振興策を進めていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

3番目の質問は、熊本都市圏交通の今後の展開についてであります。

熊本のさらなる発展を進めていくためには、空港へのアクセス改善や熊本都市圏の渋滞解消など、都市圏を取り巻く交通問題の解決が不可欠であります。

これらの課題は、本会議の一般質問でも度々取り上げられ、特別委員会においても様々な議論が展開されてきました。

また、空港アクセス鉄道については、12月定例会において、JR肥後大津駅からの分岐延伸が発表され、県議会でも決議がなされたところでありますが、鉄道と道路は、どちらも大切で、車の両輪として整備していくことが重要です。

また、熊本都市圏の渋滞対策については、令和3年6月に策定された熊本県新広域道路交通計画において、熊本都市圏北連絡道路と南連絡道路、そして空港連絡道路の3つの高規格道路を整備し、熊本市中心部と高速道路を10分、同じく空港までを20分で結ぶ10分・20分構想が新たに位置づけられました。

そして、令和3年11月には、私も当時議長として参加しましたが、県・市調整会議において、知事や大西熊本市長、市議会議長とともに、3連絡道路の早期実現に向けて、有料道路の検討や県民の機運醸成などに連携して取り組むことを合意いたしました。

この合意に基づき、国の協力を得ながら、ルートや構造などの検討が進められ、また、去年8月に設立された熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会で、県民の機運醸成などが進められております。

ちなみに、私が暮らす八代市の住民も、熊本市中心部を訪れる際は、常に30分から1時間程度の

余裕を持って移動しなければなりません。つまり、熊本都市圏の渋滞解消は、都市圏だけの問題ではなく、県全体の課題であり、新たな高規格道路の整備は、県民の期待も高く、早期に実現化していかなければなりません。

そこで、熊本都市圏の3連絡道路の早期実現に向けてどのように取り組まれるのか、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

○副知事(田嶋徹君) 新たな高規格道路3路線は、喫緊の課題である熊本都市圏の交通渋滞の解消に寄与するだけでなく、県民生活の利便性、安全性の向上など生活面でも、物流の効率化や観光の活性化など産業面でも、大きな効果が期待できます。

また、TSMCの操業開始や関連企業の進出、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルの開業など、熊本を取り巻く環境は、大きく変貌を遂げようとしています。

このチャンスを、将来にわたって熊本の持続的な発展につなげていくことが必要です。そして、この新たな高規格道路の実現は、空港アクセス鉄道や中九州横断道路と一体となって、県勢発展の起爆剤となるものと確信しています。

計画の実現に向けては、県と熊本市がしっかりとスクラムを組み、ルートや構造など計画の具体化に向けた取組を進めていかねばなりません。また、県民の皆様への理解促進に努めるとともに、技術面や財政面などについては、国の最大限の支援を得ることも不可欠です。

そのため、蒲島知事が会長を務める熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会では、今年の1月に、経済界の皆様とともに、国土交通省に強力な支援を訴えてまいりました。

国土交通省幹部の皆様も、熊本都市圏の渋滞解

消の必要性、緊急性については十分に認識されており、特に中心部へのアクセスを高めていくことの重要性について言及されております。

また、大西熊本市長は、さきの市議会で、任期中に環境影響評価や都市計画の手續着手を目指すことを表明されました。県としても、一日も早く都市計画の手續に着手できるよう、計画の実現に向けた取組をさらに加速させてまいります。

そこで、国の計画段階評価に相当する住民参加型の道路計画検討の着手に必要な予算は、今定例会に提案しています。

今後とも、熊本都市圏の新たな高規格道路の早期実現に向け、国の絶大なる協力をいただきながら、関係自治体や経済界などの皆様と一体となって、全力で取り組んでまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、熊本都市圏の渋滞問題、ずっと議論されてきておりますので、もう実現化に向けて取り組んでいく時期ではないかなというふうに思っております。

特に、10分・20分構想、これは渋滞緩和にはとても画期的で、とても有効な手段だというふうに思いますので、まあ、予算は巨額になるかと思いますが、渋滞が解消されることで得られる経済効果というのはかなり莫大ではないかなというふうに思いますし、また、県民の期待も非常に高いというふうに思いますので、ぜひこれからは目に見えるような形で都市圏交通の整備に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

4番目の質問は、TSMC進出に関する今後の対応についてであります。

TSMCの本県進出が公表されました令和3年11月から1年しか経過していませんが、菊陽町で

は、目をみはる勢いで工場建設が進んでおります。

知事は、TSMC進出に伴う様々な諸課題に対応するため、半導体産業集積強化推進本部を立ち上げられ、部局を横断し、全庁が一丸となって対応するための体制を整えられました。

その結果、新工場周辺のインフラ整備や人材確保、育成など、具体的な動きが見え始めております。また、子供たちの教育環境については、インターナショナルスクールや私学における受入れ体制の整備など、行政だけでなく、民間レベルでの取組も進んでおります。

そして、1月は、知事や議長が台湾を訪問され、TSMCの幹部と面談されるなど、熊本と台湾の交流は今後ますます盛んになっていくものと、大きな期待をしております。

現在、新工場の状況を見ますと、今年の夏には台湾からも従業員が来熊され、12月からは試験製造に入るなど、いよいよ操業に向けた動きが本格化すると伺っております。

そこで、推進本部の設置から1年以上が経過する中、全体的に新工場の受入れは順調に進んでいるのか、また、1月の台湾訪問の成果はどうだったのか、そして今後の取組方針についてどういった考えをお持ちなのか、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

○副知事(田嶋徹君) まず、新工場の円滑な操業開始に向けた取組の進捗状況についてお答えします。

TSMC進出決定以降、県では、半導体産業集積強化推進本部を中心に、国や関係機関とも連携し、スピード感を持って、様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

まず、人材の育成、確保については、県立技術

短期大学校における半導体関連の新学科設置、熊本大学における新学部設置に向けて準備が進められているほか、熊本高等専門学校で半導体に係る講義が開講されるなど、もう既に様々な取組が進められております。

渋滞、交通アクセスの対策については、県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路へのアクセス道路など、半導体産業集積の拠点性を高める道路ネットワークの整備に向けて動き始めております。

さらに、台湾からの出向者と御家族の居住環境や子供たちの教育環境の整備についても、市町村や不動産会社、さらには教育機関と連携を図りながら取組を進めており、新工場の操業開始に向けた対応は総じて順調に進んでおると、そのように認識しています。

次に、台湾訪問の成果についてお答えします。

蒲島知事をトップとして、TSMCの幹部の方々と面談し、半導体人材の育成や交通インフラ整備などについて、県が一丸となって取り組んでいることをお伝えしてまいりました。

100年に1度とも言うべきこのビッグプロジェクトの成功には、相互の信頼関係が必要不可欠であり、今回の訪問で、TSMCの幹部の皆様とお互いの状況や立場について理解を深められたことが大きな成果だったと認識しています。

最後に、今後の取組方針についてお答えします。

議員御指摘のとおり、今後、台湾から多くの出向者と御家族が熊本にお越しになるなど、工場の操業に向けた動きがいよいよ本格化してまいります。

そのため、これまでの人材育成、確保や供給、渋滞、交通アクセス対策をはじめ、地下水涵養など地下水保全の取組についても、さらに加速させ

ていきます。

また、台湾から来られる方々に、安心して熊本で暮らしていただけるよう、昨年末に設置した生活サポート部会を中心に、引き続き、市町村や不動産会社などと連携し、きめ細やかに対応してまいります。

さらに、本県への半導体関連企業のさらなる集積を図るため、台湾企業へのアプローチを強化するなど、国内、国外ともに効果的、積極的な企業誘致を推進してまいります。

県としては、このTSMCの進出の波及効果を最大限高め、その効果が県内の全域に及ぶよう、さらには50年後、100年後の熊本の発展につながるよう、全庁が一丸となって取り組んでまいります。

[小早川宗弘君登壇]

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、特にセミコンテクノパーク周辺の渋滞対策は喫緊の課題だというふうに思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

また、台湾訪問については、これはモンタナも同じでありますけれども、やっぱり実際行っているのを見て、そして人と会って、そういうことが信頼関係を深めることにつながるというふうに思いますので、これからも積極的に相互交流をお願いしたいと思います。

それから、地下水保全についてでありますけれども、SNSなどでは、地下水が枯渇するとか、そういった様々なうわさ話が広がっておりますし、困惑する方も多いのではないかなというふうに思いますので、行政の役割としては、正確な情報を発信し続ける、これが大切だと思いますので、ぜひ地域に安心感を与えるような情報発信、これに努めていただきたいと思います。

また、今年の夏には、多くの外国の方が熊本に



来られて生活をされるというふうなことで、答弁では、生活サポート部会を設置してきめ細やかな対応をしていくというふうなことでありますので、ぜひ、外国の方が熊本に来てよかった、住んで楽しいと思っていただけるような支援、サポートをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

5番目の質問は、阿蘇くまもと空港の今後の展開と地域ビジョンについてで、1点目の阿蘇くまもと空港の機能強化と空港周辺の地域振興策について質問をいたします。

熊本空港は、昭和35年4月、当時の健軍町にあった旧軍用飛行場を活用し開港されました。最初は、何と全日空の1日1便からのスタートだったようです。昭和46年4月に現在の場所に移転整備されましたが、当時の利用者は約50万人という記録が残っています。

その後、昭和58年には、国際線ターミナルビルが供用開始、利用者数は増加の一途をたどり、平成30年度には、国内線、国際線を合わせて過去最高の約346万人が利用する空港になりました。

途中、平成28年には熊本地震が発生し、ターミナルビルも大きな被害を受け、全面建て替えが決まりましたけれども、令和2年4月から、コンセッション方式での空港運営と建て替え工事が進められてきました。そして、いよいよ今月、3月23日に、新旅客ターミナルビルがオープンする運びになりました。

私も、内覧会で施設見学しましたが、非常に洗練されたデザインで、小国杉をふんだんに使うなど、熊本らしさを十分に感じられる見事な空港になりました。

特に、今回の新ターミナルビルは、国内線と国際線が一体となった施設で、これまでと違って国内線と国際線を容易に移動でき、利用者にとって

はかなり利便性の高い空港となりました。

現在、コロナ禍ではありますが、行動制限が緩和され、国内線、国際線も再開し、いよいよ国内外の旅行需要が本格化してきますが、より一層空港機能を強化しながら、県経済の復活にもつなげ、そしてTSMCの進出という追い風の中、空港周辺の活性化にも取り組んでいかなければなりません。

そこで、今後、空港の機能強化をどう考えているのか、また、空港周辺地域の活性化策をどのように考えているのか、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

○副知事(田嶋徹君) 蒲島知事は、就任以来、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、地域の可能性を最大化する大空港構想を提唱し、この構想に沿った取組を推進してきました。

そして、平成28年熊本地震の後、空港を創造的復興のシンボルと位置づけ、その効果を産業や暮らしの分野にまで波及させるため、大空港構想Next Stageを策定しました。

この構想の下、熊本国際空港株式会社による運営が開始されたほか、総合防災航空センターの整備、益城町の復興まちづくりやUXプロジェクトによる新たな産業づくりなど、様々な取組を進めてまいりました。

また、昨年12月には、空港アクセス鉄道をJR豊肥本線の肥後大津駅から分岐する肥後大津ルートとすることを決断しました。

そして、いよいよ今月23日には、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルがオープンし、50年、100年先の熊本の礎となる様々な取組が動き出します。

阿蘇くまもと空港の機能強化については、今後

より多くの方に御利用いただくため、隣接する現在の国際線ビルを解体し、その場所に地域に開かれた広場を整備して、令和6年夏頃に供用開始する予定です。また、これに合わせて空港を訪れる全ての方が買物やお食事を楽しめる商業ゾーンも開業する予定であり、空港ににぎわいをつくる計画となっています。

さらに、国際航空貨物の輸送実現を目指し、実証事業に取り組む予算を今定例会で提案しており、今後も引き続き、空港のさらなる機能強化を進めることとしています。

空港周辺地域の活性化については、TSMCの進出によって、新たな、そしてこれまで想像していなかったような大きな環境変化が生じつつあります。このビッグチャンスを追いかけて、さらに取組を加速させるため、現在、大空港構想Next Stageの改定作業を進めています。

これまで、熊本地震や令和2年7月豪雨の復興ビジョンの策定に当たって、日本が誇る賢人たちから哲学を与えていただきました。今回の新たな大空港構想に対しても、空港機能のさらなる強化や企業集積とまちづくりといった観点など、大所高所からの御意見をいただき、その英知を取り込むための有識者会議を設置したいと考えています。

現在、有識者の人選を進めており、調整でき次第公表させていただき、秋頃をめどに新たな構想を策定する予定です。

大きな可能性を持つ阿蘇くまもと空港を核として、熊本の輝ける未来につながる構想となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきました。

今後、空港機能の強化として、地域に開かれた広場あるいは商業ゾーンなど、空港機能の強化を

図っていかれるというふうなことで、ぜひ、飛行機を利用する人だけではなくて、多くの県民が空港を訪れて、そしてそこで熊本のにぎわい、活気が感じられるような、そういうふうな拠点性のある空港を造っていただきたいと思います。

また、空港周辺の活性化策については、現在、大空港構想Next Stageの改定を始めているというふうなことで、そして有識者会議も設けて構想をつくっていかれるというふうなことです。すばらしい活性化策ができるのではないかなというふうに期待をしております。ぜひ、ターミナルビルの開業効果、経済効果、これが県全域に大きく広がるような構想を目指して策定をしていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、新しい地域ビジョンの策定についてです。

少し古い話になりますが、平成23年12月に、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、通称地域ビジョンが策定されました。

当時2期目だった私であります。蒲島知事が初当選され、県の最上位計画、くまもとの夢4カ年戦略に基づいて県政運営が行われておりました。しかし、残念ながら、その4カ年戦略には、圏域ごとの将来像や地域づくりの方向性は全く示されておりませんでした。つくるべきと思い、平成21年から平成23年にかけて、3回にわたって地域ビジョンに関する私なりの質問をさせていただきました。

ちょうど時を同じくして、平成23年に九州新幹線が全線開通、平成24年には熊本市が政令市に移行するといった時期で、政令市効果や新幹線効果を全県に波及させる狙いもあって、そして私のしつこい質問もあってか、地域ビジョンが策定されたことを記憶しております。

地域ビジョンがどのような役割を果たしてきたのか、的確に把握することはできませんし、まだ実現していないこともたくさんありますが、しかしながら、熊本には将来を見据えた地域のビジョンがあり、そして、個性ある県土の発展が進められているということが対外的にも分かるビジョンがあるというのは、とても重要なことではないかと思っております。

また、地域ビジョンを策定するプロセスの中でも、地域の新たな可能性や気づきも発見でき、その願いや思いも次の世代につなげていけることにもなります。さらに、市町村においても、まち・ひと・しごと総合戦略が策定されておりますが、この地域ビジョンが非常に参考になったというふうなことも聞いております。

地域ビジョンができてからもう10年の歳月が流れますが、熊本の状況は一変しつつあります。災害からの復旧、復興、空港新ターミナルビルの完成、T SMCの進出、空港アクセス鉄道など、キーワード一つ取っても大きく前進する熊本のイメージが湧いてきますし、ここで、T SMCの経済効果や空港新ターミナルビルの開業効果を県全体にどう広げていくのかなど、圏域ごとに課題を整理し、そして、地域の将来像を定め、10年後、20年後の熊本の輝かしい姿を県民に示すことも重要かと思えます。

そこで、夢と希望あふれる熊本づくりを行うためにも、新しい地域ビジョンの策定が必要かと思えますが、どうお考えなのか、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

**○副知事(田嶋徹君)** 議員がただいま御紹介いただきました政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、通称地域ビジョン、これは、平成23年3月の九州新幹線の全線開業やその翌年4月の熊本市

の政令市移行というビッグチャンスを県勢の発展につなげるため、平成23年12月に策定したものです。

これまで、この地域ビジョンに沿って、地域の優れた資源を生かしながら、持続的に安心して暮らせる社会づくりや地域振興に、県と市町村が連携して取り組んでまいりました。

その後、熊本地震、新型コロナウイルス感染症、そして、令和2年7月豪雨災害という3つの困難に見舞われた本県では、これらの喫緊の課題に立ち向かい、熊本の発展につなげていくため、令和3年3月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

この総合戦略では、3つの困難への対応に加え、将来に向けた地方創生の取組を4つの柱とし、地域ビジョンに掲げていたそれまでの各地域の取組についても、発展的に取り組んでいます。

現在、この総合戦略に沿って、誰一人取り残さないくまもとづくりに全力で取り組んでいるところであり、最終年度である来年度は総仕上げの段階に入ります。

このたびのT SMCの本県進出決定は、本県に訪れました100年に1度とも言うべきビッグチャンスです。県では、この経済効果や派生する様々な活力を県内全域に波及させていくため、先月、担当の企画振興部長を中心に、県内全市町村長と意見交換を実施いたしました。

この意見交換を通じて、より具体的な各地域の課題あるいは振興策が見えてまいりました。

現時点で新たな地域振興ビジョンを策定することは考えていませんが、各地域がその特色を生かした振興策を実践し、地域の浮揚につなげることができるよう、引き続き、市町村と積極的に連携し、その取組を県としてしっかり支援してまいります。



〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきました。

現時点では新たな地域ビジョンの策定は考えていないと。残念でありますけれども、実は、10年前、平成23年、この地域ビジョンができた当時、新幹線が全線開通したときも、そのときも100年に1度のビッグチャンスと誰もが言っていたんですね。そして、10年後の今も、TSMCの進出は100年に1度のビッグチャンスと。つまり、ここ10年で100年に1度のビッグチャンスが2回も巡ってきたということになります。そういった意味では、知事、ここにはいらっしゃいませんけれども、この10年で知事は200年分の仕事をされた計算になりますので、知事がいらっしゃればよいでしょうと思いますが、知事の県政運営を高く評価したいと思います。

ただし、これからの10年がまた非常に重要な期間になりますので、そういったことも含めて、新しい地域ビジョンをつくるべきだと、私は申し上げたところであります。

私も、再びここに帰ってきて、再度この質問をしたいと思いますので、前回の地域ビジョン、3回やりましたので、あと2回ぐらいやれば地域ビジョンをつくってくれるのではないかなというふうに思いますが、とにかくそれまでによい答弁ができるように、地域ビジョンの研究を始めておいていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

6番目の質問は、不適切な保育の対策についてです。

去年から、全国の保育施設において、園児への暴言や暴力など、不適切な保育の実態が相次いで報道されています。

例えば、静岡県裾野市の保育施設では、園児の足をつかみ宙づりにする、バインダーでたく、

刃物を見せ、脅すなどの行為があったとして、保育士3人が逮捕されました。また、同じく静岡県沼津市の保育施設では、0歳児の頬を引っ張ったり、園児の顔に水性ペンで落書きをすることもありましたし、熊本乳児院においても、虐待と疑われる行為があったとする報道がっております。

こうした不適切な保育が生じる背景には、保育士の認識の問題と職場環境の問題があると言われております。どのように子供に関わったほうがいいのか、職員が十分に理解していない、また、施設での職員体制が十分でないなどが不適切な保育を誘発する原因とされています。

ある知人の保育士さんからは、私たちは、一生懸命に愛情を注いで、子供や親御さんのために頑張っているのに、信じられない事件だということをお聞きしましたし、今後は、徹底的に原因を究明して、その対策を強化してほしいとの御意見もいただいたところです。

現在、国においては、全国で相次いでいる不適切な保育の実態を把握し、虐待を未然に防止できるような環境づくりに向け、各都道府県を通じて実態調査を行っていると聞いています。

今年4月にはこども基本法が施行され、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。」が基本理念として掲げられています。より一層、安心して子供を産み育てられる社会をつくっていかねばなりませんし、児童虐待などはあってはならないことでもあります。

そこでまず、本県における国の実態調査について、本県の保育所等では不適切な保育の実態はあったのかなかったのか、また、調査結果に対する県の認識はどういったことなのか、さらに今後、

県として、不適切な保育に対してどう対処していくのか、健康福祉部長に質問いたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 子供の安全、安心が確保されるべき保育所等において、子供の人格を尊重しない関わりや物事を強要するような関わり、脅迫的な言葉がけなどの不適切な保育は、決してあってはならないと考えております。

今般、国が全国の自治体に対し、保育所等における不適切な保育の実態調査を行いました。今後、調査結果を踏まえ、虐待等を未然に防止する体制を整備し、保護者等の不安に寄り添えるような支援につなげていくこととされています。

この調査では、県内の保育所、幼稚園、認定こども園などの幼児教育、保育施設において、昨年4月から12月までの9か月間に、不適切な保育があったと市町村が確認した件数が14件ありました。

県では、これまで、定期的な保育所等への指導監査による助言、指導や園児への虐待防止に向けた保育士等への研修など、職員の意識向上に向けた取組を行ってきました。

また、幼児教育、保育の質の向上が求められていることや特別な配慮を必要とする子供の増加等により、現場では保育士一人一人の負担が増加していることから、職場環境の改善のため、国に対し、職員配置基準の見直しに向けた要望も行ってきました。

今回の調査で明らかになった不適切な保育の実態を踏まえ、市町村との連携により、質の高い保育人材の確保や不適切な保育の防止に関する職員向け研修のさらなる充実強化、保護者や保育現場の職員等からのきめ細かな相談対応等に取り組んでまいります。

子供一人一人が健やかに成長し、保護者が安心

して子供を預けることができる教育、保育の体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、不適切な保育と思われる事案、令和4年4月から12月の9か月間で14件というふうなことで、少しショッキングなデータでありますけれども、答弁にもありましたように、子供を傷つける、傷めつけるということは決してあってはならないことだというふうに思います。こういうことが絶対に起こらないように、市町村とも連携しながら、徹底した対策を行っていただきたいとします。

また、保育施設に限らず、いろいろ新聞報道では、連日のようにニュースが流れておりますが、他県の例だと、先日は精神病院で患者に暴力を働いた職員が逮捕されるといった事件、それから、10日前でしたかね、これも他県であります。障害者施設で虐待行為があったとの報道もあり、保育施設以外でもこういった犯罪が起こっているのではないかと、非常に私は今心配をしているところであります。

ぜひ、県においても、様々な施設において、絶対に虐待を引き起こさない職場環境づくり、実態調査も含めてですけれども、あるいは職員研修などを十分に行っていただきたいとします。

それでは、次の質問に移ります。

7番目の質問は、八代産アオノリの支援についてです。

八代の特産品といえば、晩白柚、イグサ、トマト、マジック、ショウガなどなどありますが、今、私のマイブームは「青のり」であります。

最近、生産者の方々や物産関係者の方々と意見交換をする機会がありました。現在、アオノリを生産する方も減少し、取れる量も以前と比べたらかなり少なくなったと聞いております。さらに

は、令和2年7月豪雨災害直後から生育が悪くなり、特に今年に入ってから収穫がゼロの生産者もいて、かなり窮地に立っているとのことであります。

八代アオノリは、球磨川の恵みによって育ちます。養殖は、10月下旬から2月の時期に、まずは淡水と海水が混ざり合う汽水域において、網にスジアオノリの胞子を付着させることから始まり、そして球磨川河口の養殖場に移動してさらに生育させ、収穫となります。長いもので2メートル近くまで育つものもあります。

また、種類も数種類ありますが、とりわけ八代で収穫されるアオノリは、スジノリと呼ばれ、美しい緑色と豊かな香りが特徴的で、海藻類の中では高級品と言われています。

（資料を示す）スクリーンを御覧いただきたいと思いますが、左側が「八代青のり」で、こういうふうパッケージで売られております。また、右側は、御当地土産として、アオノリと煎餅を組み合わせた「八代青のりめんべい」という商品ですが、明太子で有名な福太郎という会社と地元DMOとのコラボ商品で、八代では人気商品となっています。

さらには、現在、アオノリの希少価値の高さとおいしさから、全国からも、また、海外からも問合せが多くなってきています。

アオノリ養殖は、本県において、河川で養殖されているのは八代のみで、全国では高知県の四万十川や徳島県の吉野川などの清流でしか収穫されず、今やアオノリは、とても貴重な水産資源となっています。

しかしながら、生産者も少なく、個人事業で経営が成り立っているため、公的支援の枠組みは狭く、衰退の一途をたどっています。

生産者からも、同じノリでも有明ノリについて

は様々な支援策があるので、アオノリについても、もっと支援策を打ち出してほしいとの声もあります。

2019年6月に「八代青のり」は、地域団体商標に登録され「青のり」のブランド化とともに、消費拡大に向けて全力で取り組んでおられますが、まだまだ課題は多く、県としても、アオノリ生産に対する認識を高め、積極的な支援とPRが必要だと考えます。

そこで、熊本の宝でもある八代産アオノリについて、どのような認識で、どのような支援策を考えているのか、田嶋副知事に質問いたします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

**○副知事(田嶋徹君)** 清流球磨川で養殖される八代産アオノリは、極寒の中、手摘みにこだわって収穫されており、香りがとても豊かで、品質が良いと、消費者から高く評価されています。

このアオノリは、地域の大変貴重な特産品であり、八代地域の活性化のために、本県のブランド品として大切に育てていくことが重要であると考えています。

県では、平成27年度から、漁協や八代市と連携し「八代青のり」として、ブランドの確立に向け、販売促進のためのパッケージ化やPR動画の作成を支援し、平成30年度には地域団体商標に登録することができました。

これらの取組により、市場における引き合いは向上しましたが、近年の水温上昇などの養殖環境の変化により、天然での種つけが不安定であることや魚や鳥による食害により生産量に波があることから、需要に十分に答え切れていない状況です。

蒲島県政では、一貫して、農林水産物における価格、生産量、コスト、いわゆるPQCの最適化とブランド化を推進してまいりました。

「八代青のり」についても、まず、生産量の向上とコスト削減を目指し、試験的に人工種網を導入するとともに、囲い網による食害対策に取り組んでいます。

加えて、価格の向上とブランド化をさらに推進するためには「八代青のり」の魅力を全国にPRし、広めていくことが重要です。

そこで、県としては、くまもと県南フードバレー協議会の事業者間のネットワークを活用した、県内外での販売機会を創出していきたいと考えています。また、商談会への出展やそれに必要となるポスターやのぼりといった販促資材の作成など、販路拡大に向けた取組も支援してまいります。

今後も「八代青のり」が地域の宝としてさらに発展できるよう、漁協、八代市と連携し、全力で取り組んでまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

**○小早川宗弘君** 御答弁をいただきましたけれども、八代産アオノリについては、生産者ももう10数軒しかありませんし、生産者からは、私たちのような小さな団体の声は行政には届かないんですよといった御意見もありましたので、どんな小さな声にも耳を傾けるのが我が自由民主党の基本的な姿勢でありますので、今回、代表質問で取り上げてみました。

御答弁にありますように、八代産のアオノリへの積極的な支援、PR、どんどんやっていただきたいと思えます。

それから、令和2年7月豪雨災害以降、アオノリが非常に取れにくくなってきている、生育が悪くなってきているというふうなことで、また、生産者からは、現在球磨川流域では復旧工事が本格的になっているということで、その影響で水質が悪くなっているのではないかとというふうな懸念の

声も正直なところありますので、ぜひ、これは国の意向も聞きながら、球磨川の環境保全の取組も、県として充実をさせていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

8番目の質問は、木材資源の利活用促進についてで、1点目、県内における木材資源の現状について質問します。

本県は、県土面積の60%以上が森林で、全国4位の木材産出額を誇る、まさに林業県です。特に、人工林は、木材としての利用が可能なおおむね50年生以上の森林が多く、いわゆる成熟化が進んでいる状況で、その資源を有効活用することが熊本の新しい活性化にもつながります。

特に、国においては、2050年カーボンニュートラルを実現するため、令和3年6月に公共建築物等木材利用促進法が改正されました。通称都市の木造化推進法と呼ばれております。

とりわけ、今回の改正では、木材利用の対象が、公共建築物だけでなく、民間を含む建築物全体へと拡大されたのが最大の特徴となっております。また、建築基準法も改正され、木造による高層建築物も可能となりました。

これにより、国を挙げて木材を利用しようという機運が高まっておりまして、都市部を中心に続々と木造高層ビルも建設されていますし、今後さらに、商業施設や事務所建築において木造化が進むのではないかと大きな期待をしているところであります。

また、ウッドショックと呼ばれる木材の価格高騰が続いて、現在、国産材へのニーズが高まっていますが、県産材も高値で取引され、この価格が維持できれば、林業、木材産業も復活し、再生できると聞いています。

しかし、その一方で、木材の需要がどんどん増



加すれば、材料となる丸太が不足するのではないかと、山林が荒れるのではないかとといった懸念の声もあります。

そこで、本県における木材資源はどういった状況か、また、森林を守っていくことも大切ですが、どういった視点で木材資源を利活用していくのか、農林水産部長に質問いたします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

**○農林水産部長(竹内信義君)** 本県の森林は、資源の成熟が進み、人工林24万ヘクタールの8割以上が利用できる時期を迎えております。特に、杉、ヒノキの木材資源量は、年々増加しており、現在、1億立方メートルの蓄積があります。

一方、木材生産量は、木材輸出や木質バイオマス発電に係る需要の高まりから増加傾向にありますが、資源量1億立方メートルに対し、令和3年度の生産量は127万立方メートルと、その1.3%程度であり、今後の需要増加にも十分対応できると考えております。

このような中、皆伐面積は、木材生産の増加に伴い、令和3年度に約2,000ヘクタールと、平成22年度のおよそ3倍となる一方、そのうち再造林面積は約4割にとどまっています。地域経済の活性化や県土の保全、水源涵養等の森林の有する多面的機能を発揮するためには、森林資源の循環利用が必要です。

そこで、県では、確実に森林の再生を図るため、事業者による再造林の拡大や担い手確保への支援などに取り組んでおります。

地球温暖化対策やSDGs推進の観点から、木材を利用する環境も大きく変化しており、耐震性や耐火性に優れた木質材料の開発により、高層ビルの木造化が全国各地で進んでおります。

このような動きを需要拡大の追い風と捉え、新たな技術や工法の活用事例などを検証し、木材業

界と一丸となって、商業施設なども含め、新たな木材利用を促進してまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

**○小早川宗弘君** 御答弁をいただきましたけれども、現状では、木材資源、かなり豊富にあるというふうなこと、備蓄量が1億立米の備蓄量ということで、令和3年度の生産量が127万立米、その備蓄量の1.3%程度しか使っていないというふうなことでありますので、まあ、豊富に木材資源はあるというふうなことが分かりました。

県産木材をやっぱりどんどん使って、そしてCO<sub>2</sub>をよく吸収する新しい木を植林していく、造林していくということが非常に重要ではないかなというふうに思いましたし、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指す本県にとっては、この木材の利活用促進こそが目標達成の原動力になると思っておりますので、ぜひ、様々な分野でこの県産木材が使われるように、取組を強化していただきたいと思っております。

それでは、続いて、県産木材が使われるような観点から、2番と3番の質問に移ります。

2点目は、木材の利活用促進、モク活についてであります。

現在、くまもとアートポリスでは、発足当初から先進的な木造プロジェクトに取り組み、さらに最近では、木材の利活用を増やすために、木材利活用を活発にする活動、いわゆるモク活といったユニークな建築活動が展開されています。

特に、去年10月に開催されましたモク活シンポジウム2022では、若手建築士からも木材を駆使した設計の発表があり、また、会場には学生も多く、こういった木材の可能性や大切さを伝える取組は、非常に意義深いものであると実感したところです。

そこで、今後のモク活の取組について、さらに

充実した取組にすべきと考えますが、今後どういったことに取り組んでいくのか、土木部長に質問をいたします。

続いて、3点目のくまもと型伝統構法を用いた木造建築物の普及について質問いたします。

令和2年12月「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されました。

伝統構法は、職人が木材の特性を十分に理解し、長い歴史の中で改良と工夫を重ねながら育まれた技術で、我が国独自のとても優れた構法です。

また、本県には、全国で唯一の伝統建築コースを持つ県立球磨工業高校もあり、伝統構法を支える人材が育成されてきました。

しかしながら、伝統構法による木造建築物には、高度な知識や技術が求められ、建築基準法の制約もあり、なかなか普及しにくいという大きな課題がありました。

そのようなことから、本県においては、簡易な構造計算で、また、手続も簡素化したくまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針を、全国に先駆けて令和2年2月に策定しました。つまり、この指針に基づいて設計すれば、伝統構法による木造建築もオーケーということになります。

この取組は、建築界ではかなり先進的な取組として評価され、専門誌にも度々取り上げられ、他県からも多くの問合せがあると聞いております。

そこで、本県で全国に先駆けて指針を策定することになった背景やその取組の効果はどうか、また、せっかくなつく指針でありますので、伝統構法による木造建築物を普及していくことも大切ですが、どのような取組を考えているのか、土木部長に質問いたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、2点目のモク活についてお答えします。

議員御紹介のとおり、くまもとアートポリスでは、県内の建築関係者と林業関係者が一緒になって、県産材の利活用促進のため、木造建築物の魅力を発信する取組をモク活と位置づけ、昨年10月にモク活シンポジウムを開催しました。

今回のシンポジウムは、高度な技術が求められる大規模木造建築物をテーマに実施し、併せて工事中のプロジェクトの現場見学会も行いました。

この中で、一般に流通している県産材を利活用する設計手法などについての議論が交わされ、木材の生産や加工から建物の設計や施工まで、関係者間の連携が必要であることを確認いたしました。

今後より一層連携を密にして、シンポジウムや現場見学会を開催するなど、アートポリスの知名度を生かしながら、様々な建物で県産材が利用されるよう、木造建築物の魅力を県民に広く発信してまいります。

次に、3点目のくまもと型伝統構法を用いた木造建築物の普及についてお答えします。

くまもと型伝統構法を用いた木造建築物は、大工の手刻みによる柱やはりを金物を用いずに接合し、伝統的な土壁や板壁を使用するなど、地震に対して粘り強く、倒壊しにくい建物です。また、ひさしを長くして夏の強い日差しを遮るなど、熊本の気候風土に適応してございます。

本県では、伝統構法を学ぶ教育環境は整い、専門家も活躍されています。その一方で、小規模な建物でも高度な構造計算が必要なことから、伝統構法による木造建築物は、近年は減少傾向にあります。

このため、簡易な方法で設計ができるように、産学官が連携して実物大の構造実験を行うなど、

4年間の検討を重ね、くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針を策定いたしました。

これまで、この指針の講習会や現場見学会に1,000人を超える参加があり、くまもと型伝統構法を用いた木造建築物が徐々に建築され始めております。

この木造建築物に居住されている方からは、四季折々の暮らしを楽しんでいるという話を伺っております。

今後も、現場見学会やホームページ等でこの木造建築物の魅力や支援制度の情報を発信し、くまもと型伝統構法を用いた木造建築物を普及してまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、私らしいマニアックな質問をつくってきました。

モク活でありますけれども、先生方もモク活は初めてお聞きになったのではないかなというふうに思いますし、私も、こういうシンポジウムに参加して、いいネーミングだなというふうなことを感じましたので、今日は、御紹介を兼ねて質問してみました。

ぜひ、県におかれましては、今後は熊本はモク活で林業を活性化するというふうな意識を持って木材の利活用促進に取り組んでいただきたいと思います。

また、くまもと型伝統構法については、これは本県独自で編み出した設計指針で、先進的な取組でありますので、なかなか伝統構法で家を建てるというニーズは多くはないというふうに思いますけれども、そういうチャンスがあるというのは、伝統技術の継承にもつながりますし、若手職人の育成にもつながってくると思いますので、少しずつでもいいので、前へ進めていただきたいと思います。

ます。

それでは、次の質問に移ります。

9番目の質問は、みどりの食料システム戦略の認定制度についてです。

みどりの食料システム戦略につきましては、これまで、淵上先生、末松先生が質問されていますが、今回は、認定制度についての質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響が顕著であり、令和2年7月豪雨やこれまで経験がないような大型で非常に強い台風が襲来しています。加えて、私の地元である八代地域では、トマトの黄変果や梨のミツ症など、春夏の高温による品質低下や収量の低下も多く見られるなど、その影響は、今後も増加していくものと思われま。

これに対し、国では、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化などを掲げたみどりの食料システム戦略を策定し、令和4年7月には、戦略を進めるための法律が施行されたところであります。

この法律では、農林水産物の生産から販売まで、各段階で環境負荷を低減し、その農林水産物が広く流通、消費されることが重要であると示されています。

本県としても、農業が長く引き継がれ、我が国の食料の安全保障の一翼を担うことができるよう、環境負荷を低減した農業に取り組むことが重要です。

現在、県では、みどり戦略に取り組むための基本計画を策定し、今後、この計画を実践する農業者を認定していくと聞いております。

そこで、今後、農業者が環境負荷低減に取り組もうとする意識をどうつくっていくのか、また、消費者に向けてどのようにアピールし、購入に結びつけていくのか、農林水産部長に質問いたします。



〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

○農林水産部長(竹内信義君) 県では、平成27年度に地下水と土を育む農業推進条例を制定し、くまもとグリーン農業を施策の柱と位置づけ、農薬や化学肥料の削減に取り組んでまいりました。

このような中、みどりの食料システム法の施行を受け、県と県内全市町村との共同により、稼げる農業のさらなる推進と環境に優しい農業との両立を目指した基本計画の策定を現在進めており、週明けの3月6日には決定できる見込みです。

この計画の実現には、農業者と消費者の意識や行動の変容が必要となります。

そこで、まずは農業者に対し、JAの部会での説明や広報などを通じて、環境負荷低減の取組の必要性や意義、取り組む際の補助事業などをきめ細かに周知し、理解と実践を求めてまいります。

あわせて、農業者の不安を払拭し、環境負荷低減に資する新たな生産技術を円滑に導入できるよう、新技術を実証する展示圃を各地域に設置し、生育データや費用対効果を明らかにしてまいります。

今回の法律では、基本計画に沿って環境負荷低減の取組を実践する農業者を対象とした認定制度が創設されました。この認定を受けると、制度資金の償還期間延長や税制優遇措置、補助事業での優先採択などの支援が受けられることとなっております。

県におきましても、この認定制度がより多くの農業者に活用していただけるよう、来年度から、環境負荷を低減して生産した農産物に表示できる県独自の新たなマークを付与したいと考えております。

このマークは、環境負荷低減に取り組んでいる農産物を消費者が一目で区別できるようなデザインとし、あらゆる機会を捉えPRすることによ

り、消費拡大につなげてまいります。加えて、ホームページやイベントなどを通じた消費者への情報発信など、消費者自らが環境を守る農業を育てているという意識を醸成してまいります。

このような取組を通じて、環境と調和の取れた熊本らしいみどりの食料システムを確立してまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁をいただきましたけれども、この基本計画が3月6日に決定されるというふうなことで、これまで以上に環境負荷低減型あるいは環境調和型の農業が展開されるのではないかなというふうに、大きな期待をしているところであります。

何よりもやっぱり重要なのは、農業者への理解を深めて実践してもらうことが何よりも重要だというふうに思いますので、市町村や、あるいは農業団体とも連携して、講習会や研修会、そういうのを活発に行っていただきたいと思います。

また、認定制度についても、一人でも多くの農業者が参加することが大切だというふうに思いますので、ぜひこの認定制度に対する理解も促していくというふうなことをしていただきたいと思います。

それから、消費者へのPRですが、認定マークを作られるというふうなことでありますけれども、今までもかなりいろんなマークがありますので、混乱するのではないかなというふうに思います。例えば、今回の認定マークを集めるとポイントあるいはマイレージがつくといった特典があると、この取組の認知度が上がるというふうに思いますので、ぜひそういったアイデアも入れながら、そして、多くの方々をやっぱり巻き込みながら、このみどりの食料システム戦略を展開していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

10番目の質問は、私立学校における教員の確保対策についてです。

近年、公立、私立問わず、学校における教員志願者が減少し、教員の確保が非常に難しくなってきました。

例えば、文科省の令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況によると、全国的に学校の教員志願者が減少しており、採用倍率も、令和3年度は過去最低となっています。

これは公立学校の調査結果であります。県内の私立学校においても、同様に教員の確保に大変な御苦勞をされていると聞いています。

教員の志願者が減ってきている主な原因として、学校における授業以外の業務が多く、長時間労働や休日勤務などといった教員の負担が大きいことが指摘されています。また、公立と比べ、私立では、生徒数に対して教員が少ないというデータもあり、公立よりも私立学校の教員のほうが負担が重いのではないかととも言われております。

しかし、私立は、その建学の精神により、各校独自の教育方針を掲げ、特色ある教育を行っています。例えば、もう学校名は出しませんが、スポーツ分野では、バレーボール、剣道、ボートなどが全国優勝を果たしておりますし、また、文化活動においても、吹奏楽やバトントワリング、そしてビジネスコンクールなどで最優秀の成績を収めるなど、多方面で輝かしい実績を上げ、熊本の教育界に大きな貢献をしています。

このように、将来にわたり私学の魅力ある学校運営を続けていかなければなりません。そのためには、教員不足を解消し、継続的に教員を確保する環境づくりや体制づくりが必要と考えます。

まずは、教員を確保するためには、教師になりたいという志願者を増やすことが大切です。その

ためには、まず、長時間勤務や休日勤務の縮減など、教員の働き方改革をより一層進めていくことが重要と考えます。

そこで、私立学校における教員確保並びに教員の負担の軽減についてどのような考えなのか、総務部長に質問いたします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 私立学校における教員の確保対策についてお答えいたします。

私立学校においては、それぞれの学校で、教員確保のため、新規学卒者の募集を行うだけでなく、公立学校の退職者などを対象にした採用活動が行われています。

また、熊本県私立中学高等学校協会では、教員求人案内をホームページに掲載し、志願者情報を取りまとめ、各学校に提供するなど、様々な工夫を凝らしながら教員の確保に努めておられます。

また、教員志願者を増やすためには、教師という仕事の魅力をアピールする必要があり、各学校では、教員の負担軽減など、働き方改革にも取り組んでおられます。

例えば、部活動や調査、統計等への回答など、必ずしも教員が担う必要のない業務について、外部指導者の雇用や事務職員との役割分担を見直すなど、そういった対策に取り組まれております。

県では、私立学校における教育環境整備のために、学校運営経費を支援しております。その中で、雇用する教員数に応じて、補助金も交付しております。

さらに、補助スタッフやICT支援員の配置、外部人材の活用などに対する補助金の交付、スクールソーシャルワーカーの派遣など、教員の負担軽減につながる取組を実施しております。

今後とも、これらの取組に加え、公立学校も含めた教員確保対策や働き方改革の好事例について

の情報提供など、各学校を支援し、私立学校の教員確保、ひいては生徒が安心して学べる環境整備に努めてまいります。

〔小早川宗弘君登壇〕

○小早川宗弘君 御答弁いただきましたけれども、公立もさることながら、私立の学校においても、教員不足は非常に大きな課題だというふうに思いますので、御答弁にありましたように、教員志願者を増やすための取組を重点的に行っていたきたいと思います。

特に、教師としての仕事、この仕事の魅力をしっかり伝えていくというふうな取組、それから教師として本来の仕事に集中できるような働き方改革などにしっかりと取り組むということは、非常に重要なポイントではないかなというふうに思いますので、ぜひそういった施策を県として力強く、積極的に進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わりでありますけれども、もう少し工夫すればよかったと思う質問もあったかと思いますが、今回は、必ずまたこの場に立てるように、そしてさらにレベルの高い質問ができるように頑張りたいと思います。

また、執行部の皆さん方には、いろいろと御指摘をしましたが、今後の施策の参考にしていただければというふうに思います。

皆さん方、御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○議長（溝口幸治君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時開議

○副議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立憲民主連合磯田毅君。

〔磯田毅君登壇〕（拍手）

○磯田毅君 八代市・郡選出・立憲民主連合の磯田毅です。今日は、午前中は小早川先生、そして答弁には、同じ八代市出身の田嶋副知事、そして午後は八代出身の私ということで、今日は何か八代デーみたいに思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

今回、科学的な考証が安心社会につながることを分かりやすくしようとの思いで考えてきました。政策を判断するとき、背景にある現実をどう捉え、どう将来につなぐのか、それは、考えることが最も重要だと思っています。質問は、その思いに沿って、政策や事業の科学的根拠について考えていきたいと思っています。

この考えは、ドイツのワイツゼッカー大統領が、戦後40年の記念に、世界に感動を呼んだあの有名な演説「荒れ野の40年」で読まれた、過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となるから学んだものです。歴史について考えることが未来につながることを言われたものと思います。これを私なりに考えると、現実に目を閉ざす者は将来に盲目となるとも言えます。事業の背景をしっかり見つけ、将来への効果を正確に見通すことの大切さを伝えるものです。

また、もう一つの視点として、県が目指す幸福量の最大化は、不幸量の最小化によって実現しなければなりません。こういった視点を持ちながら、幾つかの課題について質問を始めたいと思います。

まず最初に、水俣病問題の解決に向けた取組についてお聞きします。

公害の原点と呼ばれる水俣病について、知事は、就任当初から、県が抱える最大の課題だと発言されました。公式確認から67年を迎えた今、いまだ解決とは言えない状況に、知事は、内心じく

じたる思いをお持ちかと拝察します。原因企業はもちろん、国、県の責任については、司法判断でも歴然としていますが、水俣病は、命より利益を優先した結果であり、美しい自然の中で豊かに暮らされていた無辜の人々を苦しめた悲惨な公害事件として認識する必要があります。

水俣病問題の解決に向け、14年前に施行された水俣病特別措置法では、水俣病被害者を迅速に、かつ、あたらふり救済するとしています。県内では4万2,757名の方が申請され、うち3万7,613名の方が対象となりました。

しかし、特措法後も、救済を求める人々が出て、裁判も続けられています。いろんな事情があるものと思いますが、解決が遅れる原因に、特措法で定めた健康調査がなされず、67年たった今でも、被害の全容が解明できていないからです。水俣病は、行政の怠慢の歴史との指摘がありますが、健康調査でも、このことを指摘できます。

環境省は、昨年暮れになって、水俣病の客観的評価法を開発し、これを使った健康調査の検討を始めると発表しました。脳磁計とMRIを使った検査で、いわゆる客観的、科学的に評価できたと説明しました。

ところが、この手法のみでの個別判定は、精度上に課題があり、認定審査での活用はしないと想定、調査開始は見通せないとなりました。13年もかけた末の発表に、関係する人たちは、遅過ぎる、検討が続く間にどんどん亡くなっていくと批判されています。

健康調査に用いる客観的評価法の開発という題目自体があり得ないと発言される専門家もいます。症状は患者自身の主観で感じるものであって、しかも感受性は人によってそれぞれ違うことから、水俣病の症状を客観的に評価するということが自体がおかしいと言えます。

昨年の10月、水俣病悲劇の歴史を自ら背負ってこられた水俣病互助会会長の上村好男さんが88歳で亡くなりました。水俣病の映画「MINAMATA」でも象徴的だったユージン・スミス氏が撮影した上村さん親子の「入浴する智子と母」の写真は、72年のタイム誌で発表され、世界に大きな衝撃を与えました。お母さんが智子さんをお風呂の中で抱き上げたこの写真は、水俣病の悲惨さを世界に伝えた見事なものですが、一時公開が封印されたこともあり、親の複雑な思いを考えさせられた写真でもありました。

21歳で亡くなられた胎児性患者の智子さんをしてのび、そして水俣病で亡くなられた全ての命に祈りをささげる乙女塚が、隣の鹿児島県まで100メートルという県境近くにひっそりと建てられています。毎年5月1日には、行政が行っている慰霊式とは別に、水俣病互助会が主催する慰霊祭が執り行われています。

先日、私は、その思いに触れたくて、乙女塚を訪れました。その場所には、口を開け、あおむけの我が子を抱いた母親の像がありました。私は、この像が智子さん親子の思いや水俣病の悲しみを後世に伝える象徴的な姿に見え、二度と再びこのような歴史を繰り返してはならないと強くお祈りをしました。

水俣病の被害とその歴史を伝える歴史考証館は、国道のすぐそばにあるユージン・スミス氏とアイリーン・美緒子夫妻が住んだという家の前を通り、少し上った高いところにあります。水俣病資料館とは違った展示がしてあり、両方を見比べると、水俣病についての理解がもっと深まるかと思えます。

考証館のところには、猫塚というお墓があります。水俣病の原因究明として実験に使われ、死んだ猫は、およそ900匹に上るそうですが、その猫



たちを祭った塚から、命の貴さに寄り添う水俣の人々の気持ちに触れたようで、心打たれました。

さて、最近、水俣病をテーマにした映画が2本上映されました。有名な俳優であるジョニー・デップ氏が主演した「MINAMATA」や上映時間が6時間もある映画「水俣曼荼羅」です。映像には、責任を厳しく追及される蒲島知事の姿や当時の県執行部の方々の姿があり、懐かしくも複雑な気持ちになりました。

「水俣曼荼羅」には、胎児性患者の坂本しのぶさんが、自分自身の実を結ばない恋物語を語るシーンがあります。重い症状にも屈しない、それでも強く明るく生きる彼女の人間性をしのぼせるともいい雰囲気の世界です。彼女が作詞して歌になったのがありますが、それには「水俣病にならば 私の人生は でもこれが私の人生 これからは自分自身で この道を歩いていきます」といった部分に、私は、諦めではなく、前を向いて生きようとする彼女の強さに引かれ、このドキュメント映像に感心しました。

さて、昨年11月に、熊本学園大の高林秀明教授の研究グループが、特措法による救済対象地域ではない天草市倉岳町の住民へ聞き取り調査した結果、主な水俣病の症状である感覚障害が、いつもあると答えた住民が全体の3割以上に上り、熊本市などの同世代と比べ8倍以上多く、突然体がつるカラス曲がりも2割以上でいつもあると答えられ、対象とは26倍の差があったことを明らかにしました。高林教授は、衝撃的な結果に救済漏れの存在を問題提起できた、不知火海沿岸の住民健康調査と新たな救済策が必要と訴えられています。この調査結果からも、健康調査の必要性は、非常に高まってきたものと考えます。

そこで質問します。

環境省が開発した客観的評価法及び健康調査の

早期の実施について、県としてどう考えているのか、副知事にお聞きします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

○副知事(田嶋徹君) まず、1点目の国の客観的評価法についてお答えします。

健康調査については、平成16年の最高裁判決以降、県から国に対し、要望や幾つかの提案も行ってあります。

その結果、県議会に多大な御尽力をいただき、県として成立を求めてきた特措法に、国が調査研究を実施し、県はそれに協力すると明記されました。

特措法の成立後も、蒲島知事は、環境大臣とお会いする機会があるたびに、直接、健康調査に向けた取組の加速化を要望してまいりました。

昨年12月、国は、それまで開発を進めてきた客観的評価法について、評価法の精度として一定の段階には到達したとして、健康調査に活用できる可能性があることを公表されました。

令和2年度に、当時の小泉大臣が研究成果の早期整理に向けた見通しを示されて以降、歴代大臣の目標であった整理が実現できたことは、取組の加速化を求めてきた県として、まずは前向きに受け止めています。

一方で、健康調査の実施に向けては、議員も御指摘ありましたが、様々な御意見があることも承知しています。

国は、今後、有識者の協力も得ながら、健康調査の在り方について検討を進めるとのことですので、そうしたプロセスを通じて、より納得性が高められるよう、これからも知事を先頭に、国に求めていく考えです。

次に、2点目の健康調査の早期実施についてお答えします。

健康調査について規定された特措法施行から、

既に長い時間が経過しています。そのため、国には、健康調査の早期実施に向けて、スピード感を持って対応していただくよう、引き続き要望してまいります。

県としても、特措法の規定に基づき、必要な協力を行ってまいります。

〔磯田毅君登壇〕

○磯田毅君 今回、私は、特措法の対象地域外である倉岳町の調査結果を取り上げましたが、これとは別に、不知火患者会などが編さんした「見捨てられた水俣病患者たち 救済を待つ人びと」という著書で、同じ倉岳町や芦北町黒岩地区、鹿児島県伊佐市でも、2011年の調査で未救済の患者がいたことを報告しています。対象地域外で救済が認められた方と、特措法に該当しなかった、あるいは申請しなかった方との神経所見異常が出現する頻度を比べたら、この3者間に全く差がなかったとあります。

当時の潮谷知事が健康調査を国へ求めたとき、環境省は、汚染から時間がたっており、正確な調査はできないと理由づけしましたが、2009年の特措法は、公式発見から50年以上もたってのことで

す。水俣病の診断は、患者自身の主観的症状を数多く集めることで、客観的な判断につなぐことが可能です。

水俣病問題の解決は、科学的かつ客観的な裏づけが必要であり、そのためには、県が要望している健康調査の実施しかないと考えます。

県は、国に対し、健康調査の早期の実施を再び強く迫るよう要望して、次の質問に参ります。

2点目、川辺川ダムの科学的根拠と環境アセスメントについてお聞きします。

まず、環境影響評価の手續についてお聞きします。

まず、川辺川ダムの環境影響評価について、副知事にお聞きします。

私は、以前、蒲島知事に、その実施を国へ求めるよう質問をしたことがあります。

現在では、法と同等の環境影響評価が進められており、方法レポートが11月に公表され、住民説明会を経て、知事意見を述べる段階です。

次は、準備レポートの公表と意見聴取、そして同じく評価レポートの公表と、あと2つの段階が残っていますが、この流れについて私が感じたことを少し述べてみたいと思います。

一般に環境アセスメントと呼ばれるこの手續は、国際的に第三者が行っている場合が多く、日本のように事業者自身が行うのは非常に珍しいと言えます。私が以前の質問でこの調査を求めたのは、ダムの建設根拠を科学的に検証する方法として、環境アセスメントしかないと思ったからです。

先日、私は、方法レポートの要約版を見ましたが、気になる部分がありました。方法レポートの前段階である配慮レポートで示された試験湛水の部分です。ダムが完成してから、ダムに問題がないかチェックするために、貯留時の最高水位まで水をためる試験のことで

す。貯留ダムの試験は、洪水時の満水水位まで水をためた後、最低水位まで放流し、ダム本体や放流設備、あるいは貯水池周辺などの安全性を確認するものです。通常、半年から1年程度かかるのが普通ですが、場合によっては、数年に及ぶこともあるそうです。

先月、本体設置が4月に完了する立野ダムの試験湛水検討委員会の資料が公表されました。

九州地方整備局立野ダム工事事務所の資料では、11月に試験湛水を始め、満水から72.5メートルの差がある最低水位まで放流するそうです。水



位が上がることで、貴重な阿蘇の北向谷原始林や柱状節理など、貴重な自然に影響がないか心配されますが、検討委員会は、可能な限りその期間を短縮する計画を示しています。開閉する装置がないため、鋼鉄ゲートをつけての試験になるそうですが、水をためて放流するまでの期間が問題になります。計画では、11月1日から湛水を実施した場合、日数は、平均14日、最長でも20日とし、その予測、評価の結果、樹木は維持されると考え、草本群落は枯死する可能性はあるが、後で回復できるとしています。私は、この楽観的な評価に疑問を感じ、注視する必要を感じました。

現在供用中の流水型ダムである山形県の最上小国川ダムや島根県の益田川ダムなどの試験湛水後の状況についても、調査が行われています。このような先行例などを参考に、確かな科学的検証を環境アセスメントに求めたいと思います。

川辺川ダムの場合、立野ダムの容量1,010万立方メートルに比べ、その規模が13倍近くあり、その大きさゆえに、試験湛水の影響はかなり大きいと考えられます。

具体的には、満水までにかかる期間の長さ、あるいは放流の速度や強さ、そして濁りなど、環境への大きい影響が予想されます。知事も、配慮レポートの知事意見で、この試験湛水のことを6か所で意見を述べられていますので、きっと私と同じ懸念をお持ちかと推察いたします。

そこで質問です。

環境アセスメントは、科学的検証を踏まえながら進めていかなければなりません。今後、環境影響評価方法レポートに対して、どのような知事意見を述べるお考えなのか、副知事にお尋ねします。

〔副知事田嶋徹君登壇〕

○副知事(田嶋徹君) 環境影響評価の手續について

てお答えします。

新たな流水型ダムについては、事業主体である国において、アセス法に基づくものと同等の環境影響評価が実施されております。昨年3月の配慮レポートに続き、11月には方法レポートが公表されており、今後、知事意見を述べることとなります。

この方法レポートは、国が設置する各分野の専門家から成る流水型ダム環境保全対策検討委員会における専門的見地からの議論と配慮レポートに対する知事意見などを踏まえて作成されたものです。

新たな流水型ダムの環境影響評価の手續においては、国は、環境への影響の最小化を目指し、ダムの構造、運用等の検討の進捗に応じ、改善を試みながら深化させていく旨を表明しています。

このことから、今後、試験湛水の方法についても、先行事例の知見等も参考にしながら、環境への影響が最小限となるように検討が進められていくものと認識しています。

なお、議員から御指摘がありました同じ流水型ダムである立野ダムについては、専門家から成る試験湛水検討委員会が新たに設置されました。

委員会では、科学的な見地から、環境への影響を極力低減することが可能な手法について検討されています。また、試験湛水実施後も、この検討委員会により、客観的かつ科学的な検証が引き続いて行われると伺っています。その検討内容や検証した内容については、新たな流水型ダムの検討にも生かされていくものと考えております。

また、議員御質問の方法レポートに対する知事意見を述べるに当たっては、既に県が設置している、専門家から成る流水型ダムに係る環境影響評価審査会から意見を聴くこととしています。

この審査会は、方法レポートを審査するに当た

り、昨年12月に立野ダムの現地視察を行い、試験湛水についても、その具体的方法などの説明を受けました。

また、本年1月に会議を開催し、立野ダムの現地視察も参考に、専門的見地から活発な意見が交わされておりま

す。今後、方法レポートに対しては、審査会や市町村長、住民の意見を踏まえながら、新たな流水型ダムが命と環境を守るものとなるよう、試験湛水も含め、適切な知事意見を述べてまいります。

なお、県としても、独自に設置した事業の方向性や進捗を確認する仕組みの中で、流水型ダムの進捗状況を踏まえながら、環境への影響等について、流域の皆様とともにしっかりと確認し、県民の皆様幅広く周知してまいります。

〔磯田毅君登壇〕

○磯田毅君 方法レポートに対する知事意見は、間もなく出されると聞いています。環境への影響を科学的に正確に予想するのは、とても難しいかと私も思います。しかし、ダム事業に関する有識者会議や環境影響評価審査会、あるいはほかの検討会とされる会議の内容が、流域住民の意見や反対される住民に対し、真摯な検討や反論がなされたのか、疑問を感じる人は多いと思います。しかも、人口減少や高齢化が進み、経済の縮小が著しい球磨地域において、基金の創設や予算で地域の振興を図る県の思惑が実するという可能性は少ないと私は感じます。

地域の振興は、ほかの対策にあると思います。ダム建設の予算は2,900億円とも言われ、県の負担は大丈夫なのか心配します。コスト上昇が確実に見込まれる今の状況に、負担額は相当膨らむだろうと見込みます。

2000年にできた地方分権一括法では、各地方自治体は、自らの判断と責任により、地域の実情に

沿った行政を展開していくことが大いに期待されるとあります。ダム建設は国家事業ですので、一概にそうとは言い切れませんが、この調査が、清流球磨川を守る担保になるよう努力は続けていただきたいと要望して、次の質問に行きたいと思

います。2番目に、川辺川ピーク流量の推定値についてお聞きします。

川辺川ダムが流水型ダムとして不死鳥のようによみがえってきたのは、令和2年7月に起きた豪雨被害がきっかけでした。ダム建設の根拠として、国は、豪雨時に川辺川のダム建設予定地より下流のつり橋がある区間を流れた最大流量が3,000トンだったとしました。

県は、私の以前の間合せに対し、簡便的な計算を示し、ダム下流のつり橋地点で3,200トン程度の流下が可能と推定されると説明しました。県が独自に現地測量を実施した結果と聞いて、私はそのとき納得したのですが、実は、その後、清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会の方から、あなたの理解は間違っているとの指摘を受けました。実際は、国の言うピーク流量3,000トンより少なく、その下流の中流域にある四浦地点ではおよそ2,190トンだったと推定し、その根拠を示されました。根拠として、豪雨後の四浦にある水位観測所の水深を示す量水標が2.7メートル近く土砂に埋まった写真を示されました。

県が示した簡便的な計算は、洪水時の最高水位と量水標のゼロ点との差を深さとして断面積を割り出したものですが、手渡す会は、四浦地点の川底は、それより2メートル近く土砂で浅くなっていたと指摘されています。もし四浦地点が手渡す会の言われる2,190トンなら、四浦より上流にあるつり橋地点の流量3,000トンとの整合性が取れないように感じます。この点を県はどう判断され

るのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 川辺川のピーク流量の推定についてお答えします。

国が検証委員会で示した令和2年7月豪雨における川辺川のピーク流量は、県が以前議員にお示した簡便的な計算ではなく、川辺川流域の国土交通省、気象庁及び県の雨量観測所の降雨データと全国的に採用されている国の河川砂防技術基準に基づく流出解析の手法を用いて計算され、つり橋のある区間では毎秒3,000立方メートル、それより下流の四浦水位観測所の区間では毎秒3,100立方メートルと推定されています。

県では、この推定流量を基に川辺川の県管理区間の氾濫解析を実施し、その計算水位と現地の洪水痕跡がおおむね一致していること、柳瀬地点の流量観測結果をおおむね再現できていることを確認しております。

議員が言及されました2,190トンについて、詳細は把握しておりませんが、検証委員会でお示した流量は、客観的な事実の確認と科学的な検証に基づく結果だと考えております。

〔磯田毅君登壇〕

○磯田毅君 私がこのことを問題としたのは、ダム建設の大きな根拠である川辺川のより正確なピーク流量について、科学的データに加え、流域の方々の経験された多くの事実を組み合わせ推定することが重要だと思っているからです。

国土交通省の推定は間違っていないという判断を県は繰り返しましたが、そのことにさらに反論する声もあります。国のデータは、標高を基にした水位から得られたものであり、実際の深さを示す水深より深くなっている可能性があり、根拠となる断面積が過大に計算されているといった声も出ています。

川底近くをゼロ点とする基準は、堆積した土砂で浅くなっている現状からすると、大きな誤差が出ると言われます。そもそも、このゼロ点がいつ測ったデータなのか不明だと指摘されます。いつも川を近くで見ている住民の方は、四浦地点の河原の石は、10年以上前に壊れた上流の板木ダムから堆積土砂が流れたもので、石で浅くなった河原からすると、国が示した流量は流れていないと断言されます。いずれにせよ、国は、こういった住民の指摘に対し、科学的考証を使った反論はしていません。こういった論争は、ダム建設が進み出した今、無意味なことのようには思えます。

また、スタートした公共事業は誰にも止められず、止まった例もないと聞きます。しかし、こういった大きな事業には、国と住民との議論を基にした科学的考証が必要です。

今回の場合、それがなかったから、まだ紛糾が続いている原因だと私は思います。もし科学的反論があるなら、今でも遅くありません。国は反論すべきです。

県にとっても、こういった論議は、次の事業を検討する上で貴重な参考例となります。人口や経済も含め、全てが減少する社会に入った今、その科学的考証の必要性はますます高まっていると考えます。

県執行部におかれましては、それを十分認識され、誰もが納得でき、そして科学的考証に耐え得る事業になることをお願いしまして、次の質問に入ります。

3番目、県立高校の在り方について質問します。

人口減少や超高齢化といった我が国の課題に対し、それぞれの地域は、特徴を生かした持続的な社会をつくるという、まち・ひと・しごと総合戦略に取り組まれています。しかし、都市部への集

中と地方の過疎化は一向に止まらず、地方は衰退の一方です。私は、その原因の一つに高校の在り方も影響しているのではないかと考えます。

そこで、これまで取り組んでこられた高校再編整備等基本計画の実施後のことについて考えてみたいと思います。

2019年3月で完結したこの計画は、通学区域や適正規模、特色ある学校づくりや県立高校の再編整備などが検討された末、8学区から3学区へ通学区域が拡大され、学区外枠も倍増されました。

さらに、定員割れが続いていた高校を再編統合し、その結果、数で10校の高校が姿を消しました。しかし、実施後も、生徒は熊本市に流れ、郡部の定員割れは一向に収まらず、生徒数の地域バランスは大きく崩れた状態です。

これに対し、教育委員会は、県立高校あり方検討会を設置し、再編整備後の現状と課題を踏まえ、「今後の県立高校のあり方と取組の方向性」についてといったテーマで協議を進め、2021年3月にその提言をまとめました。

提言のポイントは、学年4ないし8学級とした適正規模を一旦留保し、再編統合は行わないなどとし、高校の魅力化に徹底的に取り組むとしています。そして、地域との連携、協議を進めていくとし、課題の一つだった大規模校、1学年10学級ですが、この大規模校の削減は、人間関係の希薄化や学校行事への支障といった課題は見られないとして、引き続き検討とし、通学区域と学区外枠の拡大は、定員割れの続く郡部を懸念し、検討を続けるとしました。

大規模校は、優秀な生徒が集まりやすいという特徴があります。高校卒業後は県外の大学に進学し、大学を卒業しても熊本に帰らないことが多いため、大規模校は、意図しないながらも、人材の県外転出に加担しているとも言えます。この問題

は、結果的に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が意図した方向ではなく、地方創生にはつながらないおそれがあります。

この提言は、郡部の小規模校について検討されてはいますが、はっきりした方向は示されていません。生徒の熊本市への集中と郡部の定員割れについて、解決には至っていません。

生徒数が偏る原因として、少子化が進んだことや都市部と地方の経済格差が進んで人口が集中したこともあります。教育の選択幅を広げるとして学区拡大、学区外枠を拡大したことが、都市部への集中につながっているのではないかと考えます。

一般的に、教育の目的は、知識量を増やすのではなく、その知識を使って考える力を伸ばすことにあります。過度の集中は、知識量の競争を促し、格差をつくり、結果的に弱肉強食の社会をつくり出すと考えます。

このままだと、生徒の熊本市内への集中がさらに進み、郡部の高校では、存立さえ危ぶまれることになりかねません。郡部に高校を残すには、小規模であっても、教育効果が高く、地域の若者の拠点になるような高校の在り方を探ることが大切です。

ここで、九州各県の小規模校の様子について考えてみましょう。

1学年が1ないし3学級の小規模校数の割合を見ると、佐賀、長崎、鹿児島は、4割から5割に達しており、熊本のおよそ2割より高いことが分かります。小規模校を増やせば、先生の確保や施設の維持などに課題があり、予算の確保は難しいと思いますが、今政府は、子育て支援として予算を倍増させる計画ですので、その可能性は十分あると思います。

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会では、



入試の方法や入試の時期について、改善の検討をされていると聞いています。少子化が進む中、入試制度を変えるだけで高校の課題が解決に向かうのが注目されますが、入試制度を変更することで県立高校にどのような影響が及ぶのか、不安に思います。

そこで質問です。

生徒の熊本市への流れが進んでいることと郡部の存続に関わる小規模校について、また、入試制度改革の進捗状況について、以上2点を教育長にお聞きします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

**○教育長(白石伸一君)** まず、1点目の生徒の熊本市への流れと郡部の小規模校に対する考え方についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、生徒が熊本市へ流れることは郡部の定員割れの一因と捉えておりまして、定員割れの状況を示す充足率については、令和4年度では、熊本市内は97.3%であるのに対し、熊本市以外の地域では64.0%と、かなり差が生じています。

そのほかにも、少子化や過疎化の進行、私立高校への進学率の増加などが影響していると考えておりまして、定員割れの是正はもとより、小規模校であっても地元で進学や就職が実現できる学校づくりは、喫緊の課題であると認識しています。

そのため、県教育委員会では、令和3年3月の県立高校あり方検討会の提言に基づき、高校の魅力化に積極的に取り組んでいます。

例えば、小規模校では、教員数が限られ、多様な科目を設定することは難しい状況にあります。小国高校や牛深高校では、生徒が履修できる科目を増やすため、第一高校など他地域の高校からの授業配信など、ICTを活用した遠隔授業に関する実践研究を行っています。

また、高森高校では、高森町によるエンターテインメントによるまちづくりとの連携の下、来月には公立で全国初となるマンガ学科がスタートするなど、地域と一体となった魅力ある高校づくりに取り組んでいます。

今後とも、小規模校ならではの特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、2点目の県立高校の入試制度改革の進捗状況についてお答えいたします。

魅力ある学校づくりの取組の一つとして、現在、外部有識者の方々に、現行の前期(特色)選抜と、後期(一般)選抜の在り方や高校の特色を生かした新たな選抜方法、さらには生徒の学びの充実に向けた入試の実施時期等について議論を行っていただいています。令和3年10月からこれまで6回の検討委員会が開催され、本年度末に提言として取りまとめていただく予定としております。

県教育委員会としましては、今後、検討委員会からの提言を踏まえ、受験生一人一人の強みと各高校の特色を生かせるような入試制度の設計に努めてまいります。

引き続き、小規模校における学びの充実を図るとともに、全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある学校づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

〔磯田毅君登壇〕

**○磯田毅君** 郡部の県立高校の存続を考えた場合、この問題は、教育委員会だけで解決できるものではないと考えます。地域の存続につながる大きな問題ですので、社会全体で考えることが求められます。格差が広がる今の状況は、教育だけに限らず、全てにおいて一極集中を容認してきたことが拡大につながったと私は思っています。

ところが、驚いたことに、熊本市は、24年度から、市立の本荘小、中緑小、山本小の3つの小学

校で、通学区域にかかわらず、市内全域からの転入学を認める小規模特認校の導入を検討していることが分かりました。郡部にある小規模校をこういった特認校として残すことができれば、適正な学校規模や40人の学級定員にとらわれることなく、弾力的な学校運営ができ、高校存続も可能になると思いますので、執行部には、その検討も強く要望しておきます。

一方で、生徒が熊本市に集中する原因に、公立と私立の生徒数の比率が関係していると思っています。以前の比率が7対3だったのに比べ、現在6対4となってきました。公立と私立の生徒数を10年間の変化で見た場合、定員数の減り方では私立のほうが公立より少なく、充足率も私立のほうが高く、差が開いているのです。このままだと生徒数が逆転しかねない状況も考えられます。郡部の高校に直接影響するこの問題は、公教育の在り方が強く問われる重要なものと考えますが、このことについて、突っ込んだ議論はされていません。

郡部の高校存続は、地方創生に関わる重要な問題だけに、教育委員会だけで解決できる問題ではありません。都市部と郡部の格差は、これまでの政策が関係したものであり、高校の在り方とは別に考える必要もありますが、いずれにしても、郡部の高校の定員割れが続く現状に、県庁一体となって取り組んでいってほしいと要望します。

4番目、農産物輸送の課題についてお聞きします。

2024年4月から、罰則つきで時間外労働の上限規制が適用され、運転手の年間総拘束時間は、これまでより216時間減って、3,300時間になります。持続可能な物流を目指して、課題だった労働環境を改善しようとするものです。

ただ、今回の改正は、農産物輸送をはじめ、国

内物流の9割を担ってきた運送業に大きな影響を与えることが予想されます。いわゆる2024年問題と呼ぶ問題が出てきたのです。特に、農産物等を運ぶ長距離輸送は、積込みや荷待ちによる長時間の拘束などで運転手が不足し、厳しくなると思われます。

民間シンクタンクのNX総合研究所の試算によりますと、影響は輸送能力で最大14%不足し、4.1億トンの荷物が運べなくなるとしています。地域別に見ると、長距離輸送が多い九州地方は、中国地方に次いで大きく、業界別だと、農産物輸送が33%と最も影響を受けます。野村総研が行った予想でも、2025年には荷物総量の28%、そして2030年には35%が運べなくなると予測しています。本県の場合、それぞれ30%、38%が運べなくなるそうです。

本県の農産物輸送は、鮮度が要求される野菜や果物が多く、大型トラックによる長距離輸送がほとんどです。都市部にある市場での荷待ち、荷下ろしの時間も長いことから、影響はかなり大きくなると思われます。

私の知る横浜市にある市場は、荷下ろしの関係で、朝の早い時間帯での騒音と夜間の照明に苦情が集まり、施設を改造することにしたそうです。こういった問題も含め、事業を撤退する会社も出てきており、本県の場合、熊本県トラック協会の会員約780社のうち、24社が昨年休廃業されたそうです。

燃料価格は、ピーク時より幾分か下がったとはいえ、1年前の1.3倍の水準です。人件費の大幅アップが迫る中、車両価格の値上がりや軽油引取税の取扱い、あるいは高速道路の料金改定問題を含め、様々なコスト削減が図られようとしています。

国土交通省は、コストが転嫁できて適正な運賃



になるよう、標準的な運賃を荷主などに示し、その推進を図っています。県も、公契約条例によって、事業を受けた業者の労働環境に配慮することを求めていますので、こういった流れが広がることが期待されます。

この問題は、運送事業者やトラック運転手だけでなく、輸送園芸地帯とされる本県の農産物輸送に直結します。

農産物輸送は、農業県である本県を支える重要なインフラです。12月補正予算で運送業者に燃料費高騰への支援があって、影響は幾分緩和されたようですが、高止まりするコストに対抗できるものではありません。

そこで質問です。

本県にとって、農産物輸送は、県内産業に関わる重要なものです。2024年問題と言われる課題に対し、県はどういった対応を考えておられるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

**○農林水産部長(竹内信義君)** 本県は、全国有数の食料供給県であり、主要品目であるトマトやナスなどは、出荷量の4割から5割程度が本県から約1,200キロ離れた関東へ出荷されております。

また、農産物の輸送の99%にトラックが利用されており、関東へは輸送に2日間を要し、出荷後3日目に販売されております。そのため、大消費地から遠隔地となる本県にとって、いわゆる物流の2024年問題への対応は、議員御指摘のとおり、重要な課題と認識しております。

国におきましては、国土交通省、経済産業省及び農林水産省の3省合同により、持続可能な物流の方策を検討するため、有識者、関係団体及び関係省庁から成る検討会が、令和4年9月に設置されております。

この検討会では、本年1月、荷主企業や消費者

の意識改革、法律に基づいた計画的な物流改善を促す措置の検討などを内容とした中間報告が行われ、5月から6月をめどに、最終報告が取りまとめられる予定です。

県では、平成30年度から、JA熊本経済連と県内トラック業者で構成される熊本県農協青果物輸送改善協議会と連携し、トレーラーの荷台だけを運ぶRORO船やフェリー、鉄道を活用したモーダルシフトや農産物を一時的に保管する産地ストックポイントの利用、関東向けの4日目販売などについて検証を進めております。

また、国に対して、輸送体系の効率化に向けた支援の強化を継続的に要望しており、県議会におかれましても、平成30年3月に、首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けた支援を求める意見書を国に提出していただいております。

また、安定的な輸送の維持に向けては、トラック輸送の発注元である荷主の理解と協力が必要です。その一環として、例えば輸送運賃の適正化につきましても、国が告示した標準的な運賃を関係団体に重ねて周知するなど、啓発に努めているところです。

物流の2024年問題に対応し、持続可能な輸送体系を構築するためには、運輸、労働に係る制度を所管する国、農業団体等の荷主、トラック業界などの関係者が連携して対応していくことが不可欠です。

県といたしましては、国の動きも注視しながら、引き続き、関係者への啓発を行うとともに、これまでの検証を踏まえた農業団体やトラック業界による安定的な輸送体系の構築を支援していくことで、食糧供給県としての役割を担ってまいります。

〔磯田毅君登壇〕

**○磯田毅君** ただいま部長から、輸送方法をめぐ

る様々な取組について説明を受けましたが、現場をよく知る私にとって、こうした取組が効果を上げてほしいと思います。

しかし、最大の問題は、今、国会でも議論が起きているように、上昇するコストを価格に転嫁できるのかといったことです。私の知るある事業者の方は、料金上昇の部分が農産物価格に反映されるべきであり、生産者に負担が行くのは間違いだと強く話されておられました。価格転嫁は、記録的な物価が続く中に、大変厳しいかと思われま

す。そういう中であって、公正取引委員会は、1日、中小企業が原材料や人件費などの上昇分を価格転嫁できているかどうかに関する大規模な調査を実施すると発表しました。発注側の企業と下請の中小企業の計11万社を対象に実施した今年の緊急調査に続くもので、今回は、さらに規模を拡大して実施するそうです。調査結果を基に、注意喚起の文書や企業、団体名の公表も、前回に続いてあるようですので、その効果が期待されます。執行部には、こういった国や公取の動きに注視し、その対応に取り組んでもらいたいと思います。

次、生活保護制度における自立支援の取組についてお聞きします。

この質問は、昨年5月の熊本地裁の生活保護費減額の取消しを求めた訴訟と、同じく10月に生活保護廃止の取消しを求めた訴訟で、いずれも自治体が敗訴した判決がきっかけとなりました。

5月の訴訟は、大阪地裁の判決に続く2例目で、2013年から2015年にかけて、低所得者世帯の消費水準やデフレを理由に、政府が最大10%という大幅な引下げに対し、生存権を保障した憲法25条などに違反すると提訴したものです。判決は、保護費の引下げに対し、裁量権の逸脱または濫用で違法とし、原告勝訴となりました。

今年の2月、宮崎地裁でも全国5例目となる同じような判決が出され、引下げには合理的理由がないと認めました。

昨年10月の訴訟は、同居する孫が准看護師になり、収入が増えたことで、世帯分離を解除し、祖父母と同一生計であると判断、生活保護を廃止した県の対応に、生活保護廃止処分の取消しを求めたものです。

熊本地方裁判所は、世帯の自立という長期的な視点に欠け違法だと、原告勝訴となりました。これを受け、県は、国との協議を経た上で、これまでの世帯認定にそぐわない部分が含まれているとして、控訴に踏み切りました。

私は、県の控訴は、自立を助ける生活保護法の本質や、貧困の連鎖を教育で断ち切るといった県の方針からすれば、控訴はやめたほうが良いと考えます。

知事も、この控訴について、東京からオンラインの記者会見で、担当者からは、お孫さんの就学が継続できるよう、必要な経費もしっかり確認し、世帯が自立できると判断した上で生活保護を廃止したと聞いていますと答えられた上で、高裁の判断を仰ぐとして控訴したものと発言されました。

しかし、その一方で、控訴回避の道を必死に探ったが、国の判断には応じざるを得ず、断腸の思いだとも述べ、厚生労働大臣政務官に対し、生活保護の運用に当たり、社会の実態に沿った見直しを行うよう申し入れたとあります。

このときの知事のお気持ちはよく理解できますが、ただ、控訴の判断がどうだったのか、私は疑問に思います。病気を抱え、高齢になられる祖父母の方は、裁判が続くことになり、つらい、県の控訴に腹立たしく感じますとコメントされています。

生活保護制度の運用に際して、保護の受給条件が厳しく、車の所有や扶養照会の件、あるいは収入と貯金が最低生活費を下回ること、また、学費の蓄えを資産とみなすなど、そういった条件が壁となり、申請をちゅうちょする人もあり、生活が行き詰まらないうと利用できないという課題があります。

全国保険医団体連合会の資料によれば、生活保護支給額の対GDP比について国際比較すると、イギリスで4.1%、アメリカ3.7%、ドイツ、フランスがそれぞれ2%などに対し、日本は、先進5か国の中で最低の0.8%しかありません。さらに、生活保護を受けられる基準を満たす人で、実際に生活保護を受けている人の割合を示す捕捉率は、日本弁護士連合会の資料によりますと、2010年には、先進諸外国は、軒並み50ないし90%と高いのに比べ、日本は、僅か15ないし18%と著しく低いのです。日本では、8割近い人が、生活保護を受けることができるのに、受けていないということになります。

私は、こういった方々は大変苦しい生活を送られているのではないかと、さらに生活保護世帯の子供たちが大人になったときに、再び生活保護を受給するという状況が生じないかという心配をしたとき、県が基本方針に掲げている、誰一人取り残さない、貧困の連鎖を教育で断つといった方針と矛盾するのではと思います。

そこで質問します。

生活保護制度における自立支援に県はどのように対応していくのか、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 生活保護は、生活に困窮する方々の最後のセーフティネットとなる重要な制度です。

この生活保護の事務は、国が定める基準に従い実施する法定受託事務であり、制度の運用に当たっては、生活保護を受ける方々の間で不公平とならないよう、適切に実施することが求められています。

県では、この基本原則にのっとり、支援が必要な方々に対し、制度内容の丁寧な説明に努めるとともに、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立に向けた支援を行っているところです。

一方、生活保護法は、昭和25年の法制定以来、その運用ルールと社会の実態を照らし合わせ、必要に応じて改正が行われてきました。

例えば、かつて生活保護を受けながら高校に進学することは認められませんでした。高校への進学率が高まったことに伴い、現在は、生活保護世帯からの高校進学が認められています。

県としても、生活保護制度が社会の実態に合ったものとなるよう、昨年秋には、知事自ら、世帯認定の考え方について国に申入れを行ったところであり、今後も引き続き、必要な見直しを働きかけてまいります。

さらに、県では、貧困の連鎖を教育で断つとの知事の強い思いに基づき、大学進学を目指す生活保護世帯の子供に対して、自立に向けた独自の手厚い支援を行っています。

具体的には、知事就任直後から、全国に先駆けて、生活保護世帯から大学等に進学する子供が安心して就学できるよう、「夢」応援資金貸付制度を創設しました。また、県立大学においては、成績優秀で勉強意欲の高い生活保護世帯における進学希望者で、学校から推薦された生徒の入試枠を設けています。

これに加えて、複数の福祉事務所に学習支援員を配置し、生活保護世帯の子供を対象に、日々の学習や進学に向けた支援も取り組んでいるところ

です。

今後も、県民一人一人の生きる権利を尊重し、生活に困窮される方々の支援や自立の助長をしっかり取り組んでまいります。

〔磯田毅君登壇〕

○磯田毅君 岸田首相は、就任当初、新しい資本主義の実現を目指し、分配なくして次の成長なしと声高に述べられました。その後、その分配のことは忘れられたみたいで、資産所得の倍増へと大きくかじを切りました。

今、日本は、先進国の中で最も経済の成長を忘れた国と言われており、事実、賃金は下がり続け、成長どころか、明日の食事に事欠くような事態も出ています。生活保護受給者は、高齢者の単身世帯が多く、今回のような例も珍しくありません。

世界各国では、社会保障制度の重要性が認められており、その捕捉率から見ても、人の尊厳は保障されていると思います。5割近い国民負担率からしても、先進国並みの社会保障予算は、十分に確保できるはずです。

県も、県民総幸福量の最大化を目指すなら、私が言う不幸量の最小化こそが達成につながります。誰一人取り残されることなく、安心して住める熊本の実現は、それを支える生活保護制度にあり、県は、適正な運用について、国や市町村へしっかりとつないでもらいたいと思います。

次、コロナ禍で影響を受けた事業者の再建についてお聞きします。

4年目を迎え、終息の見えない新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活や経済に大きな打撃を与えました。政府は、その対策に、3年間で100兆円を超すというかつてない予算を講じ、手厚い支援をしています。

特に、金融支援は、特例貸付けと呼ばれる無利

子、無担保の生活支援1.4兆円や、中小企業の経済再生につなぐ支援として、新たに無担保、無利子のいわゆるゼロゼロ融資を設け、件数で245万件、融資額で43兆円の実績につながり、大きな効果を生みました。このゼロゼロ融資は、3年が過ぎた今年の春から秋にかけて、返済のピークを迎えます。

中小企業は、コロナ前の水準に戻った業種が少なく、エネルギーなど物価の高騰で、依然として厳しい状況が続いています。県内の企業の休廃業も3年連続で増え、去年は過去最多の563件でしたので、影響が心配されます。

一方、コロナ禍による影響が長引くことから、返済を迎えた融資を新しく借り換える制度が1月からスタートしました。県は、国に先んじて、この借換えを見据えた伴走支援型の融資に早くから取り組まれていましたので、県内への影響は少ないようです。ただ、これも返済が先伸びされただけで、いずれは返済しなければならず、不安は残ります。

実質的に経営破綻しているのに金融支援で生き延びた会社をゾンビ企業と言われているそうですが、現在、その比率は約13%を占め、企業数も18万社を超えていることが帝国データバンクの調査で分かりました。地方の雇用を守ってきた一面も無視できませんが、経営が長引くことで、産業の新陳代謝に悪影響を与え、時代に沿った新しい産業の育成につながらないおそれもあり、見えにくい課題となっています。

企業倒産を回避して企業の延命を図るのも大切ですが、一定の条件を満たせば、倒産しても連帯保証人である経営者の保証債務が免除されるという制度改革も考えられます。そうすれば、思い切った事業展開や事業継承がよりしやすくなって、企業の新陳代謝を後押しするものと考えられま



す。ゼロゼロ融資を受けている事業者は、それ以外に通常の融資も抱えている場合があり、低迷している企業にとって必要な制度かもしれません。

そこで質問です。

今後の経営者保証の改革やコロナ禍で影響を受けた事業者の事業再建に向けて、県はどのように取り組まれるのか、商工労働部長にお聞きします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

**○商工労働部長(三輪孝之君)** まず、今後の経営者保証の改革についてお答えします。

議員御指摘の経営者保証は、経営者に対する金融機関の信用を補完するものであり、資金調達につながりやすくする面がある一方、スタートアップの創業や円滑な事業承継、早期の事業再生を阻害する要因となるなどの課題が指摘されています。

そのため、国においては、昨年12月に、経営者保証改革プログラムを策定し、金融機関に対し、経営者保証に依存しない融資を促進するよう要請していますが、現時点では、必ずしも国のガイドラインが十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、県としては、今後、国の経営者保証改革の動向を注視しながら、必要に応じ、金融機関等連絡会議の場などを活用して、金融機関に対し、国の方針への協力をお願いしていきたいと考えています。

次に、コロナ禍で影響を受けた事業者の事業再建に向けた県の取組についてお答えします。

物価高騰等の影響もあり、今後、採算の合わない事業の廃止や経営の抜本的な見直しを余儀なくされる事業者の方々が増加することが懸念されます。

そのため、事業者の事業再生計画等の作成を後

押しする中小企業者事業再生等支援事業を、今年度につき、来年度も実施してまいります。

また、事業再生に当たっては、既存の債務の見直しを迫られるケースも想定されます。

このため、昨年12月定例会で関連条例改正案を御承認いただき、県の制度融資を利用した事業者の事業再生を支援しています。

具体的には、事業者が国のガイドラインに基づく事業再生計画を策定し、知事はその計画を事業再生につながると認めた場合に、県が債権の一部を放棄することが可能となりました。

今後とも、金融機関や商工会、商工会議所などの関係団体と連携を図りながら、県内事業者の方々の経営状況を的確に把握してまいります。そして、事業の再建を必要とされる事業者の方々への支援を含め、引き続き、県経済の維持発展に向け、必要な施策をしっかりと実施してまいります。

〔磯田毅君登壇〕

**○磯田毅君** かつて経験したことのない未曾有とも言える影響を社会に与え続けているコロナ感染症は、もう4年目になって、やっと落ち着いた対応ができるようになったようです。しかし、新しい変異株の不安は残っており、油断はできません。私たちに以前のような日常が戻ってくるのか分かりませんが、私たちは、一日も早く生活と経済を取り戻し、感染症の克服につないでいく必要があります。

経済は、人の安心から生まれます。コロナ禍から脱出する中小企業にとって、事業再建につながるよう、県には取り組んでほしいと願い、次の質問に入ります。

学校給食の有機農産物活用についてお聞きします。

私は、これまで数回にわたり、学校給食に地元

産農産物を利用するよう求めてきました。特に、県産小麦を含めた国産小麦の活用を強く求めましたが、前回の質問で、執行部からは、前向きな答弁を得ることはできませんでした。

ところが、県の学校給食会とパン協同組合、そして熊本製粉株式会社の民間3者が連携し、2学期から使用する小麦を、県産を5割以上含む国産100%に切り替えました。この思い切った展開は、食材の量と質を求める関係者へ民間が県に先んじて応えた画期的な動きに、私は大変うれしく思っています。

ところで、既に1年が過ぎるロシアの軍事侵攻は、世界の国々に対し、食料の安全保障を見直す大きな契機を与えました。地元で取れた食材を地元の人たちが食べるといった、ごく当たり前とも言える食料自給の大切さに気づくと同時に、より安全な有機農産物の活用を考えるよい機会となりました。

政府も、みどりの食料システム戦略で、2050年までに化学肥料を3割、農薬を半分に減らし、有機農業の面積を耕地の25%にする目標を掲げています。進展が期待されますが、私は、1月から始まった国会で、特に学校給食を含む食料安全保障の議論が深まるのか、注目しています。

世界でも、これと同じ動きが学校給食で始まっています。子供の健康促進や温暖化防止につながる有機農産物を活用した学校給食が広がってきました。

EUでは、有機農産物を使用したオーガニック給食の割合を、前倒しで2030年に20%にすることを決めました。フランスは、法律によってオーガニック給食の割合を50%にします。

アジアでは、隣の韓国が、2年前から全ての小中学校で有機農産物を60%使う給食に変えました。有機農産物を使った給食は、高校でも始まる

そうです。こうした動きに加え、ソウル市では、全部の小中高校が無償化となったそうですので驚きです。

こういった取組に比べると、日本は大変遅れていると感じます。政府は、異次元の少子化対策に取り組むと言っていますが、異次元対策と言うなら、今世界中で進む学校給食の有機化と無償化は、何よりも早く取り組むべきです。

学校給食における有機農産物の活用に、日本はどう取り組んでいるのか考えたいと思います。

千葉県のいすみ市では、2015年に初めて有機米4トンを学校給食に導入した結果、有機栽培に取り組む農家が増え、僅か3年で全量を有機米に変えることができたのです。

先駆けた兵庫県豊岡市は、市内全小中学校で、給食に使うお米の全量を有機栽培米に切り替える予定だそうです。

新潟県の佐渡島は、天然記念物のトキと共生する里山として、日本で初の世界農業遺産に認定されていますが、今では、水稻面積5,000ヘクタールのうち4,000ヘクタールを超す面積で、農薬や除草剤を減らした特別栽培になっています。

政府は、みどりの食料システム戦略で有機農産物を増やす方針を立てていますが、それを増やすには、まず需要が先行しなければなりません。学校給食に限ると、有機農産物の活用が先で、供給はそれに合わせて増やしていくというのが本来の順序です。

有機農業は、細かい配慮と観察が必要ですので、大規模な農業には向かない面があり、高齢の生産者や小規模な家族農業に向いています。小規模な有機農業は、規模の大きい給食センターには向きませんが、子供の健康のほかにも、地域の経済循環に貢献し、食材も距離が短くて済み、環境に最も優しい農法なのです。



子供の貧困が叫ばれる中、現在、子ども食堂の数は、2022年には7,363か所と、この6年間で20倍以上に増えたそうです。こういった取組は、子供の健康を支える上でとても大事なことです、応急的な対症療法であって、私は、もっと持続的な取組が必要だと思います。学校給食に地元農産物や有機農産物を増やすことは、子供たちの健康や地域社会の経済循環につながるとも大事な取組かと言えます。

そこで質問です。

学校給食に有機農産物を含む地場産物をどうやって増やしていくのか、その取組について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 学校給食において、地域の有機農産物を含めた地場産物の活用を推進することは、子供たちに新鮮な食材を提供することができるだけでなく、子供たちの郷土理解、郷土愛の育成、地場産業の振興にもつながると考えています。

本県には、米、野菜、肉類等多種多様な地場産物が豊富にあり、程度の差はあるものの、全ての学校で地場産物を使った給食が提供されています。令和3年度の文部科学省調査では、本県の金額ベースの地場産物活用率は、64%で、全国平均56%を上回っています。

また、有機農産物については、現在、山都町や南阿蘇村で、農林水産省の事業を活用して、地域ぐるみでの有機農業を支援する取組が行われています。

例えば、山都町では、学校と有機農業協議会が定期的に会議を行い、有機農産物の利用拡大に取り組むことにより、有機米や有機ハウレンソウなどが学校給食に活用されています。また、南阿蘇村では、生産者のリストを村の学校給食センター

に情報提供することで、地元で生産した有機米が学校給食に活用されています。

一方で、有機農産物の給食への活用は、必要とされる量が十分に確保できず、急遽発注先を変更することがあるなど、供給が不安定であり、通常の農産物に比べコスト高になるといった課題もあるため、活用が広がっていない状況があります。

今後、有機農産物を含む地場産物の給食への活用が促進されるよう、市町村の担当者を対象に実施している学校給食関係者会議や栄養教諭の研修会等において、学校給食で有機農産物を含む地場産物を活用した好事例の紹介や情報交換などを行ってまいります。

引き続き、市町村及び庁内関係部局との連携を図りながら、地場産物を活用した学校給食の充実を図ってまいります。

〔磯田毅君登壇〕

○磯田毅君 実は、今一番求めているのは、学校給食の無償化ですが、予算を伴うだけに、国の責任をもっと明確にする必要があります。そのためには、学校給食法の改正が求められます。

全国では、物価高騰を受け、全国市町村の約3割で無償化したことが、日本農業新聞の調査で分かりました。政府に無償化を求める要望書も、51自治体に及んでいます。異次元の少子化対策がこの無償化につながることを強く期待しています。

全国の学校給食を無償化した場合、およそ4,500億円が必要だとされますが、本県の小中学校全部を無償化した場合、40億円近い予算が必要だということですので、執行部はそこをためらっています。

しかし、来年から、県内の宇城市が学校給食の無償化を始める予定です。球磨郡や阿蘇郡など小規模な自治体でも給食費の補助が始まっており、無償化の動きは進む一方だと思います。

ほかにも、兵庫県明石市では、中学校の給食全部を無償化したら人口増につながったそうですし、大分県の豊後高田市でも、地元産食材を100%使用したところ、転入する人が上回り、全国700過疎市町村の中で、転入率トップになったそうです。

このように、給食の無償化は、地域への貢献がとて大きいのです。学校給食の有機農産物活用と同時に、この無償化も強く要望しまして、次の質問に入ります。

最後の質問ですけれども、米生産の対策についてお聞きします。

ロシアの軍事行動は、日本の食料安保を考える上で、大きなきっかけとなりました。日本の食料自給率がカロリーベースだと38%しかなく、四方を海に囲まれた我が国は、海上輸送が止まれば、多くの方が生存の危機に陥る危険性をはらんでいます。

その上、生産を支える化学肥料や種子もほとんどが輸入ということから、非常に脆弱な状況にあります。自給に不安がないと思われる主食のお米も、実は年間消費量の1割以上を毎年外国から輸入しており、大豆や小麦などほかの重要な穀物も、ほんの僅かしか生産できていません。

食料自給が問題となったにもかかわらず、今年度のお米の生産者価格は、1俵約1万円からのスタートでした。この衝撃的な価格に、私は驚きました。この低価格は、稼げる農業を目指した大規模、単作化の農家に打撃を与えられます。なぜなら、今年のお米の販売価格には、歴史的な肥料、農薬、資材の値上がり分が入っていないからです。販売農家にとって、この影響は特に大きく、自給が中心の小規模な農家にとっては小さいものと思われます。

お米の生産は、種まき、育苗から田植、そして

大切な毎日の水管理や観察が必要です。実りの秋には、刈取りと乾燥作業、それからもみすり、袋詰めなど、出荷作業が続きます。

ところが、今、その米作りが大きく変わってきているのです。米価の低迷が続いたせいで、田植機やコンバイン、それに乾燥機やもみすり機などの設備投資ができなくなり、ほかの農家に作業を委託するようになってきたのです。

県には、このような農家が営むミニライスセンターのデータがないため、その状況がどうなっているのか分かりませんが、このようなお米作りの受託、委託がこのまま続くのか、米農家が安心して生産を続けられるのか考えたいと思います。これは、農家だけの問題ではなく、国の食料安全保障に関わる、そして日本の原風景である農村の存続にも関わる重大なことなのです。

大きな貯蔵タンクを持つカントリーエレベーターは、品種や作型の変更がしにくい面があり、米の後作に露地野菜を導入する農家が増えた現在、より自由度のあるミニライスセンターを利用する農家が増えてきました。

刈取りと乾燥、調製、さらに販売まで手がけるミニライスセンターは、米作り農家本人が経営されている場合が多く、私の知る限り、規模は小さく、20戸前後の農家から委託を受け、面積も平均で20ヘクタール程度を引き受けられていることが多いようです。

先日、経営されている方から、自分は高齢になり、作業がづらくなった、機械設備の更新も控えており、経営を継続するのが難しいとお聞きしました。そして、やめたいけれども、やめると委託されている農家が大変困るので、やめるにやめられないと、困っていらっしやいました。

実は、こういった事態は、今県下各地で起きていると予想します。食料の自給が叫ばれる中で、

主食の米作りにこんな状況が迫ってきているのです。消費量が減り続けているとはいえ、貴重な田園風景を守ってきた米作りを持続できるのか、農村は今、その瀬戸際にあると心配しています。

そこで質問します。

持続可能な米作りについて、今後県はどう取り組んでいくのか、農林水産部長にお聞きします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

**○農林水産部長(竹内信義君)** 持続可能な米作りのためには、1点目に、需要に応じた生産、2点目に、省力・低コスト化の推進、3点目に、県産米のブランド化による需要拡大が必要です。

まず、1点目の需要に応じた生産につきましては、全国の米消費量は、毎年10万トン程度減少しており、適正な米価の維持のためには、全国的に需要量に見合った作付が行われ、需給バランスが保たれることが重要です。

県では、生産者等が主体的に作付を判断できるよう、全国の需要状況を踏まえた主食用米の作付目安を提示するとともに、麦、大豆など需要の高い作物や野菜など高収益作物への転換支援に取り組んでおります。

引き続き、市町村や農業団体等と連携しながら、米の需給安定に向けた取組を進めてまいります。

次に、2点目の省力・低コスト化につきましては、県では、これまで、スケールメリットを生かした低コスト生産に向け、農業機械の共同利用化や担い手への農地集積、集約化、米、麦、大豆の組合せによる大規模化等を推進してまいりました。

その結果、生産コストの3割削減を達成した農業法人も生まれております。

引き続き、スマート農業技術や多収性品種等の導入による省力栽培技術の普及、資材費等の低減

による生産コストの削減など、さらなる生産性の向上を図ってまいります。

最後に、3点目の県産米のブランド化による需要拡大につきましては、大消費地での産地間競争が激化する中、本県の米を消費者に選んで購入してもらうためには、知名度を向上させる必要があります。

そこで、県が育成し、生産面積がこの3年間で5倍に急拡大しております「くまさんの輝き」をリーディング品種に位置づけ、昨年度新たに販路開拓した首都圏等大消費地への販売拡大に重点的に取り組んでまいります。

また、米の消費量が低下する一方で、簡便性や時短ニーズを捉えたパック御飯が堅調に増加しております。

そこで、高齢者や共働き世帯、さらには炊飯をしない若年層に対して、今年度、県事業を活用し、農業団体が開発した商品の需要拡大を図ってまいります。

米は、唯一国産で賄うことのできる作物であり、日本人の主食であることから、食料安全保障の要と言えます。

今後とも、産地、関係団体と一丸となって、生産者の所得確保に取り組み、西日本有数の米生産県として、日本の食料安全保障の一翼を担ってまいります。

〔磯田毅君登壇〕

**○磯田毅君** 私が就農した頃、といっても半世紀ほど前のことになりますが、その頃のお米の値段は、2万円近くしていました。

リンゴ台風と呼んだ1991年の19号台風は、日本列島を縦断し、各地に甚大な被害をもたらしました。そして、米生産にも広範囲で収穫量の大きな落ち込みになりました。自主流通米は、1俵2万3,000円近くに値上がりしました。当時の物価か

らすると、恐らく今の3倍以上の価値になるかと思えます。半世紀前と今年の米価の違いを比べると、今年は、再生産につながるような状況ではありません。

農村の持つ緑と水とお米を中心とした食は、大切な私たちの命をつなぎ、安らぎを与える日本の原風景です。

お米を生産する現場がこんなに脆弱になったのは、皮肉にも、稼ぐことばかりを追求したことが背景にあると考えます。農政が、利益を目的に効率を重視して、コストを下げることばかりに目を向け、本来の米作りにある農業の持続性を軽視し、所得の向上につながらなかったことにあります。

お米の値段がコストを反映し、再生産につながるようにならないと、米生産は衰退が続き、地方の衰退も止まらないでしょう。しかし、食料安全保障の重要性にやっと気づいた国も、食料自給率の向上に努めると言っていますので、県には、農家の米生産が持続できるよう、その対策を強く求めたいと思います。

私の議会質問は、今回で最後となります。

議長、副議長をはじめ議員の先生方、そして知事、副知事をはじめ執行部の方々、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

古希を迎えた私には、これから、無農薬の野菜作りや米作りといった楽しみが待っています。もう少し農業で頑張りたいと思います。

最後になりますが、熊本県のさらなる成長と県議会の発展を御祈念しまして、降壇したいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高野洋介君） 以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明4日及び5日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る6日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時34分散会

**第 4 号**

**(3月6日)**





令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第4号

令和5年3月6日(月曜日)

議事日程 第4号

令和5年3月6日(月曜日)午前10時開議

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
 前田 敬介君  
 城戸 淳君  
 本田 雄三君  
 南部 隼平君  
 坂梨 剛昭君  
 荒川 知章君  
 西村 尚武君  
 山本 伸裕君  
 岩田 智子君  
 島田 稔君  
 池永 幸生君  
 竹崎 和虎君  
 吉田 孝平君  
 中村 亮彦君  
 大平 雄一君  
 高島 和男君  
 末松 直洋君  
 松村 秀逸君  
 岩本 浩治君

西山 宗孝君  
 濱田 大造君  
 前田 憲秀君  
 磯田 毅君  
 河津 修司君  
 楠本 千秋君  
 橋口 海平君  
 緒方 勇二君  
 増永 慎一郎君  
 高木 健次君  
 高野 洋介君  
 内野 幸喜君  
 山口 裕君  
 淵上 陽一君  
 田代 国広君  
 城下 広作君  
 西 聖一君  
 鎌田 聡君  
 坂田 孝志君  
 溝口 幸治君  
 小早川 宗弘君  
 池田 和貴君  
 吉永 和世君  
 松田 三郎君  
 藤川 隆夫君  
 岩下 栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島 郁夫君  
 副知事 田嶋 徹君

副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 小 牧 裕 明 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 水 谷 孝 司 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 竹 内 信 義 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴一朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 渡 辺 克 淑 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警察本部長 山 口 寛 峰 君  
人事委員会  
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介  
事 務 局 次 長 村 田 竜 二  
兼 総 務 課 長  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○議長(溝口幸治君) 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 代表質問

○議長(溝口幸治君) 日程に従いまして、日程第1、3日に引き続き代表質問を行います。

公明党前田憲秀君。

〔前田憲秀君登壇〕(拍手)

○前田憲秀君 皆さん、おはようございます。熊本市第二選挙区・公明党の前田憲秀でございます。今回で16回目の質問となります。公明党を代表して質問をさせていただきます。

4年間の集大成として、これまで議論してきたことを中心に質問をさせていただきたいと思っております。

蒲島知事におかれましては、復帰初日とされますが、御無理のないように、気持ちよく御答弁をいただければと願っております。また、執行部におかれましても、明快な御答弁をお願いし、早速通告に従い質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、SDGsの認識についてと題して質問をさせていただきます。

持続可能な開発目標、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、いわゆるSDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であります。

このSDGsの誰も置き去りにしないという理念は、公明党が掲げる生命、生活、生存を最大に尊重する人間主義や人類益を重んじる姿勢に合致するものであります。

私がSDGsについて最初に質問した平成30年2月当時は、SDGsの言葉自体が浸透していませんでしたが、5年たった現在、熊本県内における認知度は相当上がってきたと思われま。

内閣府の自治体SDGs推進評価・調査検討会が調査した令和4年度SDGsに関する全国自治体を対象としたアンケートによりますと、SDGsが持続可能な開発を目指す上で、経済、社会、環境の統合が重要であることを知っている割合が65.4%、17のゴール、169のターゲット

から構成されるということを知っていると答えた割合が26.8%、さらにSDGsについて非常に関心がある、関心があると答えた割合の合計は9割を超えています。

さらに、日経BP総合研究所が、全国の20代以上のビジネスパーソン2万3,239人を対象として、SDGsの認知度についてアンケート調査を行った結果によりますと、SDGs認知度と施策認知度を合わせた都道府県別のSDGs総合認知度ランキングでは、熊本県が1位、東京都が2位、岡山県が3位、神奈川県が4位でした。また、SDGs認知度ランキングでも、熊本県が1位で、2位の東京都、3位の神奈川県を上回りました。

一方、地方創生SDGsの達成に向けた取組を推進しております都道府県別の自治体の割合では、熊本県は、令和4年度で45.6%と年々上昇しているものの、全国平均57.77%を下回っている状況です。

このように、熊本県におけるSDGsの認知度は高いものの、市町村を含む熊本県全体の自治体の達成に向けた取組は、いまだ道半ばと思われるます。

そこで、熊本県として持続可能な社会を目指していく中で、SDGs全体の認識について、蒲島知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 答弁に先立ちまして、一言申し上げます。

新型コロナウイルスに感染し、2月28日と3月3日の本会議は、やむを得ず欠席させていただきました。体調は完全に回復しましたので、また本日からしっかりと公務に取り組んでまいります。よろしくお願ひします。

それでは、答弁に移ります。

本県は、熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害という3つの困難に立ち向かっています。私は、創造的復興を果たし、将来にわたって県民が幸せを実感できるためには、SDGsの理念に沿った、誰一人取り残さないくまもとづくりを推進していくことが大変重要だと考えます。

令和3年3月に策定した新しいくまもと創造に向けた基本方針においては、SDGsを本県が実施する全ての施策の指針として位置づけました。

現在、ゼロカーボン社会の実現、仕事と子育ての両立、再生可能エネルギーの普及など、SDGsの理念に沿った様々な取組を推進しております。

持続可能な社会の実現のためには、県民一人一人の行動が重要であり、官民一体となって取り組む必要があります。

県では、SDGsの輪をさらに広げ、その取組を加速するため、熊本県SDGs登録制度を創設しました。令和3年4月の募集開始以降、既に全国の登録制度の中では最多となる1,900を超える事業者が登録を行っており、本県における急速な意識の高まりを実感しています。

また、優れた取組を表彰するくまもとSDGsアワードを創設し、昨年12月に第1回目の表彰を行いました。今後、県内事業者の優れた取組を深く県民に周知することで、本県のSDGsの達成に向けた取組の質の向上につなげていきます。

議員から、県内市町村の取組の推進が他県と比べて不十分との御指摘をいただきましたが、県内では、全国最多の8市町が内閣府のSDGs未来都市に選定されています。

県としては、このような先進的な市町村の取組を広く情報を共有しながら、本県自治体におけるSDGsの取組、ひいては県民一人一人の取組を

牽引してまいります。

引き続き、官民一体となったオールくまもとの取組を推進し、蒲島県政の最大目標である県民の総幸福量の最大化を実現してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 蒲島県政の最大の目標である県民の総幸福量の最大化の実現は、SDGsの理念にある誰一人取り残さないくまもとづくりを推進していくことであると思っております。

質問で紹介しましたように、熊本県におけるSDGsの認知度は、大都市を抜いて高いデータがあります。これは、熊本県SDGs登録制度が1,900を超える事業者が登録を行っていることに合致するのではないかと思います。次は、一人一人にとってのSDGsの取組を県民がどれだけ意識できていくのかではないでしょうか。オールくまもとの取組の推進をよろしく願いをいたします。

続きまして、健康長寿社会の実現に向けてと題して、認知症の理解促進、次期ヘルスプランの策定、健康増進施設の活用、がん対策推進、HPVワクチンの接種機会の周知及びコロナワクチンの接種後の副反応とコロナ罹患後の後遺症対応について、6点質問をいたします。

初めに、認知症の正しい理解の促進について質問をいたします。

高齢化の進展に伴って認知症が急増、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランによりますと、我が国の認知症高齢者の数は、令和7年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると見込まれています。

今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気で、認知症への対応は、我が国喫緊の課題でもあります。これまで、認知症疾患医療体制整備をはじめ、認知症サポーターの養成や活動促進

などの施策について議論をさせていただいたところであります。

この認知症施策の推進に当たって、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現、当事者の意思を大切に、家族も寄り添っていく姿勢が重要であります。

こうした観点から、公明党は、認知症の早期診断、早期治療をはじめとする総合的な支援体制の整備や地域ケアの充実を訴えてきたところであります。

そのような中、本県は、認知症サポーター養成13年連続日本一を達成しており、先日は、認知症の啓発活動に当事者本人が取り組むくまもとオレンジ大使に県内で初めて3人を任命するなど、様々な認知症対策を行っていますが、今後の認知症の普及啓発活動にどのように取り組んでいかれるのか、蒲島知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

**○知事(蒲島郁夫君)** 私は、就任当初から、認知症対策を蒲島県政における最重要課題の一つと位置づけ、知事としては、全国で初めて認知症サポーターになりました。その後、認知症サポーター全国1位を実現するなど、自ら先頭に立って認知症対策を強力に進めてまいりました。

いわゆる団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをし、加速度的に高齢化が進む我が国においては、認知症はますます身近なものとなっています。

その中であって、全国有数の長寿県である本県では、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる長寿で輝くくまもとの実現を目指しています。

そのため、県民一人一人が認知症のことを正しく理解し、行動できるよう、新たな取組として、認知症の当事者であられる方をくまもとオレンジ大使として任命しました。

大使の皆様には、講演会で御自身の思いを伝えたり、趣味の活動を発表していただくことなどを願います。

認知症の方が、生き生きと輝いている姿を発信することは、認知症に対する社会の見方を変えるきっかけとなるとともに、多くの認知症の方々の希望につながると考えています。

今後は、従来の普及啓発に加え、大使の皆様のご協力の下、認知症の方やその御家族の視点を重視した取組を広げることで、認知症に対する理解促進に努めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 認知症対策については、これまで、サポーターのさらなる意識変革とステップアップを訴えてまいりました。

認知症当事者をくまもとオレンジ大使として任命し、生き生きと輝く姿を発信し、社会の見方を変えるきっかけづくりを目指すとのこと。無理のない範囲で普及していくことはよいことだと思います。

また、サポーターの地域活性化を目指すアクティブサポーターの養成も、2018年度から始まっています。アクティブサポーターには、オリジナルのくまモンピンバッジを作成して取り組んでいるものの、養成状況を見ますと、天草市では1,000名の登録者がいるのに対し、熊本市は72名にとどまっており、県下の市町村での意識格差が目立ちます。

さらに、家族の思いや大変さを共有できる場の提供を含め、引き続き、認知症に対する理解促進にしっかりと取り組んでいただくことを要望させていただきます。

2点目の次期ヘルスプラン策定について質問いたします。

65歳以上人口は、いわゆる団塊の世代が75歳以

上となる令和7年には3,677万人に達すると見込まれており、超高齢社会を迎えます。

また、高齢化の進展に伴い、医療と介護の需要も増大し、平成30年度の人口1人当たりの国民医療費は34万3,200円と、前年度の33万9,900円に比べ、3,300円、1.0%の増加となっています。

一方、年間介護費も、令和3年4月審査分の利用者1人当たりの平均費用は、介護サービスが前年同月比3,300円増の20万1,700円、介護予防サービスが同300円増の2万8,400円と、費用総額は、この20年で2倍以上に膨れ上がっています。

このように、支出は増加する一方で、財源問題に加えて、昨今は人材不足も深刻化しているところ です。

そのような中、県は、第4次くまもと21ヘルスプランとして、平成30年度から令和5年度まで6年間の計画を策定していますが、この計画も、来年度で一つの区切りを迎え、次のステージへ移行する段階と認識しています。

そこで、第4次ヘルスプランの目標として「県民が生涯を通じて健康で、安心して暮らし続けることができる熊本」と掲げていますが、次期ヘルスプラン策定において特に重視する内容は何か、お尋ねをします。

3点目の健康増進施設の活用について質問いたします。

人生100年時代を見据えた対応策として、健康寿命の延伸について注目されている中、疾病を予防するための運動の大切さが重要となっています。

昨年6月議会で議論させていただきました医療法42条施設とは、疾病予防のため、生活習慣病患者とその予備群の方々に対して適切な保健指導及び運動指導を行う施設です。この施設では、医師の診察や健康運動指導士の指導を受けながら、有



酸素運動を行うことができることから、健康寿命延伸や生活の質の向上の一助となり得ると思われ  
ます。

その後の県の対応として、健康福祉部長からホームページで42条施設の概要を周知するとともに、同施設が少ない理由として、収支面での課題が考えられることから、同施設の運営状況を把握するため、実地調査を行うとの答弁がありました。

その後の調査結果によりますと、この医療法42条施設は、医療法人側からアプローチをする形式のため、ハードルも高く、収益面でも課題がある  
ようです。

そのような中、昨年4月に、厚生労働省による健康増進施設の普及に向けた要件の改正がなされました。このことにより、運動型健康増進施設等が、小規模でも健康増進施設の認定が可能となり、国のお墨つき、メディカルフィットネスという概念が広がる環境になりました。

今後、正しい知識と正しい運動を提供する施設や環境を整備し、医学的エビデンスに基づいた知識と運動が行われることは、医療機関とフィットネス事業のマッチングを強化することにより、地域に密着した健康増進の機会の拡大について、大きな可能性を秘めていると考えます。

そこで、県民の健康増進に向けた健康増進施設のさらなる活用と次期ヘルスプランへの反映の方向性についてお尋ねをいたします。

4点目のがん対策について質問します。

令和2年の本県の主な死因別死亡について見ると、がん、悪性新生物の死亡者が5,359人で、死亡総数の25.3%を占め、死因順位2位の心疾患、3位の老衰を上回り、1位となっています。

そのような中、昨年12月、国の第4期がん対策推進基本計画案が出され、今年度末までに基本計

画が閣議決定されることとなっています。

がん対策に関しては、これまでも、発症の予防、早期発見、検診の推進等を行ってきたところ  
だと思えます。

そこで、特に予防の視点から、がん対策の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

5点目のHPVワクチン接種機会の周知について質問いたします。

日本では、毎年、約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がん  
で亡くなっています。

また、子宮頸がんは、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがん、日本では、40歳までの女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんによる  
ものだそうです。

近年、増加傾向にあるものの、子宮頸がんは、ワクチン接種により予防できるがんであり、定期接種化され、日本産婦人科学会も接種を推奨しているところ  
であります。これまでも、県民への周知と平等な情報提供をと議論してまいりました。そのような中、今年の4月から、9価のHPVワクチンが公費で接種できるようになり、接種率の向上が期待されています。

そこで、これまでの取組と昨今の動きを踏まえて、県としてHPVワクチン接種機会の周知についてどのように取り組んでいくのか、お尋ねを  
いたします。

最後に、ワクチン接種後の副反応とコロナ罹患後の後遺症対応について質問いたします。

ワクチン接種後、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み等の症状については、大部分が数日以内に回復すると言われてい  
ますが、中には、症状が続き、副反応に苦しめる方も多いと聞きます。

一方、コロナに罹患した方は、時間経過とともに

に症状が改善しますが、一部の方で、いわゆる後遺症があると分かっております。快方に向かうことなく、日常生活に支障を来す方も多い状況とのこと。今後もウィズコロナが続いていく中で、当事者の不安や悩みをしっかりと受け止める相談体制の充実が望まれるところです。

県は、接種後の副反応については、ワクチンに関する専門的相談窓口、コロナ罹患後の後遺症については、コロナに関する一般相談窓口で24時間体制の対応をしているものの、まずはかかりつけ医へ相談となっています。かかりつけ医も、内科、耳鼻科等様々で、医療機関の対応も共通とは言えないようです。

隣の福岡県では、後遺症相談窓口を設置し、その診察が可能な医療機関のリストまで紹介しています。副反応や後遺症なのかも分からない県民の不安解消へ、代表的な症状から対応可能な医療機関の紹介が必要と思いますが、いかがでしょうか。

そこで、ワクチン接種後の副反応とコロナ罹患後の後遺症対応に向けた取組について、以上、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

**○健康福祉部長(沼川敦彦君)** 2点目の次期ヘルスプランの策定についてお答えします。

現行のヘルスプランに基づいて行ってきた医療費や健診結果等の分析から、本県は、40代、50代における空腹時血糖の基準値を超える糖尿病予備群の割合が、全国よりも高いことなどが分かっています。そのため、健康無関心層と言われる若い世代に向けた情報発信や従業員の健康づくりに企業全体で取り組む健康経営の普及などを推進してまいりました。

今般、国は、令和6年度からの次期国民健康づくり運動プランの策定に向けた検討を進める中

で、個人が意識しなくても自然と健康になれるような環境をつくることにより、個人の行動変容や健康状態の改善を図るなどの方向性を示しました。

このため、県の次期ヘルスプランにおいては、これまでの取組に加え、適切な運動や食事をサポートするアプリなどのICTを活用することで、一人一人の健康状態等に応じたオーダーメイドの支援などに力を入れていきたいと考えております。

今後、医療や保健などの関係機関で構成される委員会をはじめ、広く県民からも御意見をいただきながら、本県の健康課題の解決に向けた実効性のあるプランの策定に努めてまいります。

3点目の健康増進施設の活用についてお答えします。

健康増進施設は、医療機関と連携し、運動が安全に行える設備と健康運動指導士などの有資格者を配置するなど、国が定めた認定基準を満たした施設です。施設の普及を目的として、昨年4月に施設面積の要件等が緩和されたことから、今後新たに参入する事業者の増加が期待されています。

運動は、生活習慣病などの予防や改善のために欠かせないものであり、基礎疾患のある方でも安全に運動を行うことができる施設が普及することは、本県の健康づくりに寄与するものと考えています。

次期ヘルスプランの策定過程において、専門家の御意見もいただきながら、健康増進施設の活用も含めた県民の健康づくりについて、しっかり議論してまいります。

4点目のがん対策推進についてお答えします。

本県では、がん対策推進計画を策定し、予防の観点から、食生活や運動、喫煙といった生活習慣の改善やがん検診の受診率向上などの取組を進め

ています。

特に、がん検診は、早期発見、早期治療につながる有効な取組の一つです。

しかし、残念ながら、新型コロナの影響により、令和2年の全国のがん検診受診者数は、対前年比で約27%減少し、令和3年においても以前の水準には戻っていません。発見が遅れることで、進行したがん患者が増加するおそれがあることから、県では、ラジオやSNS等を通じて、がん検診の受診を強く訴えているところです。

このような中、今月策定される国の第4期がん対策推進基本計画では、検診の受診率を50%から60%に引き上げるという高い目標が掲げられる見込みです。

県としても、来年度に策定する次期計画において、企業と連携したがん検診の啓発によるさらなる受診率の向上に向けた施策等に取り組みたいと考えております。

5点目のHPVワクチン接種機会の周知についてお答えします。

今年度から積極的勧奨が再開されましたが、既に県内全ての市町村が、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を含む全ての接種対象者等に対して、必要な情報を確実に伝えるための個別通知を実施しています。県としても、広報媒体を活用し、周知の強化を図っております。

議員御紹介の9価ワクチンについては、現在定期接種の対象となっている2価、4価ワクチン以上に、子宮頸がんの罹患率を減少させることが期待されています。

こういった情報についても、接種対象者等に確実に届くよう、引き続き、市町村などと連携し、周知等の取組を積極的に進めてまいります。

最後に、コロナワクチン接種の副反応とコロナ罹患後の後遺症対応についてお答えします。

まず、ワクチン接種後の副反応については、専門的な相談窓口を設置するとともに、かかりつけ医や身近な医療機関での対応が困難な場合には、専門の医療機関で診療できる体制を整備しています。

ワクチンについては、国から、来年度も無料接種を継続する方針が示されており、引き続き、県民の皆様が安心して接種していただけるよう取り組んでまいります。

次に、コロナ罹患後の後遺症については、新型コロナの一般相談窓口で相談を受けており、必要に応じて専門的な医療機関への受診を促すなど、寄り添った対応に努めています。

そのような中、新型コロナの対応は、感染症法上の5類への分類変更などにより大きく変化しますが、後遺症に悩まれる方は引き続き一定数いらっしゃる事が想定されます。

そのため、県医師会などの関係機関とも協議を進めており、4月中には、後遺症の診療を行っている医療機関を症状別や地域別にリスト化し、県ホームページで公表することとしております。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 熊本県では、40代、50代の空腹時血糖値の割合が高いとのこと。まさしく私とその代表例でございますが、だからこそ、やっぱり健康には留意しないといけないと、自ら思っているところでございます。

次期ヘルスプランではICTを活用した支援も検討するとのこと、医療法42条施設も含めた健康増進施設が普及することは、健康づくりに寄与するとの御答弁でありました。ぜひ、次期ヘルスプラン策定に活用をお願いしたいと思っております。

がん対策については、新型コロナの影響で検診受診者が減少しているとのこと、国の次期がん対

策推進計画では、検診の受診率を60%にする見込みということで、さらなる受診率の向上へ今後もしっかり議論してまいりますので、規定に捉われず、思い切った施策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

HPVワクチンの接種機会の周知については、ある専門の先生のお話を聞く機会がございました。富山県の接種率が高い傾向にあるとのことで調べてみますと、富山県議会議員で産婦人科の女性医師の報告で、分かりやすく怖くないリーフレットを作成しているとの報道を聞きました。

富山県では、医師会、小児科医会、産婦人科医会が一枚岩となってリーフレットを作成し、11歳にある日本脳炎のワクチンの定期接種のときに、あともう一つ残っているからねと、「大人になる前のあなたに・・・大切なワクチンがあります」と題したリーフレットを渡すそうです。

私は専門家ではないので、周知の事実を対象の子供さんがおられるときに必ずお伝えするものの、やはりSNSの情報が先入観としてあられる方が多くおられます。引き続き、情報の周知等、積極的に進めていただきますよう強く要望をいたします。

コロナワクチン接種後の副反応対応については、かかりつけ医で対応が困難な場合は専門の医療機関への体制を整備しているとのこと。かかりつけ医に気軽に相談できる環境づくりもお願いいたします。

コロナ罹患後の後遺症対応については、後遺症なのも含め、当事者ではなかなか判断できないのではないのでしょうか。紹介した福岡県では、ホームページ上に、各地域ごとに、後遺症の診察が可能な医療機関を紹介しています。熊本県も、4月中に、症状別、地域別に医療機関リストをホームページで公表するとの御答弁でありました。医

師会との連携も含め、丁寧な相談体制の構築をお願いいたします。

次の質問に移ります。

読書離れの一助になるのか、熊本の子供たちの創造力を育むであろうこども図書館について議論をいたします。

まず、スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、文部科学省のホームページから、子どもの読書活動推進の取組についての記載を一部抜粋したものであります。平成16年度の読書活動推進に関する施策の説明に当たり、当時の現状等を述べたものですが、既に20年近く前から子供の読書離れが指摘されていきました。

昨今のスマートフォンなど、インターネットを介した情報機器の発達、普及は目覚ましいものがあり、その影響により、私は、以前よりさらに子供たちの読書離れが進んでいるのではないかと危機感を持っております。

次のスライドを御覧ください。（資料を示す）

これは、令和4年度に本県社会教育課で実施した熊本県子供の読書活動推進計画に係るアンケート調査です。この調査は、小中高各10校程度の学校抽出調査により、小学校、中学校、高校に在籍している児童生徒にアンケートを実施したものです。

令和2年度から令和4年度における1か月に1冊も本を読まない児童生徒の推移として、小学生は、令和2年度が1.8%、令和3年度が2.3%、令和4年度が2.1%とほぼ横ばいですが、中学生は、令和2年度の8.5%に対して令和4年度が13%、また、高校生は、令和2年度の15.8%に対して令和4年度が20.7%と、1か月に1冊も本を読まない生徒の増加が見られております。

次のスライドをお願いいたします。（資料を示す）



す)

これは、文部科学省の令和4年度全国学力・学習状況調査の結果であります。「あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか」という質問に対して、冊数ごとの分布を示しています。26冊から100冊と答えた割合が、小学校で34%、中学校で32.1%と、それぞれ最も多くなっていますが、下の表は教科ごとの正答率の割合で、家にある本の冊数が多いほど、各教科の平均正答率が高い傾向が見られるとの調査結果が出ています。このことから、読書環境と子供の学力には一定の相関関係があり、影響を与えていることが分かります。

このように、子供の読書離れ、そしてそれに伴う学力への影響が懸念される中、世界的な建築家である安藤忠雄氏から、大阪市、岩手県遠野市、神戸市に続いて、こども図書館を本県に整備したいとの提案があったと伺い、大変ありがたい話だと思っています。

私も、大阪市や神戸市などのこども図書館の先行事例を調べてみました。先行館のこども図書館は、その名称が、こども本の森となっているように、図書館自体の建物を本の森と見立てた世界感のある空間デザインになっています。

子供たちは、まさに安藤忠雄氏の設計によるわくわくするような建物の中で、読みたい本を探し、どこでも好きな場所で、好きな格好で自由に読む、そのような多くの子供たちが本に出会い、親しむ場となっているようです。

また、子供たちに本を読む喜びを知ってほしいと、本のテーマにも工夫がなされています。

例えば、大阪市にあるこども本の森 中之島では、子供たちの素直なまなざしと感受性を大切に作る物語の聖地をつくるとのコンセプトで、12のテーマを設定してあります。「自然とあそぼう」

「食べる」「大阪→日本→世界」「未来はどうなる?」「生きること/死ぬこと」など、素晴らしいテーマが設定されており、感銘を受けました。これらの本に出会った子供たちは、きっと自分自身で考える力を身につけることができるのだらうと思います。

今思えば、本を読んで育った我々の時代は、読書で創造力を養うことができていたと思います。現代は、ネットで何でも分かる便利な社会になってしまっていますが、一方で、本に触れる機会が減るというマイナス面もあるのかもしれない。

熊本のこども図書館は、ぜひ読書に親しむきっかけとなるこども図書館にしていきたいと願っております。

そこで、こども図書館の整備に向けてどのような思いを持っておられるのか、その思いを実現するためにどのような取組を行っていくのか、蒲島知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 昨年2月、安藤忠雄氏から、未来を担う子供たちの豊かな感性や創造力を育むため、さらには熊本地震からの復興を応援したいとの思いから、こども図書館をぜひ熊本に寄贈したいという御提案をいただきました。

8月には、県と安藤忠雄建築研究所で、こども図書館の整備に係る協定を締結いたしました。

12月に県立劇場で開催したこども図書館キックオフフェスティバルには、800名もの方々に御参加いただき、こども図書館への関心や期待の高さを感じています。

現在、来年春のオープンを目指し、熊本市など関係機関とも連携して準備を進めております。

私は、幼い頃から本が大好きで、たくさんの本を読んできました。読書によって、自分の世界が広がり、人生の夢を持つことができました。政治



学者、政治家としての原点は、子供の頃からの読書の中にあると言っても過言ではありません。

読書は、成長過程にある子供たちの人格形成に寄与し、創造力など生きる力を育みます。また、図書館は、子供たちに読書の楽しみや大切さを伝える重要な役割を担っています。

私は、安藤氏から寄贈いただくこども図書館が、新たな熊本の宝として、県民に末永く愛されるようにしたいと考えています。

このため、こども図書館は、県民参加型での運営を目指しています。

具体的には、県民や企業の皆様から寄附金を募り、こども図書館の運営に活用していくこととしており、そのための基金条例を今定例会に提案しております。既に多くの企業から、県に対し、ぜひ応援したいとの思いも届けられております。

また、今後、本の寄贈やこども図書館の運営、読み聞かせなどに御協力いただくボランティアの方々を募りたいと考えています。

こども図書館は、初夏には蛍が飛び交う水前寺江津湖公園の豊かな自然環境の中に整備されます。この特色を生かし、建物の中だけでなく、屋外でも子供たちが自由に読書を楽しめるようにしたいと考えています。

さらに、こども図書館における本との出会いや本に親しむ体験を、隣接する県立図書館でのさらなる学びや探求につなげてまいります。県立図書館との連携や一体的な運営という本県ならではの特徴を十二分に生かしていきたいと思っております。

また、議員御紹介のとおり、大阪市、岩手県遠野市、神戸市のこども図書館では、子供たちの素直なまなざしと感受性に語りかけ、子供の気持ちに寄り添うように多種多様な本が並べられています。

本県においても、先行3館の取組を参考にするとともに、有識者の御意見を伺いながら、子供たちの豊かな感性や創造力を育むテーマの検討や図書の選定を進めてまいります。

安藤氏の思いに県民みんなで感謝しながら、こども図書館が未来を担う子供たちの夢実現に向けたかけ橋となるよう取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 知事は、読書によって自分の世界が広がり、人生の夢を持つことができた、政治学者、政治家としての原点は、子供の頃からの読書の中にあるという御答弁でありました。

私も、微力でございますけれども、小中学校での読書が少しの創造力をかき立てたと感じてはおります。

今の子供たちは、朝から晩まで活字の雨に濡れ、自らの創造力を育めない状況ではないかと危惧しております。こども本の森 中之島の指定管理者、クリエイティブ・ディレクターは、こども本の森のコンセプトとして「こどもたちの素直な眼差しと感受性を大切にする「物語」の聖地をつくる。」と紹介しています。さらに「自発的に本を読む習慣や、書き手の想いを1人の読み手として受け取る喜びを知ってもらいたい。」とまでおっしゃっております。

多くの企業から、寄附の声が上がっているということでもございました。熊本のこども図書館の運営は、既存の県立図書館と連携をして一体的にとのこと。先行の大阪市や神戸市では、図書館専門の指定管理の下、運営に関しては、安藤忠雄氏とのやり取りも相当あったと聞いております。

知事は、未来を担う子供たちの夢のかけ橋となるように全力で取り組むとの御答弁でありました。全国に発信でき得る熊本県のこども図書館になるよう、強く要望をさせていただきます。

次に、各種スポーツ大会のレガシーと今後の活用について質問いたします。

令和2年2月議会において、熊本を世界に発信したラグビーと女子ハンドボールの2つの国際スポーツ大会で得られたものについて質問させていただきました。

当時の知事の答弁は、大会の開催で得たレガシーを、大規模イベント等の誘致、交流人口の拡大など、地方創生につなげてまいるとのことでした。

しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、イベント等の誘致が困難となり、交流人口も縮小する事態となりました。

一方で、新型コロナウイルスは、5月8日から、今の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行することとなり、今後は、インバウンドの拡大をはじめ、我々の日常生活がコロナ禍前に戻っていくことが期待されています。

そのような中、昨年6月に、国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンが決定し、10月には、ツール・ド・九州2023が、UCI、国際自転車競技連合から国際サイクルロードレースの認定を受けるなど、相次いで熊本における国際大会の開催が決定しました。

これまでの国際大会の運営経験は、世界水準の掌握や視野拡大につながり、外国からのお客様が何に興味を示したかなどの観点も含め、かけがえない県民の宝になったと確信しております。

そこで、これまでに得られたレガシーを、これから開催する国際スポーツ大会にどのように活かしていくのか、また、スポーツに限らず、様々な国際イベント等の誘致やインバウンド対策等への取組について、蒲島知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 各種スポーツ大会のレガシ

ーと今後の活用についてお答えします。

本県では、2019年に2つの国際スポーツ大会が同時期に開催されました。延べ約37万人という多くの観客が訪れ、大いに盛り上がり、204億円の経済効果が生まれました。

これらの大会を通じ、県内の体育施設においては、ドーピングルームや照明のLED化など、施設の整備が進み、国際基準の施設となりました。加えて、世界各地から選手、役員などの関係者や観客の方々を受け入れ、交流するためのノウハウなども蓄積されました。

このような国際大会の成功は、多くの県民の経験と自信につながるとともに、世界中に本県の魅力を十分にアピールすることができました。

これらをレガシーとして次世代に引き継ぐため、県では、昨年1月に、官民一体でスポーツによる誘客を推進する組織、くまもつ旅スポコミッションを設立いたしました。

本コミッションでは、スポーツが持つ多様な力を県の活性化につなげるため、国際スポーツ大会の招致を図っています。

このような中、県内初となる国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンが11月に熊本県立総合体育館で開催されることが決定しました。

また、国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州2023、これが10月に阿蘇で開催されるほか、ラグビー日本代表国際試合が7月にえがお健康スタジアムで開催されます。さらに、世界マスターズ水泳も8月にアクアドーム熊本で開催されます。

これらの4つの大会が本県で開催されることになったのは、2019年の国際スポーツ大会の経験がレガシーとして評価された結果であると考えています。

県としては、今回の大会開催を成功させ、定期

開催化や次なる国際スポーツ大会の招致につなげることで、スポーツを核とした県経済の好循環を図ってまいります。

また、国際スポーツ大会の開催を通じたインバウンドの受入れ実績は、国際イベントの招致にもつながっており、来年度は、半導体や人工知能などの国際会議も熊本市で開催されることが決定しています。

県においても、その効果を県内各地に波及させるため、観光PRや会議後のエクスカージョンツアーの実施等に対し、支援を行ってまいります。

さらに、このたびのTSMCの本県への進出を台湾との交流拡大の好機と捉え、台湾で人気の高いバドミントンやサイクリングなど、ターゲットを絞ったスポーツツーリズムを推進することで、熊本への誘客を図ってまいります。

具体的には、両大会を通じた熊本のPR、サイクリング周遊型旅行商品、ディスカバー九州といった県内を周遊する旅行商品の造成、販売支援のほか、教育旅行の受入れ体制の構築を進めます。

このように、スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツはもとより、国際イベントの招致を通じて、より多くのインバウンドを獲得するなど、交流人口の拡大と経済効果の最大化に取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 各種スポーツ大会のレガシーと今後の利活用についてということで、今年4つの国際大会が熊本で開催されるのは、熊本にとって大きな財産であると思います。

昨年設立された、知事も御紹介あったくまもつと旅スポコミッション、これは、中長期的な目標を明確にして、その目標を県民と共有できる仕組みはどうでしょうか。

今月末には、天草走郎ロゲイニングというイベ

ントが企画されています。紙の地図とGPSアプリを使って、チェックポイントで写真を撮ってポイントをゲットする仕組みで、ランで、ウォークで、自転車で天草を満喫するものです。現代版オリエンテーリング的なものでしょうか。観光地や飲食店を巡って探検する企画です。

このように、熊本で観光しながらスポーツを楽しむ、スポーツ合宿で熊本の食を楽しんでもらう等、熊本を発信してもらう流れはまさしくレガシーと言えると思います。引き続き、インバウンドの獲得で、交流人口の拡大と経済効果の最大化に取り組むことを望まさせていただきます。

次に、熊本都市圏3連絡道路の早期実現について質問いたします。

先日、県と熊本市が、市の中心部と九州自動車道、阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路の整備に向けて、調査費を予算化する方向であることが報道されました。

熊本市は、全国20の政令市の中でも交通渋滞が深刻で、朝夕の渋滞が慢性化しており、県民及び市民の1人当たりの損失額は相当額に上っていると言われます。

折しも、熊本市に隣接する菊陽町にはTSMCが工場を新設することから、さらに交通量が増えると予測されており、TSMC関連工場の進出効果を最大限に生かし、新たな企業を呼び込み、熊本のさらなる発展につなげるためには、熊本都市圏の交通渋滞を解消することが不可欠です。

これまでも、東バイパスの6車線化をはじめとする渋滞対策を国と県及び熊本市で行っていますが、抜本的な解決には至っていません。

そのような中、今回の工場進出を契機とし、熊本都市圏内を往来する車両はますます増加し、渋滞は悪化すると考えます。

熊本の発展のためには、大胆な渋滞対策をスピ

ード感を持って実施することが必要であり、そのためには、県と熊本市が打ち出した熊本都市圏の新たな高規格道路を整備し、10分・20分構想をいかに早期に実現するかが鍵ではないかと考えます。

新聞報道等で話題となっている有料の都市高速道路方式は、自治体からの出資や民間からの資金を調達して、運営する公社が通行料金を返済する仕組みです。

この方式は、通常の事業よりも道路の完成までの期間を短縮して整備できると聞いており、先進事例として、お隣の福岡や広島の状態を調べた結果、福岡県では、昭和46年に事業に着手し、福岡高速道路は48年間で約57キロ、広島県では、17年間で約18キロを整備しています。

福岡県と広島県の事例を見ると、都市の状況や事業を開始した時期は異なるものの、1年当たり1キロ程度のスピードでの整備進捗がうかがえます。

このことから、都市高速道路方式で整備を進めることで、通常の道路事業よりも事業進捗が早いと感じられます。

熊本では、中心市街地から九州縦貫道につながる区間が約10キロと想定されていることから、早期に事業に着手すれば、着手後10年程度で連絡道路のうち1本を完成することも可能と思われ、一日も早い事業着手が望まれます。

今定例会冒頭の議案説明では、知事は、新たな高規格道路3路線の実現に向け、住民参加型の道路計画の検討に着手すると述べられました。

早期の事業着手に向けては、それらの手続を速やかに進めることはもとより、今後どのような手順で進めるのか、県民に丁寧に説明していく必要があると考えます。

そこで、住民参加型の道路計画とは具体的にど

のようなものか、また、熊本都市圏の新たな高規格道路の事業着手に向けて、今後はどのような手順で進めるのか、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 熊本都市圏の3連絡道路につきましては、現在、国の協力をいただきながら、県と熊本市が連携して、ルートや構造、有料道路制度の活用を含めた事業手法など、様々な観点から検討を深めております。

今後、計画の具体化に向けた取組をさらに加速させるため、住民参加型の道路計画の検討に着手してまいります。

住民参加型の道路計画は、計画の具体化の段階で、アンケート調査や説明会などを行い、住民の皆様のご意見を把握しながら、地域の課題を明確にするとともに、複数のルート案の比較や評価を行うものです。また、有識者など客観的な立場の方々から助言などをいただくことも必要だと考えております。

これらの取組をしっかりと進め、早期事業化に向けて最も効果的で効率的なルート案や事業手法を選定し、環境影響評価や都市計画の手続につなげてまいります。

県としましては、引き続き、国や熊本市等と連携を図りながら、熊本都市圏の3連絡道路の早期実現に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 熊本都市圏3連絡道路の早期実現について質問をさせていただきました。

今後、計画の具体化に向けた取組を加速させるため、住民参加型の道路計画検討に着手するとの御答弁であります。

この計画は、具体化の段階で、アンケート調査



や説明会で意見を聴き、地域の課題を明確にして、ルート案の評価を行うものと聞きました。

では、早期実現に向け、スピード感を持って取り組むとは、例えば、今年中に何をするのか、いつまでに何ができそうなのか等、できれば、ワクワク感を示していただけないでしょうかと思っております。

質問で取り上げましたように、福岡、広島の例を挙げましたけれども、10キロ、10年で姿が見えてくるのか。様々な段階を踏むのは承知しておりますが、ぜひとも早く前進すべきと要望をさせていただきます。

次に、動物愛護センターの整備状況と今後の活用について質問をさせていただきます。

蒲島知事は、犬猫の殺処分ゼロを目指すことを3期目のマニフェストや熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げ、動物愛護の強化に取り組んできましたが、私も、これまで動物愛護に関する質問を繰り返してきました。

近年、犬や猫などの動物を単なるペットとしてではなく、大切な家族の一員であるとの認識が広まっており、動物に関する県民の意識は変化しています。

一方で、熊本地震を通じて、ペットとの同行避難やペットの避難所での受入れ等が社会的課題となるなど、災害時におけるペットの救護についても、関心が高まっているところです。

このように、県民の動物愛護に対する機運が高まっている中で、愛護に対する施策を拡充するという県の姿勢が示されるとともに、従来の動物管理から動物愛護へと基本方針が大きく変更され、第3次熊本県動物愛護推進計画の下、動物愛護及び管理に係る施策を推進していることは、大変意義深いものと考えています。

そのような中、現在、宇城市松橋町の松橋不知

火浄水管理センター北側において、令和5年度末の完成に向けて、新熊本県動物愛護センター(仮称)の整備が進められています。

この新センターにおいては、譲渡を推進するための適切な飼養管理とともに、県内の動物愛護の拠点としての役割が大いに期待をされています。

しかしながら、動物愛護をめぐる課題として、犬や猫に対するマイクロチップの普及啓発や避妊去勢手術の推進、飼い主のいない猫の餌やり、ふん尿被害の対応など、地域全体における動物の飼養管理の在り方が議論になっているところであります。

さらに、新センターにおいて、動物の飼養管理に関わる組織や人員の配置、職員のスキルアップ等、管理運営体制の仕組みのほか、動物愛護啓発や教育の拠点として、県民が何度も訪れたいくなるような場所となるための新たな仕掛けや人と動物が共生する地域づくりに向けた情報発信も必要と思われまます。

そこで、新センターの現在の整備状況と竣工後の動物愛護推進体制及び活用に向けた取組について、蒲島知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

**○知事(蒲島郁夫君)** 私は、ネブラスカ大学農学部で繁殖生理学を学んでいた頃から、人と動物との共生の大切さとその実現の難しさを感じております。その思いから、殺処分ゼロを目指し、動物愛護の取組に力を入れてきました。

取組を加速化するきっかけの一つとなったのが、熊本地震です。発災後に、当時の動物管理センターに多くの被災した動物が保護されました。混乱の中にもかかわらず、動物愛護団体等の協力を得ながら、多くの動物を返還または譲渡することができました。

そして、この流れを止めないために、動物愛護



の拠点として、新たな動物愛護センターを整備することといたしました。

新センターでは、保護した動物を個別に管理できるようにするとともに、空調設備や運動スペースなども整備いたします。これにより、健康や安全に配慮した飼育を行うことが可能となります。

開所後は、動物愛護団体やボランティア、市町村等と連携した県全域での動物愛護推進体制を整備し、特に教育や啓発に力を入れたいと考えています。

展示ブースや運動スペースを活用し、子供をはじめとする県民の皆様が動物を身近に感じながら学べる工夫を取り入れるなど、動物愛護教育を充実してまいります。

殺処分ゼロは、行政だけで実現できるものではなく、県民の皆様や関係団体等の協力が不可欠であります。

「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向け、新センターを拠点として、動物愛護の取組をより一層進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 新しい動物愛護センターは、動物愛護の拠点として、動物愛護団体やボランティア、市町村等と連携をした県全域での動物愛護体制を整備し、教育や啓発に力を入れるとの御答弁でありました。

修学旅行や研修会の拠点等、全国に発信できる特徴ある愛護センターになることを要望させていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

阿蘇くまもと空港の活性化について質問いたします。

熊本地震からの創造的復興のシンボルである阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが、いよ

いよ3月23日に開業します。

新たなターミナルビルは、搭乗直前までショッピングやグルメを楽しむことができる滞在型ゲートラウンジが整備され、阿蘇の人気グルメや天草の海の幸など、熊本の魅力が詰まったフードエリアを中心に計29店舗が出店し、県産材がふんだんに使われたデザイン性の高い空間で快適な時間が過ごせるようであります。

また、館内には、混雑状況をリアルタイムに把握し、モニターで表示することで、利用者を混雑させないエリアに誘導する旅客動線管理システムの導入や、保安検査場では、一度に複数人が検査レーンを利用でき、待ち時間を短縮できるスマートレーンの設置など、最先端機器が導入され、利便性が大きく向上すると言われております。

さらに、飛行機をより近くで眺めることができるように、滑走路側へせり出した花道型の展望デッキがあるなど、魅力が満載だそうです。

建物については、熊本地震の教訓を生かし、大地震にも耐える強靱な構造となっており、電源は、複数の変電所から受電するほか、72時間対応可能な非常用発電機を設置するなど、災害時でもライフラインの確保のできる機能等を有しています。

また、空港敷地内には太陽光発電設備が整備され、SDGsにも配慮した施設となっています。

とてもすばらしい空港へと生まれ変わった熊本の空の玄関口を多くの方に知っていただき、利用者を増やしていくことが最も重要です。

熊本国際空港株式会社が目標とする2051年度の622万人の達成に向けても、開業後、広く周知を行い、利用者を増やしていく必要があります。

さらに、国際線も再開し、開業日には、熊本と台北を結ぶチャーター便も就航しますが、国際線のさらなる拡大と、国内線においては地方間を結

ぶ熊本—静岡線の維持や拡大が重要と考えます。

そこで、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルの開業を県内外にどのように情報発信していくのか、そして国際線、国内線の路線拡大と利用者増にどのようにつなげていくのか、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

**○企画振興部長(高橋太朗君)** まず、新ターミナルビルの情報発信についてお答えをいたします。

新しく生まれ変わる空港をより多くの方に知っていただくため、現在、様々な媒体を活用して、空港のリニューアルと熊本地震からの創造的復興が進む熊本の姿をPRする取組を進めています。

具体的には、ウェブ上の特設サイトの開設やテレビCM、新聞、エアライン機内誌での広告など、県内外に向けたプロモーションを熊本国際空港株式会社と連携して実施しています。引き続き、新年度においても、プロモーションを継続するための予算を今定例会に提案しています。

次に、国際線、国内線の路線拡大についてお答えをいたします。

まず、国際線については、令和2年3月以降全便が運休していましたが、本年1月5日、2年10か月ぶりにソウル線が週3便で復便し、全国の地方空港の中でも、早期に定期便の再開を果たしました。

ソウル線の1月の利用率は、平均で74.3%と好調であり、今月から週7便のデーリーの運航となりました。

今後は、インバウンド、アウトバウンド双方の需要創出に取り組み、既存路線の復便や熊本—台北線などの新規路線の誘致につなげてまいります。

次に、国内線ですが、議員御指摘の静岡線について、今年度の1月までの利用率は45.2%であ

り、さらなる利用促進が必要と考えています。

このため、県としましては、熊本国際空港株式会社はもとより、航空会社であるF D A、静岡県、富士山静岡空港株式会社も合わせた5者一体で、路線の認知度向上や旅行商品の造成支援などに取り組んでまいります。

今後も、新しく生まれ変わった空港を広く情報発信するとともに、航空ネットワークの拡大に積極的に取り組み、阿蘇くまもと空港の活性化につなげてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 国際線は、ソウル便が今月からデーリー運航になるなど、新空港の開業に向けた上昇機運が感じられます。

阿蘇くまもと空港は、世界と地域に開かれた九州のセントラルゲートウエーとして、地方空港ナンバーワンの国際線ネットワークを目指すとしています。

搭乗間際まで楽しめる充実した搭乗待合エリアが特徴と言われておりますけれども、これまで搭乗ぎりぎりに空港に行っていた身としては、どのように変化していくのか楽しみでもあります。

次の質問に移ります。

新公会計制度導入の効果と今後の利活用について質問いたします。

これまでも、単一簿記から発生主義、複式簿記会計の考え方を基本とする公会計制度改革については、何回も質問を重ねてきました。熊本県は、熊本地震の影響があり、当初予定から2年間遅れたものの、統一的な基準による財務書類と固定資産台帳の整備が図られたことは、財務会計の見える化への挑戦の成果としての手段として評価できるものであります。

しかしながら、今般の公会計制度改革は、策定と公表をもって終わりではなく、将来を見据え、安

定した行政サービスを維持、提供していくために、県有施設等の資産の有効活用をはじめ、総量圧縮、施設長寿命化、機能移転等を前提とした全体方針や改善方策、また、削減目標、再編、保全に関する考え方、いわゆる公共施設マネジメントにいかに関活用していくかが重要であり、財務状況のスピーディーな把握と全体的な管理により、県の財政に資することが求められています。

そこで、導入により今後見込まれる効果と有効な利活用策について、総務部長にお尋ねをいたします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 本県の財務書類等の作成及び公表につきましては、平成30年度決算分を令和2年3月に公表することができました。今月中には、4回目となる令和3年度決算分を県のホームページにおいて公表する予定です。

公表した財務書類には、図表やイラストを多く配置するとともに、民間企業会計との違いや他団体との比較、Q&A形式の解説等を記載するなど、理解しやすい内容となるよう工夫しております。

また、固定資産台帳につきましては、全資産の集計数値のみを掲載している団体や公表自体を行っていない団体もある中、本県では、資産ごとの情報を閲覧できるよう一覧形式で公表しております。さらに、減価償却を含めた施設別の行政コストの把握が容易になったことから、議員御指摘のとおり、今後老朽化が進む公共施設の計画的な更新や長寿命化などの公共施設マネジメントに活用できるものと考えております。

今後も、具体的で分かりやすい情報を継続して公表していくことが重要であり、公表した内容を県民の皆様に理解いただけることが大きな効果となってくると考えております。

また、今年度から、総務省において、大学教授や公認会計士、自治体担当者等で構成された今後の地方公会計のあり方に関する研究会が開催されております。そこでは、公共施設マネジメント等への固定資産台帳の活用や事業別、施設別など、より細かい単位で分析した財務書類の活用など、地方公会計情報の一層の活用方法について、令和5年度中を目途に検討が進められております。

本県においても、引き続き、情報収集を行いながら、国の研究結果も参考に、より効果的な活用策を検討してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 現在公表されている財務書類は、少しでも理解や興味を持てるよう工夫を凝らしているのは私も認めます。固定資産台帳も、熊本県6万2,700を超える県有施設を、土地、建物、工作物から建設中の建設仮勘定まで示しています。この作業は相当な御苦労があったと思います。ソート機能もあり、取得価格で何が一番高いのか等々、様々な検索ができるようになっています。

例えば、熊本県東京事務所銀座熊本館の事業用資産の土地が、取得価格26億4,500万円となっており、その程度なのかと思いきや、取得年月日が1950年となっており、現在はどれぐらいの価値なのかとか、牛深ハイヤ大橋は237億円で取得しているだとか、今ここにいます議会棟は、1967年に9億1,300万円で取得購入、建てたんですけども、現在は、耐用年数が50年ですので、備忘価格といたしまして、この議会棟は1円となっております。

また、行政棟の本館も、同じく1967年に建てられ、90億6,900万円で建てられておりますけれども、50年がたっていますので、今の価格は、備忘価格の1円であります。その後、熊本地震等で補強がされておりますので、こういった補強がされ

ているのかも工作物等で分かるようになっており、質問でも述べたように、様々な角度から、今県有資産がどういうふうになっているのかというのが確認できるようになっております。

答弁にもありますように、今後は、限られた予算を有効に活用していく公共施設のマネジメントの議論も進めていかなければなりません。

いまだ予算、決算の仕組みは変わりませんが、有効活用や無駄削減に一層この公会計改革の効果を取り入れることを強く要望いたしますとともに、これからもしっかりまた議論をさせていただきたいと思っております。

次に、事業承継に関する県の取組について質問をさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、平成29年推計によりますと、2025年に、いわゆる団塊の世代と呼ばれる800万人全員が75歳以上の後期高齢者となり、総人口1億2,254万人のうち、後期高齢者の人口が2,180万人に達すると言われております。

また、全国的に中小企業や小規模事業者の経営者の多くが70歳を超える一方で、後継者がまだ決まっていないという状況にあり、中小企業等の持つ高い技術やノウハウなどの経営資源を存続させていくためには、後継者の育成、資源等の引継ぎ、いわゆる事業承継の取組が必要になっております。

特に、地域経済を活性化させるためにも、事業承継は喫緊の課題であり、国において様々な事業承継に向けた取組が進められている中、特に中小企業の世代交代を後押しする事業承継税制について、3期目の初年度、11月定例会で取り上げたところであります。

当時は、制度創設初年度ということで、当時の11月末現在で18件と申請件数も少なく、公明党の

全国アンケートでも、制度自体を知らないという方が多数いらっしゃいました。

そのため、県経済の活性化に向けて有効な制度であり、関係者への周知徹底にしっかり取り組んでいただくよう要望させていただきましたが、当時質問できなかったことを残念に思っており、今回の質問に至ったところであります。

その後、制度の周知も進み、令和4年12月末現在で、法人、個人を合わせて、特殊承継計画の確認数が227件、特例措置適用の認定数が130件と、九州では第2位の実績であり、事業者数を考慮すると、制度の周知とともに、その活用が一定程度進んだものと考えます。

一方で、民間の調査会社帝国データバンクの調べによりますと、後継者がいない、または未定と回答した県内の経営者は、全体の約半数となっており、事業承継の推進のため、国や自治体などによるさらなる後押しが必要と考えています。

この背景には、事業承継における具体的な相続や贈与が現時点でイメージできず、議論を先送りにして、具体的な検討が進まないという状況もあるのではないかと考えています。

そうした状況の中、コロナ禍の影響も踏まえ、国のほうで特例承認計画の提出期限が1年延長されました。2024年3月31日となり、贈与や相続を受ける適用期間があらかじめ決まっている中で、その1年間の期限延長は、事業承継に悩んでおられる中小零細企業主の皆さん方にとって朗報であるとともに、改めて後継者への引継ぎについて考え直すきっかけとなるものと考えます。

この特例承認計画は、この計画に拘束されるものではなく、また、計画策定もそれほど難しいものでもなく、策定自体は大きなハードルではありません。むしろ、こうした特例計画を一つの契機として、事業承継に向き合ってもらおうといった視



点が必要ではないかと思えます。

そこで、県経済の活性化に向けて有効な制度であると思われる事業承継税制の関係者への周知徹底を含め、喫緊の課題である事業承継に向けて、県としてどのように取り組むのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 事業承継に関する県の取組についてお答えします。

県としては、県内中小企業者の事業承継に向けた取組を加速化させることは、大変重要であると考えています。

そこで、令和元年度から、商工会及び商工会議所に、専門性を有する経営指導員、いわゆる特任経営指導員を設置し、支援体制の強化を図るとともに、県融資制度において、事業承継者おうえん資金による金融支援を実施しています。

また、議員御紹介の事業承継税制は、非上場中小企業の株式などを先代経営者から譲り受けた後継者が知事の認定を受けると、贈与税や相続税が猶予または免除となるものです。御指摘のとおり、事業承継を行う中小企業者にとっては、大変有益な制度であると考えています。

そのため、県としては、経営指導員を対象とした研修等の機会を通じ、事業承継税制を含めた事業承継に関する国や県の支援制度の周知を図るとともに、事業承継税制に係る認定事務を行っています。

また、事業承継は、売手、買手双方の利益保護の観点から、ある程度手続が進むまでは、事業者名を伏せたまま、企業概要のみを提示してマッチングを進めることが現在は一般的となっています。しかし、この手法では、成約までに時間がかかるといった課題も一部で見られています。

そのような中、熊本県商工会連合会では、会報

による後継者お探し支援サービスを実施しており、これまで、ラーメン店や洋菓子店、宿泊業など、6事業者について、事業者名をオープンにして後継者を募集する取組を行っています。そのうち、芦北町の宿泊業者では、地元の事業者による事業承継が成立し、マスコミにも取り上げられるなど、新たな手法の一つとして注目度が増し、着実に事業承継の実績を上げています。

そのため、本県では、商工団体が市町村と連携し、事業者名を公表して後継者を募集する、いわゆるオープンネームでのマッチングイベントや承継物件の訪問ツアーの支援に係る予算について、今定例会に提案しています。

こういった新たな手法も取り入れながら、今後とも、商工団体や事業承継・引継ぎ支援センターと連携を密にし、県内中小企業者の事業承継を強力に後押ししてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 事業承継税制に関する取組について、中小・小規模事業者の経営者の多くが70歳を超え、後継者が決まっていない状況は、県経済としても、損失を意味するのではないかと感じております。

答弁にもありましたマッチングの目標を数値化するのには難しいですが、対象企業への制度の周知が漏れなく実施されるよう、残りの1年、しっかりと取り組んでいただくことを要望させていただきます。

最後の質問になりました教員不足対策と人材確保について質問をさせていただきます。

先日、県内中学校と特別支援学校の教員不足が、令和3年度、全国ワースト1位の状態にあったことが大きく報道されました。

令和3年度、5月1日時点の熊本市を除く県内の教員不足は128人で、中学校の不足率は1.77%



で全国ワースト1位、特別支援学校も3.52%で同じく全国ワースト1位の状況であります。

また、令和4年5月1日現在でも、県内の教員不足は97人で、慢性化しており、深刻な状況にあると思われま

す。この教員不足の背景としては、少人数学級の実施や特別支援学級の増加などにより多くの人手が求められる一方、教員の退職者が多くなっていること、さらに多忙や長時間労働のイメージが先行して、教員を目指す学生が減っているなど、様々な要因があると言われております。

そのような中、さきの教育警察常任委員会における2月補正予算の審議におきまして、教職員給与費の小学校教職員給が11億7,000万円余りの減額との説明がありました。

過去の減額補正の状況を見たところ、令和2年度は11億3,000万円余の減額補正、昨年の令和3年度は8億5,000万円余の減額補正となっており、本年度は減額が大きくなっています。

この減額分は、言い換えると、必要な教員の任用が十分にできず、本来受けられる教育サービスを児童生徒が受けられていないということではないかと考えます。

より質の高い教育のためには、教員のマンパワーが不可欠であります。

これまで、退職した教員の再任用や教員業務支援員の配置などの取組が行われているところですが、教員業務のサポート役として教員免許を保有していない方を新たに任用するなど、学校現場において多様な人材を活用することも、教員不足の解決に向けたヒントになるのではないかと思います。

児童生徒の状況に応じたきめ細かな教育を行うためにも、県内の教員不足の解消は喫緊の課題であることから、特効薬が必要不可欠です。

そこで、今後の教員不足解消に向けた対策と人材の確保について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 教員不足対策と人材確保についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本県において、教員不足は深刻な問題であると認識しておりまして、より質の高い教育を実現するためにも、早急に教員不足の解消を図る必要があると考えております。

そのため、議員お尋ねの学校現場における人材の確保に向けた即効性のある取組として、主に次のような取組を集中的かつ重点的に進めております。

まず、再任用教員の確保の取組についてです。

大量の職員が退職期を迎える中、来年度から実施する定年の引上げに加えまして、再任用教員について積極的な働きかけを行うことにより、ベテラン教員を確保することとしております。再任用教員数は、年々増加しており、今後もさらに多くの教員に希望していただけるよう、校長等からの声かけを強化してまいります。

また、今年度から新たに、教職に就いていない免許保有者の掘り起こしについても力を入れて取り組んでおります。

本年1月に、県内4会場で、職務内容等に関する講習会を開催しました。約200名の参加があり、受講者の一部からは、臨時的任用の教員や非常勤講師への応募をいただいているところがございます。今後も引き続き、講習会を開催するとともに、免許保有者の方々がスムーズに学校現場で活躍していただけるよう、任用前の研修等についても実施していくこととしております。

さらに、県外在住の免許保有者に対しても、今後、教員採用選考考査の説明会等の開催を通しま

して、採用に関する各種相談に応じるなど、UIJターン者の受入れ体制を強化するための予算を今定例会に提案しております。

引き続き、教員が子供たちとしっかり向き合い、子供たちの状況に応じたきめ細かな教育を行うことができるよう、教員不足対策に全力で取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 教員不足対策と人材確保について質問をさせていただきました。

教育長の答弁にありましたように、早急に教員不足の解消を図るべきであると思います。これまでも、本会議や委員会でも、多くの先生方が質問や指摘がなされているところであると思います。教員選考の見直し、働き方改革の推進、この大きく2つは、これまでもずっと教育長は述べられております。この間、子供たちは、成長をしますし、次のステップへ進むわけであります。そのときの損失は挽回できないと思っております。即効性のある取組が急務であります。

紹介しましたように、小学校教員給が、当初予算が3年間、毎年10億円余り減額になっているということは、本来なら、財政課は認められない事態ではないのかなということも思われます。

退職者の先生方に給料を3割増しで来ていただくとか、学習塾のプロの先生に期限付で補ってもらうとか、上記の2つの改革ができるまで、思い切った手を打つべきではないでしょうか。それでも10億超の減額にはならないのではないかと思っております。減額分の補填を示す補正を提案すべきとも思っております。

教員不足について、確実に効果を生む対策をこれまで以上に取り組んでいただくことを強く要望をさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上で用意をしました質問は全て終わりました。時間がないので、本来でしたら、アクセス鉄道の問題だとか、ライフワークで取り組んでおりました水素も取り上げようと思ったんですけども、これだけ時間が残れば、要望ぐらいできたかなと、今反省をしております。

また、これから、この議場に戻ることもできますれば、しっかりとこれまで取り組んだことも含めて、さらに勉強を重ね、県経済、県の発展のために、しっかり尽くすことをお約束申し上げ、今回の私の代表質問を終わらせていただきます。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

**○議長（溝口幸治君）** 以上で通告されました代表質問は全部終了いたしました。

これをもって代表質問を終結いたします。

明7日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時35分散会

**第 5 号**

**(3月7日)**



令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第5号

令和5年3月7日(火曜日)

議事日程 第5号

令和5年3月7日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
 前田 敬介君  
 城戸 淳君  
 本田 雄三君  
 南部 隼平君  
 坂梨 剛昭君  
 荒川 知章君  
 西村 尚武君  
 山本 伸裕君  
 岩田 智子君  
 島田 稔君  
 池永 幸生君  
 竹崎 和虎君  
 吉田 孝平君  
 中村 亮彦君  
 大平 雄一君  
 高島 和男君  
 末松 直洋君  
 松村 秀逸君  
 岩本 浩治君

西山 宗孝君  
 濱田 大造君  
 前田 憲秀君  
 磯田 毅君  
 河津 修司君  
 楠本 千秋君  
 橋口 海平君  
 緒方 勇二君  
 増永 慎一郎君  
 高木 健次君  
 高野 洋介君  
 内野 幸喜君  
 山口 裕君  
 淵上 陽一君  
 田代 国広君  
 城下 広作君  
 西 聖一君  
 鎌田 聡君  
 坂田 孝志君  
 溝口 幸治君  
 小早川 宗弘君  
 池田 和貴君  
 吉永 和世君  
 松田 三郎君  
 藤川 隆夫君  
 岩下 栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島 郁夫君  
 副知事 田嶋 徹君



副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 小 牧 裕 明 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 水 谷 孝 司 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 竹 内 信 義 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 渡 辺 克 淑 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 山 口 寛 峰 君  
人 事 委 員 会 長  
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介  
事 務 局 次 長 村 田 竜 二  
兼 総 務 課 長  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼  
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長（溝口幸治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○議長（溝口幸治君） 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順

次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

岩下栄一君。

〔岩下栄一君登壇〕（拍手）

○岩下栄一君 皆さん、おはようございます。熊本市一区・自由民主党の岩下栄一です。

質問に入ります前に、一言、私の世界情勢についての所感を申し述べます。

トルコの地震は、5万人あるいは6万人という死者を出しまして、150万世帯が被災しました。全く悲惨な大地震だったと思いますが、7年前の熊本大地震の悲惨な状態を改めて思い出したわけです。

この地震で国際人道支援について感じるころがありました。トルコと日本の関係です。

1890年に、トルコの軍艦エルトゥールル号が、表敬のために我が国を訪れました。ところが、不幸なことに、和歌山県樫野崎沖で座礁し、多くの乗組員が海に投げ出され、500人以上の犠牲者が出ましたけれども、この情報を聞いた対岸の和歌山県大島の漁民が大挙して押しかけて救援活動、多くの人命が救われました。明治天皇は、直ちに医師や看護師を現地に派遣し、手厚い対応をしまして、しかも生存者をトルコに帝国海軍の軍艦を提供して送りました。これを知ったトルコの人たちは、東洋の日本という国を再認識して、強い親日感を持ちました。イラン・イラク戦争のときに、邦人が現地に取り残されましたけれども、トルコ政府は、直ちに飛行機をチャーターして、日本人を保護したわけでございます。

そのようなことで、国際人道支援というものは、常にお返しがある、あるいは人間としてなすべきことだなということを改めて思いますし、親日国のトルコを考えますときに、国の究極の安全

保障というのは、そうした国際関係の築き方にも大きな要因があるのかなというのを感じた次第です。

余計なことを申し上げましたけれども、一般質問に入らせていただきますが、お聞きのとおり、私、病気の後遺症で滑舌が大変悪くて、お聞き苦しい点も多くあると思いますけれども、しばらく我慢ください。

まず、国の経済対策への対応と今後の財政運営について質問いたします。

ウィズコロナの下に社会経済が徐々に正常化する中、ウクライナ情勢等の影響で、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料品等の価格上昇が、国民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。

そうした中で、昨年12月に、国の第2次補正予算が成立し、物価高騰、賃上げへの取組、円安を生かした地域の稼ぐ力の回復、強化、防災・減災や国土強靱化の推進など、国民の安心、安全の確保などについて推進されることになりました。

本県においても、経済対策のうち国土強靱化の推進については、国の動きにいち早く呼応して、去る12月定例会において予算案が提案され、可決されましたが、それ以外の分野についても、国の動きを捉えて、県内の生活者、事業者への支援や安全、安心確保のために、しっかりと対応していくことが求められています。

一方、本県では、令和5年度当初予算まで含めた累計予算額で、熊本地震への対応で約1兆円、豪雨災害への対応で約2,700億円と、莫大な予算を編成してきました。

また、これらへの対応に加え、新型コロナウイルスへの対応のため、累計で約6,640億円の巨大な予算を編成しています。災害やコロナへの対応に関する国の財政支援の手厚いものがあったとは

いえ、本県の将来の財政運営を大変心配しています。

令和3年10月に公表した中期的な財政収支の試算では、令和4年度以降の5年間で、累計186億円の財源不足が生じるとされ、昨年10月時点の大まかな収支見込みでも、令和5年度の当初予算における財政不足額が38億円と見込まれており、令和5年度当初予算は、非常に厳しい予算編成になったのではないかと考えています。

このような中で、県として、県民や事業者への支援や安全、安心確保のために、国の第2次補正予算等にどのように対応していかれるのか。さらに、今後の財政の見通しについてどのように認識しているのか。財政調整用4基金の確保など、将来に向けた県の財政運営についてどのように考えておられるのか。

以上の2点について、蒲島知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、1点目の国の第2次補正予算等を踏まえた本県の対応についてお答えします。

本県では、昨年10月に国が打ち出した経済対策にいち早く対応するため、12月補正予算で、防災・減災、国土強靱化への対応や観光需要の喚起、妊婦、子育て家庭に対する支援などを予算化しています。

また、先月28日に議決いただきました2月補正予算においては、経済対策に係る国施策を最大限活用して、物価高などに苦しむ生活困窮者や事業者の支援に必要な予算を計上しています。そのほか、国の臨時交付金を活用した本県独自の地域活性化対策などを盛り込んでいます。

今般の経済対策によって追加された普通交付税の活用や通常の起債よりも地方財政措置が手厚い

補正予算債などの活用によって、県の負担の最小化が図られています。

また、当初は令和5年度事業として予定していた益城町の土地区画整理事業、熊本高森線の4車線化、セミコンテックパーク周辺の渋滞緩和対策、台湾からの誘客強化など、蒲島県政の重要施策について、経済対策や国の交付金を活用した事業として、12月と2月の補正予算に前倒して計上しています。

次に、2点目の将来に向けた県の財政運営についてお答えします。

令和3年10月に公表した中期的な財政収支の試算で、熊本地震、豪雨災害関連の県債償還の本格化、社会保障経費の増加等により、5年間で累計186億円の財源不足を見込んでいます。

また、今後の景気動向や新たな政策課題への対応など、現段階では見通せない課題が生じることも想定され、中長期的な財政運営については、予断を許さない状況にあると認識しています。

そのため、令和5年度当初予算編成においては、真に必要な事業の選択と集中を徹底するとともに、将来負担も考慮し、歳入歳出の両面から見直し、精査した結果、財政調整用4基金については、令和5年度当初予算編成後において83億円を確保できています。

また、知事就任前の平成19年度末に約1兆700億円あった通常県債残高は、令和4年度末には約8,800億円と、1,900億円程度縮減できる見込みです。

2度の大きな災害や新型コロナウイルスに対して、ちゅうちょなく取り組むことができたのは、これまでの財政健全化の取組の成果であり、また、県議会及び県選出国會議員の皆様の後押しをいただき、国の支援を最大限活用できたことによって、県負担の最小化を図ることができた結果と

考えています。

引き続き、国の制度等を最大限に活用し、財政の健全性を確保してまいります。

現在、本県は、TSMCの進出に伴い、100年に1度のビッグチャンスが訪れています。将来の発展を見据えて県として取り組むべき施策については、ちゅうちょなく実行し、将来にわたって発展的な熊本の実現を目指してまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君 ありがとうございます。

蒲島知事がおっしゃる創造的復興もいよいよ大詰めを迎えました。国の支援や県の積極的な財政運営の成果であろうと思っております。今後なお財政の健全化をさらに進めて、熊本県の大いなる発展に寄与していただきますよう期待しまして、我々もそのつもりで頑張りたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの推進について伺いたいと思います。

急速な地球温暖化に対し、脱炭素、カーボンニュートラルは世界の潮流であります。蒲島県政は、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロをうたっており、その達成には、再生可能エネルギーの導入の拡大は不可欠であると思います。

本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーである地熱発電と本県で最も導入ポテンシャルが大きいとされる陸上風力発電についてお尋ねしたいと思います。

地熱発電は、マグマで熱せられた高温、高圧の蒸気と熱水の高いエネルギーを電力に変えるものです。

1966年、日本初の地熱発電所である岩手県の松川地熱発電所が、翌年には、大分県の大岳地熱発電所が運転を開始しております。

現在、全国で80以上の地熱発電所があり、発電出力の合計は、2020年度時点で約60万キロワット

とされています。

環太平洋火山帯に属する日本の地下には、マグマが大量にたまっており、世界第3位の地熱資源量を保有すると言われています。その一方で、地熱発電量は、世界10位であり、豊富な資源を生かし切っているとは言えません。見方を変えると、世界7%に当たる100以上の活火山を持つ火山国である日本は、地熱発電を持つ大きな可能性を持っていると言えます。

本県における取組を振り返ると、昭和50年代に、電源開発と本県の企業局が、当時通商産業省のサンシャイン計画に応じ、小国町岳の湯地区などで地熱発電を計画したことがあり、私は、この議場でも取り上げたことが何回かありました。ところが、地域住民が賛成派と反対派に分かれて、計画中止に至った経緯があります。

その後、小国町では、住民主導の発電事業が開始され、地域の内外から開発に関する事業計画が寄せられていると聞いています。再生可能エネルギーの導入を推進する上で、県として、より積極的にこの地熱開発の可能性を研究し、取り組んでほしいと願います。

陸上風力発電について、またお尋ねします。

風力発電は、風の力を利用して風車を回し、風車の回転運動を発電機に伝えて電気を起こすものです。

現在、全国で約2,600基の風車が回っており、発電出力の合計は、2020年度時点で約450万キロワットと言われています。

熊本県の第2次総合エネルギー計画の中では、2017年度時点での県内における導入実績は、導入ポテンシャルの0.5%にとどまっていると言われており、地熱と同様、こちらも豊富な資源を生かし切っているとは言えません。

このような現状と課題、今後の取組について、

商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、地熱発電についてお答えします。

県内の地熱発電所は、現在、小国町に7か所あるほか、今年3日に、南阿蘇村で新たな発電所が稼働しました。また、小国町で6件、南阿蘇村で1件の導入計画があります。

地熱発電は、24時間安定的に発電を行うことができるという利点があり、阿蘇の恵みを生かした再エネとして、さらなる活用が期待されます。一方で、開発に当たっては、阿蘇の豊かな自然環境や景観との調和を図ること、また、周辺の温泉や既存の地熱発電所への影響に配慮することが求められます。

このため、小国町と南阿蘇村では、地熱資源の適正な活用を目的とした条例に基づき、資源調査、掘削、発電所建設の各段階において、町村長が事業計画に同意した場合のみ、次の段階に進むことができる仕組みが構築されています。

県としては、引き続き、両町村における事業計画の審議に参画し、地元住民の方々と地熱開発を希望する事業者との協議や調整を行うことなどにより、適切かつ持続的な地熱開発を推進してまいります。

次に、陸上風力発電についてお答えします。

県内には、現在、阿蘇地域や天草地域などに7つの発電所があります。また、本県を事業区域とする新たな発電所の導入計画が8件あり、本県における再エネの導入の拡大が期待されます。一方で、開発に当たっては、条件に合う風の強い場所が山間部に多いことから、土砂災害等の防災面や自然環境と景観の保全への配慮が必要です。

再エネ施設の立地に対する県民の懸念を解消し、地域に受け入れられる地域共生型の再エネ施



設導入を目指す必要があることから、県では、昨年度から、市町村や地域住民と連携して、自然環境などを保全すべきエリアや風力発電の導入を進めるエリアを区分するゾーニングを進めています。今月中に、適地における法的規制等の基礎調査を終えるほか、球磨地域、天草地域ではゾーニングマップを完成させるなど、陸上風力発電の適地誘導を進めてまいります。

なお、苓北風力発電事業については、事業者が地元区長や漁業関係者に向けた説明会を開催しているほか、防災対策や環境保全に関する事業者、町、県との3者協定の締結に向けた調整を進めているところです。

また、九州電力グループが再エネ事業の統合を発表されました。太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力の5つの再エネ関連事業を子会社の九電みらいエナジーに集約するもので、再エネ発電設備量は、国内2位となる予定です。

グローバル化で企業などにカーボンゼロの取組が強く求められる中、このような九州を起点とした再エネ導入促進が今後ますます加速化してまいります。

県としても、電力事業者や市町村と連携して、再エネ導入の促進と自然環境、景観の保全の両立を追求しながら、2030年度の再エネ発電量の割合を50%とする熊本県総合エネルギー計画の目標達成に向けて、しっかりと取組を進めてまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君 ありがとうございます。

再生エネルギーは、やっぱり新時代の大きな魅力になっていくと思います。バイオマス発電というのがあります。バイオマスもいろんな可能性を持ってありますけれども、地熱にしても、風力にしても、バイオマスにしても、地元の住民の皆さん、

地元の事業者の皆さんとの十分な協議、協調の上で進めていただきたいと思います。水素発電の可能性あたりも、今後の大きな課題ではないかと考えている次第です。

企業局に、以前、地熱に非常に熱心な専門家がおられまして、その人とよく話し合ったことがありました。地熱も、無尽蔵とは言いませんけれども、地球の地熱ですから、相当の埋蔵というか、可能性を持っていると思いますし、風力も、風が吹けば発電につながるということで、期待が持てると思います。

そういう中で、岸田総理は、原発の再稼働を主張しています。私は、チェルノブイリ、今のウクライナですね、チェルノブイリの原発事故のときに、科学技術庁にありましたので、現地に訪問したりして、やはり原子力というのは、本当に大きなエネルギー源ではあるけれども、人類にとっては必ずしも安全なものじゃないなということを改めて思った経験があります。それで、原発は、私は反対です。

それはそれとして、次の問題に入っていきますが、健康福祉部長に発達障害についてお尋ねをいたします。

令和4年12月に、文部科学省の調査結果が公表され、全国の公立の小中学校の通常学級に在籍する児童のうち、知的な発達の遅れはないものの、特別な教育的支援が必要とされる児童生徒の割合は、8.8%になったとのこと。これは、10年前に行われた前回の調査から2.3ポイント増加しており、これを本県の児童生徒の数に換算すると、約1万2,000人となるということです。

また、近年、発達障害に対する認識が広がり、特別支援教育が充実したことを背景に、発達障害に関する療育相談や障害福祉サービスの利用件数も増大していると聞いています。



このような中で、障害児の通所支援サービスである児童発達支援や放課後等にデイサービス事業所を利用する本県の児童生徒数は、約1万人まで増加し、これは、5年前の約2倍になっているとされています。

我が国においては、発達障害者の自立や社会参加の支援等について定めた発達障害者支援法が平成17年に施行されましたが、本県においては、法律ができる3年前の平成14年に北部発達障がい者支援センターを全国に先駆けて立ち上げ、その後、平成25年には、南部発達障がい者支援センター・わるつを設置して、当事者とその家族に寄り添った取組を続けてきたと聞いています。

ニーズが増加し続ける現状を鑑みますと、当事者とその家族が支援につながらず孤立している状況があるのではないかと心配します。発達障害やその疑いのある児童生徒の育児は大変だと聞いております。孤立した場合には虐待につながることも危惧されます。

そのような中で、早期に発見するための体制づくりや当事者とその家族が孤立しない体制づくりが重要だと考えています。

文科省の調査結果を踏まえれば、学校現場においては、小中学校の特別支援学級のみならず、通常の学級や高等学校においても、特別な教育的支援が必要な児童生徒が一定程度在籍していることから、全ての教員の専門性を向上していくことが不可欠だと考えます。そして、家庭と教育と福祉がしっかりと連携する支援体制をつくっていく必要があるのではないかと思います。

そこで、今後の発達障害への対応について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） 発達障害については、市町村が実施する乳幼児健診の機会等を捉

え、早期に発見し、適切な支援を行うことが大切であると考えています。

このため、県では、市町村からの求めに応じ、発達障がい者支援センターの専門心理士が健診に同席し、市町村保健師と連携して、発達障害の早期発見に取り組んでいます。

また、家族に対する支援としては、同センターにおいて、育児に不安を抱える保護者に寄り添い助言などを行うペアレントメンターを計画的に養成するとともに、子供の特性に悩む保護者を対象に、その特性を理解した上で、子供と関わる方法を学ぶための研修を実施しています。さらに、市町村保健師や障害児通所支援事業所の職員等にノウハウを提供し、保護者が身近な地域で研修を受けられる体制づくりも進めています。

次に、学校における対応としては、小中学校や高等学校の通常学級を担当する全ての教員を対象に、発達障害を含めた特別支援教育に関する研修を計画的に実施し、専門性の向上に取り組んでいます。

また、特別支援学校から専門性の高い教員を小中学校等に派遣し、指導助言を行うなど、発達障害のある児童生徒への支援の充実を図っています。

さらに、保護者の理解が得られにくく、学校だけでは解決が難しい事案などには、発達障がい者支援センターや各圏域の地域療育センターが、福祉や医療の専門的な視点から技術的助言を行い、発達障害のある児童生徒やその家族に対して連携した支援を行っております。

今後も引き続き、就学前から学齢期、さらに社会参加まで切れ目なく支援を行うため、家庭と教育と福祉の三者連携による取組を充実することで、発達障害のある方が身近な地域で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君 ありがとうございます。

発達障害者というのは、以前はあんまり聞かなかったですけども、やっぱり情報化社会でいろんな情報が見られる中で、社会的な大きな問題だとしてクローズアップされています。そうした立場にある人々のアシストができるように、我々は、教育も福祉も協働して取り組んでいくべきだと思います。

次の質問に入りますが、教育、文化の振興について、出たり入ったりが大変なものですから、まとめて質問したいと思います。

現代は、先行きが非常に不透明で、将来の予想が困難な時代だと言われています。であるからこそ、未来を担う子供たちの教育環境を整えていくことは大変重要なことであると思います。教育は、社会をつくる基礎であり、我が国の未来を切り開くものです。

また、このように社会の急激な変化が進む中で、我々が心豊かに生きる社会を築いていくためには、文化を大切にすることが重要だと。

そこで、教育長に、教育、文化について、3点お尋ねをいたします。

まず、教員不足の解消に向けた働き方改革について。

熊本県は、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症という三重苦に直面する中で、現在、世界的な半導体企業である台湾のTSMC社が進出準備を進めるなど、大きな発展のチャンスを迎えています。

この機会を捉えつつ、本県が今後さらなる発展を目指す上で、私は、次世代を担う子供たちの教育が、これまで以上に重要になってくると考えています。

学校現場では、子供たちの安全、安心の確保、

豊かな心や健やかな体の育成、学力の向上など、日々子供たちの成長に向けた様々な教育活動が行われていることは言うまでもありません。

これらの教育活動は、直接児童生徒の指導に当たる教員の懸命な努力によって支えられており、教員の確保なくしては、十分な効果を出し得ないことは当然です。

ところが、全国的に教員不足が問題となっており、本議会でも度々取り上げられておりますけれども、本県においても、昨年5月時点で、小学校で29人、中学校で30人、県立学校で38人など、97人の教員不足が生じています。

このような状態が続けば、本県の教育や子供たちの将来がどうなってしまうのだろうと強く危機感を感じています。

新聞報道などでは、学校現場の忙しさや長時間労働など厳しい勤務環境が原因で、教員の成り手不足が発生していると言われております。

教員不足を早急に解消し、本県の将来を担う子供たちにしっかりとした教育を提供するためには、学校の働き方改革を進めるとともに、教員の業務環境を改善し、志願者を増やすことが必要なのではないでしょうか。

そこで、教員不足の解消に向けた働き方改革の取組についてお尋ねをいたします。

次に、日本語指導が必要な子供たちの受入れ体制づくりについて伺います。

我が国では、外国にルーツを持つなど、日本語指導を必要とする子供が、令和3年度に約6万人と言われており、母国語の多様化が進行しています。このような子供たちが、将来にわたり、グローバルな社会の一員として我が国を形成する存在であることを思えば、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会を提供することがますます重要となってい

ると思います。

本県内でも、日本語指導が必要な子供は増加傾向にあり、熊本市以外の公立小中学校でも、令和2年度に72人、令和3年度に78人となっています。また、令和5年度には、台湾積体回路製造、TSMCが菊陽町に進出するに伴い、さらなる増加が見込まれます。

そこで、今後、日本語指導が必要な子供たちの増加を見越して、県教育委員会としてどのような取組を進めていかれるのかお尋ねいたします。

また、来熊が見込まれるTSMCの従業員の子供約150人の大半が、現時点では、熊本インターナショナルスクール、K I Sでの受入れを希望していると言われており、九州ルーテル学院は、令和6年春に、インターナショナル小学部の設置を目指し、受入れに積極的に取り組んでおり、熊本市では、日本語指導拠点校を、これまでの黒髪小学校に加えて、楠小学校、城南小学校の3校を増やして、TSMCの従業員の子供を含む日本語指導が必要な子供を受け入れることが先日報じられました。

TSMCの従業員の中には、公立小中学校への受入れを希望している人も一定数いると聞いています。

熊本県として、公立小中学校での受入れ体制づくりをどのように行っていくのか伺います。

最後に、昨日、公明党の前田先生から、こども図書館の設置に伴うお話がありました県立図書館との連携についてお尋ねいたします。

建築家の安藤忠雄氏が本県に対して寄贈される予定のこども図書館は、未来の子供たちの夢を育むものであり、大変喜ばしいことだと思っています。

私は、かつて東大阪の近畿大学で教鞭を執っておりましたが、そのときに、安藤氏が設計された

司馬遼太郎記念館が大学のすぐそばにありまして、何回も訪れたことがあります。

記念館は、東大阪市の住宅街の一画にあり、建物の中では、天井の高いところまで蔵書に囲われた世界が広がり、司馬遼太郎の精神を感じることができる空間となっていました。また、周辺的环境とも調和するように設計されており、大変感銘を受けました。今回の安藤氏からのこども図書館の建物寄贈の話聞いて、まずは、そのときのことを思い出した次第です。

司馬遼太郎記念館は、司馬さんが所蔵する4万冊の図書を蔵して、素晴らしい記念館でした。図書館でした。

本県では、水前寺江津湖公園の豊かな自然環境にある県立図書館に隣接して、こども図書館が設置されると聞いています。きっと周辺の景観にもマッチするとともに、私が司馬遼太郎記念館を訪問したときに感銘を受けたように、県民の皆様方にも感激を与えるような建物を造っていただけるものだろうと大いに期待しています。

このこども図書館の設置を好機と捉え、我が国及び熊本の文化をもっと振興していただきたいと思えます。

こども図書館の読書空間で本に親しみ、読書に目覚めた人々は、県立図書館でさらに読書を深めるとともに、隣接するくまもと文学・歴史館で熊本の文学や歴史に親しむことができます。このような循環をつくることは、熊本の文化振興に大きな波及効果をもたらすと考えます。

そのためには、県立図書館や併設するくまもと文学・歴史館との連携強化や取組の充実が必要だと考えます。

そこで、こども図書館の設置に伴い、今後どのような取組を検討されているのか。

以上、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の教員不足の解消に向けた働き方改革についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和2年度に策定しました働き方改革推進プランに基づき、業務の削減、効率化をはじめ、外部人材の活用など、様々な取組を進めています。

特に、業務削減、効率化につきましては、県立学校の児童生徒の成績などを管理するシステムの整備、運用を行っているほか、来月から学校徴収金システムを導入するなど、目に見える形で着実に業務負担の軽減を図っています。

さらに、今年度、行政文書の処理に係る定型業務の一部自動化や学校と保護者間の連絡のデジタル化も試行しており、来年度の本格実施に向けた予算を今定例会に提案しております。

また、外部人材の活用につきましては、教員業務をサポートするスタッフとして、今年度は、小中学校に約150人の教員業務支援員を、特別支援学校に約90人の特別支援学校サポーターを配置しました。来年度は、これに加えて、県立学校においても、管理職等の業務をサポートするスタッフを配置することとしており、それらに係る予算についても今定例会に提案しております。

今後とも、教員不足の解消に向け、学校が魅力ある職場となるよう、働き方改革に全力で取り組んでまいります。

次に、2点目の日本語指導が必要な子供たちの受入れ体制づくりについてお答えいたします。

県教育委員会では、日本語指導を行うことができる教員の育成などに取り組んでいます。

また、市町村教育委員会においては、NPO法人等と連携して、子供たちの国籍や日本語のレベル等に応じて、在籍している学校への日本語指導

員の派遣などにより対応されています。しかしながら、その人材は不足しており、地域によっては指導や対応に差が見られるのが現状でございます。

そのため、県教育委員会では、日本語指導を必要とする子供たちが、県内どの地域に住んでいても適切に指導が受けられるよう、NPO法人等の民間団体と協力して、日本語指導員の養成や派遣業務のコーディネートなど、支援体制の充実強化を図っていきたく考えています。

次に、TSMCの従業員の子供たちの受入れ体制についてお答えします。

県教育委員会では、日本語指導の実績がある菊陽町立武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘中学校を拠点校と位置づけ、教職員の増員などの体制の充実強化を行う予定でございます。

また、生活支援員、日本語指導員及び通訳の配置などを行う菊陽町に対し支援を行うことで、TSMCの従業員の子供たちが安心して通学できるよう、受入れ環境を整備することも検討しています。

引き続き、関係市町村や民間団体等と協力し、日本語指導が必要な子供たちが十分な教育が受けられるよう、支援体制の充実強化に取り組んでまいります。

最後に、3点目のこども図書館の設置に伴う県立図書館との連携についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、安藤忠雄氏の思いをしっかりと受け止め、こども図書館の設置に向けて準備を進めているところでございます。

本県に寄贈されるこども図書館は、県立図書館、くまもと文学・歴史館と一体的な運営をすることとしています。こども図書館で読書の楽しみを知った子供たちや家族が、読書への親しみや熊本文学、歴史への理解を深めることができるな



ど、子供から大人までの知的好奇心を高める文化的なエリアを目指します。

そのため、こども図書館と県立図書館との行き来をしやすいよう、県立図書館の改修等に係る予算を今定例会に提案しております。

さらに、こども図書館のオープンの時期に合わせ、県立図書館に併設するくまもと文学・歴史館では、日本古代史研究の第一人者である佐藤信館長の監修の下、奈良の平城宮出土の国宝を含む熊本ゆかりの木簡資料等を初めて一堂に集めた特別展を計画しております。

あわせて、子供たち向けの木簡作りの体験会や熊本の古代史に関する講演会も開催する予定でございます。

県立図書館、くまもと文学・歴史館と新たに設置されるこども図書館との連携により、過去と現在と未来をつなぐ相乗効果を生み出し、熊本の知の拠点となることを目指します。

今後も、未来を担う子供たちの教育環境を整えるとともに、県民が心豊かに生活できるよう、熊本の教育、文化の振興に積極的に取り組んでまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君 ありがとうございます。

外国人の日本語教育も大事ですけれども、私は、それより前に、我が日本人の子供たちの正しい日本語教育が大事だろうというふうに思います。そして、こども図書館の話もありましたが、もう今は活字離れで、子供も大人も本を読まない。やはりこれは日本文化の停滞につながるんじゃないかなといつも思っております。だから、安藤さんのあの志は、我々は真摯に受け止めていかなきゃならないと。安藤さんは、蒲島知事との個人的な友人関係でこのような話になりましたけれども、本会議場に先年までおられた村上寅美先生

の思いもこの中にはございまして、とってもありがたいことだと思っているわけです。

そこで、安藤忠雄氏の言葉をちょっと皆さんに御紹介したいと思います。

「本を読み、人と出会い、志を持つ。志を持った者同士なら、すぐつながり、良い関係や仕事が生み出せる」こう言ってますね。

安藤さんは、プロボクサーを17歳で志したんですけれども、自分ちのアパートに工事に入っていた若い大工さんが、とっても楽しそうに大工仕事をしているのを見て、建築家を目指したと言われていました。その建築家が、建築で社会問題は解決できない、人の魂を救えるわけでもない、それでも、文化をよりどころに、明日を担う子供たちが、それぞれの夢を見つけるきっかけをつくるぐらいはできると考えた。

「想像力と好奇心を養い、よく考え、挑戦する勇氣と自由な発想を持ち、忍耐力のある子どもたちを育む一助になる環境を、責任ある大人としてできる限り提供する。」それが、よき——安藤さんは大阪の人です。大阪人の魂ですよというふうに述べています。ただ図書館をあげますよという話をじゃなくて、そういう思想が背景にあるということをお客様も御承知おきいただきたいと考えます。

最後に、県立劇場にパイプオルガンを設置することについてお尋ねいたします。

これは、昭和57年、こけら落としの年に沢田知事に私が質問しました。以来、引き継ぐ細川知事、そして福島知事にも質問したんですけれども、まだ実現しておりません。画竜点睛を欠くという感じですね。

県立劇場は、西日本有数の芸術の殿堂です。しかし、まだ完成したとは言えないんですね、パイプオルガンがないから。



昭和57年開館の県立劇場は、著名な建築家である故前川國男氏の設計によるものであり、コンサートホールと演劇ホールを併設する全国でも有数の文化施設となっています。

本県における芸術文化の中核的な拠点としての役割を担っており、音楽、舞踊、演劇といった舞台芸術のための文化振興事業等を実施しています。

利用者ニーズを踏まえた設備等も充実しており、コンサートホールにメジャーブランドのピアノを取りそろえる等、多様な演奏会の開催に対応できるようになっていますが、パイプオルガンについては、いまだに設置されていません。バッハとかヘンデルとか、宗教音楽にパイプオルガンは不可欠です。ただのオルガンじゃないんですね。

設置には多額の費用がかかることが理由、いろいろ、演奏者がいないとかいろんなことを言われましたけれども、演奏者は熊本にいます。お金は何とかなります。

ぜひ、パイプオルガンの設置を実現していただきたいと思います。企画振興部長の考えをお尋ねいたします。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

○企画振興部長(高橋太朗君) 県立劇場のパイプオルガンの設置についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県立劇場のコンサートホールにパイプオルガンが設置されれば、演目が広がるとともに、荘厳な見た目などから、ホールの質や格が高まることも期待できます。

一方、その設置やメンテナンスには多額の費用が必要なこと、設置に要する数か月間、ホールの貸出しができなくなることなど、課題も多くあります。

築40年を経過しました県立劇場では、現在、令和9年度までの保全計画に基づき、緊急性の高い

ものから施設設備の改修に取り組んでいるところです。まずは、これらの改修に優先して取り組みたいと考えております。

引き続き、熊本県立劇場が本県の芸術文化振興の中心拠点としての役割を果たせるよう、その機能の維持に取り組んでまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君 ありがとうございます。

ドイツとかデンマークに注文して、約3億円のお金がかかると言われています。金目は心配するなと言いましたけれども、実はそれが第一なんです。

去年でしたけれども、私の旧知の国会議員、大阪・伊丹市の選出の国会議員から連絡があって、伊丹市立文化会館が改築をすると、その際に小さなパイプオルガンが邪魔になるから引き取ってこないかというお話でした。これはやったと思っただけです、正直なところ。そして、いろいろ調べてみますと、規模が熊本の県立劇場と合わない。向こうのはちっちゃくてですね。市民センターにあったんですけども。熊本県立劇場は、前川國男氏がパイプオルガンを想定して設計していますから、それに合わないということで沙汰やみになりましたけれども、物はただでもらえるわけじゃないですね、世の中は。

そういうようなことで、その話は不発に終わりましたけれども、耐久年数が300年と言われていいますから、よほどお金をかけても取り戻すんですね、その分は。子供たちの情操教育あるいは観光の呼び水にもなりますし、パイプオルガンの持つ副次的な効果というものたくさんあると思うんです。それで、ぜひこれが実現できればいいなというふうに考えています。

芸術は長し、されど人生は短しという言葉があります。芸術家は場を選ぶという言葉もあって、

県立劇場に世界の名指揮者あるいは楽団がどんどんやってきて、さらに熊本の音楽文化が、ひいては熊本の文化がさらに花開いていけば、すばらしいことだというふうに思っています。

そういうようなことで、これで私の質問は終わりますけれども、滑舌が悪くて、大変お聞き苦しかったですと思いますし、また、やっこさ演壇に上がりますので、みんなはらはらして御覧になったかと思えますけれども、先般、野田先生のお祝いの会で元同僚の先生にお会いしたら、岩下君な頑張るねて、ようと歩きもせんでから、歩きもきらぬで、よう頑張るねて、何なて言われて、それはですね、根性ですよ、根性。命の続く限り、県政発展のために頑張りたいと考えております。

今日は御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口幸治君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時9分開議

○副議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕（拍手）

○荒川知章君 皆様、おはようございます。自由民主党・葦北郡選出・荒川知章です。2月定例会での質問は初めてとなります。

時節柄、毎年この2月議会の会期中には、県立高校の卒業式が行われるわけですが、この2年間は、コロナ禍の行事ということで、マスク着用で粛々で行われてまいりました。

今年は、先週水曜日、3月1日に行われましたが、私も地元の芦北高校の卒業式に出席いたしました。卒業生の皆さん方が、新型コロナウイルス

流行後初めて、入場時マスクを外しての式に臨まれました。本当に晴れやかな笑顔で旅立たれる門出を目にして、長いトンネルから抜け出して、やっと明るいときがやってくるの爽やかな気持ち、希望に満ちたときを過ごすことができました。

今日は、地域の課題を中心に質問をいたします。どうか、執行部の方々にも前向きで希望の湧くような答弁をお願いして、早速、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興の進捗状況についてお尋ねいたします。

甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害から2年8か月が経過いたしました。

令和3年9月議会の一般質問においても、芦北町及び津奈木町の豪雨災害からの復旧、復興の進捗状況についてお尋ねし、知事から、創造的復興、特に住まいの再建についての力強い御答弁をいただくとともに、農林水産部、土木部それぞれの担当部長から、関係機関と十分に連携して、早期の復旧、復興に全力で取り組む旨の答弁をいただきました。

また、この際、住民の皆様の不安解消を図るために、私から県に対してお願いした芦北町や津奈木町における取組の情報発信については、現在、県の公式ホームページやソーシャルネットワークサービスを活用することで積極的に取り組んでいただいております。引き続き丁寧に対応していただきたいと思います。

芦北町及び津奈木町でも、復旧、復興が目に見える形で進んでいると感じています。

農林関係において、被災した園芸ハウスやトラクターなどの営農用機械、施設については、強い農業・担い手づくり交付金を活用し、1,500件を超える全ての機械、施設が令和3年度中に完成し

ています。

農地、農業用施設の復旧については、200件を超える箇所の査定を受け、町だけでの対応は困難な状況であったため、被害規模が大きく、復旧に高度な技術力を要するものは県営事業として実施するなど、県にも支援をしていただいております。また、町が行う災害復旧事業にもサポートしていただき、円滑な復旧を後押ししていただいております。

芦北町の宮浦地区では、復旧に当たって、山腹崩壊の土砂を有効に活用するなど、コスト縮減を図りつつ、迅速に対応していただいたおかげで、昨年度から地区の8割の農地で作付ができるようになり、農家の皆さんは非常に喜んでおられました。

芦北地区の広域農道では、小田浦工区が今年の10月に完了し、女島工区は今年の5月には完了すると伺っております。最も被害が甚大だった鶴木山工区では、地元の方々から、元のルートのままに復旧することに対して不安の声が聞かれ、復旧ルートの見直しをされたと伺っております。早期の復旧が望まれますが、工事はいつ頃完了する見込みでしょうか。

さらに、芦北町東部の吉尾、大尼田、白木地区では、被災直後から、県がリーダーシップを発揮し、地域農業の将来について話し合いを進めていただいておりますが、地元では、将来の地域農業を考えて、この際圃場整備をしようということに決まりました。

創造的復興のためには、基盤整備に加え、水田裏作の新規品目の導入の検討も必要と考えています。

山地災害からの復旧については、芦北地域において、163か所の災害が発生しました。芦北町の山地被害箇所数は、県内市町村で最も多く、全体

の16%を占めております。

これまでにない災害の箇所数であったため、県のみでの対応が非常に厳しく、発災当初から、林野庁九州森林管理局の支援をいただきながら、災害調査を実施されたと伺っています。

さらに、芦北地域の災害復旧については、国に直轄代行事業による復旧を要請され、令和3年9月議会では、35か所が計画され、6割で着工していると伺いました。

津奈木町で最も規模の大きかった平国地区においては、この事業に取り組んでいただき、今年の8月に完了したと伺っております。

また、県が実施する復旧事業としては、令和3年度より治山激甚災害対策特別緊急事業等に取り組んでおられますが、足場が悪い傾斜地での工事ということもあり、平地の工事と比べ時間がかかるのではないかとこの声も聞かれます。

林道施設の復旧については、町が行う災害復旧事業に対して、設計変更等に係るサポートをしていただき、早期完成を後押ししていただいております。

次に、土木関係ですが、発災後から、豪雨により県管理河川に堆積した土砂の撤去を進めていただき、その後の出水時には効果を発揮していると感じています。今後も継続的に撤去を行っていただければと思います。

道路や河川等の被災箇所については、復旧工事が本格化しており、次第に安全度が高まっていることを実感しています。ただ、応急対策が行われただけの箇所や未着手の箇所も見受けられますので、一日も早く工事に着工していただくことと併せて、住民の皆様には先の見通しを示していただくことも重要だと思います。

また、甚大な被害を受けた佐敷川や球磨川支川である吉尾川の改良復旧や土砂災害に備えた斜面

対策や砂防堰堤等の工事についてもしっかり取り組んでいただいています。

このように、芦北町及び津奈木町の復旧、復興は着実に進んでいますが、住民の皆様が安心して暮らしていただくためには、住民が自らリスクを察知し、主体的に避難できるよう、住民目線のソフト対策を充実していくとともに、ハード対策としての各事業の一層の進展が望まれます。

そこで、芦北町及び津奈木町における農林関係の復旧・復興状況と今後の見通しについて、農林水産部長に、土木関係の復旧・復興状況と今後の見通しについて、土木部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

○農林水産部長(竹内信義君) 芦北町及び津奈木町における農林関係の復旧・復興状況と今後の見通しについてお答えいたします。

まず、農地、農業用施設の復旧のうち、町が行う194か所につきましては、これまでに157か所の工事に着手し、今年度末までに112か所が完了する予定です。津奈木町では、令和5年度中に全ての工事が完了する見込みですが、芦北町では、22か所が河川工事等との工程調整を要するため、令和7年度までかかる見込みです。

県が行う19か所につきましては、これまでに全ての工事に着手し、11か所が完了しております。未完了の工事のうち、芦北町の宮浦地区の農地復旧は今月中に完了し、全ての農地で営農が再開できる見込みです。

また、芦北地区広域農道の復旧のうち、最大の被害となった鶴木山工区につきましては、再度災害防止を図るため、ルートを山側に変更して復旧することで、町や地元集落、国との協議が調い、今月から工事に着手し、令和6年9月の完了を予定しております。

さらに、芦北町東部の吉尾、大尼田、白木地区

では、創造的復興として、被災していない農地も含めて圃場整備に取り組みたいという地元の意向を受けまして、町と連携し、相続調査や農地の集積計画、将来の営農計画について話し合いを重ねてまいりました。

今後、事業計画の策定などを行い、令和6年度の事業着手を目指してまいります。

加えて、JAなどの関係機関と連携し、特産であるサラダタマネギや加工用バレイショの新規導入の実証を行っており、基盤整備後の営農支援にもしっかりと取り組んでまいります。

次に、林業関係につきましては、35か所の山地災害復旧のうち、32か所が国の直轄代行により今年度末までに完了見込みで、残り3か所につきましても、令和5年9月の完了を目指し、取り組まれています。県が行う災害復旧といたしましては、治山激甚災害対策特別緊急事業等により41か所を計画しており、現在17か所で着手し、令和7年度までに全てが完了する見込みです。

さらに、町が行う林道災害復旧では、18路線、42か所の計画に対し、これまでに34か所が完了し、残り8か所につきましては、現在施工中であり、令和5年12月までに完了する予定となっております。

今後とも、被災された農家や林業者の方々に寄り添いつつ、早期の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 芦北町及び津奈木町における土木関係の復旧・復興状況と今後の見通しについてお答えいたします。

まず、復旧の状況についてですが、県と2つの町が管理する河川や道路などの公共土木施設におきまして、約800か所の被害があり、人家に近接する河川護岸や交通量の多い道路から順に工事を



進めてきております。本年2月末までに約81%の工事を契約し、約51%の工事が完了いたしました。残る工事につきましても、引き続き、町と連携しながら、年度内に発注を進め、早期の復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、復興に向けた取組の状況でございますが、県では、浸水対策や土砂災害対策といった防災力の強化を進めております。

具体的には、広範囲で浸水被害が発生しました佐敷川や球磨川支川の吉尾川におきまして、令和6年度末までの完了を目標に、堤防の整備や河川の拡幅といった改良復旧に取り組んでおります。そして、同じく浸水被害のありました湯の浦川、宮の浦川及び田浦川では、芦北町と協議を重ねながら対策の検討を進めており、流下能力の向上に努めてまいります。

このほか、今後の豪雨により河川内に土砂が堆積した場合は、堆積状況に応じて撤去してまいります。

また、土砂災害対策につきましては、土石流により人的被害が発生しました大坪川など10か所で砂防堰堤や斜面对策といった緊急的な砂防工事に着手しました。今年度内に9か所が完成する見込みであり、残る1か所につきましても、早期に完成するよう進めてまいります。加えて、土砂災害の発生リスクが高い園口川など5か所におきましても、砂防堰堤を整備するための用地取得を進めてきており、令和5年度末までの完成を目指し、速やかに工事に着手してまいります。

さらに、これらのハード対策に併せ、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定、公表、河川監視カメラの増設といった、住民の皆様の円滑な避難を支援するソフト対策にも取り組んでおります。

県としましては、引き続き、国や町と連携しな

がら、一日も早い公共土木施設の復旧と安全、安心の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 農林関係におきまして、農林水産部長より、宮浦地区の農地復旧は、今月中に完了、鶴木山工区については、来年の9月には工事を完了する予定ということで、しっかりと対応していただいておりますことに感謝いたします。また、吉尾、大尼田、白木地区において、被災していない農地も含めて、創造的復興として、圃場整備に向けた計画の策定、JAなどの関係機関と連携し、基盤整備後の営農支援にもしっかりと取り組んでいただけるということに感謝いたします。

土木関係におきましては、土木部長より、河川や道路などの公共土木施設において、人家に近接する河川護岸や交通量の多い道路から順に工事をいただいているということで、引き続きよろしく願いいたします。

また、定期的に河川の土砂を撤去していただく必要があると思っておりましたが、今後、豪雨により河川内に土砂が堆積した場合は、堆積状況に応じ撤去していただけるということで安心いたしました。その際、堆積土砂の撤去基準や堆積土量を可視化していただく仕組みなどをつくっていただければ、住民の不安解消につながると思えます。

農林関係、土木関係、それぞれにおいて、今後も一日も早い復旧、復興をよろしく願いいたします。

次に、豪雨災害後の芦北地域における地域活性化の取組についてお尋ねいたします。

当地域で発生した水俣病は、住民の方々の甚大な健康被害を引き起こすとともに、地域の活力を著しく低下させました。



そこで、県では、昭和53年の閣議了解に基づき、水俣・芦北地域振興計画を策定し、地元市町と連携して、当地域の活性化に取り組んでこられました。

具体的には、美しい海を守り、育て、活用することをテーマに、地域の自然的、歴史的、文化的資源や施設、事業を結びつけ、一つの帯状の公園的環境の形成を図る芦北七浦パークコースト構想を推進し、御立岬公園や芦北海浜総合公園、つなぎ温泉四季彩をはじめ、交流拠点施設の整備が進められてきました。

また、当地域全体を環境をテーマにしたミュージアムと位置づけ、地域資源の磨き上げや水俣病の歴史と教訓の発信などを一体的に実施する水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業に取り組み、環境学習旅行等の誘致による交流人口の拡大や環境先進地としての地域イメージの発信に取り組んでこられました。

さらに、中山間地域等における新たな営農モデルを構築するとともに、地域農業の担い手確保や雇用創出等に向けて、自ら農業経営に取り組む農業協同組合等を支援する中山間地域等JA参入営農モデル事業により、JAあしきたによる県内で初めての農業経営への参入を支援するなど、地域活性化に向けた取組が着実に進められてきたところです。

しかし、令和2年7月豪雨災害により、当地域においても、道路や河川、砂防等のインフラ、住まい、なりわいなどに甚大な被害を及ぼしました。

先ほど答弁いただいたとおり、被災したインフラ等の復旧、復興は目に見える形で進んでいますが、地域住民からは、将来この地域がどうなっていくのかと心配する声も多く耳にしており、さらなる地域活性化の取組が必要であると認識してお

ります。

芦北町では、令和4年4月に、芦北サテライトオフィス計石に入居している企業等と町の魅力創造、発信についての連携協定を締結し、地場産業の商品発掘や商品開発を行い、インターネットで発信する事業に取り組んでいます。また、5月には、旧田浦町役場に2か所目のサテライトオフィスを開所するなど、IT企業誘致による新たな雇用の創出、進出企業と連携した地域活性化などに取り組んでいます。

一方、津奈木町では、社会問題に独自の視点で切り込む作品で知られる現代アーティストの柳幸典氏を招聘し、令和3年9月には、津奈木町役場近くのみんなの森に石霊の森を、また、令和4年5月には、赤崎小学校跡地に入魂の宿を屋外アート作品として完成させるなど、昭和59年から続くつなぎ美術館を核とした住民参加型の芸術文化によるまちづくりのさらなる推進に取り組んでいます。

このように、それぞれの町において、その特徴を生かした地域の活性化に取り組んでいるところですが、県として、豪雨災害後の当地域の活性化に向けて、どのように考え、取り組んでいるのか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長高橋太郎君登壇〕

**○企画振興部長(高橋太郎君)** 令和2年7月豪雨災害後の芦北地域における地域活性化の取組についてお答えをいたします。

県では「地域の資源を活用し、環境と共生する持続可能な地域づくり」を基本理念とする第七次水俣・芦北地域振興計画を令和2年8月に策定し、その中で、重点施策として「不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上」を推進することとしております。

そこで、県では、豪雨災害による影響を踏まえ

ながら、豊かな海を生かした交流人口のさらなる拡大を目指し、不知火海を臨むエリアにおける町や関係機関による施設整備などの取組を、国などと連携し財政支援しているところです。

具体的には、芦北町において、御立岬公園に車の乗り入れが可能なキャンプサイトやイベント広場などが新たに整備され、昨年10月にオープンいたしました。

さらに、御立岬公園では、今年度からオリーブの実証栽培に取り組みされており、アマナツミカンやデコボンに続く町の新たな特産品として期待されています。

津奈木町では、今年度から、旧平国小学校を改修し、サテライトオフィスや地場企業の第2創業のインキュベーション施設、子育て世代が交流できる木育広場など、産業の振興と交流拡大を図る複合施設の整備に取り組まれています。

また、昨年7月に、豊かな海をはじめとする水俣・芦北地域の魅力を国内外に広く情報発信するため、地域にゆかりのあるさかなクンに大使に就任していただきました。

さかなクンの公式ユーチューブチャンネルで、さかなクン目線での不知火海の魅力を伝える動画を公開したところ、16万回以上の再生数を記録しています。

今後も、第七次水俣・芦北地域振興計画に基づき、芦北地域の魅力を最大限生かしながら、将来を見据えた地域活性化に、県と町、関係機関が一体となって取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 企画振興部長より、芦北地域の魅力を最大限生かしながら、将来を見据えた地域活性化に、県と町、関係機関が一体となって取り組んでまいるといふ答弁をいただきました。

芦北町、津奈木町、それぞれにおいて、各種施

設の充実に対しての財政支援をしていただいていることに対し、感謝申し上げます。

豪雨災害後、芦北地域から離れる方もいらっしゃり、人口減少が進んでいます。より多くの人に来ていただき、芦北、津奈木のよさを知って、定住までしていただきたいと考えております。引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、県南地域における観光振興についてお尋ねいたします。

芦北町を含む水俣・芦北地域、八代地域、そして人吉・球磨地域の県南地域は、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、令和2年7月豪雨災害の影響で、様々な産業に大きなダメージを受けました。

特に、観光産業への影響は、甚大で、今なお再開できていない宿泊施設もあります。しかし、復興は確実に進んでおり、豪雨で大きな被害を受けた私の地元の老舗温泉旅館は、場所を移転し、犬と泊まれる温泉宿へと新たな業態に生まれ変わり、1月下旬に再スタートを切り、報道でも取り上げられました。また、特に被害の大きかった人吉市でも、被災した旅館が徐々に再開しています。

ウィズコロナの中、豪雨からの復興を後押しするには、裾野の広い産業である観光産業の振興による交流人口の拡大が重要と考えます。

現在、県内の宿泊需要は、回復傾向にあり、観光庁宿泊旅行統計調査によると、延べ宿泊客数の昨年12月速報値は、感染拡大前の令和元年と比べ、プラス3.5%、前年同月と比べても、プラス2.9%となっています。これは、県が実施した旅行支援事業、くまもと再発見の旅の切れ目ない実施等によるものと考えられます。

そのような中、今月3月23日には「世界と地域にひらかれた九州セントラルゲートウェイ」とし

て、九州の中央に位置する阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業を迎えます。国際線はじめ航空ネットワークの充実や搭乗客に限らず来場いただける施設を目指すなど、交流人口の増加を通じた地域活性化が大いに期待されます。

知事も、1月中旬、自ら台湾を訪問し、航空会社等へトップセールスを行い、その直後に台北線チャーター便の運航が決定するなど、大きな成果を上げられ、将来的な定期便運航の大きな一手になりました。

今後、TSMC進出に伴う半導体関連企業の集積等もさらに進み、台湾を中心に海外からの多くのビジネス客やその家族などが本県を訪れると想定されます。その需要をいかに観光に結びつけるかが課題であり、そのような人の流れをぜひ県南地域にも呼んでほしいと思います。

水俣・芦北地域には、リアス式海岸が織りなす風光明媚な海岸線や御立岬公園、芦北海浜総合公園のほか、海水浴場やキャンプ場、真っ白い帆に風をはらませ、不知火海を進む海の貴婦人、うたせ船での漁体験など、日本の原風景とも言える自然を満喫できるスポットが数多くあります。

さらに、豊穡の海、不知火海で生まれたアジアカエビやタチウオ、マガキなどの海産物、デコポンやサラダタマネギなどの農産物もあります。

そのような特産物を生かし、県及び水俣・芦北雇用創造協議会では、1月下旬、水俣・芦北地域を一つの観光農園に見立て、農産物の収穫体験や食の体験をくまモンと掛け合わせた体験型コンテンツとして提供するくまモンファームも開園いたしました。新たな観光素材となるコンテンツの創出とともに、農産品の販路拡大、交流人口の増加が期待されるところであります。

八代地域には、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や石工の里の文化、歴史などのス

トーリーが日本遺産に登録されるなど、歴史に裏づけされた文化が集積しています。開湯600年以上の日奈久温泉もあります。

人吉・球磨地域には、球磨川に沿って点在する温泉、球磨川でのラフティングや球磨川下りなどのアクティビティー、国宝青井阿蘇神社や人吉城跡、相良三十三観音などの歴史、文化、そして何より、地名を冠する不動のブランドで世界に誇る球磨焼酎があります。

このように、県南地域には、海があつて、山があつて、川もある、そしてそこで育まれた豊富な食、温泉もあり、お酒もあります。しかし、その一つ一つは、観光客にとって大変魅力的ですが、それぞれが点でしかありません。これからは、それぞれの点を線で結び、さらに面にしていく広域的な視点とストーリー性が必要と考えます。

新型コロナで旅行形態が変化、旅行者のニーズは多様化しています。そのような状況に対応できるよう、それぞれの観光コンテンツを磨き、つなげ、そしてターゲットを明確化し、効果的に発信していくことで、県南地域へ観光客を呼び込み、交流人口の増大を図る必要があります。

このほか、県南地域には、新八代駅、新水俣駅と、新幹線駅が2駅、高速道路の整備も進んでおり、広域的な周遊も十分可能です。さらに、八代には、クルーズ船を受け入れるくまモンポートもあります。

そこで、県南地域の今後の観光振興について、海外からのインバウンド客も含め、どのように進めていくのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 令和2年7月豪雨や新型コロナにより、県南地域の観光産業は大きな影響を受けました。県内全体では、観光客は徐々に戻り始めていますが、引き続き、旅行助成事業等によ

り被災地域の観光の下支えを行い、県南地域の観光復興を応援してまいります。

そのような中で、インバウンドの受入れが急速に増えており、その効果を、観光産業を中心に、県経済に波及させることが大変重要です。

特に、TSMCの熊本進出は、観光業界にも大きなインパクトを与えると期待しています。台湾からの誘客強化をはじめ、様々な取組を行うための予算を今定例会に提案しています。

先日、台湾の高校が県南地域を視察に訪れ、水俣での環境学習や球磨村での防災教育等が大変高い評価を受けました。このことも踏まえ、台湾からの教育旅行の調整、相談対応を行うワンストップ窓口の設置など、教育旅行の誘致に力を入れてまいります。

また、台湾において本県観光の営業活動を行う代理人を配置するほか、台湾の旅行会社が行う本県への旅行商品造成に対して支援を行います。さらに、TSMCをはじめとする台湾からの駐在員とその御家族を対象とした観光モニターツアーを実施します。

これらの取組を通じて、県南地域を含めた県内各地の魅力的な観光資源を台湾の方々へ強力にPRし、誘客につなげてまいります。

県南地域には、くまモンポート八代があります。クルーズ船の寄港は、県南地域の観光振興にも大変有意義です。コロナ禍の中、県としても継続して粘り強くセールス活動を行った結果、県南地域を訪れるツアーが数多く検討されています。くまモンポート八代の開港後初となる外国クルーズ船も、来月の寄港が決定しました。これを弾みに、より多くのクルーズ船寄港が実現するよう、国内外の関係者に積極的に働きかけを行ってまいります。

また、県南地域には、人吉、日奈久、湯の岬な

ど、各地に優れた温泉があります。現在私が会長を務める「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会で、温泉文化を世界に広めていくことを国に提案しています。不知火海沿いを走るサイクリングや球磨川ラフティングの後の温泉は格別です。そのような楽しみ方も提案していきたいと思っています。

このほか、海外にも多くのファンがいるくまモンや県南地域を舞台とするアニメ「夏目友人帳」「放課後ていぼう日誌」などのコンテンツを活用した取組も進めています。

このような地域資源と新たなコンテンツを組み合わせ合わせた商品づくりを進め、その多様な魅力を国内外に発信することで周遊を促し、その効果が地域全体に広がるよう、県南地域の観光振興にしっかりと取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 知事より、地域資源と新たなコンテンツを組み合わせ合わせた商品づくりを進め、効果が地域全体に広がるよう、県南地域の観光振興にしっかりと取り組んでまいるとの力強い答弁をいただきました。

それぞれの点を線で結び、さらに面にしていく広域的な視点とストーリー性が必要です。

インバウンドも含め、ぜひ多くの方々に県南地域を訪れていただき、その方々に口コミ等で周知していただくようなシステムを構築し、交流人口増加のループができるような取組もお願いいたします。

次に、芦北管内の鳥獣被害防止対策についてお尋ねいたします。

昨年12月に公表された令和3年度の野生鳥獣による農作物の被害状況によりますと、県内全体の被害額は、約5億4,000万円で、前年度より約1,000万円減少しております。



内訳といたしまして、イノシシによる被害が全体の38%、カモによる被害が33%、鹿による被害が9%となっており、平成28年度以降、イノシシ、鹿による被害は減少しているものの、カモによる被害が増加しており、依然高い水準です。

一方、芦北管内での被害額は、約3,000万円で、前年度から1,000万円増加しております。カモによる被害はほとんどないものの、イノシシによる被害が全体の46%、次いで鹿の被害が39%となっており、いずれも前年度より増加しています。

特に、鹿によるかんきつ類への被害は、令和2年の7月豪雨以降増えているように感じております。豪雨により園地への道が通れなくなり、人の気配がなくなったことが影響しているのか、鹿のすむ山の状況が変わり、生息域が芦北・水俣地域のほうになったのか分かりませんが、実際に被害額は、令和元年度の30万円から令和2年度は約900万円に急増し、令和3年度も約800万円と高い水準で推移しています。

芦北管内においては、アマナツや不知火のかんきつ類は、農業生産額全体の約6割を占めている重要な基幹作物となっております。鹿は、樹皮や葉をかじり取るため、苗木は枯れ、成木は1年ないし2年は実がなくなります。最悪植え替えが必要となった場合は、4年間は収穫ができなくなるなど、農家にとっては大きな痛手となります。

鳥獣被害は、農作物の被害だけでなく、農家の営農意欲の減退を招き、被害額に現れる以上に深刻な影響を及ぼす大きな問題となっております。

県においても、地域ぐるみで自らの集落、農地を守るための「えづけSTOP!」対策の取組を基本として、鳥獣がすみつきにくい環境づくりに取り組んでいただいているところです。

鹿については、県が令和元年に推定生息頭数を調査しており、全県で約8万9,000頭となっており、平成26年に実施した前回調査の約5万8,000頭から3万頭以上増加しています。

地元の芦北管内でも、鹿の捕獲頭数は、平成28年度は300頭でありましたが、令和3年度には、狩猟と有害捕獲を合わせて1,700頭を超える状況にあります。

私は、鳥獣害による農作物被害を減らすためには、「えづけSTOP!」対策を基本として、しっかりと捕獲を進める必要があると思っています。

鹿は、1年に1回、1頭を出産するそうですので、多数出産するイノシシよりも、捕獲により生息頭数を減らすことができやすいのではないかと考えており、被害を少なくするためには、さらなる捕獲による生息頭数の減少も必要と考えます。

一方で、芦北管内では、狩猟者の年齢は60歳以上が全体の6割を超えて高齢化しており、いつまで今のような捕獲活動が継続してもらえるのか心配しております。

地元狩猟者の方々からは、わなを仕掛けた場所を見回するには、車が通る道路からさらに山奥に入っていかなければならないため、捕獲できたかどうか確認をするだけでも時間と労力がかかる、鹿は、イノシシに比べ自家消費しづらいため、処分に関することや、捕獲後のイノシシや鹿は埋設する必要があるため、運搬や掘削、埋め戻しなどの作業が高齢者にとって負担になっている、特に、鹿はイノシシに比べ大型であるため、掘削作業が大変である、さらに埋設する場所を探すのが大変だと聞いています。また、捕獲に取り組む人材を確保するためにも、捕獲報奨金の増額をしてもらえないかとのお話を聞いております。

このような状況を踏まえ、捕獲者の育成、確保



に取り組むとともに、わなの見回りや捕獲後の処分についての負担の軽減、芦北・水俣地域での処理場の設置、さらに捕獲に係る補助金等の増額が必要と考えます。

そこで、芦北管内における鹿による果樹被害への対策強化と、新たな狩猟者の確保と育成、捕獲や捕獲後の処理の省力化及び処理場の設置、捕獲補助金の増額に関する4点について、どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

○農林水産部長(竹内信義君) 4点につきまして、順次お答えいたします。

まず、1点目の鹿による果樹被害への対策強化についてお答えいたします。

芦北管内では、これまで、イノシシによる被害が大きかったことから、侵入防止の電気柵や高さ1.2メートル程度の防護柵の設置により対応されてきました。しかし、議員御指摘のとおり、近年は、鹿によるかんきつ類の被害が急増しており、その多くが山林近くの園地で発生しております。鹿は、高さ1.2メートル程度の柵を飛び越え、柵の下に潜り込むことができるため、その習性に応じた対策が必要となっております。

そこで、県と関係市町、農業者が現場において検討を重ね、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、鹿が飛び越えたり、潜り込んだりできないよう、高さ1.8メートル以上の侵入防止柵を導入する方向で、関係機関で準備を進めております。これと併せまして、県では、農家が鹿の習性を学んだ上で、地域ぐるみで園地や集落周辺の環境整備に取り組む「えづけSTOP!」対策や農作物被害ゼロを達成した集落の取組事例の導入など、効果的な対策が実施できるよう、ハード、ソフト両面で被害防止対策の抜本的強化を支援して

まいります。

2点目の新たな狩猟者の確保と育成につきましては、令和2年度から狩猟免許の試験回数や会場を増やすとともに、若手狩猟者の増加を図るため、芦北高校で狩猟免許取得の支援や捕獲研修などに取り組んでおります。

その結果、芦北管内の新規の狩猟免許取得者は、令和元年度の24人から令和4年度は38人に増加しております。さらに、今年度からは、経験の浅い銃猟従事者などを対象に、射撃技術向上の訓練費用を助成しております。

3点目の捕獲や捕獲後の処理の省力化及び処理場の設置につきましては、ICTを活用してわなの作動確認ができるシステムを導入することで、狩猟者の負担が大きいわなの見回り作業を大幅に軽減できると考えております。また、捕獲後の処理方法につきましては、埋設処理に代わる方法として、国の鳥獣被害総合防止対策交付金を活用した捕獲後の害獣を分解、圧縮する減容化施設やジビエ利活用施設の設置など、芦北管内の実態に即した方法に関係市町とともに検討してまいります。

4点目の捕獲補助金につきましては、国に対して、捕獲経費の実態や物価高騰による影響を考慮した見直しを行うよう、引き続き要望を行ってまいります。

今後とも、農家の方々が安心して農業生産を続けることができるよう、地域ぐるみの被害防止対策や狩猟者の確保、育成などにしっかりと取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 農家の方々が安心して農業生産を続けることができるよう、地域ぐるみの被害防止対策や狩猟者の確保、育成などにしっかりと取り組んでいくとの答弁を農林水産部長よりいただき

ました。

芦北管内の新規の狩猟免許取得者は増加しているということで、さらに取り組んでいただくことと、その方々が実際に継続して狩猟に取り組んでいただくよう支援をお願いいたします。

また、狩猟免許の試験回数や会場を増やしていただいているとのことですが、芦北会場でも行ってほしいとの要望もありますので、よろしく願いいたします。

捕獲後の処理については、水俣・芦北広域での処理場の設置も視野に入れ、関係市町との検討をよろしく願いいたします。

いずれにしましても、現在、芦北管内での農業者の一番の困り事が鳥獣被害でありますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、水俣・芦北地域における医療体制についてお尋ねいたします。

県では、団塊の世代が75歳となる2025年を見据え、2017年3月に地域医療構想を策定しています。

本構想では、高齢化が進展し、ますます医療需要が高まる一方、人口減少により医療人材に限られる中でも、必要なときに必要な医療、介護サービスを受けられるよう、圏域ごとに効率的で質の高い医療提供体制を目指し、施策の方向性を示しています。

水俣・芦北地域の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、65歳以上人口のピークは、2020年の1万8,496人ですが、75歳以上人口のピークは、2030年の1万975人であり、引き続き、医療需要が増加していくことが見込まれております。

持続可能な医療提供体制を確保していくため、地域医療構想では、医療、福祉の関係者間で協議

し、各医療機関の特性を生かした病床機能の分化、連携の推進、在宅医療等の充実、医療従事者等の養成、確保の取組の促進を掲げ、実現に向け推進していただくと伺っています。

中でも、水俣・芦北地域の唯一の中核病院である国保水俣市立総合医療センターは、地域医療支援病院として、地域の病院、診療所をバックアップするとともに、二次救急も担い、多くの患者を受け入れていただいております。

救急搬送されないよう、日頃から病気予防に努めることを、行政が啓発、推進していくことも重要と考えますので、身近な市町村と連携した取組を要望いたします。

ただ、健康に留意していても、同医療センターに救急搬送されるケースがございます。急患の症状によっては、残念ながら、熊本市内等の高度医療機関へ転院、搬送されるケースもございます。

救急隊は、急患の症状に応じ適切な搬送先のトリアージを行っておりますが、搬送先の病院でCTやMRIによる検査の結果、転院するケースも生じてしまうことは理解できるものの、特に水俣・芦北地域でも熊本市寄りにお住まいの急患患者においては、一度水俣へ搬送されることは時間的なロスが大きい状況です。この点は課題として認識しております。

そこで、時間的なロスを小さくする試行的な取組として、阿蘇医療圏では、救急隊が脳卒中の疑いがある急患の症状について、専用アプリに必要事項を入力することにより、予測病型を判定し、適切な病院選定を行う実証実験を行っていると呼んでいます。一日も早くこのシステムが確立し、ほかの医療圏へ広がっていくことを強く願うものです。

ここまでの、地域の現況を踏まえて、引き続き執行部に検討を進めていただきたい課題について

です。

全国どの地域もそうなのでしょうが、コロナ禍で少子高齢化は加速しており、水俣・芦北地域における医療体制についても、多くの課題が山積しています。

そのような中、今回お尋ねするのは、4年前にも一度一般質問させていただいた医療従事者の確保、特に医師の確保です。

県が令和2年3月に策定した熊本県医師確保計画では、全国335の医療圏の医師数の偏在状況をデータ化し、医師偏在指標として、その値の上位3分の1を医師多数区域、下位3分の1を医師少数区域と設定しておりますが、水俣・芦北地域は、数値上、医師多数区域とされております。

ただし、病院、診療所の数は、平成30年と令和4年を比較した場合、病院1減、診療所は2減となっております。医師も高齢化が進んでおり、後継者の確保が困難になる上、芦北町には、無医地区や準無医地区が6地区存在することなど、医師多数区域だからといって、決して安心できる状態ではございません。

こうした状況にある水俣・芦北地域における医師確保を含めた医療体制をどう進めていかれるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） 水俣・芦北地域における医療体制についてお答えいたします。

令和2年12月末現在、水俣・芦北地域の医療施設に従事する医師数は、134名です。前回調査が行われた平成30年の131名から大きな増減はなく、厚生労働省が算出する直近の医師偏在指標でも医師多数区域となります。

ただ、この指標は、必ずしも地域の実情を十分に反映したものとは言えず、当地域において、医師確保は重要な課題の一つです。このため、第七

次水俣・芦北地域振興計画でも基本施策に位置づけています。

そのような中、地域の拠点病院である国保水俣市立総合医療センターでは、地域内での高度医療提供が可能となるよう、令和元年6月に、重症度の高い患者の治療を行う高度治療室を開設されています。また、令和3年8月から、僻地医療を支えるため、ICT技術を活用し、僻地診療所である久木野診療所でのオンライン診療等にも取り組まれています。

これらの取組に対し、県では、施設及び機器の整備への助成や県が熊本大学に設置する寄附講座の医師2名及び自治医科大学卒業医師1名の派遣による医師の確保を図ってまいりました。

引き続き、必要な医師の確保等に努め、安定的な医療提供体制を構築することで、振興計画に掲げる「環境と共生し、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を進めてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 健康福祉部長より、水俣・芦北地域における医療体制の現況や支援策について答弁いただきました。

地域医療体制の整備は、地域の方々が安心して暮らしていけるための最重要課題であると認識しております。

脳卒中など一刻を争う様々な病気において、時間的ロスが生じ、人命を失うこと、また、後遺症を伴うことなど、決してあってはならないことです。

医師確保とともに、しっかりと対策し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、先日、吉永県議、高野副議長と国保水俣市立総合医療センターへICT技術を活用したオンライン診療の視察に行つてまいりました。これから必要になる重要な取組だと思っておりますので、引

き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

最後に、不知火海における水産資源の回復について要望いたします。

水俣・芦北地域には、再生した美しい不知火海が広がっており、今や地域を活性化させる貴重な資源として、あらゆる角度から期待されています。第七次水俣・芦北地域振興計画においても「不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上」を重点施策に掲げ、県、市町、関係団体など、関係者一体となって取組を進めておられます。

不知火海の豊かさ、魅力を積極的に活用し、また、多くの方々にその情報を発信していくことが地域活性化には重要で、そのような取組を進める上でも、重要な一つの要素として、水産資源の活用が挙げられます。豊かな海の象徴として、新鮮でおいしい海産物は、なくてはならない資源であります。

しかし、一方で、近年の高水温等による漁場環境の変化や度重なる豪雨災害の影響等により、不知火海の魚やエビの漁獲が徐々に減ってきており、そのような中、令和2年7月豪雨により、多くの土砂や流木等が佐敷川などから漁場に流れ込み、一時漁ができない状況に追い込まれました。

その後、海底に沈んでいる大型のごみや流木の除去を行っていただき、漁は再開できましたが、思うように漁獲が戻っていないと地元からの声があり、漁場環境の変化などの影響が大変懸念されるところです。

これまでも、不知火海では、有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画に基づき、漁場の耕うんや藻場の造成などの漁場環境の保全や改善、種苗放流、資源管理の強化による水産資源の回復等に取り組んでこられてきたと認識しています。

しかし、依然として、なりわいとして漁業を営んでいくには厳しい状況が続いており、資源の回

復は道半ばの状況だと感じています。

他方、不知火海の豊かさをアピールし、地域の活性化に期待しているのが、マガキやクマモト・オイスターなどの二枚貝の養殖であります。

マガキについては、私の地元芦北町でも約10年前から養殖に取り組んでおり、徐々に生産が拡大されてきました。その結果、芦北真牡蠣カキ小屋、つなぎオイスターバル、恋路カキ小屋など、漁協による特色あるカキ小屋もオープンし、地域の特産物として定着しつつあります。

しかし、年によっては、へい死が発生し、生産量が減少したり、身入りが遅くなるなど、品質が不安定なこともあり、こうした課題解決に向けた取組が求められているところです。

また、現在は、宮城県などの県外産種苗に依存していますが、さらなるブランド化を図る上でも、不知火海における天然採苗した種苗の活用なども進めていく必要があると思います。

一方、クマモト・オイスターについては、これまで長年研究が進められ、安定生産に向け大きな課題であった夏場の大量へい死対策として、温湯処理などの技術導入により夏場の生残率の向上を図るなど、養殖技術の課題を一つずつ解決してきています。

しかし、いまだ生産が安定していない地域があることや、温湯処理作業や出荷時の洗浄作業の効率化など、さらなる増産に向けて課題があることから、今後の安定生産や省力化に向けた取組に期待しているところであります。

また、販売面においては、県内外での認知度向上についても積極的に取り組み、本県を代表するブランド水産物として確立し、販路を拡大していく必要があります。

水俣・芦北地域においては、多くの漁業者が、不知火海において、打たせ網漁や流し網漁など、



多種多様な漁業を営まれておられます。その方々の経営、生活をしっかりと支え、担い手や後継者が残る環境を整えることは、地域の活性化のためにはなくてはならないものと考えます。

改めて、不知火海の水産資源を回復させ、魚介類があふれる豊かな海として再生するため、漁場の環境の変化をしっかりと把握していただき、課題に応じた対応策を、これまでの取組と併せて進めていただくようお願いいたします。

加えて、私も、漁協や関係市町も頑張りますので、マガキやクマモト・オイスターなど二枚貝の養殖に対し、生産技術の確立と現場へ技術普及をしっかりと行っていただくとともに、生産された二枚貝の販売力、ブランド力の強化に継続的に取り組んでいただきますよう併せて要望します。

以上で予定しておりました質問及び要望は全て終了いたしました。

芦北地域にとって、令和2年7月豪雨からの復旧、復興及びその後の地域振興は、喫緊の課題であります。引き続き、知事を先頭に全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。

本日は、御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高野洋介君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時10分開議

○副議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕（拍手）

○岩本浩治君 阿蘇市選出・自由民主党の岩本でございます。

ここの壇上に来ますと、8回目ですが、緊張し

て足が震えるようでございます。各先生方から頑張れという声をいただきましたが、後は開き直りで質問をさせていただこうと思います。

発言通告書によりまして、早々ですが、質問をさせていただきます。

阿蘇の世界文化遺産登録に係る法的規制等についてお尋ねします。

阿蘇を世界遺産にすることは、蒲島知事の就任当初からの目標であり、また、私が生まれ育ったこの雄大な阿蘇が世界文化遺産として世界の宝になることは、私を含めて、地元阿蘇の住民はもちろん、熊本県民の喜びであり、誇りであります。

今となってはほぼ失われた、本来草地とともに生きてきた日本の循環型農業の伝統が、カルデラという特異な地形に働きかけた姿をとどめる、世界でもここにしか見られない壮大なカルデラ農業の景観であります。

昨年10月、阿蘇市で国際シンポジウムが開催され、海外の専門家から、阿蘇は世界文化遺産としての価値が十分備わっている旨の発表がありました。それを聞いて、世界遺産としてのお墨つきをいただいたようなとてもうれしい思いとともに、さらなる取組の推進に意を強くしたところであります。

世界文化遺産となるためには、世界的な価値が不可欠であり、さらにその価値を法的に守っていくことも必要になります。

昨年末、阿蘇市や産山村の草原の文化財保護法の重要文化的景観の追加選定について、国の文化審議会から文部科学大臣へ答申され、今後の官報告示後、選定される見込みとなりました。法的に保護されることになり、世界文化遺産の登録へ向け、弾みになったと受け止めております。

今後は、集落についても、重要文化的景観の選定を進めていくと伺っております。重要文化的景



観として認められるのはうれしいことですが、その一方、そこに暮らしている住民にとって、心配事があります。

重要文化的景観となることによる法的規制、公共事業や新エネルギー施設等の開発行為のコントロール、来訪者による環境負荷等、日常生活を制限されるのではないかと、あるいは開発を制限されるのではないかと等の支障を来すような制限について、心配されている方もいらっしゃいます。

世界文化遺産になることはとても喜ばしいことですが、集落が重要文化的景観に選定された場合、例えば、家屋の建て替えなどが制限されるのか、家屋の屋根に太陽光パネルは設置できなくなるのかなど、具体的に住民生活にどのような制限が加わるのか、住民生活に影響がないのか、企画振興部長にお尋ねします。

また、私としては、世界文化遺産の登録に向け、地元の盛り上がりを推進していきたいと考えております。重要文化的景観の選定を進めるに当たっては、そこに暮らしている住民への丁寧な説明も必要であります。住民の不安を払拭するべく、その点についても、併せて答弁いただきますようお願いいたします。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

**○企画振興部長(高橋太朗君)** 阿蘇の世界文化遺産登録に係る法的規制等についてお答えいたします。

阿蘇の市町村においては、景観条例を制定しており、一定規模の建築物や再生可能エネルギー施設等については、条例に基づき、市町村が開発行為の把握及び指導ができることとなっています。

あわせて、世界文化遺産の登録に当たっては、文化財保護法により保護する必要があると、これまで、県では、市町村と連携を図りながら、草原を中心に重要文化的景観の選定による保護を進めて

まいりました。

市町村が重要文化的景観の選定申出を行う際には、文化的景観としての価値があるものを重要な構成要素と位置づける必要があります、この現状変更等を行う場合、文化庁長官にその旨を届け出る義務が生じます。

今後、集落等において選定申出を進めてまいりますが、これまで地域住民の方々により守られてきた歴史的な価値がある神社や石造物、水路や古道などの地域の宝を重要な構成要素として位置づけていく予定です。

そのため、この重要な構成要素以外の一般の住宅等については、文化財保護法に基づく直接の規制はありません。

また、市町村では、重要文化的景観の選定申出に併せて、重要な構成要素以外の範囲についても、土地利用の方針を整理する必要があります。その際には、一般の住宅の建て替え等について、悪影響を及ぼさないような方針となるよう、市町村と協議してまいります。

今後、集落等において、重要文化的景観の選定に向けた調査を実施する予定です。重要な構成要素となり得る地域の宝を特定していくために、市町村とともに、地域住民の方々への聞き取りなどの調査を行います。

その過程で、双方向のコミュニケーションを積み重ね、住民生活への影響などの懸念に対して丁寧に説明し、重要文化的景観の選定、ひいては阿蘇の世界文化遺産登録への理解を深めていきます。

引き続き、県と阿蘇郡市7市町村が一体となって、阿蘇の世界文化遺産登録の推進に全力で取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

**○岩本浩治君** 企画振興部長より答弁いただきま

した。

阿蘇の市町村においては、景観条例を制定してあり、一定規模の建築物や再生可能エネルギー施設等については、届出義務に基づき、開発行為の把握及び指導ができることとなっているとのことであります。

重要文化的景観の範囲を世界文化遺産の資産範囲として、重要な構成要素を選定し、それにのみ文化財保護法により規制、届けをかけるとのことであり、重要な構成要素以外は、景観法による景観形成地域の基準等により景観コントロールを図るとのことです。

重要な構成要素には、届出義務で同意取得を必要とし、草原、水路、古道、石造物、祭祀施設等、地域住民が保護、保存を望むものであり、また、名水や滝や巨石が考えられるとのことであります。

水田、農場用倉庫など生業に必要な施設等については構成要素としない予定で、水田の形状変更等について、文化財保護法上は届出義務は必要としないとのことです。

また、今後、集落等において、重要な構成要素となり得る地域の宝を特定していくために、市町村とともに地域住民への聞き取り調査を行い、双方向のコミュニケーションを積み重ね、住民生活への影響などの懸念に対して丁寧に説明し、重要文化的景観の選定、ひいては世界文化遺産登録への理解を深め、県と阿蘇郡市7市町村一体となり、推進に全力で取り組むとの答弁をいただきました。大変うれしいことで、早く世界文化遺産批准に上がっていただければと思うところでございます。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

阿蘇山火口カメラの設置支援についてでございます。

阿蘇は、日本を代表する観光地であり、見どころは多くありますが、その中でも、特に活火山の火口を間近に見ることができることは、観光資源として世界でもまれであり、阿蘇の大きな売りの一つだと思います。

しかし、その裏返しとして、火口の状況により、安全の確保のため入山規制が行われることがあります。その際に、せっかく世界中からおいでいただいた方々に対して、火山活動を感じていただくため、火口カメラは大変重要と思います。

阿蘇火山博物館が所有します阿蘇山火口カメラシステムは、世界でも阿蘇山だけにしかない特殊な技術で構築された最先端システムであります。

火山博物館は、そのカメラの使命や重要性を認識し、度重なる噴火による損傷や損壊に遭遇しながらも、今日まで単独で管理運営をしてきております。

しかし、平成28年4月の熊本地震とその後の10月の噴火により、AとBのカメラ2台ともに被災し、運用できなくなりました。幸い、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業による補助金を活用し、総事業費の9,720万のうち、4分の1の2,430万を自己負担とし、Aカメラのみ復旧できましたが、Bカメラのほうは復旧ができない状態のままです。

現在の火口カメラの特徴は、火口カメラとしては世界唯一の映像配信システムであり、超高感度でもあり、夜間でも月明かり程度で映像配信ができ、高画質の220万画素、2K、フルハイビジョンであります。カメラは、遠隔操作可能で、ズーム25倍、火口内の噴火に伴う音声も同時配信可能になっております。

ただ、Aカメラで捉えることのできるのは火口の65%ほどで、Bカメラと併せて初めて火口の全体像の把握ができ、Bカメラの復旧が待たれると

ころですが、現在のところ、めどは立っていません。

活火山としての阿蘇山は、世界的観光資源だけでなく、噴火により様々な被害をもたらすことを考えると、カメラの設置は、阿蘇山の活動を知る上で重要であると考えます。

また、福岡管区気象台は、独自の火山監視設備は持たず、阿蘇火山防災連絡事務所を通じて、年額67万8,000円の受信料を支払い、博物館のカメラの活用をしており、常時映像を受信し、他の火山とともに監視しております。

京都大学火山研究所は、独自のカメラを設置しておりますが、度重なる噴火による損壊のため、修理不能な損壊時に備え、取替え方式の簡易型のカメラが設置してあり、簡易型カメラであるため、映像やその解析度が悪く、夜間は映像確認ができないこともあり、必要時に博物館の映像を利用しております。

この極めて公共性の高いカメラの維持管理を、一公益財団法人である阿蘇火山博物館が行っていることに驚きました。

そこで、それに先立ち、現在の運用状況を申し上げますと、2台のカメラは、40年前の昭和57年、火山博物館設立時に九州産業交通株式会社により設置され、2004年、阿蘇製菓株式会社運営の財団法人管理となり、その後、博物館という施設の公益性から、現在の公益財団へ移行したものであります。

運用の一環として、館内では、火口のライブ中継を実施しております。入館者の観光客、特に修学旅行生の教育に重点を置いた映像を流し、火口の立入り規制時でも、映像により火口内の噴火状況を見ることができるようになっており、火口の噴火や特異現象が確認されたときは、関係機関への映像配信を行っております。

防災関連では、気象庁や京大火山博物館への配信や提供や報道関係にも映像配信を行っております。私たちがテレビで見る噴火状況を映しているのが、この山上火口カメラであります。

次に、管理状況ですが、カメラは、火口内に設置されており、カメラレンズの火山灰汚れの除去と付着防止が鮮明な映像確保のために重要となりますが、火山灰除去、火山ガスや有毒ガスからの設置環境の厳しい中で、作業員の安全確保をした上での作業を強いられております。また、カメラ以外にも、硫黄ガス等による機材の腐食対策等々の問題があります。

このような維持管理を一公益財団法人だけに任せているわけです。阿蘇市として、また、熊本県として、このままでよいのか、強く思う次第です。

この公共的重要性に鑑み、阿蘇山火口カメラ運用協議会——仮称ですが、立ち上げる構想があります。協議会メンバーとして、阿蘇くまもと空港、JR九州、阿蘇田園空間協議会、阿蘇周辺の道の駅、国、県、周辺市町村、九州電力、放送メディア等を想定しておられるようであります。

協議会は、会員への映像配信料を主体財源として、地球環境や地球科学についての次世代への教育普及、火山活動に関する研究、阿蘇火山火口活動の資料保存、火山防災と安全観光、BCPの取り込みと連動、また、SDGsをテーマにした観光、教育、防災のためのXRコンテンツの作成等を行うことを目的としているようです。

観光面で考えると、震災ミュージアムをはじめ、くまもんポート八代、熊本駅、阿蘇くまもと空港等での阿蘇火口ライブ中継は、今後の観光客誘致に向け、さらなる活用が期待できると思います。

私は、この協議会が設立され、火口カメラが安

定的に運用されることになれば、熊本県の観光をはじめ、あらゆる分野において多大なる有益性を持つものと思います。火口カメラの設置及び維持管理に対する県の支援について、観光戦略部長にお尋ねいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 阿蘇山火口カメラの設置支援についてお答えします。

火口カメラを設置している阿蘇火山博物館は、阿蘇火山の成り立ちや火山活動、草原と人々の関わりなどを展示紹介する阿蘇観光の中心的な施設であり、昭和57年の開館以来、多くの観光客を受け入れてきました。

館内には、火口の映像と音がリアルタイムで観察できるワイドスクリーンがあり、火口の立入り規制時にも、臨場感のある火口見学ができる貴重な手段となっています。

議員御指摘のとおり、火口カメラの維持管理には多額の費用を要することなどを踏まえ、現在、阿蘇火山博物館において、協議会の設立に向けた検討が進められていると聞いております。

今後、直接具体的なお話を伺った上で、観光面を含めたカメラの活用策や県としての関わり方などについて、検討を行ってまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 今回は、代表して観光戦略部長にお尋ねしましたが、質問で申し上げましたように、公共的重要性に鑑み、観光だけではなく、防災面や教育面において、活用の余地があるのではないかと思います。

活火山の火口を間近に見ることができることは、観光資源としましても世界でもまれであり、せっかく遠方より来た方が規制等で見れないときでも、カメラにより見ることができ、関係課と知恵を出し合って、火口カメラ設置支援に結びつく

ようお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

外国人就労者の自動車運転免許の切替えについてでございます。

ある建設業者の会合で、うちでは技能実習生を中心に13名のベトナム人を雇っている、その中にはベトナムの自動車運転免許を持っている人もあるので、現場への送迎ができるように日本の免許への切替えを支援してきたが、近頃、切替えにかかる期間が長くなるようになったとの声がありました。

その人の話では、2年前までは2か月ほどで免許の切替えができていたが、現在は3か月半待たなければ切替えができなくなったとのことでした。その原因は、申請者の増加だとのことでした。

厚生労働省から、2022年10月末時点での外国人就労者について発表がありました。前年から9万5,504人増え、過去最多の182万2,725人となりました。熊本県の場合、1万4,522名です。

厚労省は、コロナ感染拡大以降、増加の伸びは鈍化していると報告していますが、人手不足を背景に、外国人を雇う事業所は、前年比4.8%増加しております。

熊本労働局によると、コロナ禍以前の平成29年の外国人就労者は7,743名でしたが、令和4年は1万4,522名と、およそ2倍の増加となっております。

私の選挙区である阿蘇市でも、農業や建設業を中心に技能実習生や特定技能での在留者が増えております。阿蘇職安管内の在留資格、特定技能で調べてみますと、令和元年に5名、2年に38名、3年に59名、4年には113名と、急激な増加を示しております。

外国の方が日本で車を運転する方法は、3つあると聞いております。1つ目は、外国の運転免許



証を日本の免許証に切り替えて運転する方法、その中でも、書類審査のみで切替えが可能である国と知識や技能の確認が必要な国があるとのことです。2つ目は、ジュネーブ条約加入国の方が、その国で国際運転免許証を取得して、その国際運転免許証で運転する方法。3つ目は、日本国内で運転免許試験を受験する方法であり、外国語で記載された試験問題や外国人対応の自動車学校もあると聞いております。

その中で、外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える場合には、まず、有効期限内の外国の運転免許を所持していること、自国で取得していた免許と同じ免許種別への切替えであること、免許を取得した国に3か月以上滞在していたことが確認できなければならない等の条件があるそうです。

3か月以上滞在していたことの確認は、パスポートでなされると思われませんが、御存じのように、出入国のスタンプは、国々により無秩序に押してありますし、偽造パスポートや偽造免許証の判別確認も必要となりますので、その確認には相当の手間がかかり、当局の労苦もいかばかりかと察するところであります。

技能実習生は、東南アジア諸国の人が多く、日本での滞在が3年とか5年とか限られていますので、免許切替えに長期間要するというのは、技能実習生の技能の習得にも支障が出るものと思われれますし、日本における貴重な体験の機会を失いかねません。

熊本県では、現在、半導体関連工場の誘致が盛んであり、最大規模の工場の建設も進められております。そこでは多数の台湾からの移住者が来ることも考えられるところであり、加えて、新型コロナウイルスによる入国制限の緩和により、技能実習生等の外国人就労者の増加も予想されますの

で、ますます運転免許の切替え申請が増加するものと思われれます。

このような現状において、外国人就労者の運転免許切替えなどについて、今後どのように取り組み、対応していくのか、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長山口寛峰君登壇〕

○警察本部長(山口寛峰君) 外国人就労者に係る自動車運転免許の切替えへの県警察の取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の入国規制緩和により、県内に在留する外国人技能実習生や留学生が増え、同時に、免許切替えを申請する外国人も急激に増加しております。

令和4年の切替え申請者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年と比較すると約16%、令和3年からは約35%増加しています。

また、免許試験を外国語で受験する外国人については、令和4年と令和3年を比べると約65%増えていますので、外国人の免許切替えや免許試験を担当する部署において、人員を拡充するなど、体制強化を図って対応しております。

本県では、今後、TSMCをはじめとする企業の進出により、外国人就労者やその家族が多数居住する見込みです。そのため、生活や仕事に必要とされる運転免許の切替えや取得に関する申請も、さらに増加することが予想されます。

こうした状況を踏まえ、県警察では、引き続き、外国の方が日本で安全に運転できるよう、交通ルールを説明するなど、安全運転に資する対策を講じるとともに、免許の取得や切替えについては、迅速で適切な手続ができるように、さらなる業務の見直しや申請増加に対応できる人員配置を検討するなど、体制の強化に努めてまいります。



〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 警察本部長から御答弁をいただきました。

外国人就労者の自動車運転免許の切替え申請件数の増加に対応するため、担当部署において人員を拡充するなど、体制強化を図っていくとの答弁をいただきました。

今後、TSMCをはじめとする企業の進出により、さらに申請数が増加することが予想されるため、引き続き、交通ルールの説明等、安全運転対策を講じるとともに、迅速で適切な手続ができるよう、さらなる業務の見直しや申請増加に対応できる人員配置を検討するなど、体制の強化に努めるとのことでした。

今や外国人就労者の力は県経済の発展に必要不可欠であり、自動車免許を早期に取得できれば、それだけ県内で活躍していただける時間が増えます。

一方、手続処理を最優先とするあまり、交通安全対策がおろそかになり、交通事故が増えることになるのは、誰にとっても不幸なことです。限られた予算、人員の中、難しい課題も多いと思いますが、外国の方に就労先として熊本を選んでいただけよう、県警察におかれては、状況に応じた適切な対応をいただきますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問でございますが、判断能力が不十分な方の日常生活の自立支援についてでございます。

昨今は少子化対策が声高に叫ばれていますが、高齢化の進行も続いており、それに伴う様々な課題も顕在化しています。

今後、2025年に向けて、団塊の世代全員が後期高齢者となり、認知症高齢者の方が多くなると考えられます。また、知的、精神の障害のある方で、判断能力が不十分な方々も増加傾向にありま

す。

近年は、できるだけ施設に入ることなく、住み慣れた地域で暮らすことを希望される方も増えておりますが、単身でお住まいの方が増えるにつれ、何かあったときに相談する相手がおらず、困っておられる方も多くなっております。

特に、懸念されますのは、これらの方々の中には、第三者の援助がなければ困窮し、福祉サービスも利用できず、孤独死といった重大な事故に至る危険性を内包した方も多くおられ、周囲の方々が見守りながら、自分の意思で地域生活ができるよう、伴走型の支援体制を充実させる必要があるのではないかと思います。

こうした認知症の高齢者や知的や精神に障害のある方など判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援する事業として、日常生活自立支援事業があります。

この事業は、福祉サービスの利用の調整や契約のお手伝いや日常的な金銭管理や行政などの書類作成をお手伝いする事業です。当事者の意思決定を尊重し、権利擁護を進めるために、介護保険制度の創設に合わせて導入され、20年以上経過している必要不可欠な事業となっております。

ところが、この事業については、開始当初から利用者も増加していったことから、事業費に対して県の予算が追いつかず、近年は事業主体の県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会は自主財源をつぎ込まざるを得ず、利用者を増やしづらい状況になっておりました。

そのため、私は、令和3年11月定例会でこの事業の予算増を要望いたしました。そのかいもあって、令和4年度は、一定の改善を図っていただきました。

平成11年の事業開始から20年以上が経過しましたが、熊本県の所管地域では、直近の令和4年12

月末日現在、この事業の利用者が前年の787名から804名に増加するなど、早くも令和4年度予算増額の効果が現れております。

ただ、依然として他の都道府県に比べると不十分であったことから、昨年9月定例会では、同僚の松村県議が、この事業の充実強化について、一般質問を行われました。

その答弁において、健康福祉部長は、令和4年度に予算の増額を行ったばかりであるので、その効果を見極めてから今後の対応をしていきたいといった趣旨の発言をされ、私は、事業の推移を調査、把握しながら検討されているところと思ったところでございます。

一方、昨年の10月20日には、熊本県社会福祉協議会の良永会長と熊本県市町村社協連合会長の元松宇土市長の両名が知事宛てに要望書を提出され、国庫補助基準額を満額適用して補助金を算定してほしいことを強く要望されるなど、議会だけでなく、当事者からも切実な声が上がっております。

県社協から委託を受けてこの事業を担っている市町村社協の中には、採算の厳しさから受託を返上したいとの悲痛な声もあるようです。

しかし、この事業に対して、おかげで消費者被害に遭わなくて済んだ、親族等からの経済的搾取がなくなった、必要なときに病院や福祉サービスの利用ができるようになった、年金や預金を計画的に使えるようになった、税金や国民健康保険料を滞納しなくなったなど、本人はもとより、親族、近隣の方、そして市町村役場からも大変喜ばれており、利用者、家族、地域からの評価の高い、三方よし事業となっております。

しかしながら、事業を安定して行える十分な公的な財政支援なくしては、現場のスタッフの確保もままなりませんし、市町村社協の意欲も向上し

ません。今後増えてくると思われる新たなニーズに対応することが難しくなると思ったところで

昨年9月定例会では、健康福祉部長から、令和4年度の「補助金増額に伴う各市町村社協の活動状況の変化や潜在的なニーズの有無などを丁寧に把握し、その効果や地域ごとの実態を踏まえた上で、事業を利用される方々が地域で自立した生活を安心して続けられるよう、必要な支援に取り組んで」まいるとの答弁がありました。

今定例会に提案されております令和5年度予算案では、先ほどの現場の声に添えてのことと思いますが、本事業への支援を拡充する方向で考えていただいているようです。私も、予算増額を要望した立場として、県の姿勢を大いに評価したいと思います。

本事業は、認知症高齢者や障害のある方の日常生活を継続的に支える大切な事業で、誰しものようなサポートが必要になる可能性があると考えれば、他人事では済まされません。

そこで質問です。

本事業の利用者からは、金銭管理等のサービス以外にも、日常的な困り事にも対応してほしいとの声もあるほどで、今後も支援を必要とする方々が安心できる環境を維持していくことが重要と考えますが、県として今後どのように取り組むか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 認知機能の低下や障害が原因で判断能力に不安がある方を支援する日常生活自立支援事業については、昨年9月定例会において、県社会福祉協議会に対する今年度の補助金増額の効果等を踏まえた上で、必要な支援に取り組むと答弁したところで

その後、10月には、県社協及び市町村社協連合

会から、補助金増額に対する感謝の気持ちが伝えられるとともに、補助金のさらなる充実を求める強い要望がなされました。その際、利用者のニーズに十分応えるマンパワーの不足などにより、幾つかの市町村社協では、事業の継続が困難な状況にあることを強く訴えられました。

このため、県では、事態は急迫していると受け止め、今年度上半期を対象期間として、補助金増額後の県社協及び市町村社協の事業実施状況等について、緊急調査を行いました。

そこで見えてきたのは、利用者増の効果が出ている一方で、経費の増加に伴い、事業継続が厳しくなっているところがあることや利用者が負担する額が他県に比べて低い水準にあるといった事業運用上の課題です。

そのため、県では、県社協に対し、課題への早急な対応を求めるとともに、補助金を実態に応じて引き上げるための予算を今定例会に提案したところ です。

また、議員御指摘の日常的な困り事への対応については、例えば買物やごみ出しなど、高齢者等が抱える生活上のちょっとした困り事を地域住民等が支援する取組が拡大するよう、体制構築の中心となる市町村社協やNPO法人等を支援しています。あわせて、市町村の包括的な支援体制整備を後押しし、互いに支え合い、誰一人取り残さないくまもとづくりを進めているところです。

今後、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者になり、障害のある方も施設での生活から地域での生活へ移行していく中で、判断能力に不安があり、日常生活の自立支援を必要とする方々も増えていくことが十分考えられます。

県としては、これらの事業の効果や地域ごとの実態をしっかりと注視していくとともに、関係団体とも連携しながら、こうした方々が安全、安心

な地域生活を送ることができるように取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 健康福祉部長より答弁をいただきました。

1点目は、日常生活自立支援事業について、9月定例会の答弁後、補助金のさらなる増額要請を受け、県・市町村社協に対する緊急調査を実施し、その結果を受け、県社協に対して課題の早急な対応を求め、補助金を実態に応じて引き上げるための予算を今定例会に提案したとのことでした。

まずは、補助金予算の増額に対してお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、今後とも本事業をよりよいものにするため、利用者の増加、物価高騰による費用の増加などの状況の変化に迅速に対応できるよう、引き続き、県・市町村社協との連携を図っていただくよう、よろしくお願いいたします。

2点目の日常的な困り事につきまして、各地域での体制構築の中心となる市町村社協やNPO法人を支援し、併せて市町村の包括的な支援体制整備を後押ししていくとのことでした。

答弁にもございましたが、今後日常生活支援を必要とする人が増えると予想される中、私は、この取組の課題として、地域により実施状況に温度差があるように感じます。

県におかれては、従来の支援に加え、県内外の優良な事例について情報提供を行うなど、活動が活発でない地域に対して事業実施を促すなどの働きかけを行い、地域間での取組の差を縮小するよう、併せてお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の要望に移らせてまいります。

民生委員の活動に対する支援についての要望で

ございます。

民生委員の方々は、私たちの住む地域において、広く地域福祉の推進役として活躍されております。

戦前の濟世顧問制度や方面委員制度をその制度の始まりとして、平成29年に創設100周年を迎えた長い歴史を持っている制度です。

現在の民生委員制度は、民生委員法、昭和23年により制度化され、全国各地域で活躍されております。

昨年12月には、3年に1度の一斉改選が行われましたが、定数2,805人——これは熊本市は省くわけですが、充足率は、最新の情報によりますと、令和5年1月で現員数2,699名の96.2%となっております。

民生委員の欠員は、申すまでもなく住民福祉の低下につながるものであり、充足率への対応は、全国的にも喫緊の課題となっております。

こうした中、県におかれましては、令和4年度において、コロナ禍や原油価格高騰による生活困窮者の増加が見込まれたことを背景として、民生委員児童委員協議会、いわゆる民児協への活動費について、例年の倍額支給となる補助金を交付されました。さらに、令和5年度においても、民児協活動費の増額を計画されております。このことに関しては、住民の一人として、お礼を申し上げたいと思います。

毎年交付されている民生委員個人への活動費、年間6万200円についても、ぜひ増額を行っていただきますよう御検討をお願いします。

民生委員は、民生委員法第10条により、給与を支給しないこととなっておりますが、一方では、地方公務員法第3条3項により、特別職の非常勤地方公務員の位置づけにもなっており、高い公益性を持っています。

近年、市町村や地域社会の役割が高まっている中で、民生委員の活動も広域にわたっており、この点について、ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

また、民生委員は、民生委員法第17条に「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。」の条文が明記されております。よって、知事が先導役となられ、民生委員の充足率の改善について、積極的な御指導をいただきますようお願いいたします。

他方、令和5年度からは、国は、こども家庭庁を設置し、社会全体で子供の健やかな成長に関する施策を一体的に行う方向を打ち出しております。

民生委員は、民生委員法によって民生委員を拝命し、児童福祉法16条によって児童委員を兼ねることとなっております。また「厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する」と明記されています。

県におかれましても、民生委員に関わる所管部署と子供関係に関わる所管部署との連携を強化していただくとともに、お互いにそごが生じないように、知事の御指導をお願い申し上げます。

さらに、民生委員は、民生委員法第15条に「民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的に」「行わなければならない。」と明記されております。

申すまでもなく、民生委員は、個人情報の保護に関する法律第16条に規定する個人情報取扱事業者には該当しませんが、上記のとおり、民生委員法で厳格なプライバシー保護の規定がされております。

こうした中、住民の個人情報について、市町村によっては、行政との共有状況に差が生じている現状があります。

民生委員は、民生委員法第14条で「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。」と明記されており、個人情報の共有と管理が適切に行われるよう、ぜひ御指導をお願いして、私の質問と要望を終わらせていただきます。

この壇上、私、8回目立つんですが、やはり足が震えて緊張をいたします。また、声もかれました。

最後まで御清聴いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高野洋介君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明8日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時9分散会



**第 6 号**

**(3月8日)**



令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第6号

令和5年3月8日(水曜日)

議事日程 第6号

令和5年3月8日(水曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第33号から第72号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第33号から第72号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第33号から第72号まで)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第33号から第72号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
 前田 敬介君  
 城戸 淳君  
 本田 雄三君  
 南部 隼平君  
 坂梨 剛昭君  
 荒川 知章君  
 西村 尚武君

山本 伸裕君  
 岩田 智子君  
 島田 稔君  
 池永 幸生君  
 竹崎 和虎君  
 吉田 孝平君  
 中村 亮彦君  
 大平 雄一君  
 高島 和男君  
 末松 直洋君  
 松村 秀逸君  
 岩本 浩治君  
 西山 宗孝君  
 濱田 大造君  
 前田 憲秀君  
 磯田 毅君  
 河津 修司君  
 楠本 千秋君  
 橋口 海平君  
 緒方 勇二君  
 増永 慎一郎君  
 高木 健次君  
 高野 洋介君  
 内野 幸喜君  
 山口 裕君  
 瀧上 陽一君  
 田代 国広君  
 城下 広作君  
 西 聖一君  
 鎌田 聡君  
 坂田 孝志君  
 溝口 幸治君

小早川 宗 弘 君  
池 田 和 貴 君  
吉 永 和 世 君  
松 田 三 郎 君  
藤 川 隆 夫 君  
岩 下 栄 一 君  
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 小 牧 裕 明 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 水 谷 孝 司 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 竹 内 信 義 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者 渡 辺 克 淑 君  
管 理 者  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 山 口 寛 峰 君  
人 事 委 員 会 西 尾 浩 明 君  
事 務 局 長  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介  
事 務 局 次 長 村 田 竜 二  
兼 総 務 課 長

議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○副議長(高野洋介君) おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程  
第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕(拍手)

○西山宗孝君 皆さん、おはようございます。自  
由民主党・宇土市選出・西山宗孝でございます。  
8回目の登壇になりますけれども、相変わらず緊  
張しております。程よい緊張感で、しっかりと御  
質問させていただきたいと思います。

昨日は、WBC、その試合で、我が熊本の誇る  
村上宗隆選手、待望の一発が出ました。必ずや明  
日からの大会では活躍してくれるものと思ってお  
ります。村上宗隆、名前がいいです。私は西山宗  
孝でございます。

スポーツは、野球だけではなくて、本当にこの  
プロのスポーツ、そしてアマチュアのスポーツ、  
非常に県民、私どもに元気を届けてくれます。サ  
ラマンダーズ、あるいはヴォルターズ、そしてバ  
ドミントン。高校生も、子供たちも熊本をスポー  
ツで盛り上げております。この元気を熊本県議会  
でも受けて、一生懸命、県政の活力のために頑張  
ってまいりたいと思います。

今日は、その元気をテーマにして質問をさせて  
いただきますので、蒲島知事、どうか活力のある  
ような、元気な答弁をお願いしておきたいと思  
います。どうぞよろしくお願ひします。

最初に、熊本都市圏における宇土地域の立地性

と担う役割について、今日は質問をさせていただきます。

熊本都市圏においては、TSMCが菊陽町に工場を建設することが決まり、その周辺では、関連企業の進出の動きが活発化しております。これにつきましては、この後の質問でお尋ねをしたいと思います。

その都市圏においては、政令市である熊本市以外の周辺地域において、それぞれの地域特性を生かした役割を担う必要があり、それが熊本都市圏のさらなる発展はもとより、ひいては熊本県全体の活力を牽引する大きな役割を担うこととなります。

私の地元であります宇土市は、国道、県道など主要な幹線道路、JRなど、県内各地への交通アクセスもよく、熊本都市圏のベッドタウンや商業地として成長してまいりました。

熊本地震では大きな被害を受けたものの、その後は、国、県の力強い支援をいただき、市民の懸命な努力、協力の下に、着実に復興が進められてきました。熊本地震の象徴でもありました宇土市の市庁舎も、新庁舎建設が無事終わり、5月の供用開始に向け、最後の準備が進められているところでございます。まさに蒲島知事が提唱する創造的復興に向けて、まだまだ発展する伸び代も大きい地域であります。

しかし、現状としてはどうでしょうか。半導体関連産業の集積で勢いを増す熊本都市圏北部と比べ、都市圏南部の宇土地域では、改めてこういった活力を実感することには至っていないような感じもいたします。

折しも、長期的な都市の姿を展望した都市計画の基本的な方向性を示す県の都市計画マスタープランの改定手続が、この宇土・宇城地域に関しても進められていると聞いています。

今後、TSMCの進出や都市圏交通の整備計画、県防災計画の見直しなどを進めていかれる中において、熊本都市圏のフリンジ部分、周辺エリアに当たる宇土市を含めた地域の都市計画区域マスタープランにおいても、そういうもろもろの熊本都市圏の発展の方向性を踏まえたものになると、大変期待をしているところでございます。

本日の質問は、令和3年2月の定例会において知事にお尋ねしたところですが、その後、急速に期待が高まる熊本都市圏北部においては、空港アクセス鉄道の延伸、阿蘇くまもと空港及びその周辺の拠点整備に加え、知事がおっしゃる、まさに100年に1度のビッグチャンスと言われているTSMCの工場進出事業が動き始めたところです。

こうした都市圏北部の急速で活発な動きを都市圏南部から見ておりますと、県の発展を牽引する熊本都市圏の活力に大きな期待を寄せる一方で、大変羨ましくも感じております。

知事は、さきの議会において、宇土・宇城地域の振興について御答弁をいただいております。その中で、本日は、宇土地域に絞ってお尋ねをしたいと思います。

前回の蒲島知事の答弁では、県北、県南、天草をつなぐハブ的な機能を担う拠点地域であるとの認識をいただきました。

その後、宇土市や議会関係、あるいは経済、商工会関係の方々との意見交換をする機会もありました。また、都市政策の専門家にも御意見を賜ったり、自民党部会などを通して、しっかりと勉強をさせていただきました。

蒲島県政においては、これまで、防災・減災、国土強靱化や地方創生の観点から、宇土地域では、高規格道路や県道宇土不知火線、郡浦網田線の整備、河川をはじめとした潤川などの整備、これらに尽力をいただいております。また、海浜の



埋立関係についても、宇土、熊本、玉名関係の排出土を受ける埋立ての構想も今調査が進んでいるところでございます。

スライドを御覧いただきたいと思います。（資料を示す）

さらには、宇土市中心部周辺の農地の排水対策として、県内最大級の松原排水機場が、県において完成に向け鋭意整備中であり、いよいよ令和8年6月に、排水ポンプの供用開始に向け、事業が加速されているところです。これにより、約160ヘクタールの農地を主とした中心部を取り巻く区域において、湛水被害の解消が大きく図られ、土地利用の拡大がさらに期待されることとなります。

このように、宇土地域は、県政においても重要な地域として、都市圏の活力の一翼を担うという役割を負っていることを確認し、私も、地元宇土地域のために、熊本都市圏のさらなる発展のため、しっかりと務めてまいりたいと思っております。

そこで、蒲島知事に質問ですが、熊本都市圏北部と比較して、差が生じている宇土地域の現状について、知事はどのような御認識をお持ちでしょうか。また、熊本都市圏の活力を支援するハブ機能としての役割が期待される宇土地域の立地性、優位性を生かした施策について、今後に向けた知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 熊本市を中心とした熊本都市圏は、多彩で豊富な農水産物の生産地であるとともに、大学等の教育機関や商工業が集積し、人口も集中する活力にあふれた地域です。その活力を県内全域に広げることで、産業、経済、教育、文化、行政など、多くの面で県全体の牽引役となることが求められています。熊本都市圏の発展な

くして、熊本県の発展はありません。

このたびのT SMCの本県進出は、熊本都市圏が持つ活力をさらに飛躍的に高める可能性を秘めています。私は、その活力を県内全域に波及させ、県勢の発展につなげていくことが、自分に課せられた使命だと考えております。

先月、企画振興部を中心に、県内全市町村と意見交換を実施し、具体的な各地域の課題や振興策が見えてきました。T SMCの工場周辺地域以外の自治体においても、このビッグチャンスを地域の発展につなげようとする力強い動きが見られ、大変頼もしく感じました。

議員お尋ねの宇土市には、主要な幹線道路やJR線が通り、県内各地への交通アクセスのよい立地環境があります。幹線道路沿いを中心に、商業地、住宅地なども広がり、熊本都市圏の一角をなす重要な地域であるとともに、さらなる発展の余地が大きい地域と認識しております。

宇土市には、その立地面の優位性を生かし、T SMCの波及効果を意欲的に取り込み、熊本都市圏における存在感をさらに発揮いただくとともに、その活力を周辺地域に広げていく役割を期待しています。

県としても、宇土市とこれからの発展の方向性などについて議論を重ねながら、その特性や強みを生かした取組を全力で支援してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 知事には、宇土地域が熊本都市圏にとって重要な地域である、さらなる発展の余地が大きいというような、そういった力強い御認識を伺いました。

現在も、県北、県南、天草につながる交通のハブ的な機能を持つ立地であります。また、今後、高規格道路をはじめとした幹線道路、有明海沿岸道路の整備が進むことによって、また、さらに有

明海に面し、長崎、佐賀、福岡へと広がっているこの宇土市については、将来的に人流、物流の拡大あるいは経済圏の拡大の可能性も十分あります。また、発展する都市圏北部、都市圏を含むこの発展した地域を支える地域の一つに考えられますと前回もお話ししましたが、都市全体の安全、安心を支える防災の支援基地的な役割も十分担える土地だと思っております。

そういったことも踏まえながら、知事おっしゃいましたように、宇土市のほうといろいろな意見を交換していただくと。私も、県議会におきましては、そのことに注視しながら、共に学んで施策を進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、TSMCの波及効果についてもお話がありました。この後の質問につなげたいと思います。

TSMCの進出による県内経済への波及についてお尋ねをします。

TSMCの本県進出が公表されました2021年の11月から、既に約1年4か月が経過しました。この間、県では、半導体産業集積強化推進本部を立ち上げるとともに、人材の育成、確保や渋滞、交通アクセス対策をはじめ、台湾からお見えになる方々の受入れ体制づくりなど、多岐にわたる課題の解決と波及効果の最大化に取り組まれているところでもあります。

1月には、知事はじめ、台湾を訪問され、TSMCの本社において幹部の方々と面談をし交流を深められるなど、同社と熊本県の関係構築もスムーズに進んでいると感じています。

また、先月には、今後10年間を見据えた産業振興策の指針となるくまもと県半導体産業推進ビジョンの策定に向け、国内トップレベルの有識者による2回目の懇話会が開催されるなど、県経済の

成長を実現するための動きが急ピッチで推進されています。

一方、県内の自治体を見ますと、新工場建設の予定地周辺を中心に、部局横断組織などを立ち上げて、工業団地の整備や交通渋滞解消のためのインフラ整備、台湾からお見えになる方々の住環境整備など、それぞれの特色に応じて、TSMCの進出効果を自らの市町村に取り込もうとする動きも見られます。

また、報道によりますと、TSMCの従業員の子供の受入れに向けたインターナショナルスクールの新校舎建設や私学における外国人の受入れに向けた取組など、行政だけでなく、民間でも、進出の影響や効果と思われる動きが多く見られるようになってまいりました。

さらに、県と熊本大学が連携し、半導体の人材育成や新たな産業創出に取り組むことなどが発表されるなど、TSMCの進出効果と思われる動きが様々な分野に波及しているように感じております。

TSMC進出は、熊本のみならず、九州、ひいては日本の産業に大きな変革をもたらすものであり、本県としても、100年に1度のビッグチャンスと捉え、県を挙げて産業の振興や波及効果の拡大などに取り組む必要があると考えています。

TSMCの進出に伴う効果については、新たに1,700人の雇用創出や税収の増加、さらには関連企業の進出や増設投資の加速化、県内企業の取引増加など、様々な分野に恩恵をもたらすものであり、必ず地場企業、経済の発展に結びつくものと大変期待しているところであります。

今、菊陽町やその周辺市町においては、新たな企業の立地や住宅の建設が進むなど、具体的な効果が見えるものの、地域によっては、まだどのような効果、チャンスがあるのか、具体的なイメー

ジを描き切れていないところもあるように思います。

私の地元宇土市においても、半導体関連企業の誘致活動などを活性化させるために、宇土市の半導体関連企業誘致等推進本部を設置して、TSMCの進出に関する情報収集や今後の方針などを検討することとされております。どう動いていいのかわからないこともたくさん多いのでありますが、特に土地利用、農地転用関係について、大きな壁もあるようでございます。

そこで、TSMCの進出は、熊本県の産業界に今後どのようなインパクトや効果をもたらすものと認識されておられるのか。

また、第1工場も稼働していない現状ではありますが、先日、日本でのTSMCの第2工場の建設が報じられました。さらに、今後、台湾をはじめ、海外からの情報収集や分析も必要となってまいります。

そこで、第2工場誘致への対応も含めて、戦略的な事業推進や組織の強化についての考えをお尋ねします。

最後に、進出効果を最大化させ、しっかりと県内全域に波及させていくために、どのように取り組んでいかれるのか。

以上、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

**○商工労働部長(三輪孝之君)** まず、TSMCの進出に伴う県内への波及効果についてお答えします。

現在菊陽町で建設中の新工場に対する投資金額は約1兆円と、県内でも過去最大の大型投資です。その効果は、新工場への直接投資にとどまらず、関連企業の進出や増設投資をはじめ、企業間の取引の拡大や雇用の創出、県内の空港や港の利用拡大など、様々な分野に及びます。

既に、TSMCの進出が呼び水となり、東京応化工業株式会社や富士フイルム株式会社の増設投資などにつながっています。一昨年のTSMC進出決定以降、そのような半導体関連企業の立地件数は26件に上り、同社進出の効果が顕著になってまいりました。

次に、JASM第2工場誘致を含めた事業の推進と組織体制の強化についてお答えします。

JASMの第2工場が熊本に建設されることとなれば、日本の経済安全保障の一翼を担うことを目指す本県にとって、さらに大きな弾みとなるものと考えています。

その実現に当たっては、まず、現在建設中の第1棟目の工場が計画どおりに操業開始を迎えてもらうことが最大のPRになると考えており、JASMと連絡調整を密にしながら、来年12月までの工場稼働を目指しています。

県の組織体制については、これまで、半導体産業集積強化推進本部を中心に、人材の育成、確保や交通渋滞への対応、環境保全対策、台湾から来られる方々の受入れ体制の整備など、様々な課題に応じて迅速に取り組んでまいりました。

今年度は、このビッグプロジェクトを総合的に推進していくため、企業立地課に半導体立地支援室を設置しました。また、産業支援課に半導体産学官連携プロジェクト班を設置し、さらなる半導体産業の集積強化の方策を具体化するためのビジョンの策定や大学と連携した半導体関連の研究開発を進める体制を整えました。

議員御指摘のとおり、国や市町村、関係機関と連携しながら、これまで以上に国内外からの情報収集に力を入れるとともに、スピード感を持って効果的な政策を推進してまいります。

最後に、TSMCの進出効果の最大化と県内全域に波及させていくための取組についてお答えし

ます。

T SMC進出の効果を最大化し、県内全域へ波及させるためには、まず、市町村や商工団体との情報の共有が必要です。そこで、先ほど知事が答弁したとおり、先月、企画振興部を中心に、県内の全市町村と意見交換を実施し、T SMC進出に伴う各地域の課題や今後取り組みたい振興策を伺ってまいりました。

また、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、熊本県工業連合会の4団体には、私自ら定期的に必要な情報を提供するとともに、事業者の方々からの声を丁寧に伺っております。

半導体は裾野の広い産業であり、保守、メンテナンス、物流、倉庫など、県内各地に立地する様々な企業が関係することから、今後、新工場周辺以外の地域にも、幅広く効果を及ぼすものと考えています。

さらに、今月の阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルオープンの影響もあり、国内はもとより、国外からも本県を訪れるビジネス客や観光客が増加し、交流人口の拡大に伴う経済効果が波及することも期待しています。

今後とも、市町村をはじめ、関係団体などから伺った御意見等を踏まえながら、企業誘致や人材育成拠点の整備、インバウンドの促進による交流人口拡大などに取り組んでまいります。

T SMC進出の波及効果を最大限に高め、その効果が県内全域のあらゆる産業に及ぶよう、さらに50年後100年後の熊本の発展につながるよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 ただいま部長の答弁をいただきましたが、T SMCの進出効果ということにつきましては、十分御認識はお持ちであると思っております。

が、工場を造ることだけではなくて、多岐にわたるいろんな産業に関わってきますので、地域、地区の特色を生かしながら、熊本県全体にこの効果を広げる必要が大切であろうと思っております。

特に、その市町村との協議の中で、やっぱり地域特性を生かすということについては、なかなか地域だけでは考えられない。一方では、県のほうが情報を交えながら、いろんな提案なり協議をしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

また、熊本には、福岡に次ぐ多くの大学、教育機関がございます。熊大をはじめ、県大等々で今後協議されますが、大学関係についても、幅広く奥の深い研究もございますので、そういった大学との活用、一例ではありますけれども、そういったところも県の大切な財産になりますので、若い方々につなぐことも必要でしょうし、そういったこともぜひとも視野に入れながら、幅広い、奥の深い仕事を展開していただきたいというふうに思います。

また、情報等々については、私どももまだまだ初めてのことでありますし、国の動きあるいは海外の動きに左右されることも多いかと思っておりますが、やはり情報をいかにして早めにつかんで、そして熊本の将来を担いながら、具体的に課題を整理していく、それについて進めていく、このことが一番大切なことだろうと思っております。

第1工場の事業がスピードを上げて今進行中でございますので、そういった実績をつくりながら、問題、課題を整理していきながら進めていただきたいというふうに思います。どうかよろしく願いしておきたいと思っております。

次の質問でございます。

県民、事業者を巻き込んだゼロカーボン行動の推進という視点でお尋ねをしたいと思っております。



県は、国に先駆けて、令和元年12月に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すことを宣言し、昨年度策定された第六次環境基本計画では、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比でマイナス50%と定め、取組が進められているところでもあります。

また、くまもとゼロカーボン行動ブックを作成して、ゼロカーボンに必要な36の取組やその効果を県民の皆さんに示し、普及啓発や環境教育に積極的に取り組んでおられるところです。

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会で提案のあった市町村と連携した取組についても、一例を挙げますと、荒尾市で市町村版のゼロカーボン行動ブックも策定されて、市町村広報誌を活用した周知が広がるなど、取組は一歩ずつ進んでいるような感じもいたします。

しかしながら、最近、私の地元の宇土市で、県のSDGsの登録を受けて環境保全活動をしている団体の方とお話する機会がありました。住民の隅々まで、まだまだゼロカーボンの取組や理解が浸透していないような現実であるという認識もいたしました。

ゼロカーボンの実現に向けて、広報や市町村と連携した普及啓発は欠かせませんが、今後さらに取組を広げるには、県民に加え、事業者の方々も巻き込んで、行動に結びつけることが重要であると思います。

事業者の専門的な知識やノウハウを活用し、事業者にもゼロカーボンを進める後押しをしていただくこと、これが大事ではないかと思います。

そして、私は、ゼロカーボン行動ブックの中で、事業者を巻き込むことで県民のゼロカーボンに向けた行動をより促すことが期待できる取組として、住まいのゼロカーボン化、特に既存住宅の高断熱化が掲げられると思います。

住宅の断熱化は、エネルギー価格が高騰しており、電気代の節約の観点からも、今まさに取組を進める意味があり、チャンスではないかと思えます。

しかし、県民の皆さんは、住宅の高断熱化のメリットは分かっている、いざリフォームとなると、工事に要する費用、住みながらの改修方法などにおいても十分な理解に至っていないのが現状ではないかと思えます。専門家を入れた改修後の光熱費の軽減に至る費用対効果など、もう一押しが必要ではないかと思えます。

地域の住宅会社や、あるいは建築の専門家の皆さんと連携することで、事業者から県民の皆さんのニーズに合った、よりよい提案もできると思えます。

建築士など専門家の活用も含めて、ゼロカーボンの実現に向けて、住まいのゼロカーボン化、特に既存住宅の断熱化等にどのように具体的に取り組んでいかれるのか、環境生活部長にお尋ねをします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 新型コロナウイルスの感染拡大により、在宅時間が伸びた影響もあり、家庭でのエネルギー使用量が増加し、2020年度の家庭部門の温室効果ガス排出量は、前年度より約1割増加しています。

今後、在宅勤務の定着等により、家庭でのエネルギー使用量の高止まりが続く可能性もあります。

また、猛暑における熱中症などの健康被害への注意も必要であり、冷暖房の使用を控える省エネには限界があると考えています。

そのような中、住まいのゼロカーボン化を図るためには、冷暖房に必要なエネルギーを軽減するとともに、冬季のヒートショックの防止などにも



つながる住宅の高断熱化が特に重要になります。

現在、新築住宅は、国の省エネ基準に適合した高断熱化が進んでいますが、基準に適合する既存住宅は、2割にも満たない状況です。

その要因としては、断熱リフォーム方法が分かりにくく、改修費用が増えること、高断熱化の効果を実感しにくいことなどが挙げられます。

そこで、建築の専門家と連携し、住まいのゼロカーボン化、特に既存住宅の高断熱化の促進に取り組むための予算を今定例会に提案しております。

具体的には、行政や業界団体等における検討会を立ち上げ、断熱効果、省エネ効果が高く、かつ、消費者の負担が少ない事例や耐震化や県産材の利用などを組み合わせた事例を収集、整理いたします。

そして、それらの事例を地元工務店などから県民の皆様具体的に提案していただくなど、断熱リフォームの普及を図りたいと考えています。

さらに、住宅会社などと連携し、高断熱住宅を体感できる場を住宅展示場に設けるなど、効果を広く県民の方々に実感いただける取組にも力を入れてまいります。

このように、検討段階から普及啓発に至るまで、事業者の皆様の後押しを得ながら、既存住宅の断熱化をはじめとした住まいのゼロカーボン化にしっかりと取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 国策による住宅政策といいますが、ハウスメーカーなどは、もう国の施策によって、断熱性であるとか、時代の背景に沿った形で、次々に商品化して建築をされております。

一方で、地元の工務店、建設業、大工さんも含めて、そういったところにはなかなかその新しい建物を造るとしても、コストの関係も含めて、理

想的なところまでいかないこともあります。

今回のこの制度については、非常に期待しているところがあるんです。実は、建築士会の方とお話しする機会がありましたけれども、従来と違って、建築士会の方々の仕事については、それこそもう機械化された中で、地域に密着した、あるいはユーザーに密着した設計も随分減っていると聞いております。

しかしながら、このゼロカーボンに向けての施策が、もしもそういった方々の知識や能力を生かすことができれば、地域に根差した建築屋さんあるいは工務店などの事業の拡大にもつながってくる、結果としてゼロカーボンにつないでいくということがありますので、ぜひともそういった視点も含めて、活用あるいは施策を推進していただきたいというふうに思います。どうかよろしく願います。

次に、常々私も意識を持っております戦没者の遺族会の運営について、将来についてお尋ねをしたいと思います。

本年、2023年に入りましても、2022年の春からの物価上昇が止まらず、食料品や燃料など、私たちの生活に欠かせない商品の値上げが続いております。報道によりますと、2023年1月の消費者物価指数の伸びは、前年同月比で4.2%上昇しており、主な原因は、燃料、資源価格の高騰と円安による輸入コストの増加とされています。

この大きな要因である燃料、資源価格の高騰は、昨年2月、ロシアによるウクライナ侵攻によるもので、原油や天然ガスの主要輸出国のロシアからの輸入が難しくなったことに端を発しております。

ウクライナ侵略ばかりでなく、日本近郊でも、台湾をめぐる、アメリカと中国の緊張状態が続くなど、武力による国際秩序を揺るがす動きが続

いております。県内の1次産業をはじめ、多くの産業や経済基盤の弱い立場の方には大きな負担がのしかかっているところです。

振り返りますと、こうした侵略戦争とも言われるこの状況を見るとき、さきの大戦を体験した日本、犠牲となった多くの国民は、どのような気持ちで今の現実を見ておられるのか。大切な家族、肉親などを亡くした後のことを想像すると、戦争体験のない私でさえも耐えがたい気持ちになります。

戦後77年を経過し、現在の日本の平和と繁栄は、戦没者の貴い犠牲の下に築かれたものであり、命と平和の大切さを継承していくことが不可欠であると改めて再認識するところであります。

しかしながら、その戦没者の顕彰を担ってこられた遺族会の高齢化が進み、存続の危機に瀕している現状は、皆様も御承知かと思えます。

遺族会は、英霊の顕彰及び慰霊に関する事業を中心に活動されてまいりました。同会は、地域に根差し、大変多くの方々が関わってこられた歴史のある大変大切な団体であります。

お伺いしますと、熊本県遺族連合会の会員数の推移は、2010年の約1万4,000人から2019年は約8,700人と、約10年間で4割程度減少しています。また、2022年に至っては、7,150人とさらに減少しており、この傾向が今後も続くものと思われる、遺族会そのものの存続が危ぶまれており、慰霊祭の実施や慰霊碑の維持管理も難しくなっていくと思われま。

遺族会の存続の危機は、戦争の記憶が薄れていくことを意味すると考えます。遺族会が中心となり行われてきた英霊の顕彰及び慰霊に関する事業の存続は、我が国の平和に対する思いを持ち続けるためには必要不可欠であります。

これらの事業を継続するためには、まずは遺族

会組織の強化が必要であり、そのためには、遺族会会員の子供や孫の方たちの加入促進が考えられますが、県遺族連合会の会員数7,150人に対して、青年部の会員は229人にすぎず、割合としては約3%の加入という状況もございます。

熊本県遺族連合会が行う様々な事業などに対して、県からも支援があることは伺っておりますが、遺族会の存続の危機とも言える現状を踏まえて、県として、同会の問題意識を共有していただいて、遺族会に寄り添った支援をしていただきたいと考えております。

そこで、遺族会の現状と戦争の記憶の継承、ひいては将来にわたっての運営の継続について、蒲島知事の御認識をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) ロシアのウクライナ侵攻開始から1年が経過しましたが、いまだ終息を見通せない状況です。

現在我が国が享受している平和と繁栄は、さきの大戦における貴い犠牲の上に築かれたものであり、私たちは決してそのことを忘れてはなりません。

私自身、戦後の困難な時代を経験した一人として、戦争の悲惨さ、平和や命の貴さを、未来を担う次の世代に語り継いでいくことは、今を生きる私たちの重要な使命であると考えています。

そのため、県では、毎年8月15日に、市町村や各地の戦没者遺族会と共催で、熊本県戦没者追悼式を実施しています。また、遺族会が実施する慰霊事業に対して支援を行っています。

しかしながら、戦後77年の歳月が過ぎ、遺族会会員の高齢化が進む中、県内各地で執り行われている慰霊事業の中には、参加者や担い手の不足から、取りやめられたところもあります。

また、慰霊碑について、市町村や地域団体が遺族会に代わって管理を担っているところもあると伺っています。

今後は、慰霊自体が多様化しながら、その地域や団体の意向に沿った形で引き継がれていくことと考えますが、何より、会員の高齢化とともに戦争の記憶が失われていくことを大変懸念しています。

平和の尊さがかつてなく叫ばれている中、厳しい戦時を生きた先人への感謝とともに、慰霊を通じて、その記憶をつないでいかなければなりません。

今後も、県としては、戦後長きにわたり慰霊事業を続けてこられた遺族会の思いに寄り添い、市町村とも課題を共有しながら、戦争の記憶の継承に取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 蒲島知事の改めての認識をお伺いいたしました。

私たちは、今の平和があるのは、もちろん戦没者の方々の犠牲の上に立ってという言葉がよくありますが、この方々が、戦後、一生懸命この復興を成し遂げたその結果今の平和があると、皆さんも御承知のとおりであります。

また、遺族会の活動は、平和の象徴であるようなお話も時折聞きますが、軽々しくも平和の象徴という言葉をするには、あまりにも遺族会の方々には申し訳ない気持ちもあります。そういった運営について、非常に現役で一生懸命頑張っておられる役員の方々、会員の方々については、これから先非常に将来どうなるのか、このままじゃ不安で仕方がないという話もよく耳にします。

今日は、地元の戦没者会の元代表の方、そして県の副会長であります方もお見えでございます

が、今日は、お孫さんが一緒にこの傍聴の席に来ていただいたという話も聞いております。しっかりと若い方々と一緒になって、そしてこの遺族会の組織を将来にわたって維持、続けるようなことを、社会として、県として寄り添った形で続けていかなければならないと思っております。

私も、県議会の一員として、皆さんとともに、こういったことに関心を持って取り組んでまいりたい決意でございますので、どうかよろしく願いいたします。

最後の質問になります。

農林水産業における担い手の確保についてお尋ねをいたします。

本県は、世界最大のカルデラを有する阿蘇や数々の島から成る天草など、豊かな自然に恵まれています。また、豊富な地下水に支えられた農業の営みや県土の約6割を占める森林を活用した林業、有明海、八代海という資源の宝庫で行われる水産業と、多様な農林水産業が営まれております。

知事は、熊本の強みを生かした5つの安全保障を掲げておられますが、私は、食料の安全保障を支えている農林水産業が全ての基本であると認識しております。

本県農業は、恵まれた自然環境を生かして、全国の消費者に安全でおいしいトマトやデコポンなどをお届けしており、最新の農業産出額は3,477億円で、全国5位となっております。

また、林業は、杉やヒノキの丸太だけでなく、乾燥シイタケやタケノコなどの生産も盛んで、産出額は190億円で全国7位。

水産業では、シマアジ、マダイ、フグ類、クルマエビやノリなどの養殖を中心に、漁業産出額は334億円で、全国で11位となっております。

この結果、令和2年の全体の産出額は約3,900

億円で全国6位と、本県の農林水産業は、日本の食料安全保障を力強く支えています。

一方で、解決すべき課題も多いと思います。

1つは、原油価格、物価高騰による農林水産業の生産コストの増加であります。

昨年2月、ロシアのウクライナ侵攻により原油価格や物価高騰が発生し、本県においても、燃油や肥料、そして畜産業や水産業に欠かすことのできない飼料等生産資材価格が急激に上昇し、生産コストの増加が県内の農林水産業者に大きな影響を与えています。

この問題に対して、国の地方創生臨時交付金を活用して、生産コストの削減につながる資材や家畜用飼料の価格安定制度の生産者積立てへの支援など、県独自の支援策が講じられてきました。

一方で、現在もおお生産コストは高止まりしており、このままいけば、本県の農林水産業が稼げない産業となってしまうのではないかと強く懸念をしているところです。

2点目は、農林水産物への鳥獣被害であります。

イノシシや鹿などの野生鳥獣による農林水産物への鳥獣被害は、被害金額だけではなく、農林漁業者の生産意欲の低下を伴う深刻な問題となっています。

この問題について、これまでの防護柵による被害防止の取組に加え、捕獲の強化や市町村との連携など、総合的な対策を進めていく一方で、新たにカモ類による露地野菜への被害も拡大するなど、幾ら捕獲を進めても終わりが見えず、抜本的な解決法を見いだせないことは、非常に深刻な問題であります。

3点目は、森林の再生です。

木材価格が高騰するウッドショックが発生したことで、県内でも森林伐採が拡大する一方で、再

造林をいかに進めていくのかということが課題となっています。

これまで、林業事業者への支援強化や所有者への働きかけを通じて、それまでは年間750ヘクタール程度だった再生林面積は、今年度、1,000ヘクタールを超える見込みとなるなど、取組の成果は見えつつありますが、将来にわたって広大な森林を維持管理していくためには、さらなる取組が必要ではないかと考えています。

4点目は、アサリ産地偽装であります。

1年前、全国的に問題となったアサリ産地偽装については、傷ついた本県産アサリの信頼回復に向けた議論を進め、6月定例会において、熊本県産あさりを守り育てる条例が議決されました。

着実に取組が進んでおり、少しずつ出荷量や単価の面でも成果が見られ始めておりますが、この問題を根本的に解決するためには、アサリ資源をいかに回復していくかということでもあります。

このような難しい課題に対して、私の地元では、新たな取組にチャレンジする農林漁業者もいらっしゃいます。

例えば、農業では、化学肥料の代替資材として、堆肥と化学肥料を混合させた特定混合肥料を開発し、稲や麦の低コスト栽培にチャレンジしている農業者もいらっしゃいます。

また、漁業では、網田漁業協同組合のアサリ研究部会の皆さんは、資源回復に向けて、砂利を入れた網袋を用いて稚貝の採苗や母貝保護区を管理し、一歩ずつ着実に資源の回復に取り組まれております。網田漁協のみならず、県内各地域でもこの取組がなされているところです。

様々な困難に立ち向かう地元農林漁業者を、私はとても頼もしく感じているところでありますが、本県農林水産業の礎は、やはり人材であると思います。



その視点から、今後、食料の安全保障を担う人材をいかに確保していくのか、農林水産部長にお尋ねをしたいと思います。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

○農林水産部長(竹内信義君) 本県の農林水産業において、食料の安全保障を担う人材の確保は、議員御指摘のとおり、重要な課題であると認識しており、農林水それぞれの分野で取組を進めております。

まず、農業におきましては、希望者が確実に就農できるよう、相談から研修、就農、定着というステージに応じた支援を、市町村や農業団体と連携して行っております。

特に、国の支援策を活用して、研修時と就農後に年間最大150万円を交付する事業に加えて、今年度からは、就農時の初期投資を支援する事業を開始するなど、施策の充実を図っております。

さらに、後継者のいない担い手の経営資産を新規就農者などに引き継ぐ経営継承の取組も強化しており、2月21日には、この取組による経営継承第1号となる覚書締結式が水俣市において行われたところです。

しかし、今後、若年層の人材獲得がより困難になることが予想されます。そこで、コロナ禍を契機とした地方移住への関心の高まりを好機と捉えまして、県外から移住就農する50歳代への研修支援と初期投資支援をパッケージ化した全国初の新たな支援策に係る予算を今定例会に提案しております。国と県の事業を効果的に組み合わせながら、幅広い年代の新規就農者の確保に努めてまいります。

次に、林業におきましては、持続的に森林を維持管理していくために、令和元年度に設置した林業大学校を核として、即戦力となる人材の確保、

育成に努めております。

今後、長期課程において定員20人を、令和6年度からは24人に増やす方向で各種機材の導入を進め、短期課程では、就業ニーズに応えるために、資格の取得数を来年度から2種類から6種類に増やすなど、学習環境の整備や研修内容の拡充を図ってまいります。

また、就業前に実際の作業イメージを持ってもらうことで適性を見極め、就業後の定着につなげるため、長期課程ではインターンシップによる就業体験を、林業従事経験のない就業希望者に対しましては、来年度から林業事業体で3日間の実地研修を行う林業体験コースを実施することとしております。

最後に、水産業におきましては、漁業団体や関係市町と連携し、漁業研修の開始前に行う受入れ漁村でのマッチング研修や、漁船や漁具を整備するためのリース制度など、相談から就業、定着まで、切れ目ない県独自の支援体制を整備しております。

また、今年度からの新たな取組として、ノリ養殖業におきまして、後継者が不在で廃業予定の漁業者と就業希望者等を引き合わせ、技術の習得と漁船や乾燥機などの機械類を引き継ぐ継承の取組を開始しております。さらに、本県の漁業をPRする動画の作成を進めており、本県漁業の情報発信を積極的に行いまして、新規就業者の確保につなげていくこととしております。

これら農林水産業全般にわたる取組を進めてきたことで、新型コロナの影響もある中、令和2年度は、559人の新規就業者を確保しております。

今後とも、食料の安全保障の一翼を担う本県の農林水産業の持続的発展と農山漁村の活性化のため、市町村や関係団体と連携して、農林水産業の担い手確保にしっかりと取り組んでまいります。



〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 たくさんの施策で、農林水産業の担い手についても、あるいは推進についても、今お話をいただきました。

その中で、中高年に着目した全国で初めての施策とお伺いしましたが、単なる担い手という視点でなくて、熊本を出て都会でサラリーマンをされている方々とか、農家の出身の方であるとかいらっしゃるわけですけれども、そういった方々、50代以降を対象にしたというところが非常に目につくんですけれども、定住の促進にもつながりますし、また、実家においては、御両親が農業されている跡に、息子が都会に出ていったけれども、50代で帰ってきてそれを継いでくれると。75歳、80歳まで、まだ仕事ができる力があるわけですので、非常にその取組については期待をしているところでございます。

私の地元には、第63回熊本県農業コンクール大会の表彰を受けられた若い農業者がいらっしゃいます。冬は平たん部、夏は高冷地で施設園芸などに取り組むなど、あるいは観光農園や農福連携など経営を多角化させてリスク分散を図るなど、極めて優秀な農業経営者であると思います。

こういった方々の視点を県も捉えて、ほかの産業についても、しっかりと支援をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

では、最後に、1つだけ要望をお願いしたいと思ひます。

有明海のノリ養殖施設被害に伴う来期に向けた準備支援についてであります。

本県のノリ養殖業は、平成26年から9年連続で100億円以上の生産額となっており、令和3年度は全国4位の生産額を誇るなど、本県の重要な水産業の一つであります。

今季のノリ養殖は、珪藻赤潮の発生や雨の少なかった影響などによる栄養塩の不足、色落ちなどの厳しい状況が続いています。

そのような中で、1月24日の記録的な暴風雪により、有明海におけるノリ養殖漁場で、広範囲にノリ網や養殖支柱の破損など、被害が発生いたしました。

県議会においても、あるいは水産振興議員連盟・吉永会長の下、被災直後から県執行部に報告、情報を求めるとともに、地元漁場の情報もいただきながら対応してきたところです。

これから収穫の最盛期というときに被害を受けられた養殖業者の皆様のご気持ちを考えると心が痛み、残念でなりません。

被災したノリ網などは速やかに撤去し——そして被害を受けなかったほかの漁場にも悪影響を及ぼすこととなります。

この点から、国による支援を待つことなく、県がいち早く県漁連及び有明海沿岸の5市町と連携して、被災したノリ網などを漁場から撤去することに対し支援を行うことを決定されたことにつきましては、大変評価されると思ひます。

国においても、1月29日には、藤木農林水産大臣政務官が熊本市沖の被災したノリ養殖漁場を視察されるなど、早期に国からの支援策が示されることを期待しているところです。

破損したノリ網や養殖支柱などの施設については、今年秋から始まる来期のノリ養殖に向けて新たに準備をする必要があります、被災したノリ養殖業者にとっては大きな負担となります。

地球温暖化の影響で、いつ今回のような災害に見舞われるか分かりません。安心して養殖業を続けられるよう、国の支援が不可欠であると思ひます。

県議会や水産議連はもちろんですが、県におい

でも、引き続き、関係機関と連携をして、国に対して支援の働きかけをお願いしたいと思います。

以上、要望させていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

以上で本議会の質問、要望を終わりますが、通算8回目の質問をさせていただきました。これからも、議員の皆様方のお知恵、御指導をいただきながら、地域の課題、県政の課題についてしっかりと研さんを積んでいきますので、どうかよろしくお願いいたします。

誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高野洋介君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

○議長（溝口幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増永慎一郎君。

〔増永慎一郎君登壇〕（拍手）

○増永慎一郎君 皆さん、おはようございます。今回の県議会議員選挙の県内最激戦区と言われております上益城郡区選出の自民党の増永でございます。一昨年、昨年と、2月議会では、最終日、トリということで登壇させていただいておったんですけれども、今回は、トリが大御所の吉永政調会長が最後を務められるということで、今回、私は、コトリでいきたいというふうに思っております。

今回、選挙活動をしておりまして、やっぱり日頃からイメージが大変大切だということで、そのイメージを大切に今からしていかなければいけないというふうに今思っております。

先日、ちょっと足を捻挫しまして、今いろんなところで人に会うと、どがんとしたと言う前に、

痛風だろうと言われてます。その後に、いや、痛風じゃないですと言うたら、次は、酒飲んでつこけたらどうという話をされます。そういうふうなイメージが私の中についているのではないかなというふうに思っております。

今日は、議会で日頃から皆さん方と接している、また、執行部の人たちには、いつもぶつぶつ言っているイメージで、今日は一生懸命お願いをしながらやっていきたいというふうに思っております。

任期中最後の質問でございます。今日は、頼み事の質問もでございます。ぜひとも、おおっというような、そういった喜ぶような答弁も期待しておりますので、よろしく申し上げます。いつもみたいに前置きが長くなりましたけれども、早速、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、東京・大阪事務所の役割強化について質問をいたします。

本年度、私は、監査委員を拝命しております。昨年の11月に、大阪事務所及び東京事務所を訪問させていただきました。

大阪事務所を訪問した際に、たまたま、令和2年7月豪雨災害の復興支援を目的とした、球磨焼酎や熊本の食材を売り込むフェアが梅田駅を中心として開催されており、大阪事務所の所長をはじめ職員の皆様が大変頑張っておられるのをじかに見ることができた次第でございます。

現在、東京事務所については企画振興部、大阪事務所については商工労働部が所管しています。東京事務所は霞が関、いわゆる国の関係省庁との調整、大阪事務所は関西での企業誘致及び熊本観光などのPR活動に重点を置かれていると認識をしています。また、両事務所において、Uターン等の活性化にも力を入れられております。

さて、世界一の半導体メーカーであるTSMCが熊本に進出します。熊本の経済においては、これまでも、また、これからもないようなビッグチャンスであります。同時に、熊本の存在をいろんなところに発信できるまたとない機会であり、このチャンスを逃すことのないよう、集中して様々なことに取り組んでいくべき特別な期間であると考えます。

特に、企業誘致に関しては、待ったなしの状態だと思えます。そこで重要な役割を担うのが、東京及び大阪事務所だと考えます。関東エリア、関西エリアにはたくさんの企業が集中しており、そういった企業が熊本に触手を伸ばしてくるのは間違いありませんし、実際に、今年度、かなりの企業が進出を決めたと伺っています。その点においては、両事務所とも、きちんと役割を果たしていると感じています。

一方では、その対応がまだまだ不十分な気もしております。監査で訪れた際、いろんな事業内容及び現在の事務所の状況もお伺いいたしましたが、人員の不足、体制づくりの遅れを感じた次第でございます。

TSMCの進出においては、その波及効果が県内全域に及んでいくということが重要であると考えます。各自治体と連携を取りながら、バランスなどにも配慮しながら、進出企業と各自治体とのマッチングなども考えていかなければなりません。そのためには、各自治体の出先等の様子を把握し、連携を取りながら企業誘致等を進めていかなければならないと思えます。

東京、大阪事務所については、今まで述べましたが、その役割については、極めて重要な局面であると認識をしております。

そこで、そのことを踏まえてお尋ねしたいと思います。

まずは、本年度における企業誘致の状況はどうなっているのでしょうか。今の時期を特別な期間と捉え、各事務所において、組織体制や人員体制の機能強化を図っていらっしゃるのでしょうか。さらに、各自治体の事務所等との連携はどうされているのでしょうか。

以上3点、商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、今年度の企業誘致の状況についてお答えします。

今年度の企業立地件数は、TSMCの本県への進出を追い風に、現時点で54件となっており、過去最高を記録した昨年度と同様のペースで推移しています。

業種については、半導体関連企業に加え、一般製造業や物流関連企業、さらにはIT・コンテンツ制作などのいわゆるオフィス系企業の進出も順調に進んでおり、幅広い業種において、熊本への注目度は高まっていることを肌で感じています。

次に、企業誘致における東京・大阪事務所の組織体制と人員体制の機能強化についてお答えします。

県では、TSMCの進出による波及効果を最大化するために、半導体産業集積強化推進本部を設置し、積極的に企業誘致等に取り組んでいます。

そのような中、東京、大阪両事務所は、誘致企業の本社に近いという地理的な強みを生かし、本県の企業誘致の窓口を担うなど、本庁との連携体制を構築しています。

具体的には、企業立地課と両事務所が定期的に企業誘致を戦略的に推進するための会議を開催し、最新の企業動向に関する情報交換や企業誘致のスキルアップを図っています。また、県外で開催する誘致企業向けのセミナーをより効果的な内容とするため、企業立地課と両事務所が連携を図

りながら、講師の選定など、プログラムの企画立案を行っています。

そのような連携による誘致活動の結果、今年度は、東京と大阪に本社を構える半導体関連企業2社が臨空テクノパークに進出いたしました。

また、両事務所においては、市町村からの派遣職員の存在が大きく、従来から積極的に受け入れておりますが、市町村の企業誘致の関心も高まっており、今年度は、新たに東京事務所に2名の職員を迎えるなど、これまで以上に充実した体制で企業誘致活動を行っています。

さらに、経済産業省への職員派遣を通じて、本県の産業振興や企業誘致に貢献できる人材の育成にも努めており、今後そのような職員の活躍に期待しているところです。

引き続き、熊本が首都圏、関西圏の企業に注目してもらえるよう、東京、大阪事務所の機能強化に取り組んでまいります。

最後に、各自治体の事務所との連携についてお答えします。

議員御指摘のとおり、東京、大阪事務所と市町村の事務所との連携を強化し、お互いのニーズを把握の上、企業情報の共有を図ることは、企業誘致にとって大変重要であると認識しております。今後は、市町村との連携をより一層深めるよう努めてまいります。

TSMC進出の効果を新たな企業誘致に生かすためには、最前線の拠点として、東京、大阪事務所の果たす役割がますます大きくなってきます。

今後、これまで以上に両事務所が市町村との連携も密にしながら、このビッグチャンスを県内全域に広げられるよう、全力で取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 先ほどは、タイムスケジュール

がどこにいったか分からずに、非常に焦って挨拶をしましたがけれども、今から元に戻って——ありましたので、ちゃんとしたと思います。

今、答弁をいただきました。

今回は、各事務所の役割の中の企業誘致ということに特化してお尋ねをいたしました。企業誘致件数54件ということで、基準はよく分かりませんが、私としては、非常にもう物すごい数だなというふうに思っておる次第でございます。

機能強化については、本庁と各事務所が連携を取られながら、現在における最善の策は講じてられるんだなというふうに感じました。恐らく本庁あたりの出張の回数を多くしたりとかして、きちんと連携を取られて対応されているのではないかなというふうに感じた次第でございます。

また、新たに市町村からの派遣職員を増員されたということで、これは、機能強化、また、各市町村との連携も強化できるということで、一石二鳥で効果があるのではないかなというふうに思います。

質問で述べましたように、非常にビッグチャンスでございます。これからあるかないか分からないぐらいのチャンスだと思います。それをつかんで、そして県内いろんなところに波及効果をするのが肝だというふうに思っておる次第でございます。多くの企業に注目していただいて、できるだけ多くの企業に進出してもらおうということが、数が多ければ、それだけ各地域のチャンスも広がるのではないかなというふうに思っておりますので、とにかく特別な期間ということで、全力を挙げて、全庁一体となって、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにお問い合わせをお願いします。

次の質問に入ります。

熊本都市圏南部地域の渋滞解消に向けた道路整



備についてお尋ねをいたします。

熊本市の交通渋滞は、皆さん方御存じのように、3大都市圏を除いて、政令指定都市ワーストと言われております。朝夕のラッシュ時だけではなく、一日中渋滞している箇所も多く見受けられます。その状況は、熊本市内だけではなく、その近郊地域においても影響が大きく、その解消をどうしていくかが重要な課題となっております。

最近、報道等にも出ていますが、熊本市内の常態化した渋滞解消に向けての対策として、10分・20分構想を基に、新しい高規格道路、熊本3連絡道路がいよいよ現実味を帯びてまいりました。私も、この道路が完成すれば、熊本市内において、かなりの渋滞が解消されるのではないかと考えておる次第でございます。

しかし、果たしてそれだけでいいのでしょうか。私の選挙区である上益城郡平たん部、特に熊本都市圏南部においても、慢性的な渋滞が発生しています。熊本都市圏南部においては、宅地化の拡大やコストコ、イオンモール熊本をはじめとする大型店舗などの影響に加えて、地理的要因として、東西方向に流れる緑川や加勢川水系の支川が交通の障害となり、車両が一部の道路に集中してしまうことが渋滞の原因だと考えることができます。

皆様方も御存じのように、国道266号を嘉島町から緑川をまたいで熊本市城南町へ向かう著町橋、朝から夕方まで一日中渋滞しているような状態です。また、矢形川、木山川、秋津川を渡る県道六嘉秋津新町線なども、朝夕には渋滞が非常に激しい箇所となっております。

現在、益城町、嘉島町、御船町では、大規模な宅地開発が行われています。また、TSMC進出などの影響も加えて、通勤通学の車両が大幅に増え、渋滞の状況は今よりもさらに激しくなること

は、誰でも予想できると思います。

現時点では、行政が中心となり、パーク・アンド・ライドとか朝夕の通行規制など、ソフト対策で渋滞解消を試されていますが、根本的な渋滞解消には至っていないのが現状です。

一方、道路を利用している人たちからは、別の視点において道路整備の必要性を求められています。それは、災害時にきちんと道路網が機能できるかという点です。平成28年熊本地震においては、緑川や御船川、また、加勢川やその支川に架かる橋梁や周辺道路が通行不能となり、災害支援や応急復旧等に遅れなどの影響が出ました。こういったことも考えれば、防災の面においても道路の整備は必要であると考えます。

さて、熊本都市圏南部の渋滞対策は、熊本都市圏総合交通戦略の実施施策として位置づけられていると伺っております。しかし、これまで具体的な対策が示されていないのが現状です。ソフト対策だけに頼るのではなく、きちんとした道路ネットワーク整備が不可欠であるのではと考えます。

実は、この件については、2年前の2月定例会において質問をしています。そのときには、道路ネットワークの強化や強靱化が必要である、また、都市圏南部の交通の円滑化、強靱化を図るために、県道小川嘉島線や六嘉秋津新町線などの改良やバイパス整備が必要であると認識をしていると答弁をされています。

そのときから2年が経過しました。先ほど述べましたように、TSMCの進出などの影響で交通量が増加する要因が増していく中、対策は待ったなしの状況に来ていると考えます。

そこで、都市圏南部地域の渋滞対策などに資する道路ネットワークの整備についてどのように考えておられるのか、土木部長にお尋ねいたします。



〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 熊本都市圏の交通渋滞は喫緊の課題であり、10分・20分構想の早期実現に向けて取り組むとともに、熊本都市圏総合交通戦略に位置づけた施策を、国、県、熊本市等の役割分担の下、着実に進める必要があります。

熊本都市圏南部地域の交通渋滞につきましては、熊本都市圏総合交通戦略に基づき、熊本市と協議をし、道路計画の具体化に向けた調査検討を進めております。

これまでの調査により、国道266号の著町橋周辺では、熊本市東部方面に向かう車が多く混入しており、都市圏南部地域と熊本市東部を接続する道路を整備することで、著町橋周辺の交通量が約2割削減され、渋滞緩和やアクセス向上の効果が高いことを確認いたしました。

そこで、熊本市城南町の県道小川嘉島線から六嘉秋津新町線を経由して熊本高森線に接続するルートなどについて、経済性や施工性を比較評価しながら、熊本市と協議を重ねております。

これらの道路沿線では、土地区画整理などによる市街地整備や企業立地の進展に伴う交通量の増加が見込まれます。今後、このような土地利用の変化も含め、地元自治体の意向を確認しながら、渋滞解消に有効な道路ネットワークを具体化してまいります。

引き続き、熊本市との連携を深め、都市圏南部地域や熊本市東部地域の発展と利便性の向上に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 土木部長より答弁をいただきました。

10分・20分構想の早期実現と並行して、この道路のことを考えていただいているということで確認ができました。非常に安心した次第でございま

す。さらに、道路計画の具体化に向けた調査検討まで進められており、交通量の2割削減という具体的な数字も出していただきました。県のやる気を非常に感じた次第でございます。ルートについても、頭の中で、今の答弁を聞いていますと、あ、ああいうふうになるんだというのがイメージできるような感じがした次第でございます。

あとは、問題は、熊本市との協議だというふうにしておる次第でございます。最近、熊本市議会でも、この道路の話が度々取り上げられているというふうにお伺いしております。市議会の先生方も、やっとやる気になってくれたのかなというふうにも今思っている次第でございます。ぜひ、熊本市と連携を取りながら、一生懸命に頑張ってお進めしてほしいというふうにしております。

嘉島町はもともとでございますけれども、御船町、上益城郡内の平たん部というのは、非常に今発展をしております。創造的復興からの発展、そういった部分もありますけれども、交通渋滞がその発展を阻害するようなことになってしまうと、せっかく地元の町が頑張っているのを邪魔するような形になりますので、ぜひとも、答弁で言われた早期実現という言葉に基づき、一生懸命取り組んでほしいというふうに思います。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今回は、地元ネタを非常に多く質問をさせていただいております。皆さん方が知らない川の名前とか道路の名前とかが出てきます。なるべく分かるように説明をしながら質問をさせていただきたいと思っております。

加勢川支川の矢形川の治水対策についてお尋ねをいたします。

現在、令和2年7月豪雨災害を受けて、球磨川

流域では、国、県、市町村が一体となり、新たな治水の方向性を踏まえた緑の流域治水を掲げて、治水対策に取り組んでおられます。

私は、この新たな治水の考え方は、浸水リスクのある県内のほかの河川にも当てはまるものだと考えています。

令和3年2月定例会において、加勢川支川の治水対策について質問をさせていただきました。今回は、その支川の矢形川についてお尋ねしたいと思います。

矢形川は、吉無田高原を水源に、ちょうどコストコの北側を通過して熊本市の若葉辺りで木山川に合流する川でございます。

矢形川が流れている嘉島町や御船町では、本格的な河川の改修が行われておらず、浸水のリスクがある中、現在、県道六嘉秋津新町線、国道445号を中心に、新しい住宅の集積やコストコなどの大規模店舗の出店や、また、大型の工場などの進出が進んでいる状況です。

矢形川の湛水の歴史は古く、加藤清正公時代まで遡ります。加勢川支川は、市街地を通ること、そして合流地点の六間堰がネックとなり、改修が進みませんでした。特に、矢形川については、線形が複雑であることなど、改修が非常に困難という状況でした。そこで、県営の土地改良事業と組み合わせて河川改修を実施し、矢形川上流には、農地防災ダムである天君ダムなどを建設して治水対策を実施してきたところですが、いわば治水対策を土地改良事業で実施してきたと言えると思います。

年月が過ぎ、天君ダムの設置等を含めて、その当時の治水対策から50年が過ぎました。流域の状況は大きく変化しています。土地改良事業による河川場所の変更、九州縦貫自動車道設置による支川状況の変化、流域への大型商業施設等の設置や

住宅地の集積など、いわゆる農地を守るための治水事業から住民の生命、財産を守るための治水事業へと、現在では、当時の治水の在り方からは全く違うように変化をしています。

そういう中、地域住民は、令和2年7月の球磨川の大規模な氾濫を目の当たりにして、水害に対する不安を感じており、治水対策の必要性を感じています。

このままでは、そこに住んでいる住民や進出している企業の安全、安心はもとより、新たな住宅開発や企業の進出など、嘉島町や御船町の発展をも阻むことにつながってしまいます。

そこで、これまで述べましたことを踏まえて、矢形川の治水対策についてお尋ねをいたします。

まず、都市化が進む矢形川沿川について、県としてどのような認識をされておられるのか。また、前回質問した2年前から、短期的にどのような治水対策をされてこられたのか。さらに、今後、加勢川の流域治水の観点で、矢形川の治水対策をどのような方針で実施されていかれるのか。

以上3点について、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、1点目の矢形川に対する認識についてお答えいたします。

近年、気候変動に伴って豪雨が激化する中、矢形川沿いの嘉島町や御船町では、御船インターチェンジ付近の商業施設の建設や宅地化といった土地利用の変化もあり、県としては、この地域の治水対策をハード、ソフト両面から実施していく必要があると認識しております。

次に、2点目の短期的な治水対策についてお答えいたします。

県では、これまでも、毎年、出水期までに、緊急的に撤去すべき堆積土砂の掘削工事を行いました。現在も、2つの区間で約6,000立方メートル

の掘削工事を行っております。

これらの工事と並行し、矢形川の浸水想定区域図を作成、公表するなど、住民の皆様の避難支援にも取り組んでおります。また、御船町の内水氾濫の対策につきましても、町のプロジェクトチームに積極的に参画し、各浸水箇所のきめ細かな対応策を整理いたしました。これは、町による水路の改修や排水ポンプなどの内水氾濫の対策と河川整備を組み合わせたもので、可能な対策から順次実施しております。

最後に、3点目の今後の治水対策の方針についてお答えいたします。

この地域の治水対策として、継続して掘削工事を実施するとともに、堤防天端の舗装による堤防強化といった直ちにに取り組む対策を進めてまいります。あわせて、上流の天君ダムの活用なども含め、流域治水の考え方で河川整備計画を検討し、引き続き、矢形川の安全、安心の実現に向けて取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

**○増永慎一郎君** 矢形川の早急な治水対策の必要に関しては認識をされているのが確認できたと思います。

また、堆積土砂をしょっちゅう今取っていただいております。また、御船町には、役場周辺に内水の問題がありまして、それが矢形川と非常に密接に結びついておりますので、町と連携を取りながら、そういった部分を実施されているということで感謝をいたしたいと思っております。

今回、今後の対策ということで、堤防天端の舗装による堤防強化等を直ちにに取り組む対策を進めるということでございます。実施されるとは発言されなかったんですけども、多分実施していただけるんだろうというふうに思っております。

その際、今堤防の高さが、右岸側と左岸側では

大分違います。もともと圃場整備と一緒に河川の線形を変えたりされておられましたので、非常に違ったところもございます。やっぱりその辺は、今回堤防の舗装されるときにちゃんとやっていただきたいなというふうに思っておる次第でございます。

いろいろお店とか住宅が張りついてきております。ぜひとも喫緊に行わなければいけない治水対策をやりながら、最後は、流域治水の考え方で河川整備計画を作成して、それに基づいて、きちんとした治水対策をやっていただきたいというふうに思っておりまして、それをお願いしたいと思います。

続きまして、上益城地域内の県道整備について、2つお尋ねをします。

まず、これまでも何回も質問しましたが、再び主要地方道矢部阿蘇公園線の未開通区間の整備について質問いたします。

矢部阿蘇公園線は、山都町の旧矢部町入佐地区の国道218号を起点として、南阿蘇村の国道325号を終点とする総延長28.6キロの道路です。矢部阿蘇公園線と名前がついていますが、いまだに約9キロがつながっておりません。

この道路は、以前より、上益城と阿蘇間における観光、物資、人的な交流など多くのストック効果を生み出す道路になると、沿線地域のみならず、周辺の市町村からも整備について熱望をされてきました。

熊本地震からもうすぐ7年たとうとしていますが、当時、矢部阿蘇公園線が整備されていれば、もっとスムーズに救援活動ができたのではないかとされています。南海トラフへの備え等、この道路の重要性はさらに高まっていると言えます。

さて、九州中央自動車道は、来年度末までには、旧矢部の中心地まで供用が開始される予定でございます。インターチェンジの名称も、山都通

潤橋インターチェンジと決定をしております。そこから文楽で有名な旧清和村までも、矢部清和道路として事業化をされました。宮崎県側でも供用箇所が広がり、現在、様々なストック効果を生み出しています。

この九州中央自動車道と矢部阿蘇公園線をつなぐことにより、山都町周辺地域と南阿蘇村周辺地域が持つ資源が結びつき、両地域の活性化など、大きな役割を果たすことになるのは間違いございません。

このような可能性を秘めた矢部阿蘇公園線については、平成29年度から続けて調査費が予算化され、様々な調査が実施されていると伺っています。そろそろ未開通部分の整備開始に向けてスピードを上げ、前に進んでいかなければならないと考えています。沿線の皆様も首を長くして待ち望んでおられます。

そこで質問ですが、現在の調査に関する成果はどうか、未開通部分の整備についてどのように考えておられるのか、土木部長にお尋ねします。

また、続けて質問をさせていただきたいと思えます。

一般県道三本松甲佐線の整備についてお尋ねいたします。

一般県道三本松甲佐線は、下益城郡美里町畝野の国道218号を起点とし、上益城郡甲佐町豊内の国道443号に接続する重要な幹線道路です。

この道路の沿線には、山あい、谷あいに幾つもの集落が存在し、美里町、甲佐町の多くの町民が住んでおられます。地元の方々にとってみれば、この道路は、生活道路であり、また、命をつなぐ道路として欠くことができない、また、この道路しかない重要な道路です。

しかし、急峻な地形に緑川に沿って道路が造ら

れているため、下流に向かって右側は崖、左側は川といったように幅員が狭く、離合なども容易にできない箇所が多く存在しています。また、大雨が降れば、落石により長期の通行止めや長距離の迂回など、安定した通行ができない状況が頻繁に起こっています。

県におかれましては、災害が発生すれば、速やかに災害復旧工事を施行したり、要望箇所については、現在も、優先箇所をつけて、改良工事並びに防災工事を実施したりしていただいております。

さて、不断なく整備していただいている現状がございますが、どうしても今のままの対応では、整備が困難と考える区間がございます。それは、甲佐町安平から小鹿地内までの区間です。甲佐側から見て、左側はいつ落石が起きてもおかしくないような数十メートルの切り立った崖、右側は切り立った崖の下に緑川が流れています。幅員は、やっと車1台通れるほどの幅で、それが数百メートル続いており、落石が怖くて、なかなか通るのもためらうほどです。この区間を常に安心して通れるようにするためには、もっと根本の考え方を変えなければならないと感じています。

甲佐町において、現在、その箇所の手前から新たな橋梁を架け、対岸に渡り、グランピングのメッカになりつつある井戸江峡キャンプ場の先の集落までの町道が通っています。そこで考えられるのが、その町道を利用したバイパス工事です。左岸側に1回川を渡ることで、切り立った崖を回避することができますし、幅員も取れ、地域の人たちも安全、安心に通ることができる道路と考えられます。

これまで、三本松甲佐線については、県も一生懸命に取り組んでいただいておりますが、私は、この区間については、もうこの方法しかないので



はと考えています。

そこで質問ですが、一般県道三本松甲佐線に対する現在の取組状況と甲佐町安平から小鹿地内へのバイパス化についてどのように考えているのか、先ほどの質問と併せて、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、主要地方道矢部阿蘇公園線の未開通区間の整備についてお答えします。

本路線は、上益城地域と阿蘇地域を結び、両地域の観光などに寄与するものと考えております。加えて、熊本地震以降、本道路が災害発生時の避難路として、さらには復旧支援道路として、より一層期待が高まっていることも十分認識しております。

一方で、未開通区間の整備は、急峻な地形から多額の建設コストが想定され、そのコストに見合う道路利用が見込まれないという大きな課題がございます。

このため、県では、道路がつながることによる効果について、改めて多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携して、様々な地域資源を調査し、関係団体等へのヒアリングやアンケートを実施してまいりました。

現在実施中の調査では、上益城地域と阿蘇地域には、農産物をはじめ、体験、レジャー、温泉など8分野204の地域資源があり、両地域の往来が強化されることにより、複数の資源が融合し、農産物の販路拡大や交流促進による効果が見込まれることが分かってきました。

例えば、全国有数の有機農産物の生産地である山都町では、トマト、キャベツをはじめとする野菜の令和2年の農業産出額が約58億円に上りますが、農産物の安定的な供給を必要とする南阿蘇村

の農産物加工工場と連携することで、販路拡大の効果が見込まれます。

また、年間100校以上が教育旅行で訪れる山都町の通潤橋と南阿蘇村の震災遺構が連携することで、交流人口が増加すると見込まれます。このほか、キャンプ場と温泉施設の連携による日帰り温泉客の増加や外国人観光客に人気のある農林業体験と観光地の連携による旅行客の増加などの効果も期待されます。

現在、これらの調査を基に、効果の定量化に向けて算定作業を進めております。

加えて、令和5年度には、九州中央自動車道が山都通潤橋インターチェンジまで開通し、新たに道の駅が整備されるなど、観光客のさらなる増加が見込まれます。

今後、地元自治体と連携し、このような新たな要素の融合による効果の検証を進めるとともに、ルートを含む様々な事業手法について検討してまいります。

次に、一般県道三本松甲佐線の整備についてお答えします。

本路線は、沿線住民の方々々の日常生活に欠かすことのできない道路ですが、幅員が狭く、見通しの悪い未改良区間や落石のおそれがある危険箇所が多く残っていることから、地元要望を踏まえ、優先順位をつけながら、道路改良や防災工事を進めております。

まず、取組状況ですが、美里町畝野や甲佐町上揚など3つの工区で道路改良を進めており、畝野工区につきましては、昨年8月に令和金木橋が完成し、整備が完了しました。また、美里町甲佐平と甲佐町坂谷の2つの工区で防災工事を進めており、甲佐平工区につきましては、来年度の工事完了を予定しております。

次に、甲佐町安平から小鹿地内へのバイパス化



についてです。

この区間は、急峻な崖と緑川に挟まれた厳しい地形条件下にあることから、平成28年熊本地震で斜面崩壊が発生した際には、約1年半にわたり、崖の上にある狭隘な町道を迂回せざるを得ない状況でした。

熊本地震以降、地域の皆様からは、沿線地域の孤立を防ぐ道路整備について強く要望されております。県では、地形条件等を考慮し、現道を拡幅する案や対岸の町営井戸江峡キャンプ場付近を経由するバイパス案について、甲佐町の意見も伺いながら、比較検討を進めてまいりました。

検討の結果、工事コストが低く、早期に安全性が確保できること、また、キャンプ場へのアクセスが向上し、地域振興にも寄与することなどから、バイパス案が優位と考えております。

このため、今定例会に概略設計に必要な予算を提案しており、今後、関係機関と調整を図りながら、バイパスの具体的なルートや道路構造等を検討してまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 亀崎部長より、2本の県道整備について答弁をいただきました。

矢部阿蘇公園線については、調査結果の概要について、初めて具体的に示してくれたのではないかとこのように思った次第でございます。また、幾つかの要素を融合した効果についても、県も一生懸命考えていただいているというのもよく理解できました。そういった効果の検証を進めながら、ルートを含む様々な事業手法について検討するというところでございます。最後は、非常に熱望されている道路でございますので、亀崎マジックで何とか着手につなげていただきたいなというふうに思っている次第でございます。

三本松甲佐線については、バイパス案について

概略設計に取りかかるということでございます。非常にうれしく思っております。先ほど冒頭に言いましたけれども、おおっというような答弁でございました。本当にありがとうございます。

あとは、予算上程されておりますので、議会の皆さん方の議決だけでございますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

やっど地元の念願がかないます。今、別の場所の改良がされておりますので、それが終わったときにはすぐ着手できるように、ぜひ準備をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次の質問に移ります。

台湾との交流について質問いたします。

新型コロナウイルスの影響で、本県観光の稼ぎ頭となっていたインバウンド関連需要が不振となり、本県経済に大きなダメージを与えました。

国際線の運休、クルーズ船の停止など、各観光地も打撃を受け、また、飲食業、宿泊業をはじめ、様々な分野に大きな負の影響を与えました。特に、空港の旅客数は、コロナ前の346万人から、最も底のときで84万人まで減少いたしました。

一方では、台湾の半導体メーカーTSMCが本県の進出を決定しました。決定後、工場建設をはじめ、その受入れに対していろんな分野で準備を進めています。準備段階であっても、本県には様々な経済効果をもたらしています。それがいよいよ操業開始ということになれば、加えて、本県経済に大きな経済効果をもたらすのは間違いないことだと考えます。

さらに、熊本地震により大きな被害を受けた阿蘇くまもと空港が、今年23日に、創造的復興のシンボルとして、また、利用者622万人に対応すべきすばらしい施設となって開業いたします。

さて、前段でお話したTSMCの本県進出、新空港開業に伴い、インバウンドをはじめとするアジアを中心とした各国との往来は、今後確実に増加していくことが想定されます。

まさに、国際交流の活性化にとって、大きなチャンスです。特に、日台間の往来は、その中でも中心となることは容易に予想できます。その際、熊本と台湾の各自治体間による友好提携関係が各分野での交流の足がかりとなるのではと私は考えます。

6年前の2017年1月、本県は、熊本市とともに、台湾・高雄市と友好交流協定を締結しました。締結後、新型コロナウイルスの影響が出るまで、その交流は、非常に活発であったと認識をいたしております。

ところで、本年1月に、友好協定5周年を記念して、蒲島知事、溝口議長並びに大西熊本市長が、経済界の代表とともに、高雄市を訪問されました。

先日の小早川議員の代表質問にて、TSMC本社を訪問されたことについては答弁をいただきましたが、高雄市訪問についてはどのような成果があったのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

また、今後、台湾からのインバウンドをはじめ、国際交流を活性化していくに当たっては、県、熊本市だけではなく、ほかの自治体へもっと交流の輪を広げていくべきだと考えますが、県内各市町村と台湾自治体との最近の友好提携の動きはどうなっているのでしょうか。

さらに、今回の訪問で再確認できた高雄市との絆やほかの自治体の友好提携の動きをどのようにインバウンド活性化や交流の活性化につなげていけるのか。

先ほどの質問と合わせて3点、蒲島知事にお尋

ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、1点目の高雄市訪問の成果についてお答えします。

今回、陳其邁市長と直接お会いするのは初めてでしたが、大変温かい歓迎を受け、これまでの友情と絆を互いに確認し、今後さらに交流を深めていく契機とすることができました。

特に、熊本—高雄間の直行便運航再開への協力依頼や半導体産業における交流の可能性について意見交換ができたことが大きな成果です。

また、陳市長から近いうちに熊本を訪問したいとのお話があり、早速、昨日から、陳市長を団長とする訪問団が来熊されています。私も、夕刻、訪問団をお迎えし、一緒に高雄市を訪問した議長、また、熊本市、経済界の方々とともに、精いっぱいおもてなしをしてみたいと思います。

次に、2点目の各市町村における友好提携の動きについてお答えします。

平成30年4月、八代市と基隆市が友好交流協定を締結したのに続き、昨年10月、南阿蘇村と屏東県東港鎮が国際交流の覚書を締結し、本年1月には、益城町が台中市大甲区と友好交流協定を締結しました。また、菊陽町においては、新竹県宝山郷と友好提携に向けて親交を深められています。

2月1日から実施した県内全市町村との意見交換においても、台湾との交流について要望する声が寄せられたところであります。

県としても、自治体間のさらなる交流の活性化に向け、台湾に設置している県の交流アドバイザーと連携しながら、市町村による現地の情報収集や連絡調整などを積極的に支援してまいります。

最後に、3点目のインバウンドをはじめとした交流の活性化についてお答えします。

台湾との今後の交流促進のためには、高雄線の

復便、台北線の新規誘致が不可欠であります。特に、高雄線については、1月の高雄市訪問の際、陳市長から、熊本―高雄線の再開について、高雄市として、全力で推進していきたいとの言葉をいただきました。熊本と台湾の絆が、航空路線の誘致に大きな力を与えてくれると感謝しています。

また、協定を結んだ自治体との間での学校交流は、双方向の往来を今後後押ししてくれるものと期待しています。県では、昨年度から、オンラインによる熊本と高雄の小中学校同士の交流を支援しています。今後は、教育旅行による相互訪問といった人流の拡大と定着につながるよう取り組んでまいります。

今後とも、自治体の友好提携やそれを契機とした学校交流などにより、熊本と台湾全体に交流の輪が広がっていくよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 知事から答弁をいただきました。

コロナを乗り越えて、これまでと変わらぬ高雄市との絆の話、それから本県各自治体と台湾各自治体との友好提携が次々に今決まっていっているという話、それから新規台北便の誘致を基にした交流の活性化、自治体との友好提携を基にした学校交流、そういった話、知事からお聞かせをいただきました。

私、今回、TSMCが来ることによって、国際交流の柱、いわゆるインバウンドの柱は、もう台湾になってくるのではないかなというふうに思っている次第でございます。

我が県の国際交流がさらに発展していくキーが、やっぱり台湾だというふうに思っておりますので、これから台湾との絆は大事にしながら、やっぱり台湾を中心に、ぜひとも交流をやっていた

だきたいなというふうに思っておる次第でございます。

いろいろ気にするところはあるかもしれませんが、TSMCが来られたということ、言い訳じゃないですけども、そういう形にしていただければ、スムーズにいくのではないかなというふうに思っております。

また、空港が622万人という形で今進んでおります。以前、空港アクセスの話のときに、それだけ来るのという話をよくされていましたが、こういうことをきちんと積み重ねていけば、必ず達成していく数字だと思いますので、今後とも、そういったことは頭に据えながら、台湾との交流を大切にしていきたいと思っております。

最後の質問になります。

県立高校の早朝課外の見直しについて質問をさせていただきます。

4年前、私は、県立高校における課外授業への対応についてお尋ねをいたしました。先生方の働き方改革への対応が不可欠ではないかと考え、課外授業への対応をどうしていくのかと考えたからでございます。

一方では、懸念もございました。現在、学習時間の量を確保するための担保として実施している課外授業をやめてしまうと、大学合格率や資格試験の合格率などに影響が出てしまうのではないかなという懸念です。

さて、そういった懸念の中で、昨年度から、関係する全ての学校が、これまで実施してきた早朝課外の廃止に向けて、PTAと協議を進めていると聞きました。まさしく、以前質問したことが現実になったのだなと感じています。

ところで、早朝課外は、教育課程外の取組として、保護者からの要望に応じて実施されてきました。実際に、大学進学や公務員を目指す県立高校

生にとっては、重要な役割を果たしてきたと思っています。

一方では、生徒は、通常の授業に加え、早朝課外の課題のために睡眠不足の傾向になって、実際の授業に集中できないとか、体が疲れて、いろいろな弊害を生じているとも聞いています。保護者からは、早朝からの弁当づくりや送迎などの負担が大きくて、大変であると聞いております。また、子供を持つ先生方からも同じようなことを聞いています。早朝課外がかなり負担があるという話も聞いておる次第でございます。

子供たちや保護者それぞれに負担もあるが、早朝課外が廃止された後も、子供たちの学力が保障できるのか、大学進学などに影響がないのか、痛しかゆしだと感じます。

教師不足の現状を考える中、教師の働き方改革の観点からも、早朝課外を含めて、学び方について見直す時期に来ているのは仕方ないし、前段で述べたように、当然のことだと考えます。

そこで質問ですが、生徒や保護者から不安の声も多い中、早朝課外は、本年4月より、関係する全ての県立高校で廃止となるのでしょうか。廃止に向けてのこれまでの協議の中で、生徒や保護者からどのような意見があったのか、また、廃止となった場合、今後どのようにして学びの充実を図っていかれるのでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県立高校における早朝課外については、保護者からの要請に基づき、PTAと学校が協力しながら、教育課程外の位置づけで実施してまいりました。

議員御指摘のとおり、学力向上などに寄与してきましたが、生徒、保護者、教師それぞれの負担となっているのも事実でございます。そのため、

県教育委員会では、働き方改革の観点も踏まえ、昨年度から、早朝課外の廃止について、各高校に対し、PTAとの協議などによる検討を依頼したところでございます。

各高校には、今年度から既に廃止している高校の生徒や保護者から、朝の時間に余裕が生まれた、自分で学習できる時間や睡眠時間が確保できた、保護者の負担軽減につながったなど、肯定的な意見が多数寄せられています。その一方で、問題演習の時間が減るなどによる学力低下を心配する意見も一部上がっていましたが、早朝課外以外での学びを充実させることにより、十分対応が可能であることなどを丁寧に説明し、PTAなどからの理解は得られるところでございます。

以上のような状況を踏まえ、来月から、全ての県立高校で早朝課外を廃止することといたしました。

廃止後の学びの充実についての取組については、生徒が主体的に学ぶ力を育成するための授業及び家庭学習の充実が重要だと考えております。

例えば、授業において、1人1台端末を活用して効率よく学ぶことによって、対話や演習の時間を確保し、学びを深めることとしております。また、個人のニーズに応じた演習問題などをそれぞれの端末に提供することや動画などの学習支援ツールを活用することで、個々の理解度や進路希望に対応した学習を家庭でも行うこととしております。

県教育委員会としましては、今後とも、生徒が主体的に学ぶ力を育成し、学力向上と将来の夢の実現が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 教育長から答弁をいただきました。



早朝課外をやめるということは、非常に抵抗があったのではないかなというふうに思っております。早朝課外は、量を担保するものであって、その量がなくなるということであれば、非常に、日頃保護者は、勉強しなさい、勉強しなさいと、勉強していれば安心するという形なんですけれども、どういった勉強をしているかというのはあんまり関係ないんですよ。だから、学校に行って、課外に行って、それだけその時間を勉強している形がやっぱり安心できるというふうな気持ちがありましたし、子供たちもそういう気持ちがあったのではないかなというふうに思った次第でございます。

子供たちからは、非常に不評だったというふうに思います。それがなくなってほっとしている代わり、やっぱりちゃんと質を上げてやらなければいけないというふうに思っておる次第でございます。

1人1台端末が、ここで活躍してくるのではないかなというふうに思う次第でございます。何か聞いたら、アプリを使ってやられるということでございます。大手の学習塾とかは、サテライトでやられておられますけれども、そういうのを工夫しながら使っていけば、限りある時間を有効に使えるという形になると思いますので、ぜひそういった工夫をしながら、学びの保障をぜひやっていただきたいなというふうに思っておる次第でございます。

また、こういったことをきちんとしていかなければ、先生たちの働き方改革を進めていかなければ、やっぱり先生に成り手がなかなかないということで、今教職員不足になっておりますけれども、そういう形が一向によくないというふうに思っておる次第でございます。

先生たち見てみますと、非常に重労働で、それ

から、どっちかというなら、保護者からのクレームが多い職業で、やっぱり精神的にもかなりダメージがあるような形でございます。ぜひそういった部分も、一つ一つこういったことを改善しながら、教育長としても、一生懸命取り組んでいただいて、先生になりたいという人が増えるようにぜひ頑張っていただきたいと思います。

ちょっと時間ぎりぎりになりました。また、今回選挙がありますけれども、当選して、またここで皆さん方と一緒に質問、議論をしたいというふうに思っておる次第でございます。

長時間御清聴どうもありがとうございました。  
(拍手)

○議長(溝口幸治君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時13分開議

○議長(溝口幸治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉永和世君。

〔吉永和世君登壇〕(拍手)

○吉永和世君 皆様、こんにちは。自民党・水俣市選出・吉永和世でございます。今議会最後の質問者となります。また、今任期の締めくくりの質問をすることとなりましたことに、心より感謝を申し上げます。

3年ぶりの質問ということでございまして、ゆうべは、緊張と焦りと興奮を徐々に経験をさせていただきましたが、この場に参りまして、緊張は、ほのかな緊張に変わりました。また、焦りは、開き直りに変わりました。興奮は、期待へと変わりましたので、熊本に、そして我がふるさとの未来にすばらしい成果がもたらされることを大いに期待し、質問に入らせていただきたいと思



ます。

まず、水俣病の認定審査の現状と今後についてお尋ねします。

水俣病の公式確認から、今年で67年目を迎えます。この間、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法などによる認定制度に加え、2度の政治解決により、水俣病の被害を受けられた方々への救済が進められてまいりました。

蒲島知事が1期目の就任後その成立に大きく尽力された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法では、本県だけでも3万7,000人を超える方が救済を受けられました。

これにより、公健法の認定申請者数は、平成24年には、211人まで減少しましたが、平成25年の最高裁判決以降、認定申請は増加に転じ、平成28年の知事の3期目就任時は、1,200人を超える状況となりました。

このため、知事は、3期目の基本方針、熊本復旧・復興4カ年戦略の中で「平成31年度までに1,200件の審査完了を目指す」との目標を示されました。

この目標に向け、認定申請者が多い天草地域などでの検診体制を整備し、迅速かつ丁寧にとの方針の下で認定審査を進めた結果、3期目の最終年度となる令和元年度末までに1,159件の審査を完了されました。目標の1,200人には届きませんでした。これは、新型コロナウイルスの影響で、令和元年度末に開催予定だった認定審査会が延期され、審査予定だった50件が先送りとなったためとのことであり、実質的に目標を達成され、令和元年度末の認定申請者数は、419人となりました。

4年間で1,200人という目標は、かなり高い目標だったと考えますが、審査をお待ちいただいている方々に一日でも早く結果を届けたいという知

事の強い思いの下、県及び認定審査会が着実に認定審査を進めた結果と考えています。

しかしながら、認定申請者数については、それ以降、令和2年度末359人、令和3年度末369人と、新型コロナウイルスの影響があったものと思えますが、横ばいの状況であります。

3年前、令和2年2月定例会での私の一般質問の中で、知事は、認定申請者の中に寝たきり等で困難な方などが一定数おられる中で、申請者の個別事情にこれまで以上に配慮しながら審査を進めていきたいと答弁されました。

そこで質問ですが、認定審査の現状はどのようになっているのか、現状を踏まえ、認定審査をどのように進めていくのか、知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、認定審査の現状についてお答えします。

年間の認定申請者数は、令和2年度は46人でしたが、令和3年度は108人となり、今年度も既に120人を超えています。最近の傾向として、再申請が増加しており、本年2月末時点での申請者数375人のうち、約6割の方が再申請者となっております。

一方、認定審査の状況は、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、疫学調査や検診、認定審査会を一時中止した時期がありました。また、県外申請者への県外医療機関での検診や寝たきりの方への自宅で行う往診を控えていた時期もあり、年間の審査数は、令和2年度は120人、令和3年度は85人、今年度はこれまでに120人となっております。

次に、今後の認定審査についてです。

現在、県外申請者が約100人おられ、また、寝たきりで検診場所への移動が困難な方、疫学調査や検診に応じていただけない方など、審査に時間

を要する方々が申請者全体の4割程度おられます。このため、これらの方々への対応に注力してまいります。

具体的には、県外申請者に対しては、県外医療機関の協力をいただき、検診を着実に推進するとともに、移動が困難な方に対しては、往診や送迎支援を行います。

また、認定申請をされているものの、疫学調査や検診に応じていただけない方に対しては、これまで、電話や文書、訪問により実施希望日の調整を行うとともに、検診等に応じていただくようお願いを続けてきました。

今後は、訪問回数を増やし、申請者お一人お一人の事情をより丁寧に把握し、可能な限りその御意向を踏まえて、疫学調査や検診の実施につなげてまいります。

今後も、新型コロナウイルスへの感染防止を徹底し、申請者の個別事情に十分配慮しながら、引き続き、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、丁寧に認定審査を進めてまいります。

〔吉永和世君登壇〕

○吉永和世君 今御答弁いただきました。

認定申請者の中に、寝たきりで検診場所への移動が困難な方、また、疫学調査や検診に応じていただけない方など、審査に時間を要する方々が申請者全体の4割程度おられるということでございました。

お願いしたいことは、個人個人、諸事情があらわれると思いますので、より丁寧に、その意向を踏まえて、よりスピード感を持って、これらの方々、この4割の方々に対して注力いただきますようによろしくお願い申し上げたいというふうに思います。早期救済が基本でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

T SMCの進出に伴う人材育成の取組についてお尋ねします。

御案内のとおり、令和3年11月に、台湾の世界最大手の半導体企業であるT SMCの進出が発表され、令和6年中の稼働を目指し、現在、菊陽町において、急ピッチで工場の建設が進められています。

進出決定以来、県内には半導体関連企業の進出が相次ぎ、これまで26件の立地が決定いたしました。T SMCの立地は、県経済に大きな経済効果をもたらすことが期待され、地元銀行の試算によれば、令和13年までの10年間で約4兆2,900億円の経済効果が見込まれています。

熊本県においても、シリコンアイランド九州の復活の中核を担うべく、知事のリーダーシップの下、関係機関と連携し、様々な取組を行ってまいります。

一方、立地条件その他の要因から、関連企業の立地は、県北から県央地域に偏在がみであり、私の地元である県南地域においては、その経済効果を実感しにくいとの声も聞かれるところです。

T SMCの進出は、本県にとって将来の発展に向けた好機であることは言うまでもありませんが、県土の均衡ある発展のため、この千載一遇のチャンスを生かし、その効果が県内全域に波及することを期待しています。

そのような中、私の地元である水俣市に、株式会社アスカインデックスが進出され、令和4年6月に、水俣高度技術センター内に半導体実務研修センターを開設されました。同社は、東京に本社を置く、もともとは半導体製造装置の売買などを手がける企業ですが、そのネットワークとノウハウを生かし、全国に先駆けて、半導体人材育成、研修事業を実施しておられます。半導体関連の人材育成においては、座学による知識の習得はもと

より、実際の機器を使用した実習が、製造現場の即戦力を育成する上で大変重要です。

一方、半導体関連の装置、機材は、一般に大変高額であり、個々の教育機関や企業で全て整備することは難しい状況にあります。アスカインデックスでは、半導体の一連の製造工程を実際の装置に触れながら学習できるすばらしい環境が整えられております。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

アスカインデックスの研修施設内部のお写真です。これらの半導体製造装置に実際に触れて研修を受けることができます。

次の写真は、クリーンスーツを着用した際のお写真です。半導体は、クリーンルーム内で製造を行う必要があることから、全身を覆う防護服のようなものを着用します。ささいなほこりでも動作に影響が出るため、人に付着したごみが飛び散らないようにするためです。このように、同社では、より実践的な半導体実務研修を受けることができます。

T S M Cの進出に伴い、半導体関連人材の不足が懸念される中、同社の取組は、課題の解決に大きく貢献し得るものであり、本県における半導体関連人材育成の拠点となり得る可能性を秘めていると認識しています。

さらに、水俣市には、工業系学科を有する水俣高校が立地しています。近年、志願者数の減少が続く同校にとっても、T S M Cの進出は大きい追い風になるものと認識しています。この好機を生かし、半導体関連の教育を導入していただくことは、地元への就職はもとより、高度な学びを習得する進学への動機づけにもなると考えています。ぜひ、水俣高校の魅力向上のためにも、スピード感を持った取組を期待します。

水俣市においても、高岡市長のリーダーシップ

の下、T S M Cの進出という好機を生かし、アスカインデックスと水俣高校という地域にとっての資源を活用しながら、本県にとっての半導体関連人材育成の拠点を目指す御意向をお持ちであります。この水俣市の取組は、新たな地域像を抱くモデルケースとなり、ひいては地方創生にもつながると考えています。

これは、T S M Cの進出があったからこそその話であり、県南の水俣市においても、その波及効果をもたらしてくれるものと思います。

私は、地元選出県議として、この動きを後押しすべく、県においても、このような水俣市の取組に対し、半導体関連人材育成の拠点として位置づけ、強力に支援をしていただきたいと考えていますが、知事のお考えについてお尋ねします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) T S M Cの進出は、本県が国の経済安全保障の一翼を担い、経済発展を実現するビッグチャンスであり、その経済効果をいかに県内全域に波及させていくかが大変重要だと認識しています。

そのような中、1月には、議員も御同席の下、水俣市から、T S M Cの進出を契機とした半導体人材の育成などに関する大変貴重な御提案をいただきました。

アスカインデックス社を拠点とした研修の誘致や県立水俣高校における半導体関連教育の導入など、高岡市長から、市の特色を生かした選ばれる水俣の実現を目指すとの強い決意を伺いました。

半導体人材の育成は、言うまでもなく喫緊の課題です。

まず、アスカインデックス社についてです。

私は、既に水俣市に研修施設としての拠点性を備えた同社が立地していることを大変心強いと感じています。

議員御紹介のとおり、同社は、クリーンルームなどの実習設備も備え、県南はもとより、宮崎県や鹿児島県の教育機関や企業も利用可能な人材育成の拠点であると認識しています。そのことから、先般、大学や高専など、熊本県半導体人材育成会議のメンバーで同社を視察し、研修プログラムの在り方や効果的な受講者の確保の方法などについて、建設的な意見交換を行ったところです。

また、今後、同社が実際の製造装置を使った実習が可能であるという強みを生かし、人材派遣会社などと連携を図る際には、その取組を支援したいと考えています。さらに、来年2月にグランメッセ熊本で予定している博覧会などの機会も活用し、同社の県内外に向けた情報発信を支援し、産業界、教育機関とのマッチングにつなげてまいります。

次に、県教育委員会では、新たに、全ての県立高校において、半導体関連の人材育成に取り組むための予算を今定例会に提案しています。具体的には、半導体の重要性や魅力などを伝える本県オリジナルのテキストを開発し、企業見学や出前講座を実施するなど、高校生の半導体関連産業に対する理解促進を図る取組を計画しています。

議員お尋ねの水俣高校については、これらの取組に加え、令和5年度から、アスカインデックス社と連携した授業を開始します。具体的には、同社の研修設備を活用した研修やエンジニアを派遣する特別授業を実施することとしています。このような半導体関連の取組により、地元への就職希望者の増加、さらには県内大学等への進学及び県外に進学した学生が再び地元に戻りたいというきっかけになるものと考えています。

水俣市の半導体関連人材育成の拠点化を目指す取組は、人材不足の解決につながるものであり、さらには、水俣市にTSMC進出の経済効果をも

たらすものと考えています。今月策定予定のくまもと半導体産業推進ビジョンでも、取組方針の柱の一つに「安定した半導体人材の確保・育成」を掲げており、水俣市は、その重要な拠点の一つであると認識しています。

県としては、水俣市の御提案を踏まえ、国や産業界、教育機関等と幅広く連携し、半導体関連人材育成の拠点と位置づけ、しっかりと支援してまいります。

〔吉永和世君登壇〕

○吉永和世君 御答弁をいただきました。

水俣高校が、令和5年度からアスカインデックス社と連携し、授業を開始するという答弁だったと思います。本当にありがとうございます。

このことは、県立の工業系の高校の先頭を切ってスタートするということになります。本当にありがたいと思います。水俣高校の魅力の最大化につながると思いますし、また、今後の流れが大きく期待できるものだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、水俣市の提案を踏まえて、国や産業界、教育機関等と幅広く連携し、半導体関連人材育成の拠点と位置づけ、その取組をしっかりと支援していくとの答弁であったと思います。

私が調べた限りでございますが、全国でも例がないことだというふうに思いますので、全国初めての取組になるというふうに思います。このことは、TSMCの進出効果が熊本県南の水俣市にも及ぶということになるわけでございまして、本当に知事、ありがとうございます。

しかし、これからがまさしく本番でございます。全国で初めてと先ほど言いましたけれども、その取組にふさわしい内容にしっかりとつくり上げていくこと、そしてまた、一日も早くその取組の効果を実感できるようにしていかなければなら



ないというふうに思いますので、ぜひ、さらなる連携強化をよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

また、これを機に、TSMCの進出効果が県内全域に広がるように、さらに御尽力賜りますようによろしく願いを申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

水俣・芦北地域振興計画についてお尋ねします。

昭和31年の水俣病公式確認から66年が経過しました。県は、水俣病の発生により疲弊した当地域の再生と振興を図るため、昭和53年の水俣・芦北地域の振興は「熊本県の具体的提案を待って対処するとする。」閣議了解に基づき、昭和54年以降、7次にわたって水俣・芦北地域振興計画を策定しています。

これまで、振興計画に基づき、ハード面では、水俣湾の埋立てをはじめとした環境復元への取組、南九州西回り自動車道、九州新幹線新水俣駅、水俣エコタウンなどの整備が行われました。

また、ソフト面でも、フィールドミュージアム事業による交流人口の拡大と観光振興の取組、水俣・芦北地域雇用創造協議会による雇用創出の取組など、県と市町が一体となって各種施策に取り組んできております。

水俣市においても、今年4月に道の駅みなまたがリニューアルオープンされ、天候を気にせずに、安心して子供を遊ばせながら、ショッピングや喫茶を楽しむことができる観光スポットが生まれました。

また、10月には、SUP全日本選手権大会が開催され、全国トップクラスの選手が見せる力強いこぎを間近で体験でき、併せて地元イベントやマルシェを同時開催したことで多くの方に来場いただき、当該地域の海や食の魅力発信に大いに貢献

しました。

これらは、まさに振興計画があったからこそ、これだけの成果を生み出すことができたものと確信しています。

水俣病問題の解決に向けては、水俣病の認定審査の着実な推進や被害に遭われた方々への療養支援、地域の融和対策の推進などとともに、県にとっての最重要課題の一つである当地域の再生と振興を車の両輪として、引き続き図っていく必要があると考えています。

令和5年度は、第七次計画の折り返しの時期となり、また、知事の現任期の実質最終年度となります。

そこで、水俣・芦北地域の再生と振興に向けて、残された任期にどのように取り組んでいこうとしておられるのか、そして振興計画に対する知事の思いを改めてお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 水俣病の発生は、水俣・芦北地域に自然環境の汚染や甚大な健康被害、地域社会経済基盤の脆弱化など、地域の活力を著しく疲弊させました。

私は、知事就任以来、被害者の方々の早期救済はもとより、水俣病の発生により疲弊した水俣・芦北地域の再生と振興に全力で取り組んでまいりました。

昭和53年の閣議了解に基づく7次にわたる振興計画の下、国、県、地元市町が連携し、国会議員、県議会議員の皆様方の御支援もいただきながら、様々な施策を推進してきました。

これまで約44年間取り組んできた成果は、議員御説明のとおり、着実に実を結んでいます。

第七次計画が折り返しを迎える中、各市町の重点施策を力強く推進することが、計画の基本理念である「地域の資源を活用し、環境と共生する持



「持続可能な地域づくり」の実現につながると考えています。

そこで、私は、計画期間内での地域の課題の解決に向け、県として強力に後押しするため、今年度から、新たな支援制度をスタートさせました。

この制度を活用し、水俣市では、スポーツ大会の誘致による地域経済の活性化などを図る、活力生まれる水俣推進事業に取り組みられます。

また、芦北町では、芦北海岸国民休養地全体の再整備などによりにぎわいを取り戻す、芦北マリパーク構想事業に取り組みられます。

さらに、津奈木町では、美術館や物産館等の町の主要観光施設が集積するエリア一帯の魅力アップを図る、つなぎ温泉四季彩周辺魅力アップ事業に取り組みられます。

私は、水俣・芦北地域の振興計画の歴史的な重みと県政における重要性をしっかりと受け止め、当地域の再生と振興に全力で取り組んでまいります。

〔吉永和世君登壇〕

**○吉永和世君** 知事から御答弁いただきましたけれども、今年度から、各市町の重点施策に対して新たな支援制度をスタートしたということでした。これまで地元で本当に財政的問題で先送り先送りしてきたその問題が、今回の支援制度で大きく前進できるということになります。これはもう水俣・津奈木・芦北地域でございますが、本当にありがとうございます。

今後も引き続き力を入れていくということでございましたけれども、この支援制度ができるのも、やはりこの水俣・芦北地域振興計画があるからこそでございますから、この振興計画がしっかりと今後も継続できるように、ぜひ御理解いただきたいなというふうに思うところでございます。

振興計画といいますと、今回御退任をされます

小牧知事公室長、芦北地域振興局長のときに、振興計画の推進に対しまして、また、その後もそうでございますが、大変御尽力をいただきました。この場を借りまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。また、今後もぜひ、違う場でございますが、頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

旅するくまモンパスポートによる地域経済の活性化についてお尋ねします。

2020年初頭に日本で初めて新型コロナへの罹患が確認されて以降、3年が経過しました。この間、医療従事者の方には大変御負担をおかけしたと思います。

小中学校の休校措置や飲食店等の長期にわたる営業自粛、実家に帰省することさえままならない移動自粛などにより、県民も御苦労があったと思います。

熊本県の営業部長くまモンも、随分と活動を自粛していました。くまモンファンはじめ、子供たちは、寂しい思いをしてきたのではないのでしょうか。

この3年間で人々の生活様式は変化し、世の中を見渡すと、各所で非接触の仕様が進められました。宿泊事業者や飲食店等も対策をされ、熊本県感染防止対策認証店の登録店舗数は、7,600店を超えています。

人々の旅行マインドも大きく変化しました。観光行政を進める県には、その変化に敏感に反応し、柔軟に対応して、新たな旅のスタイルの提供が求められています。

一方で、私が住んでいる水俣市のお隣の鹿児島県では、コロナで疲弊する県民のために、令和2年10月から令和5年1月までの約2年半で、使ってお得なぐりぶクーポンを運営され、飲食店の

利用に応じて割引クーポンを発行されました。鹿児島県民の利用者登録は100万人、登録店舗数は約2,000軒に達していたと聞いています。既に、キャンペーンは好評のうちに終了しており、利用された県民も、クーポンを使用される事業者も、大いに喜ばれたことが容易に想像できます。本県でも、くまモンに県民を元気づけてほしいと思います。

そのような中、本定例会で提案のあった令和4年度2月補正予算において、コロナ臨時交付金を財源としたクーポン配布に係る予算が議決されました。県民へのクーポン配布には、旅するくまモンパスポートを利用されると聞いています。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

旅するくまモンパスポートは、もともとは、観光業界を盛り上げるために、新たな旅のスタイルを提供する仕掛けとして始められたもので、写真のように、くまモンがPRすることで、さらなる認知度向上が期待されます。

そこで質問です。

旅するくまモンパスポートは、今後どのような仕組みになるのか、あわせて、コロナ禍で頑張った県民に、くまモンからの贈り物として、インパクトのあるさらなる還元ができないか、知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 令和4年8月、新たな旅のスタイルに対応する周遊促進策の一つとして、旅するくまモンパスポートを始めました。

これは、新型コロナの影響で落ち込んだ観光業の回復を図るため、旅行者がスマートフォンを持ってお得に県内各地を巡り、熊本の魅力を再発見できる非接触型のデジタルクーポンです。事業者がクーポンや特典等を配布し、旅行者はそれらを楽しみに周遊されます。事業開始後半年で、登録

者は4万人に達し、観光施設や飲食店など、参加事業者は300者を超えました。くまモンがデザインされたパスポートが評判を呼び、登録者の7割を占める県外の方々が、くまモンパスポートを携えて本県を来訪されています。

今後、旅するくまモンパスポートをさらに普及し、県民の皆様にも熊本の魅力を再発見していただけるよう、くまモンからの贈り物と題して、県民向け割引クーポンを配布することとしました。その関連予算を2月28日の本会議において議決いただきました。県民の皆様にも事業者の皆様にも使い勝手がよく、利用価値の高い仕組みにバージョンアップしたいと考えています。

利用者も事業者もお得になるよう、使用頻度に応じて利用者への還元率を上げ、還元分は参加事業者の店舗等で使う仕組みです。開始後半年で参加事業者は1,000者、県民の登録者数は10万人を目指しています。

あわせて、夏休みなどの時期を捉え、子供向けのキャンペーンなども幅広く展開してまいります。

まずは、1億円の予算でスタートします。県民の皆様への関心の高まりや事業の執行状況を踏まえながら、さらなる事業の拡大を目指してまいります。

〔吉永和世君登壇〕

○吉永和世君 新型コロナによりまして、県民、何かしら影響を受けているわけですので、ぜひ、子供たちからお年寄りまで、幅広くくまモンに元気を与えていただきたいなというふうに思います。

今答弁で、開始後半年間の目標が示されました。それはちょっと半年間というよりもっと早く展開していただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふう

に思います。

また、コロナは、3年間、県民に苦と不安を与え続けたということでございますから、できれば複数年、ぜひやっていただければなというふうに思います。

ぜひ知事をお願いでございますが、くまモンを説得できるのは知事しかございませんので、ぜひ知事にくまモンを説得していただきたいというふうに思いますし、駄々をこねるときは、知事から、やれという命を發していただきますように、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

また、このくまモンパスポートでございますが、実は、前川会長も登録されているということでございまして、もちろん私も登録していますが、先生方も、これを機にぜひ登録をいただければというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

県の市町村デジタル化への取組支援についてお尋ねします。

デジタル田園都市国家構想など、国が目指すデジタル社会の実現のためには、住民に最も身近な行政である市町村のデジタル化が極めて重要であります。

しかしながら、昨今のDXやデジタル化は、言葉ばかりが先行している印象があり、具体的な内容がよく分からないものが多くあります。

DXやデジタル化が最終的に目指すものは、住民の利便性向上であり、特に市町村では、住民が実感できる形で取組を進めていくことが重要であります。

例えば、北海道北見市は、窓口の手続を1か所に集約した、書かないワンストップ窓口を導入しています。この窓口では、住民が書類に手書きす

るのではなく、職員が申請内容を聞き取り、専用のパソコンに入力することで書類が作成され、住民は最後に署名するだけで手続ができるようになっています。これにより、住民の手書き記入や窓口移動の手間がなくなり、また、市の業務時間も大幅に削減され、住民と職員双方に好評であると聞いております。

また、長野県伊那市では、全国に先駆けて、自治体運営でドローンによる日用品配送サービスを開始しています。10キロ以上の長距離配送を行っており、高齢者の多い中山間地域における買物困難者の支援に成果を上げています。

市町村は、それぞれの地域課題に対して、デジタルを使って創意工夫しながら、住民の利便性を向上させていかなければなりません。一方で、小規模な町村の中には、専門知識もないまま、たった1人の職員が対応しているなど、体制が十分でない市町村が多いのが実態であります。

そのため、国は、外部からデジタル人材を登用することを推奨していますが、現在、全国的にデジタル人材の需要は逼迫しており、市町村が単独で適当な人材を見つけることは非常に困難であります。

そもそも、市町村の立場からすると、どう募集すればよいのか分からないし、何を相談してよいものかも分からないというのが正直なところであります。

また、外部人材を活用しながら、最終的には職員の育成が重要になってきますが、適切な研修を探すノウハウがない、あるいは日々の業務に追われてデジタルの基本知識を習得する機会が持てないなど、育成が進んでいないことも課題であります。

市町村の取組の差は、住民の利便性、地域の在り方の差にもつながりかねず、県全体のDXを推

進する県のリーダーシップが求められると考えます。

そこで質問です。

市町村のデジタル化やDXを着実に推進していくため、県は市町村に対しどのように支援しているのか、デジタル戦略担当理事にお尋ねします。

〔理事小金丸健君登壇〕

○理事(小金丸健君) 県では、人口減少に伴う地域課題の解決や将来の地域活性化のため、デジタル技術を用い、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを推進しています。

DXの推進においては、住民に身近な市町村の役割は大変重要であると認識しています。

一方で、小規模な町村を中心に、組織体制や専門性の面に課題があると認識しており、住民サービスの向上や行政の効率化を図るため、市町村を積極的に支援していく必要があると考えています。

このため、県では、令和5年度から、専門人材の確保、市町村職員の育成、さらには情報システムの共同運用による支援を強化するため、関係予算を今定例会に提案しています。

まず、専門人材の確保については、今年度から実施している民間デジタル専門人材の派遣の取組を拡大します。

現在は、行政手続のオンライン化等を念頭に、技術的支援を中心に、14市町村へ専門人材を派遣していますが、市町村からは、デジタルの知識に関するだけでなく、組織体制づくりや事業化への合意形成の方法等、実務面での助言を求める声も多くありました。

そこで、令和5年度は、この取組を拡充し、全ての市町村へ専門人材の派遣を行います。その際、専門人材が実務面の課題にも助言できるよ

う、市町村の情報を常時共有する体制を確保するなど、対応能力の向上に努めてまいります。

次に、職員の育成については、新たに市町村職員向けのDX研修を創設します。市町村のデジタル部門の係長などを対象に、デジタル化に必要な基礎知識の学習のほか、様々なデータを活用した政策立案やデジタルツールの体験など、幅広い内容を予定しています。この研修を通じ、市町村における牽引役となる人材を育成します。

また、県と市町村で行っている各種情報システムの共同運用を拡大させます。これにより、技術検討等に要する市町村のコストを軽減させます。

社会全体のデジタル化については、住民の皆様にも恩恵を実感いただきながら進めていくことが重要であり、引き続き、県として市町村支援にしっかりと取り組んでまいります。

〔吉永和世君登壇〕

○吉永和世君 DX、デジタル化、大きな目的とありますが、やはり先ほどありました地域住民の利便性の向上並びに県あるいは市町村職員の負担軽減というのがあると思いますし、その先には、コスト削減につながっていくという、そういった効果があるというふうに思いますが、しかし、県のリーダーシップが大変重要だというふうに思いますので、ぜひ全市町村に対しまして迅速かつ丁寧な支援を続けていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

食料安全保障を支える農業の持続的発展に向けてについてお尋ねします。

食料は、国民の命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものであります。このため、多くの先進国では、食料増産と輸出促進を国家戦略に位置づけ、国内で食料を生産、供給する体制を



確保しています。

こうした中、我が国においては、カロリーベースの食料自給率は38%と先進国の中で最低水準にあり、いまだ食料の多くを海外からの輸入に頼っています。

一方、世界の食料事情は、人口増大、気象災害の激甚化、家畜伝染病の蔓延、ロシアによるウクライナ侵略の長期化などにより、食料確保に対する不確実性が高まっています。

さらに、我が国においては、かつてのような強い国際競争力を失い、食料の輸入面での不安も抱えており、食料安全保障の重要性を再認識させる時代となっています。今後は、この危機を教訓とし、食料の国産化を強力に進めていくことが必要と考えます。

このような情勢にあつて、国産食料の供給を担う我が国の農業においては、昨年来の物価高騰の影響が大きく、肥料や燃油、家畜飼料などの多くの生産資材が値上がりしたことにより生産コストが増大し、農業経営の継続が厳しい状況となっています。

この生産コスト上昇分を農産物の販売価格に転嫁できれば農業所得が確保され、次の生産につながるのですが、市場流通を基本とした我が国の農産物流通体系の中では、コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しいと聞いています。

農林水産省の農業物価指数では、2020年と昨年12月の比較で、生産資材の21.6%の上昇率に対して農産物の上昇率は2.3%と、まさしく農産物の価格転嫁の難しさが表れています。

県議会におきましても、こうした状況を踏まえ、本年度、3度にわたり国に対して意見書を提出し、我が国の農業が今後とも持続的に発展し、食料安全保障の強化が図られるよう、燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰対策の拡充など

に加えて、適正な農産物の価格形成の仕組みの構築を強く訴えているところであります。

農産物の価格形成の仕組みの参考となる事例がフランスにあります。フランスでは、大手スーパーマーケットが食品小売の90%以上のシェアを占める寡占市場となっており、付加価値が農業者に適正に還元されていないという認識を受け、流通業者間の価格競争を規制すべきとの議論が高まったことを背景に、生産コストに基づく適正な価格形成を促すことを盛り込んだエガリム法が公布されています。

このような中、我が国においても、食料・農業・農村政策審議会に新たに設置された基本法検証部会により、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展などをテーマに、食料・農業・農村基本法の検証が進められており、その中で、エガリム法の調査を含めた適正な価格形成の在り方についての検討が始まっています。

そこで質問です。

まず、農産物流通や価格形成の現状はどうなっているのか、次に、農業経営におけるコスト上昇が続き、その価格転嫁が難しい中で、農業者が経営を存続でき、本県農業が持続的に発展していくために、現在県ではどう取り組んでいるのか、さらに農産物の適正な価格形成についてどう考えておられるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

○農林水産部長(竹内信義君) 我が国の農産物の多くは、卸売市場を介する流通が主流であり、この構造は、大量、多様な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献しております。また、出荷された全量を引き受ける体制は、産地にとって大きなメリットと



なっております。

一方で、卸売市場を介しますと、価格は、主に需要と供給のバランスにより決まるため、必ずしも生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなりません。

このような現状を踏まえ、農産物ごとの生産面での特性や国民生活へ与える影響などを考慮の上、生産コスト上昇や価格下落の際の農業者への影響を緩和するために、国は、様々な制度等を設けており、県としても、独自の施策を展開しております。

具体的には、生産コストの上昇に対しましては、価格高騰分を直接補填する制度として、燃油、肥料の価格高騰対策、配合飼料の価格安定制度が、また、低コスト化を進めるための施策としては、省エネ資機材の導入や自給飼料増産を支援する補助事業などがあります。さらに、価格下落に対しましては、災害時の収入減少にも対応できる収入保険、市場価格が下落した場合に補填する野菜価格安定制度、販売価格が生産コストを下回った場合に補填する牛や豚の経営安定交付金などが用意されております。

県といたしましては、これらの制度をフル活用して、農業者の所得を確保することにより、農業者が意欲を持って再生産に取り組めるよう支援しております。

なお、現行の補填制度の多くは、生産コストの高騰や販売価格の低迷が慢性的に続いた場合には補填されにくい仕組みであるため、今後の動きを見極めながら、必要となる制度改正を国に働きかけてまいります。

議員御紹介のフランスのエガリム法につきましては、生産者と流通、加工、小売業者との間で、生産コストを考慮した価格や取引量などの契約を交わすものです。

我が国にエガリム法をそのまま導入した場合、生産者にとって生産コストが反映された価格となる反面、在庫を抱えるリスクの高まり、取引量や規格などの取引条件の厳格化、これまで進めてきた価格、生産量、コスト、いわゆるPQCの最適化への取組意欲の低下が懸念されます。

また、農業者は価格転嫁したいと思う一方で、国民の生命に関わる食料品価格に影響することでもあり、農業分野にとどまらない幅広い議論が必要です。

さらに、農業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有しております。その恩恵は、国民全体に及ぶものであり、まずは、農業、食料に対する国民の理解醸成が重要です。

適正な農産物価格を確保するというエガリム法の理念は、農業者の経営存続のために重要だと考えております。このため、その理念が我が国の今後の施策や制度の構築に反映されるよう、国における議論や動向を注視しつつ、機会を捉えて国に提案してまいります。

あわせて、幅広い観点から、農業者の経営安定と本県農業の持続的な発展に向け、国や市町村、関係団体と連携して取り組んでまいります。

〔吉永和世君登壇〕

○吉永和世君 御答弁いただきました。

適正な価格形成に関しましては、現状において非常にまだ難しい問題だというふうに思いますが、しかし、今後を考えますと、やはり生産者の方々から求められている大きな課題であるということは認識しなくてはならないというふうに思いますので、農業者の方々が持続的に安定した運営ができる体制をしっかりと構築していくことが大変重要になってきていると思いますので、しっか

りと我々も頑張っていきたいと思ひますし、ぜひそういう点を御理解いただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今現在国において議論が行われております動向をぜひ注視していただきまして、農業県熊本として、より具体的提案を国に示していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

それでは、最後の質問に入ります。

有明海及び八代海における水産業の振興についてお尋ねします。

本県の水産業は、水産資源の減少や漁場環境の悪化に加えて、魚価の低迷や燃油、資材の高騰など、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況です。

また、漁業生産量は、年々減少し、令和2年の漁業生産量は6万6,000トンと、平成に入りピークであった平成2年の3分の1近くまで減っています。

海域別に見てみますと、有明海では、アサリ採貝業とノリ養殖業が盛んですが、アサリ採貝業では、資源が低迷しており、昨年の産地偽装問題により、他の水産物も風評被害が発生するなど、大きな問題となりました。また、ノリ養殖業では、温暖化による漁期の短縮と赤潮による色落ち被害が重なり、生産枚数が以前と比べ大きく減っています。加えて、今漁期は、年明けの強烈的な暴風雪により、漁場の養殖施設やノリ網が生産不能となるなど、過去に例のない災害にも見舞われています。

一方、八代海では、全体的に資源が減少しており、魚類養殖業でも、数年に1度、大規模な赤潮被害が発生し、昨年8月は、県政史上2番目となる19億円を超える被害が発生しました。

私の地元水俣では、様々な網漁業が営まれており、漁業者、漁協及び市が連携し、地域特産のマ

ダイやヒラメなどを放流し、その資源管理に取り組まれています。

そもそも、有明海や八代海は、内湾性が強く、閉鎖的で、資源を回復するためには、栽培漁業や資源管理、漁場環境の改善に加え、漁獲規制も必要だと常々感じているところであります。

このような中ではありますが、現在、有明海や八代海の干潟では、これまでの漁業者の方々や県、関係市町の熱心な取組により、アサリが立ち、今年の春から徐々に採貝が行われる浜もあると聞き、明るい話題として喜んでいただいております。

また、昨年12月、県では、昨年の赤潮被害をきっかけに、八代海沿岸の市町や漁業団体と本県養殖業を取り巻く課題と将来像を共に描き、その実現に向けて取り組むため、環不知火海持続的養殖推進協議会が立ち上げられました。

私自身も、この協議会が中心となり、本県養殖業の牽引役を担ってもらえると期待しており、今後、水産業を成長産業として進めるためには、県が地元市町や漁協、漁業者と連携し、将来を見据えた取組を展開すべきと考えています。

そこで質問です。

厳しい状況が続く有明海、八代海の水産業の振興について、今後県ではどのように進めていかれるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長竹内信義君登壇〕

○農林水産部長(竹内信義君) まず、有明海における水産業の振興についてお答えいたします。

平成15年に6,571トンの漁獲があった有明海のアサリは、令和2年には漁獲量がゼロとなり、令和4年には、産地偽装問題に直面することとなりました。

県議会の御理解の下、トレーサビリティシステムを活用した熊本モデルの構築と熊本県産あさ

りを守り育てる条例に基づく取組を進め、県全体でのアサリの出荷単価は、前年の1.3倍に、推定出荷額は、3.4倍となりました。

漁獲量を増加し、この好循環を持続させるため、県では、今年度から、漁場ごとのカルテを作成し、覆砂などの漁場整備事業を行うほか、漁業者が取り組む資源回復計画の策定とこの計画に基づく資源回復の取組を支援しております。県内の漁場では去年を大きく上回る稚貝が確認されており、確実に漁獲につなげられるよう、関係市町、漁協と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

一方、本県海面養殖業生産量の半分以上を占めるノリ養殖業につきましては、温暖化により漁期が短くなる中で、燃油や資材の高騰に伴う生産経費が増加しており、省力化やコスト縮減に向けた取組が重要となっております。

そこで、県では、高水温などに対応した養殖管理の指導を行うとともに、省エネ機器の導入支援や乾燥加工の協業化を推進し、経営体質の強化を図ってきました。

その結果、令和3年度の一経営体当たりの生産額は、10年前の1.7倍の4,100万円に向上しております。

1月下旬には、これまでに例のない暴風被害を受けましたが、今期の乾ノリの累計落札金額は、既に昨シーズンを上回る122億円超となり、9年連続で100億円以上を達成しております。

次に、八代海における水産業の振興についてお答えいたします。

八代海は、有明海に比べ、漁船漁業が盛んに営まれています。令和2年の漁獲量は、30年前の約4割の5,330トンまで減少しております。

そのため、県では、種苗生産が可能で要望の多いマダイ、ヒラメなど5魚種について、熊本県裁

培漁業地域展開協議会が行う放流を支援するほか、八代海沿海8市町、18漁協による八代海特産のクマエビなど、エビ類3種の共同放流を支援しております。

このうち、マダイ、ヒラメにつきましては、県の調査により、放流効果が確認され、また、これらの放流魚が次世代の資源につながっていることが、国の調査において明らかとなっております。

あわせて、資源管理として、漁業者が自主的に取り組む休漁や漁獲サイズの制限に加え、漁獲データを基に各海域の資源状況に応じた漁獲目標を漁業者とともに定め、実践する取組を支援してまいります。

また、マダイやシマアジの養殖生産額で全国第2位を誇る魚類養殖業の振興につきましては、赤潮対策など安定生産に向けて、関係市町や漁協、養殖業者が連携した取組を進めていくことが重要です。

そこで、今月2日には、議員御紹介の環不知火海持続的養殖推進協議会の幹事会を開催し、養殖業を取り巻く課題を整理いたしました。その上で、次の赤潮被害の発生に備え、漁業者や関係市町と連携した赤潮の早期発見に向けた監視体制の整備やへい死魚処理などについて議論を開始したところです。

今後は、マガキやヒトエグサなどの養殖業につきましても、協議会で議論を重ね、将来像を描きながら、安定生産が実現できるよう取り組んでまいります。

引き続き、漁業団体や関係市町と連携し、有明海や八代海において漁業者の皆様が安心して漁業を営んでいけるよう、力を入れて取り組んでまいります。

〔吉永和世君登壇〕

○吉永和世君 竹内部長に、県庁生活最後の答弁

をいただきました。

平素からの水産資源の回復及び漁場環境の改善に大変御尽力をいただいております、心から感謝申し上げたいというふうに思います。

また、今後とも、両海域の水産業が食料安全保障の一翼を担えるような成長産業となるように、引き続き御尽力をいただきたいというふうに思います。

部長、本当、この1年間、アサリの産地偽装問題で始まりまして、赤潮、そしてまた、ノリの暴風雪もございますし、色落ち問題もございました。本当に難題だらけでございまして、大変、我々、議連もそうでございますが、先生方も大変厳しい言葉を発せられたこともございましたが、しかし冷静にしっかりと対応いただきまして、しっかりと解決に向けて御尽力をいただいたということございまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。見えないのが残念でございますが、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

今後は、その部長の思いをしっかりと優秀な職員の方々が引き継いで、さらに水産振興、努力を図っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問は全部終わることができました。

今回の質問を終えて、またここに帰って、しっかりと頑張っていきたいという気持ちになりましたので、先生方、いざ挑戦でございます。ぜひこの場に戻って、共に頑張ってみましょう。

ありがとうございました。(拍手)

**○議長(溝口幸治君)** 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

**日程第2 議案等に対する質疑(第33号から第**

**72号まで)**

**○議長(溝口幸治君)** 次に、日程第2、目下議題となっております議案第33号から第72号まで等に対する質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

山本伸裕君。

[山本伸裕君登壇]

**○山本伸裕君** 日本共産党の山本伸裕です。

知事が議案説明で言われました地下水の保全についてお尋ねします。

私は、昨年12月県議会の一般質問において、地下水の枯渇及び汚染の懸念について質問しました。環境生活部長は、取水量に見合う涵養対策をはじめ、様々な対策で地下水への影響が生じないように取り組むと答弁されました。

しかし、地下水涵養域における一連の開発によって、一体どれだけの涵養量が失われることになるのかを明らかにしなければ、地下水保全策といっても、それが涵養量の減少に見合った十分な対策と言えるのかどうか、判断できないのではないのでしょうか。

T S M C 進出に伴う関連企業も含めた企業立地、誘致計画、工業団地造成の計画、道路の延伸、拡幅、くまもと空港アクセス鉄道、大空港構想など、一連の開発によって、今後どれだけの涵養域が失われ、涵養量が減少するのかについて明らかにし、そして涵養地域においては、無制限な企業立地や開発を見直し、一定の規制を行うことがどうしても今後必要になってくると思います。が、いかがでしょうか。

地下水をどう守っていくのか、知事の見解を伺います。



次に、地下水汚染の懸念についてお尋ねします。

半導体の製造において、P F A S と総称される有機フッ素化合物が使用されております。P F A S は、自然界や体内で分解されにくく、一度生成されると、それはなくなることなく蓄積され、極端な温度や腐食にも長期間耐えることから、永遠の化学物質と言われています。

さらに、P F A S は、たとえ僅かな量であっても、がんや低体重出産、ホルモン機能障害、免疫システムの低下などの重大な健康被害を引き起こすことが指摘されており、欧米諸国では、P F A S の使用を規制する動きを加速させています。

そこで、第2の質問ですが、熊本県は、これまでも、経済対策として半導体関連企業の誘致を戦略的に推進してきたことを考えると、既存の半導体企業についても、これまでP F A S がどれぐらいの期間、どれだけ量が使用されてきたのか、その処理はどのように行われてきたのかについて明らかにさせるとともに、周辺地域の土壌、地下水、大気の調査を実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

第3に、工場からの排水問題であります。

環境生活部長は、12月議会で、私の質問に対し、規制基準を遵守した下水道への排出ということを言われました。しかし、そもそもP F A S については、排水の規制基準自体が定められていないのではありませんか。つまり、極論すれば、どれだけP F A S を含んだ排水を流しても、現行ルールではそれを規制することはできないのではないのでしょうか。直ちに県独自にでもP F A S の排水を規制するルールをつくるべきではないのでしょうか。そして、関連産業も含め、P F A S の使用、排水の規制を定めた協定を取り交わすべきではないのでしょうか。

以上3点、知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える、未来に守り継がなければならないかけがえのない熊本の宝です。

この地下水について、正確な需給状況の把握は難しいですが、県では、観測井戸を県内各地に設け、水位を継続的に観測しております。平成16年に、白川中流域等で人工的な地下水涵養を開始し、その後、県の観測井戸の水位の多くは、回復傾向にあります。

また、先日、県の環境審議会の会長で地下水の第一人者である熊本大学の嶋田名誉教授から、熊本地域の地下水量は琵琶湖の1.6倍程度に上る、莫大な量だが、現状のバランスを確保し、持続的に使う仕組みづくりが必要との研究成果が示されました。

私は、この熊本独自の地質によって育まれた地下水を活用した経済発展と地下水保全の両立を目指し、取組を進めてまいります。

まず、J A S Mにおいては、持続的な取組として、リサイクルによる取水量の抑制と取水量を超える涵養を行うと自ら発表されています。

県では、この取水量を超える地下水涵養が着実に実現されるよう、白川中流域の関係市町や団体と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

今後、当該地域を中心に、半導体関連の企業集積が期待されます。そのため、J A S M周辺の地下水位を観測する井戸を新たに設置するとともに、熊本地域の地質、取水量や涵養量を基に大学等と連携したシミュレーションを行い、涵養効果や課題等を確認します。

さらに、農地以外における地下水涵養の取組として、工業用地や宅地等への雨庭、また、雨水浸透ますの設置を促進いたします。また、地下水の



使用量を抑制するため、竜門ダムを水源とする有明工業用水の未利用水の活用についても検討を開始したところです。

私は、熊本の地下水を守るため、これらの取組を一つ一つ実現し、持続的に地下水を活用できる体制を構築してまいります。

次に、地下水の汚染及び排水についてお答えします。

有機フッ素化合物であるPFASは、半導体製造過程以外でも、泡消火剤、はっ水剤など幅広く使用されてきました。ただ、安定性が高く、分解されにくいいため、生物への蓄積性が指摘されています。

PFASには多くの種類があります。このうち、健康への影響が懸念されているのが、PFOSとそれからPFOAについてです。この2つについては、国際条約で輸入や製造が禁止されており、JASMにおいても使用されないことを確認しています。

なお、県内において、PFOS及びPFOAが過去に使用されたことも考えられることから、毎年度行う有害物質調査の1項目として加え、県内の状況を継続的に把握する方向で検討しています。

一方で、その他のPFASについては、国際条約の締結国会議において、その取扱いが議論されている状況です。

県としては、今後、条約等による国際的な規制の動きや国から発信される情報及び全国的な検出状況などを踏まえて、適切に対応してまいります。

また、関係する市町と連携協力しながら、法律や条例に基づき適切に監視していくことで、熊本の宝である地下水や豊かな自然を全力で守ってまいります。

○議長（溝口幸治君） 山本伸裕君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔山本伸裕君登壇〕

○山本伸裕君 3点お尋ねしましたが、それに対する十分な御回答は、残念ながら得られませんでした。

まず1点目、開発によってどれだけ地下水涵養域が失われ、涵養量が減少することになるのか、こうした検証もなしに涵養地域が失われていくことは、将来に禍根を残すことになりかねないことを私は訴えたいと思います。

2点目、PFOS及びPFOAが使用されていないことは、私も承知しております。しかし、PFASは、国際機関が特定しているだけでも4,700種類以上が存在しているわけであり、半導体の製造工程においては、登録商標フロリナートというPFASの一種であるフッ素系不活性液体が使用されていることは、周知の事実であります。既存の半導体企業で一体どれだけのPFASが使われ、どのような排水処理がなされてきたのか、御回答がなかったのは残念であります。

3点目の排水規制については、PFASの取扱いについて、国際的な動き、国の情報を踏まえて対応するとのことではありますが、環境生活部長の12月答弁では、国の法律よりも厳しい規制基準で環境汚染の防止を図り、熊本の宝である地下水を守るとお答えになったことと比べても、かなりトーンダウンされているのではないのでしょうか。

水俣病という公害被害を引き起こした熊本県だからこそ、国に先駆けて、環境汚染対策に強い姿勢で臨むべきではないかと思えます。

地下水汚染の危険性については、過去の文献でも警鐘が鳴らされております。過去の歴史に学んで、しっかりと地下水対策、万が一にも枯渇や汚

染につながらないような対策を取るべきであるということを強く訴えて、質疑を終わりたいと思います。

○議長(溝口幸治君) これをもって質疑を終結いたします。

---

**日程第3 知事提出議案の委員会付託(第33号から第72号まで)**

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第33号から第72号までにつきましては、さきに配付の令和5年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和5年度当初関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[各委員会別一覧表は付録に掲載]

---

**日程第4 請願の委員会付託**

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[請願文書表は付録に掲載]

---

**日程第5 休会の件**

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明9日は、議案調査のため、10日は、各特別委員会開会のため、13日から15日までは、各常任委員会開会のため、16日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よ

って、明9日、10日及び13日から16日までは、休会することに決定いたしました。

なお、11日及び12日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(溝口幸治君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る17日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第7号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時26分散会



**第 7 号**

**(3月17日)**





令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第7号

令和5年3月17日(金曜日)

議事日程 第7号

令和5年3月17日(金曜日)午前10時開議

- 第1 各特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君  
 前田 敬介君  
 城戸 淳君  
 本田 雄三君  
 南部 隼平君  
 坂梨 剛昭君  
 荒川 知章君  
 西村 尚武君  
 山本 伸裕君  
 岩田 智子君  
 島田 稔君  
 池永 幸生君

竹崎 和虎君  
 吉田 孝平君  
 中村 亮彦君  
 大平 雄一君  
 高島 和男君  
 末松 直洋君  
 松村 秀逸君  
 岩本 浩治君  
 西山 宗孝君  
 濱田 大造君  
 前田 憲秀君  
 磯田 毅君  
 河津 修司君  
 楠本 千秋君  
 橋口 海平君  
 緒方 勇二君  
 増永 慎一郎君  
 高木 健次君  
 高野 洋介君  
 内野 幸喜君  
 山口 裕君  
 瀧上 陽一君  
 田代 国広君  
 城下 広作君  
 西 聖一君  
 鎌田 聡君  
 坂田 孝志君  
 溝口 幸治君  
 小早川 宗弘君  
 池田 和貴君  
 吉永 和世君  
 松田 三郎君

藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 小 牧 裕 明 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 水 谷 孝 司 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 竹 内 信 義 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者 渡 辺 克 淑 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 山 口 寛 峰 君  
人 事 委 員 会 長 西 尾 浩 明 君  
事 務 局 長  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介  
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼 議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(溝口幸治君) 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 各特別委員長報告

○議長(溝口幸治君) 日程に従いまして、日程第1、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、愛知県及び静岡県において、付議事件に係る調査を実施し、空港関係では、中部国際空港及び静岡空港の運営状況、道路関係では、静岡県の伊豆中央道・修善寺道路において、有料道路のETC多目的利用サービスであるETC Xの運用状況、また、空港アクセス道路として整備中の金谷御前崎連絡道路などについて調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件では、執行部か

ら、高規格幹線道路等の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託並びに空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、中九州横断道路の整備について、委員から、TSMC進出に伴う渋滞解消のため早期完成が必要であるが、国に対してどのように協力し、要望していくのか、また、県として開通時期をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、用地交渉等を地元と一緒に取り組むことで協力するとともに、合志—熊本間及び大津西—合志間については、なるべく両方同時に工事を進めてもらうよう国に要望する、また、開通時期については、具体的には示せないが、事業費の確保を国にしっかり要望し、早期整備につなげていくとの答弁がありました。

また、委員から、有料道路方式にするかどうかという整備手法により完成時期が変わってくると思われるが、現在どのような状況かとの質疑があり、執行部から、熊本環状連絡道路も含め、国から有料道路事業活用の検討を行う旨示されており、国としっかり協議を行っていくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、早期整備のためには有料道路方式が有効であることを県民に理解していただくために、しっかり情報発信してほしいとの意見が出されました。

次に、熊本都市圏の道路渋滞について、委員から、県民に大きな負荷がかかっており、熊本都市圏道路は整備を要する必然の社会資本であるとの認識が必要であり、また、県として、県民に整備時期の目標を示す必要があると考えるが、どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、県民の期待を受け止め、熊本都市圏道路の必要性や進捗を県民にしっかり説明していく、ま

た、整備時期については、都市計画や環境影響評価の手続を見据えながら示していく必要があるため、できるだけ早期に各手続に着手できるよう取り組むとの答弁がありました。

また、阿蘇くまもと空港について、委員から、TSMC進出により、旅客だけでなく、貨物ターミナルとしての役割も担うことになるが、来年度の航空貨物の実証事業はどのような形で行うのかとの質疑があり、執行部から、チャイナエアラインの台北線を活用する方向で同社と協議を行っているとの答弁がありました。

これに対して、委員から、今後、香港線の活用や国内の他の空港への貨物輸送の話も出てくると思われる、県の農産物や半導体製品をどのように運ぶのかという課題もあり、しっかり取り組んでほしいとの意見が出されました。

さらに、委員から、空港の運用時間延長の検討状況はどうかとの質疑があり、執行部から、エアラインの意向、空港周辺の住民の理解が重要であり、今後、必要に応じて地元への説明の機会を設けるとともに、航空会社の需要も把握していくとの答弁がありました。

また、空港アクセス鉄道について、委員から、県民だけでなく、県外から来られる方の利便性向上も重要であり、やり遂げなければならないと考えるが、どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、JRや国との協議、県民総合運動公園のアクセス改善などの課題を踏まえ、しっかり取り組むとの答弁がありました。

これに対して、委員から、アクセス鉄道は、県外の皆様にも非常に有効な施策であることをPRする必要があるとの意見が出されました。

さらに、委員から、国の3分の1の財政支援は、アクセス鉄道建設の絶対条件なのかとの質疑があり、執行部から、絶対条件とは考えていな

い、国にあらゆる工夫を通じての支援を要望し、鉄道事業許可に向けて全力で取り組むとの答弁がありました。

また、空港アクセス鉄道に関連して、課題となっている県民総合運動公園のアクセス改善について、委員から、運動公園の駐車場や周辺道路の実態を踏まえ、現状の施設設備を最大限活用するとともに、駐車場の拡充を含めて、様々な対応を検討してほしいとの要望がありました。

次に、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これに対し、委員から、熊本都市圏総合交通戦略は、熊本市との協議が大変重要であると考えているが、どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、施策の大半は熊本市との協議が必要なものであり、今後、熊本市と協議を進め、早期に着手していくとの答弁がありました。

また、委員から、パーク・アンド・ライドの取組の効果はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、確保している駐車場の稼働率は現在57%程度、274台が利用しており、今後も一台でも多く利用してもらうよう、企業への働きかけや広報活動を徹底するとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会は、以上のような審議の下、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了し、その任務を終了することに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後に、令和元年6月に設置されて以来、20回にわたり終始御熱心に御審議いただきました委員各位並びに御協力いただきました執行部各位に対

し深く感謝申し上げます、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を終わります。

○議長(溝口幸治君) 次に、有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 おはようございます。

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件並びに2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件について、本年度、委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、有明海、八代海における漁業の振興の参考とするため、広島県において、カキ研究の現状及びカキの種苗生産施設を調査するとともに、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組への参考とするため、北九州市のエコタウン事業の取組及び民間事業者のポリエステル製衣料の樹脂化技術について、また、兵庫県尼崎市の環境モデル都市選定以降の取組について、また、大阪府において、民間事業者による水素とCO<sub>2</sub>からメタンを生成するメタネーション技術についての調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、令和5年1月の暴風雪に伴うノ

リ養殖被害について、委員から、ノリ網や養殖支柱等の資材支援に係る国との協議状況はいかがかとの質疑があり、執行部から、国は、ノリ養殖被害に対する支援を検討中と聞いており、引き続き、国、関係市町と連携して対応していくとの答弁がありました。

次に、カレニアミキモトイ赤潮対策について、委員から、今後の被害軽減に向けた検討状況はいかがかとの質疑があり、執行部から、国に対して、カレニアミキモトイ赤潮の発生メカニズムや予察技術の開発などの対策について要望していくとともに、国などと連携して調査研究に取り組むとの答弁がありました。

関連して、委員から、魚類養殖に適した漁場を探す取組の状況はいかがかとの質疑があり、執行部から、国の事業を活用して、地元養殖業者のグループによる底質調査など、漁場調査を実施していくとの答弁がありました。

次に、アサリの資源管理について、委員から、令和4年の水揚げ実績はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、令和4年実績は96トンとの答弁がありました。

関連して、委員から、今年、数十年ぶりにアサリが取れたとのことで地元が大変喜んでいて、しかしながら組合員が高齢化し、減少しており、組合員確保には漁獲量の回復が必要だが、今後どのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、稚貝の保護、母貝の育成といった取組を推進しており、令和4年秋の調査で稚貝の発生を確認している、今後とも、条例に基づき、資源回復につながる取組を進めてまいるとの答弁がありました。

次に、海岸漂着物の回収について、委員から、湾奥部に漂着したごみは、船や重機で回収ができず、人力に頼らざるを得ないが、時間が経過する

と沈み、回収が難しくなる、早めに対処してほしいが、対応はどうしているのかとの質疑があり、執行部から、海岸は4管理者が所管しているが、漂流物等の情報の連絡窓口を漁港漁場整備課に一元化しており、情報があれば、各管理者へ連絡し、速やかに対策に着手することとしているとの答弁がありました。

次に、藻場造成の取組について、委員から、上天草地域にも海藻類に取り組んでいる漁業者が多いが、今後、上天草市を整備計画に盛り込んでいく可能性はあるのかとの質疑があり、執行部から、藻場造成は基本計画に基づき実施している、漁業者の意向を確認しながら、効果の見込まれる箇所を選定し、基本計画に盛り込み、事業を進めていくとの答弁がありました。

次に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、くまもとゼロカーボン行動ブックを活用した環境教育について、委員から、小学5年生を対象に実施している背景は何かとの質疑があり、執行部から、小学5年生が水俣病資料館や環境センターを訪問する水俣に学ぶ肥後っ子教室において必ず環境学習を実施しており、その機会を捉えて、行動ブックを活用した普及啓発を行っているとの答弁がありました。

次に、再エネ導入の方向性について、委員から、今後どの分野の再エネを増やし、将来どのような姿に導いていくのかとの質疑があり、執行部から、2030年度に電力消費量の50%を再エネで賄うことを目標に、非化石燃料の割合を向上させるため、太陽光発電など様々なエネルギー源を活用することで、今後も着実な再エネ導入推進に取り組むとの答弁がありました。

次に、森林環境譲与税の活用について、委員か



ら、森林整備は、カーボンニュートラルを進める上で重要であるが、市町村では、森林環境譲与税の半分が基金に積み立てられている、令和4年度は、市町村に基金を活用し、事業を進めてほしいが、県はどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、令和4年度は、市町村への譲与額12億円のうち9割が事業化され、累計では、これまでの譲与額の65%が活用された、さらなる事業化に向け、全市町村長へ状況説明を行い、有効活用に向けた理解をいただいている、今後とも、具体的な提案を行い、しっかり対応してまいるとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会は、以上のような審議の下、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了し、その任務を終了することに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後に、令和元年6月に設置されて以来、22回にわたり終始御熱心に御審議いただきました委員各位並びに御協力をいただきました執行部各位に対し深く感謝申し上げます、有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員長の報告を終わります。

○議長（溝口幸治君） 最後に、地域対策特別委員長の報告を求めます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 皆さん、おはようございます。

地域対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、新たな地方創生への取組に関する

件及び行政サービスの維持向上に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、山口県のDX推進拠点施設で進められているデジタル技術による様々な課題解決に向けた支援の取組を調査しました。

また、移住希望地として躍進著しい広島県の移住、定住促進の取組を調査し、併せて島根県において、民間企業主導による空き家再生と移住促進による地域再生の取組事例、さらに若者の県内就職やU I ターンの促進及び魅力ある地域づくりを一体的に推進する公益財団法人の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、新たな地方創生への取組に関する件であります。

DX関係、移住、定住等関係の施策を中心に審議を進めました。

DX関係については、各定例会を通して、執行部から、国、県のDX関連施策の動向や状況、情報通信基盤の整備、市町村との連携などについて説明が行われ、移住、定住関係では、各定例会を通して、移住定住推進本部の協議の状況、移住、定住の促進に向けた各施策の取組状況について説明が行われました。

これに対し、委員から、DX推進に当たり、プログラミング人材が不足しており、大学のITやDX関係の教育の間口を広げ、人材を育成する必要があると思うが、どうなっているのかとの質疑があり、執行部から、文系、理系にかかわらず、様々な人材が必要になる、熊本大学、熊本県立大学、東海大学において、垣根を越えたDX人材育成の連携強化が図られるなど、取組が進みつつあるとの答弁がありました。

次に、委員から、通信事業者の公表によれば、携帯電話、光ファイバーともほぼ全世帯がカバーされているとのことだが、サービスエリア内でもつながらないところが多数ある、住民が改善を要求する手だてはあるのかとの質疑があり、執行部から、直接の相談窓口はないが、国、自治体、通信事業者による地域協議会の場などにより、市町村から優先的にインフラ整備をすべき地区を確認している、これを踏まえ、事業者に優先的な整備を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県がデータを公開するオープンデータは重要な取組であるが、データ更新はどのように考えているのか、関連して、国の統計データ等と連携しているのかとの質疑があり、執行部から、データは、定期的な更新を行うとともに、ニーズを把握し、新たなデータの掘り起こしにも努めていく、国、県、市町村などおのおのが個別に公開していくこととなるが、データ同士を組み合わせ活用する情報の提供なども検討する必要があると考えている、また、来年度構築を予定しているエリア・データ連携基盤により、様々な主体のデータの結びつきによる新たなサービス創造にも取り組みたいとの答弁がありました。

その他、委員から、DXは、紙文化を中心に生活してきた者も含めて、全ての者が恩恵を受けられるように進めてほしいとの要望がありました。

次に、移住、定住関係について、委員から、移住相談が増加しているが、本県への移住者数はどれくらいか、また、増減をはかるには、移住で転出する人数の把握が必要と思うが、調査しているのかとの質疑があり、執行部から、令和3年度の移住者は2,000人を超過しており、本年度も、昨年12月末時点で昨年同月を上回っている、移住による転出者数は、転出理由の確認が難しく、把握できていないが、住民基本台帳の移動状況では、社

会減が数年前まで3,000人台であったが、昨年は300人台まで減少し、大幅な減少を防ぐことができているとの答弁がありました。

次に、委員から、女性が住みたくなるスタートアップ事業の調査において、熊本に戻る不安要素に賃金が安いとあるが、賃金は低くても家賃や生活経費が安いといった、熊本に住む魅力を打ち出すべきと思うが、どう対応するのかとの質疑があり、執行部から、調査では様々な意見があり、賃金だけではなく、働きやすさや子育て環境など、トータルで自分らしい生活をしたい人も多いので、女性が働く上でのモデルケースとなるものを発信し、熊本で暮らし、働くイメージを持っていただけるよう工夫して取り組みたいとの答弁がありました。

次に、委員から、頑張っているものの、人口減少に歯止めがかからない市町村、あるいはポテンシャルはあるが、生かし切れていない市町村への移住を県として誘導していく考えはないのかとの質疑があり、執行部から、移住希望者のニーズに沿って紹介するのが基本である、県とともに、市町村の努力が重要であり、市町村とともに全県的に推進していきたいとの答弁がありました。また、企業誘致の例では、被災地域への補助率かさ上げやフードバレーなど、県南振興に力を入れた例があるとの説明がありました。

次に、行政サービスの維持向上に関する件であります。

各定例会を通して、執行部から、市町村の行政サービスの維持向上支援の取組状況、地域の未来予測の作成の現状と課題、第33次地方制度調査会の動きについて説明がなされ、審議を行いました。

これに対し、委員から、地域の未来予測の作成を検討していない自治体が38市町村となってい

る、その理由が、予算、人手が足りない、必要性を感じられないなどとなっており、少々のことでは状況は変わらないと思うが、どう対応するのかとの質疑があり、執行部から、市町村の将来に向けた取組については、県が推進するだけではなく、市町村が自らの問題として考えていただくことが大事である、引き続き、あらゆる機会を捉えて市町村の意見を伺うとともに、国や県が考える課題意識を常に市町村と共有しながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、一挙に進むことは望めないと思うが、少しずつでも進めてほしいとの意見がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会は、以上のような審議の下、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後に、令和元年6月に設置されて以来、20回にわたり終始御熱心に御審議いただきました委員各位並びに御協力いただきました執行部の各位に対し深く感謝を申し上げます、地域対策特別委員長の報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（溝口幸治君）** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、各特別委員会に付託されております調査事件について、一括して採決いたします。

ただいまの各特別委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（溝口幸治君）** 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

## 日程第2 各常任委員長報告

**○議長（溝口幸治君）** 次に、日程第2、去る8日の会議において審査を付託いたしました議案第33号から第72号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

**○岩本浩治君** 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係3議案及び請願1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の令和5年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、子ども・子育て施策の充実等、喫緊の課題への対応に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,244億9,700万余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

病院局の令和5年度当初予算は、県立こころの医療センターの管理運営や設備の更新に要する経費等で、予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせて21億2,200万余であります。

次に、条例等関係議案等についてであります。熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に変更されることに伴い、国から示された方針等を踏まえて準備を進めているとのことだが、5類に変更されても医療機関の対応としてはほぼ変わらず、患者の入院調整を医療機関同士で行うと、患者の押しつけ合いが出てくるのが懸念されるため、入院調整については、5類移行後も一定期間は行政が関与すべきではないか、今後の取扱いはどうなるのかとの質疑があり、執行部から、5類移行後の入院調整の取扱いについて、本年3月10日に政府が決定した方針においては、軽症については、医療機関同士で調整を行うが、重症と中等症については、9月頃まで行政が調整を行い、その後は状況を見ながら医療機関同士での調整に移行するとの内容が示されている、ただし、医療機関同士での調整に苦慮する事案が生じる等の懸念があることから、国から県に対して、4月中に入院調整に係る移行計画を策定するよう求められている、県としては、国からの説明内容を踏まえて、移行が円滑に進むよう計画を策定していくとの答弁がありました。

次に、委員から、子供医療費助成事業について、今回、県において市町村への助成を拡充することとなるが、既に子供医療費の助成を15歳までとじていた市町村における今回の県の助成拡充を

受けての状況を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、現在議会で議論中の市町村もあれば、全ての市町村において、拡充や一部負担金の廃止等、何らかの取組が実施される方向と認識しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、この子供医療費助成については、各市町村で差がないことが一番だが、それ以外の支援策の拡充についても議論を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、救急医療施設運営費補助について、医師の不足が言われる中、救命救急センターの医師やヘリコプター添乗医師の確保についてはどう対応しているかとの質疑があり、執行部から、県内3か所の救命救急センターについては、救急科が設置され、24時間365日体制で重篤患者を引き受けることを前提として勤務時間の割り振りが行われており、初動対応ができています、また、ヘリコプター添乗医師については、病院間搬送の場合には、搬送先の病院の医師が搭乗し、搬送元の病院へ患者を迎えに行くという方法が確立されているとの答弁がありました。

次に、委員から、地域医療構想推進事業について、厚生労働省が全国436の公立病院を再編統合の再検証対象としているが、公立病院が病床削減の中心となっているのではないかとの質疑があり、執行部から、国の再検証の対象となる公立病院は県内に6つあり、既に再検証は完了しているが、病床削減ありきではなく、減床と併せて地域に根差した医療を提供していく等、地域医療構想調整会議において、地域の実情に沿って検討して合意を得た内容で、今後体制整備が進められる予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、新たな感染症の拡大時の対応の観点から、公立病院の病床数に一定程度余裕を持たせた医療提供体制が必要であり、地域医療



構想の一部修正が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、地域医療構想は、2025年の医療需要を基に推計し、適切な病床機能を維持していくことを目的としており、各地域において、それぞれの実情を踏まえて将来の地域医療をどう確保していくのか検討する必要がある、新型コロナウイルス感染症の対応において、公立病院が果たした役割は非常に大きい、公立病院に対して、将来の感染症拡大を見据えて、余裕を持った病床の確保を求めることは難しいと考えるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成または多数賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

**○中村亮彦君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案、条例等関係4議案及び請願1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の令和5年度当初予

算は、水俣病問題等への対応のほか、半導体関連企業の進出に伴う地下水保全対策の強化など、環境の保全や県民の快適で安心、安全な暮らしの実現に向けた施策を推進するために要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて176億1,400万円余であります。

商工労働部の令和5年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、将来に向けた地方創生の取組として、工業団地の整備や半導体人材の育成、国内初の半導体3次元積層実装の量産化実現に向けたプロジェクトに要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて763億3,500万円余であります。

観光戦略部の令和5年度当初予算は、スマートツーリズムなど新たな観光スタイル確立や本格的なインバウンド回復に向けた取組、国際スポーツ大会開催に要する経費等で、予算総額は、27億9,500万円余であります。

企業局の令和5年度当初予算は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の運営や半導体関連企業の進出に伴う工業用水の新規給水可能性調査等に要する経費で、3事業会計の支出予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて65億1,900万円余であります。

労働委員会の令和5年度当初予算は、委員報酬、労使紛争の審査、調整、あっせんに要する経費等で、予算総額は、1億1,100万円余であります。

あわせまして、各部局等関係の債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主な



ものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、T S M C進出に伴う地下水保全の取組に関連して、J A S Mでは、地下水を1日当たり約1万2,000トン取水すると聞くが、そのうちどれくらい排水されるのかとの質疑があり、執行部から、J A S Mからは、取水量の7割以上をリサイクルするとの方針が出されており、かなり排水量は減ると見込まれるが、施設の導入前で検討中であるため、具体的な数値は未定とのことであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、J A S Mからの排水は、下水道処理施設で処理された後、坪井川を經由して有明海に流されるが、どのように処理されるのか、その際、行政による対応はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、行政による対応については、下水道法や水質汚濁防止法などによる規制があり、排水については、下水道で処理できない物質は、沈殿などの水処理によって基準値以下にして下水道へ放流することを確認している、また、下水道から坪井川に排水されるが、熊本市が坪井川の上代橋や河口で定期的な環境調査を行っており、県では、熊本市、菊陽町と連携して、しっかりとこの問題に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、漁業者は、J A S Mから大量の排水が海に流れてくると思い、不安を感じているのではないかと、海への影響がないよう、さらに熊本市等と連携して監視、調査をしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、環境生活部長の総括説明の中で、県の地下水保全条例に基づく許可に係る地下水涵養量について見直すという説明があったが、どのように見直していくのかとの質疑があり、執行部から、現在の地下水涵養指針では、採取量の1割を目標として地下水涵養に取り組むこ

ととしており、この目標のままでは地下水の収支バランスを崩すことになりかねないと考えている、県としては、持続的な地下水保全を図るよう、学識経験者の意見も聴きながら、来年度当初から検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、観光戦略部長の総括説明の中で、県内観光の現状について説明があったが、観光関連産業の復活は大事なことであり、今後どのように取り組むのかとの質疑があり、執行部から、宿泊客数については、コロナ前の水準を確保できるよう取組を進めていきたい、特に台湾からのインバウンドについて、誘客の強化を図るため、旅行商品の造成、販売への支援、観光レップという現地代理人の配置、修学旅行を呼び込むための相談窓口の設置などに加え、県内を周遊してもらうためのT S M C社員等向けモニターツアーなどを実施しながら、しっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

なお、請願については、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、経済環境常任委員長の報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び請願1件であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の令和5年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症等への対応に加え、本県農林水産業が持続的に維持発展できるよう、環境負荷低減と両立した稼げる農林水産業の実現のために行う事業に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて713億9,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、くまもと黒毛和牛統一銘柄の取組について、昨年5月から、東京都の食肉市場への出荷が前年比約4倍まで増加するなど、統一ブランドをつくってきた効果が数字として現れてきている、これは、農業団体や企業がそれぞれ販売してきたものを一緒にやろうという取組であるが、一体的に取り組む中での問題等について、どのように認識しているのかとの質疑があり、執行部から、首都圏市場への出荷を定着させ、頭数を増加させること及び高品質のものを出荷できるような生産面の強化が今後の課題と認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、首都圏への出荷はぜひ定着してもらいたい、そのためには、輸送コストの採算が取れて、高価格となるよう努力してほしい、また、熊本の牛肉はおいしいということ海外に向けても発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県産農林水産物の輸出について、豊富な農産品は本県の強みであり、TSMCの進出に加え、空港も整備され、海外輸出も含めた貨物便をつくる必要もあると話があっているが、農産物の輸出を考えている事業者にとって、県の輸出担当窓口が分かりにくいのではないかとこの質疑があり、執行部から、輸出については、担当課である観光戦略部の販路拡大ビジネス課と連携して取り組んでおり、農産品の輸出を希望する事業者に関する話があった場合は、すぐに観光戦略部と農林水産部関係課で共有して対応しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、本県には国内トップレベルの農林水産物があるので、むしろ農林水産部が率先して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、森林サービス産業創出事業について、現在、森林空間を活用してバギー場にしたり、チェーンソーでレジンテーブルを製作し、海外への輸出を計画している人もいる、今後こうした人たちが多く出てくるのではないかと感じており、このような方々に対して、県は支援をしていく考えはあるのか、また、幅広い林業の担い手をつくる上で、自己所有の山で木の伐採から出荷まで自ら行う自伐林家への支援も必要ではないかとこの質疑があり、執行部から、森林サービス産業に係る支援については、市町村や森林組合等が組織する協議会の中で、地域の様々な声や情報を酌みながら、地域の雇用などにつなげていきたい、また、自伐林家への支援については、自伐林家育成対策などの事業において、小型林業機械の導入等を支援していくとの答弁がありました。

次に、委員から、次世代につなぐ森林づくり事業について、人工林の伐採跡地では、どれくらいの面積で再造林が可能なのか、また、自伐林家の

数はどれぐらいあるのかとの質疑があり、執行部から、国の森林・林業基本計画における将来の森林の姿を踏まえ、単層林について、伐採跡地の7割で再造林を目指している、また、自伐林家数は、統計によるものではないが、100人から150人程度であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、伐採跡地のうち再造林がなされない3割の土地については、経済目的に利用する森林にする必要はないが、災害の可能性を考えれば、何らかの植栽をする必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、再造林しない残りの3割の土地は、天然更新によることになるが、森林計画制度上、5年程度たっても一定数の木が生えてこない場合は植林をすることとなっているとの答弁がありました。

次に、委員から、フードバレーアグリビジネスセンター推進事業について、当センターの認知度向上についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、フードバレー構想策定から10年を迎え、設備投資への助成を活用した企業は成長しており、フードバレーの会員数も着実に伸びてきている、6次化等の支援を行うフードバレーアグリビジネスセンターの機材の更新やさらなる周知の在り方について、今後のフードバレーの展望とともに考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、フードバレー構想推進事業については、積極的な取組と地域に対するPRを行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、農村RMO形成推進事業について、山村地域では、高齢化、人口減少が進み、生活が困難な状況になってきているので、山村等で暮らす方々の生活支援も含めて、地域がしっかり運営できるように指導してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕

**○楠本千秋君** 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和5年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興のほか、幹線道路ネットワークの整備、交通安全水準の向上に向けた取組の強化、建設産業における人材の確保、育成に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,125億4,700万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県道大津植木線を含むT S M C周辺の道路は、工事車両の増加もあり、現在でも一日中渋滞しているが、地元から、新たな企業が進出することにより、さらに渋滞がひどくなるのではという心配の声が上がっている、道路行政に時間がかかることは理解しているが、いつまでに渋滞を緩和する見通しかとの質疑があり、執行部から、T S M C周辺の道路については、現在様々な事業に着手しているが、これらは1年、2年でできるものではないため、短期的に渋滞を緩和する対策として、関係機関と連携し、通勤バスの増便や信号の調整などで対応している、抜本的な交通渋滞の解消のためには、現在の道路整備計画を早く実現することが重要と考えており、用地買収や一部工事の着手などできるところからしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、限られた人員や財源の中、住民の負託に応えるだけの事業進捗が図られるのか不安に感じており、国からの支援や協力を求めていく考えはないのかとの質疑があり、執行部から、T S M C周辺の道路整備事業を実施するためには国の支援が必要だと考えており、国に対して予算要求をしっかりと行っている、また、国の直轄事業である中九州横断道路の整備についても、用地取得を含め、県も協力していくとの答弁がありました。

次に、委員から、今回、中九州横断道路整備のため、用地の先行取得費として4億円が計上されているが、その事業内容について説明してほしいとの質疑があり、執行部から、この事業は、県が事業用地について代行買収を行い、その後、国が県から用地を買い戻すものである、今後の事業スケジュールは、早くて令和5年5月に県と国との間で契約、協定を締結し、6月から県による代行買収を開始する予定であり、早期の道路供用開始

に向け、用地取得にしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この4億円の内訳は何かとの質疑があり、執行部から、地権者の数は未定であるが、4億円は、合志インターチェンジと西合志インターチェンジとの区間の買収に必要な経費であり、その9割の3億6,000万円が用地補償費となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、こういった予算は、前向きに国と話し合いをしながらきちっと確保しておかないといけない、それが県のやる気を示すことになるので、ぜひよろしくお願ひしたいとの要望がありました。

次に、委員から、土木部長総括説明において、交通安全に資する取組の強化として、特に磨耗した区画線の引き直しについては、県内全域で集中的に取り組むとあったが、もう少し具体的に説明してほしいとの質疑があり、執行部から、道路の区画線については、市町村や住民から区画線が消えていると御指摘いただいた箇所について、その都度、道路パトロール等により摩耗状況を把握し、優先度の高い箇所から引き直しを行うとともに、舗装補修工事に伴って更新しているが、区画線の更新が磨耗の進行に追いついていないというのが現状である、来年度当初予算の中で、区画線緊急対策費として3億5,900万円余を計上しており、これにより、県管理道路の区画線約8,000キロのうち、磨耗していると推測される区画線875キロの引き直しを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、五木村振興の財政支援は、長い歴史の中でいろいろな変遷があったことを踏まえて知事が決断され、覚悟を示されたものだと思う、議会も熊本県五木村振興推進条例を改正した、大きな災害が起きた下流域を守るための流水



型ダム事業であり、県としては、いろいろと負担をかける五木村に理解を求め、支援していくということだと思うので、執行部は、県民の様々な意見に謙虚に耳を傾けながら事業を進めてほしい、再びあのような災害が起こるかもしれないので、環境アセスメントなどの手続には時間はかかると思うが、一刻も早く本体工事を進めるため頑張ってもらおうとともに、ダムが建設される相良村の振興についても、早期に県としての支援策をまとめてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(溝口幸治君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

大平雄一君。

〔大平雄一君登壇〕

**○大平雄一君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係7議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の令和5年度当初予算は、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランに基づき、子供たちの夢を実現する教育を推進するため、誰一人取り残さない学びの保障、きめ細かな教育による学力の向上とグローバル人材の

育成、魅力ある学校づくりなどに要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,260億9,300万円余であります。

警察本部の令和5年度当初予算は、喫緊の治安課題への対応、変容する社会情勢を踏まえたDXや業務イノベーションの推進に要する経費等で、予算総額は、399億3,900万円余であります。

あわせて、教育委員会、警察本部関係の債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、交通安全アドバイザー事業について、警察本部長の総括説明の中で、自転車に関与する交通事故の防止に向けた体験型の交通安全教育を強化するとあったが、この事業は誰を対象としているのかとの質疑があり、執行部から、本事業では全ての県民を対象としており、自転車シミュレーターという機材を積んだ車で専従の交通安全アドバイザーが各地を回り、参加実践型の交通安全教育を実施する予定である、また、TSMCの社員の方や技能実習生等の海外から転入してこられた方に対する日本の交通ルールの周知活動も行う予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、交通の安全と円滑の確保事業において、天草未来大橋が開通したことによる交通の円滑化に向けた信号制御等のソフト対策はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、天草未来大橋を含む本渡道路が開通したことにより、通過交通の分散化が図られ、天草瀬戸大橋周辺の交通渋滞は緩和したと聞いている、今後も、本渡道路周辺における交通渋滞の変化に応じて、最適な信号制御等に努めていきたいとの答



弁がありました。

次に、委員から、スクールロイヤー活用事業について、昨年、幾つかの学校を訪問し、学校現場の先生方の話を聞いたが、先生方は、保護者からのクレームへの対応に負担を感じておられ、そのことが教員不足につながっているのではないかと感じた、教職員が一人で抱え込まず、管理職が対応したり、法律の専門家であるスクールローヤーを活用しながら対応することが大切と思うが、スクールローヤーへの相談実績はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、この事業における相談実績は、昨年度は8件であったが、今年度は26件である、学校や市町村教育委員会から要請を受け、担当課で日程調整を行い、相談しやすい体制をつくっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、教職員が保護者のことで問題を抱え込むことがないように、県の教育委員会はしっかりと支えるということを教職員にアピールしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、夜間中学入学希望事前調査の結果報告について、夜間中学が設置される熊本市からの入学希望者は、3学年の定員60名に対して17名となっている、熊本市の人口からすると多いと思っていたが、情報発信の仕方はどうだったのかとの質疑があり、執行部から、今回の調査では、熊本市のLINEでの広報や県のSNS等を活用しての情報発信を行った、入学者の人数としては、熊本市も多くなると想定している、今後とも、熊本市教育委員会とも連携して、さらに夜間中学の周知広報に努めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長（溝口幸治君） 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係5議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度一般会計当初予算は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症の3つの大きな課題への対応を最優先としつつ、半導体産業のさらなる集積に向けた取組や高度情報化、移住、定住の推進など、将来の熊本の発展を見据えて編成されたものであります。

この結果、一般会計当初予算は、前年度と比べ105億4,600万円余、率にして1.2%の増となる9,135億8,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、くまモン使用許可等管理事業

において、以前に受けていたくまモンの使用許可を更新する際に、その許可基準等が厳しくなっているのではないかとの声を聞くが、そのような実態はあるのかとの質疑があり、執行部から、くまモンの使用許可基準等を厳しくしていることはないが、改めて許可を受けている事業者の方からも話を聞いて、適切に対応したいとの答弁がありました。

次に、委員から、令和5年度の当初予算について、半導体のさらなる集積に向けた取組として、TSMCの進出に係る予算が計上されている、TSMCの進出に伴い、県が市町村と意見交換を実施したと聞いたが、市町村からはどのような意見があったかとの質疑があり、執行部から、多くの地域で、工業用地、住宅用地整備等の土地開発や関連企業の誘致、台湾人観光客の誘客、人材流出への懸念や人材育成、渋滞対策や道路整備、地下水保全への取組、情報共有などについて意見があったので、今後、これらの意見を踏まえながら、市町村と連携して取組を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMCの進出に対する県北と県南の置かれた状況は異なるが、本県にとってTSMCの進出はビッグチャンスであることを県民全体に理解していただく必要があるので、例えば移住、定住は県南地域を重点化するなど、県民全体でTSMCの進出効果について理解が得られるような取組を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地域交通企画調整事業に関連して、他の政令指定都市では、市の中心部の利便性がよい場所に野球場やサッカースタジアムを新設しているところがある、熊本でも同様に、熊本市内中心部において、イベント等が開催できるスポーツ施設の整備などについて、県として何か計

画しているかとの質疑があり、執行部から、今年度、県内のスポーツ施設の在り方について調査事業を行っており、その調査結果を踏まえ、県内のスポーツ施設の在り方について、方向性を取りまとめていくとの答弁がありました。

次に、委員から、県のDXの取組について、DXで業務の効率化を図るためには、情報や公文書管理の在り方等を整理するなど、多くの課題解消が必要であり、そのためには一定の予算を確保して取り組む必要があると思うが、今回、DXに関する予算は少ないのではないかとの質疑があり、執行部から、DXの取組は、予算を拡充しながら全庁的な取組として進めているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、DXに取り組むに当たり、DXで何を具体化したいか、DXによって何を目指すのかといった方向性が明快になっていないといううまく進まないのでは、誰かが旗を振って進めることが重要であり、その視点を踏まえて県のDXを進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、データ連携基盤構築等推進事業において、官民データの相互連携と記載があるが、行政が民に求めるものは何か、また、本来は国がこの基盤をつくり、県はそれに合わせていくべきと思うが、県がこれから取り組むとしても、後戻りしないのかとの質疑があり、執行部から、データ連携基盤におけるデータの活用については、例えば防災や医療などにおいて、市町村が自ら保有していたデータの活用に加え、リアルタイムで民間や国、県が持つデータも含めたデータを活用し、サービスを創造していくことが考えられる、また、今回構築する基盤は、デジタル庁が示す仕様に沿って構築するものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県立大学の運営につい

て、同大学の白石理事長が「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議の座長に就任され、世界から注目されているが、これを機会に、大学全体で平和への認識を深め、国際平和に関する学科の創設などを行い、それを大学の特色としてアピールしてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長報告を終わります。

**○議長（溝口幸治君）** 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（溝口幸治君）** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内でありますので、さよう御承知願います。

山本伸裕君。

〔山本伸裕君登壇〕

**○山本伸裕君** 日本共産党の山本伸裕です。

まず、議案33号、令和5年度一般会計予算案に対し、反対意見を述べます。

知事は、議案説明において、今回の予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げ、新型コロナウイルス感染症による危機を克服できるよう、これらへの対応を最優先に編

成したと強調されました。しかし、その中身において、大いに疑問に思う点がございまして、以下申し述べます。

まず、令和2年7月豪雨からの復興の問題であります。被災された皆さんが強く願っておられるのは、安心して自宅が再建できるような安全なまちづくりをしっかりと進めてほしいということではないでしょうか。

ところが、この間進められてきた球磨川水系緊急治水プロジェクトの事業内訳を見て驚くのは、中流部での河道掘削や引き堤、輪中堤、宅地かさ上げなどのメニューは列挙されているものの、人吉市街地における治水対策のメニューがほとんど存在しないという問題であります。要するに、人吉市街地の安全の確保は、新たな流水型ダムが完成することを前提としているために、治水安全度を向上させる事業に手がつけられないということではないのでしょうか。

しかし、ダム完成までの10数年もの間、またもし甚大な洪水被害が発生したら、どうするつもりなのでしょうか。今急いでやるべきは、ダムを前提とせず、人吉市街地も対象とした総合的な治水対策を進めることでもあります。

新たな流水型ダムの建設事業費は2,700億円、熊本県の負担金は800億円規模になることが見込まれます。こうした予算を凍結し、人吉市街地の堤防や宅地かさ上げなどの予算に回せば、ダムよりはるかに早く安心、安全のまちづくりが進められるのではないのでしょうか。

さらに、災害に強い郷土づくりとして、当初予算の議案説明において強調されたのは、幹線道路ネットワークの整備ということでもありますけれども、災害に強い郷土づくりというのであれば、老朽化した橋や道路など、生活インフラの改修あるいは公共施設の改修や耐震化、土砂災害危険区域

の防災工事など、住民の暮らしに密着した公共事業の予算のほうこそ拡充すべきであるということをお訴えするものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症による危機への対応という問題であります。医療崩壊や高齢者施設でのクラスターの多発、救急搬送の困難など、この間の感染爆発の際に浮き彫りになったのは、医療、介護が感染爆発に耐えられない脆弱な体制であるということでもあります。

その反省を踏まえるならば、検査、治療、予防接種に対する体制強化を強めること、医療崩壊を引き起こさないための発熱外来、入院医療、救急搬送などの体制強化への支援、高齢者施設の入所者を感染や重症化から守る対策の抜本的強化、さらに保健所の新たな増設や正規職員、常勤職員を増やすための予算拡充などを図るべきであるということをお訴えするものであります。

また、魅力ある地域づくりについて、喫緊の課題である熊本都市圏の渋滞緩和のため、新たな高規格道路3路線の実現に向け、検討に着手することではありますが、そもそもこれらの整備計画期間は20年から30年とされており、喫緊の課題であると言われた渋滞緩和には役立たないのではないのでしょうか。

しかも、高規格道路3路線は、3,000億円から4,000億円規模の事業費が想定されます。1日25万台以上が利用している福岡・北九州都市高速道路でさえ、開通後40年も経過していますが、いまだ償還対象額の半分も償還していない状況なのであります。

さらに、一方では、空港アクセス鉄道建設を進めていくとなると、両者とも大赤字を抱える大型開発になってしまうのではないのでしょうか。

渋滞緩和を言うのであれば、自転車や安全に走行できる道路の整備や公共交通網の整備拡充を進

めることによって、車の通行自体を減らす取組こそ進めるべきであります。

なお、新年度予算編成に際しては、日本共産党熊本県委員会として、予算要望を提出しております。

不要不急の大型開発にストップをかけ、大型開発優先型の経済政策から、県民の暮らしや中小企業、農林水産業、環境、歴史、文化を生かした観光など、優しく強い経済政策への転換を図ることなど、約290項目に上る要望であります。住民の福祉増進を基本とした予算の拡充を求めるものであります。

次に、請第46号、消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願についてであります。

迷惑勧誘や通販トラブル、マルチ商法による被害は後を絶たず、また、社会の変化とともに、昨今、新たな手口による消費者被害も増えております。

これらの被害を予防、救済する上でも、特定商取引法の2016年改正の際に定められた5年後見直し規定に基づいた法改正が、切実に求められております。

こうした認識は、議員各位におかれましても共有されているものと思いますが、ところが、委員会の審査結果は継続とのことでもあります。

今期議員の任期は今議会で終了するために、継続議案は審議未了、廃案ということになってしまいます。請願者からの切実な訴えに、議会として正面から向き合い、請願は採択されるべきであるということをお訴えするものであります。

次に、請第47号、物価高騰に見合う高齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給への変更について国への意見書提出を求める請願についてであ



ります。

委員会の審査結果は不採択であります、採択されるべきであります。

昨今の急激な物価高騰により、年金受給者の生計は極めて厳しいものになっています。ところが、現状でも少ない年金が、マクロ経済スライドによって、さらに目減りする事態となっており、これでは暮らしが成り立たない、生きていけないという悲鳴が上がっています。年金だけでは生活できない年金受給者が、生活保護を申請する事例も増加しているといえます。

請願文の中に書かれてあるように、せめて物価上昇に見合う年金支給額の改善というのは、ぎりぎり最低限どうしても実現しなければならない切実な願いであろうかと考えます。

年金の問題と言えば、県議会において思い起こされるのは、2018年11月議会で、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書が採択されたときのことであります。

私は、その意見書採択の反対討論に立ち、議員の年金の心配をする前に、国民の誰もが心配しなくて済むような年金制度の実現を目指して声を上げるのが議員の務めではないかとの趣旨を申し上げました。

私たちは、誰もがいずれ年金に頼らなければならない高齢者となるわけであり、暮らせる年金の実現は、全国民の利益にかなう問題であります。年金生活者の悲痛な声を受け止め、声を上げるのが議員の務めではないのかということをおは再度申し上げ、請願が採択されるよう訴えるものであります。

以上で討論を終わります。

**○議長(溝口幸治君)** 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第34号から第37号まで、第40号から第44号まで、第46号、第47号、第49号、第50号、第52号から第54号まで、第56号から第61号まで及び第63号から第72号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(溝口幸治君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第34号外31件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号、第38号、第39号、第45号、第48号、第51号、第55号及び第62号を一括して起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(溝口幸治君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第33号外7件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第45号を採決いたします。

ただいまの農林水産常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(溝口幸治君)** 御異議なしと認めます。よって、請第45号は、農林水産常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第47号を起立または挙手により採決いたします。



ただいまの厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立または挙手]

○議長(溝口幸治君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第47号は、厚生常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

[委員会審査報告書及び請願審査報告書は付録に掲載]

### 日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、請願について、経済環境常任委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

これより、請第46号を起立または挙手により採決いたします。

経済環境常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立または挙手]

○議長(溝口幸治君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第46号は、経済環境常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長から申出

のとおり決定いたしました。

[閉会中の継続審査申出書及び継続審査申出一覧表は付録に掲載]

### 議員提出議案の上程(第1号)

○議長(溝口幸治君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

### 議員提出議案第1号

性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫  
鎌田 聡  
城下 広作  
熊本県議会議長 溝口 幸治 様

性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書

近年、LGBTQなど性的マイノリティに対する認知が大きく進む一方、日常生活や、就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別を受け、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状があるが、不当な差別があってはならない。

性的マイノリティは、性的指向・性自認をカミングアウトした場合や、意図せずに知られた場合、差別や偏見、ハラスメントにさらされるという困難に直面し自死のリスクが高いことも指摘されている。また、性のあり方(セクシュアリティ)が本人の同意なく第三者に暴露されるアウトティングも大きな問題となっており、様々な差別言動が頻発し、性的マイノリティの安全を脅かしていることから、性的指向・性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題となっている。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明したとしても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くある。多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することで、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成に寄与するものとなる。

よって、国におかれては、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や、性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を実現するための法整備・環境整備をされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 溝口幸治

衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 尾辻秀久様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
総務大臣 松本剛明様  
法務大臣 齋藤健様  
文部科学大臣 永岡桂子様  
厚生労働大臣 加藤勝信様  
経済産業大臣 西村康稔様  
内閣官房長官 松野博一様

○議長(溝口幸治君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第1号については、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(溝口幸治君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者 農林水産常任委員会

委員長 西山宗孝  
熊本県議会議長 溝口幸治様

酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書

安全で健やかな国民の食生活に不可欠な牛乳・乳製品の原料となる生乳は、酪農家による朝夕の搾乳や給餌作業など年中無休の環境の中で生産されている。また、生乳は、ヒトが利用できない草資源から生み出されるものであり、自給飼料の生産や農作物生産における堆肥の活用を通じ、国土保全や循環型農業の実現に大きく寄与している。

一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー、穀物の価格高騰や円安の進展等により、配合飼料等あらゆる生産資材が高騰し、生乳需給のバランスが大きく崩れた結果、酪農経営は、危機的な状況に追い込まれている。

こうした中、国では、補正予算等により飼料価格高騰や生乳の需給バランス改善に向けた対策、民間団体と連携した牛乳・乳製品の消費拡大に向けた「牛乳でスマイルプロジェクト」を立ち上げるなど考えるあらゆる対策を措置した。

また、本県においても独自に配合飼料及び粗飼料等の価格高騰への支援、広報番組を通じた消費拡大対策等に取り組んできたが、危機的な経営環境は続いており、引き続き、万全の対策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、国民生活に不可欠な生乳の安定生産に向け、酪農家が安心して経営を存続できるよう下記の事項について引き続き措置されるよう強く要望する。

記

- 1 牛乳・乳製品の消費拡大と消費者の理解醸成に向けた取組及び国内生産の牛乳・乳製品の輸出拡大に向けた取組に対し支援すること。
- 2 配合飼料価格安定制度の適切な運用及び機能を強化すること。
- 3 耕畜連携や飼料生産に係る取組及び水田を含めた飼料基盤における自給飼料生産の維持・増産の取組に対し支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 溝口幸治  
衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 尾辻秀久様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
財務大臣 鈴木俊一様  
農林水産大臣 野村哲郎様  
内閣官房長官 松野博一様

○議長(溝口幸治君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに  
知事の感謝状贈呈

○議長(溝口幸治君) 次に、熊本県議会永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰を行います。

なお、知事蒲島郁夫君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

20年勤続議員

池田和貴君

小早川宗弘君

溝口幸治

以上3人であります。

被表彰者の諸君は演壇の前に出ていただきます。

〔被表彰者演壇前に入る〕

○議長(溝口幸治君)

表 彰 状

池 田 和 貴 様

あなたは本県議会議員として20年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました。ここにその功績をたたえ表彰します。

令和5年3月17日

熊 本 県 議 会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○議長(溝口幸治君)

表 彰 状

小早川 宗 弘 様

あなたは本県議会議員として20年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました。ここにその功績をたたえ表彰します。

令和5年3月17日

熊 本 県 議 会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○副議長(高野洋介君)

表 彰 状

溝 口 幸 治 様

あなたは本県議会議員として20年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました。ここにその功績をたたえ表彰します。

令和5年3月17日

熊本県議会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感謝状

池田和貴様

あなたは20年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和5年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感謝状

小早川宗弘様

あなたは20年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和5年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感謝状

溝口幸治様

あなたは20年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和5年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

○議長(溝口幸治君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和5年2月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

○議長(溝口幸治君) 本会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2月定例会も、本日をもちまして、無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、議員各位並びに蒲島知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のたまものであり、高野副議長共々、心から感謝を申し上げます。

本定例会では、一般会計予算の総額が県政史上最大の9,136億円となる令和5年度当初予算をはじめ、令和4年度補正予算、各種条例案件など、多数の議案が議決されました。

今回の当初予算は、蒲島県政4期目の総仕上げとして、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症対策に加え、半導体産業のさらなる集積やDX、移住、定住を推進するものとなりました。

また、姉妹提携40周年を迎えたモンタナ州との交流、五木村及び相良村の振興、熊本都市圏交通、TSMC進出、農業の持続的発展など、様々な質問が行われ、意見書も、酪農経営の存続に向けた支援の外1件が可決されました。

執行部におかれましては、本会議や各委員会における議論を踏まえ、県民の理解を得ながら取り組んでいただき、十分な成果が上げられるよう期



待をしております。

今なお、熊本地震、令和2年7月豪雨災害、そして新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている方々もおられます。

また、有明海、八代海の赤潮や寒波の強風によるノリ被害、県産アサリの産地偽装問題なども課題となっております。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻等による原油や穀物の国際価格の上昇や円安の進展等を受けた物価上昇が、県民の生活に与える影響も大きな課題です。

一方で、TSMCの工場建設や関連企業の進出、空港アクセス鉄道の整備ルートの決定、空港新ターミナルビルの開業、本年夏の南阿蘇鉄道の全線復旧や旧東海大学阿蘇キャンパスの震災ミュージアムのオープンなど、これまでの取組が成果として現れつつあります。

県議会としても、地方自治の二元代表制の一翼を担う責任の下、議会の政策提案能力をさらに高め、県民の命と暮らしを守るとともに、TSMCによるビッグチャンスが県全域に波及するよう、様々な課題に精いっぱい取り組んでまいります。

いよいよ、我々県議会議員は、4月に任期満了となります。

今回勇退される磯田毅議員におかれましては、これまでの県勢発展への御尽力に深く敬意を表しますとともに、これからも御健勝で、変わらぬ御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

次の選挙に出馬される議員各位におかれましては、選挙を通じて県民の皆様方のお考えや地域の課題をしっかりと酌み取っていただき、再びこの議場で活発な議論が交わされることを楽しみにしております。

また、退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたる本県発展への献身的な取組に深

く敬意を表するとともに、今後、それぞれのステージに進まれても、大所高所からアドバイスをいただきますようお願いをいたします。

最後になりましたが、議長に就任して1年と1日が過ぎました。高野副議長をはじめ議員各位並びに蒲島知事をはじめ執行部の皆様方の御協力により、円滑な議事運営を行うことができました。ここに重ねて感謝を申し上げ、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。（拍手）

午前11時35分

# 付 録



令和5年2月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)	2月28日 原案可決
〃 第2号	令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第4号	令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)	〃
〃 第6号	令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第7号	令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第8号	令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第9号	令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第10号	令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第11号	令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第12号	令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第13号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)	〃
〃 第14号	令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)	〃
〃 第15号	令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第16号	令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃

知事提出議案	第 17 号	令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)	2月28日 原案可決
〃	第 18 号	熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について	〃
〃	第 19 号	熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 20 号	財産の取得について	〃
〃	第 21 号	財産の取得について	〃
〃	第 22 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 23 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 24 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 25 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 26 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 27 号	専決処分の報告及び承認について	2月28日 原案承認
〃	第 28 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 29 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 30 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 31 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 32 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 33 号	令和5年度熊本県一般会計予算	3月17日 原案可決
〃	第 34 号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
〃	第 35 号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃	第 36 号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
〃	第 37 号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
〃	第 38 号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃	第 39 号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
〃	第 40 号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
〃	第 41 号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	〃
〃	第 42 号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
〃	第 43 号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃	第 44 号	令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃



知事提出議案	第 45 号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	3月17日 原案可決
〃	第 46 号	令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
〃	第 47 号	令和5年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
〃	第 48 号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	〃
〃	第 49 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算	〃
〃	第 50 号	令和5年度熊本県電気事業会計予算	〃
〃	第 51 号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
〃	第 52 号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
〃	第 53 号	令和5年度熊本県病院事業会計予算	〃
〃	第 54 号	熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 55 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 56 号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 57 号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 58 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 59 号	熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 60 号	熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 61 号	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 62 号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 63 号	熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 64 号	熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について	〃

知事提出議案	第 65 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月17日 原案可決
〃	第 66 号	熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 67 号	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 68 号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃	第 69 号	負担付寄附の受納について	〃
〃	第 70 号	権利の放棄について	〃
〃	第 71 号	権利の放棄について	〃
〃	第 72 号	指定管理者の指定について	〃
議員提出議案	第 1 号	性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書	〃
委員会提出議案	第 1 号	酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書	〃

令和5年2月定例会

## 議 長 諸 般 の 報 告

### 2月定例会における議長からの諸般の報告

#### 第1 井手順雄君の辞職について

#### 第1 井手順雄君の辞職について

県議会議員井手順雄君は、令和5年1月6日一身上の都合により辞職されましたので、報告します。

令和5年2月17日

熊本県議会議長 溝口 幸治

令和5年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表  
(令和4年度2月補正関係)

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………( 2 ) (事項別 歳 出 明細書)</p> <p>1 議 会 費 1 議 会 費……………( 6 ) ( " ) ( 77)</p> <p>2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………( 6 ) ( " ) ( 79)</p> <p>2 企画費のうち……………( 6 ) ( " ) ( 85)</p> <p>3 徴 税 費……………( 6 ) ( " ) ( 88)</p> <p>4 市町村振興費……………( 6 ) ( " ) ( 90)</p> <p>5 選 挙 費……………( 6 ) ( " ) ( 92)</p> <p>6 防 災 費……………( 6 ) ( " ) ( 95)</p> <p>7 統計調査費……………( 6 ) ( " ) ( 98)</p> <p>8 人事委員会費……………( 6 ) ( " ) ( 100)</p> <p>9 監査委員費……………( 6 ) ( " ) ( 101)</p> <p>7 商工費のうち 1 商業費のうち……………( 8 ) ( " ) ( 176)</p> <p>2 工鉱業費のうち……………( 8 ) ( " ) ( 180)</p> <p>10 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………( 9 ) ( " ) ( 211)</p> <p>6 大 学 費……………( 9 ) ( " ) ( 225)</p>	<p>11 災害復旧費のうち 1 総務災害復旧費……………( 9 ) ( " ) ( 232)</p> <p>12 公債費のうち……………( 10 ) ( " ) ( 238)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " ) ( 239)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 ) ( " ) ( 253)</p> <p>第4表 地方債補正……………( 24 )</p> <p>○議案第 3 号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)……………( 31 ) ( " ) ( 272)</p> <p>○議案第 9 号 令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)……………( 51 ) ( " ) ( 305)</p> <p>○議案第 11 号 令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)……………( 58 ) ( " ) ( 315)</p> <p>○議案第 20 号 財産の取得について……………(条 3 )</p> <p>○議案第 22 号 工事請負契約の変更について……………(条 5 )</p>
---	--



<p>○議案第 17 号 令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号) …( 73 )( " 369)</p> <p>○議案第 18 号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について……………( 1 )</p>	<p>□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p> <p>○議案第 1 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号) ……( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>3 民生費のうち</p> <p>1 社会福祉費のうち……………( 6 )( 事) (明細書) 103)</p> <p>2 児童福祉費のうち……………( 7 )( " 112)</p> <p>3 生活保護費……………( 7 )( " 118)</p> <p>4 災害救助費……………( 7 )( " 120)</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>1 公衆衛生費……………( 7 )( " 121)</p> <p>2 環境衛生費のうち……………( 7 )( " 126)</p> <p>3 保健所費……………( 7 )( " 131)</p> <p>4 医薬費……………( 7 )( " 132)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 9 )( " 211)</p> <p>12 公債費のうち……………( 10 )( " 238)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( " 239)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( " 253)</p> <p>○議案第 12 号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) ……( 62 )( " 321)</p>
---	---

<p>□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局) (労働委員会事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>2 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………( 6 ) ( 事項別 明細書 79)</p> <p>2 企画費のうち……………( 6 ) ( " 85)</p> <p>3 民生費のうち</p> <p>1 社会福祉費のうち……………( 6 ) ( " 103)</p> <p>2 児童福祉費のうち……………( 7 ) ( " 112)</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>2 環境衛生費のうち……………( 7 ) ( " 126)</p> <p>5 労働 費</p> <p>1 労 政 費……………( 7 ) ( " 135)</p> <p>2 職業訓練費……………( 7 ) ( " 137)</p> <p>3 失業対策費……………( 7 ) ( " 140)</p> <p>4 労働委員会費……………( 7 ) ( " 141)</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農業費のうち……………( 7 ) ( " 142)</p> <p>4 林業費のうち……………( 8 ) ( " 161)</p> <p>7 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………( 8 ) ( " 176)</p> <p>2 工鉱業費のうち……………( 8 ) ( " 180)</p> <p>3 観 光 費……………( 8 ) ( " 185)</p>	<p>11 災害復旧費のうち</p> <p>3 商工災害復旧費……………( 10 ) ( " 234)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " 239)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 ) ( " 253)</p> <p>○議案第 2 号 令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予 算(第1号)……………( 27 ) ( " 263)</p> <p>○議案第 10 号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第1号)……………( 54 ) ( " 308)</p> <p>○議案第 14 号 令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)……………( 68 ) ( " 342)</p> <p>○議案第 15 号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第 2号)……………( 70 ) ( " 352)</p> <p>○議案第 16 号 令和4年度熊本県有料駐車事業会計補正予算(第 2号)……………( 72 ) ( " 363)</p> <p>○議案第 19 号 熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金 条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 2 )</p> <p>○議案第 21 号 財産の取得について……………(条 4 )</p>
--	---

<p>□農林水産委員会関係 (農林水産部)</p>	<p>○議案第 24 号 工事請負契約の締結について……………(条 7 )</p> <p>○議案第 25 号 工事請負契約の変更について……………(条 8 )</p> <p>○議案第 27 号 専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認について……………(条 10 )</p> <p>○報告第 3 号 一般社団法人熊本果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 18 )</p>
<p>○議案第 1 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号) ……( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農業費のうち……………( 7 ) ( 事)項別 明細書 142)</p> <p>2 畜産業費……………( 8 ) ( " 153)</p> <p>3 農地費のうち……………( 8 ) ( " 157)</p> <p>4 林業費のうち……………( 8 ) ( " 161)</p> <p>5 水産業費のうち……………( 8 ) ( " 169)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>2 農林水産業災害復旧費……………( 9 ) ( " 233)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " 239)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 ) ( " 253)</p> <p>○議案第 7 号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算 (第1号) ……( 44 ) ( " 293)</p> <p>○議案第 8 号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第1号) ……( 48 ) ( " 300)</p> <p>○議案第 23 号 工事請負契約の締結について……………(条 6 )</p>	

<p>□建設委員会関係（土木部）</p> <p>○議案第 1 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）……………（ 1 ）</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>3 農地費のうち……………（ 8 ）     事項別明細書 157</p> <p>5 水産業費のうち……………（ 8 ）     " " 169</p> <p>8 土 木 費</p> <p>1 土木管理費……………（ 8 ）     " " 187</p> <p>2 道路橋りょう費……………（ 8 ）     " " 190</p> <p>3 河川海岸費……………（ 8 ）     " " 194</p> <p>4 港 湾 費……………（ 8 ）     " " 199</p> <p>5 都市計画費……………（ 8 ）     " " 201</p> <p>6 住 宅 費……………（ 8 ）     " " 205</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>4 土木災害復旧費……………（ 10 ）     " " 235</p> <p>13 諸支出金のうち……………（ 10 ）     " " 239</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 12 ）</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 16 ）     " " 253</p> <p>○議案第 5 号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 （第4号）……………（ 36 ）     " " 277</p>	<p>○議案第 13 号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第 3号）……………（ 66 ）     " " 333</p> <p>○議案第 26 号 工事請負契約の締結について……………（条 9 ）</p> <p>○議案第 28 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 11 ）</p> <p>○議案第 29 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 12 ）</p> <p>○議案第 30 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 13 ）</p> <p>○議案第 31 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 14 ）</p> <p>○議案第 32 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 15 ）</p> <p>○報告第 1 号 専決処分の報告について……………（条 16 ）</p>
--	--

<p>□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p>	<p>○議案第 6 号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算</p>
<p>○議案第 1 号</p>	<p>(第1号) .....( 40 )( " 287)</p>
<p>令和4年度熊本県一般会計補正予算 (第11号) .....( 1 )</p>	
<p>第1表 歳入歳出予算補正</p>	
<p>歳 出</p>	
<p>9 警 察 費</p>	
<p>1 警察管理費.....( 9 ) ( 事) ( 項) ( 別) ( 明) ( 細) ( 書) ( 207)</p>	
<p>2 警察活動費.....( 9 ) ( " 210)</p>	
<p>10 教育費のうち</p>	
<p>1 教育総務費のうち.....( 9 ) ( " 211)</p>	
<p>2 小学校費.....( 9 ) ( " 216)</p>	
<p>3 中学校費.....( 9 ) ( " 218)</p>	
<p>4 高等学校費.....( 9 ) ( " 220)</p>	
<p>5 特別支援学校費.....( 9 ) ( " 223)</p>	
<p>7 社会教育費.....( 9 ) ( " 226)</p>	
<p>8 保健体育費.....( 9 ) ( " 230)</p>	
<p>11 災害復旧費のうち</p>	
<p>5 教育災害復旧費.....( 10 ) ( " 237)</p>	
<p>第2表 繰越明許費補正のうち.....( 12 )</p>	
<p>第3表 債務負担行為補正のうち.....( 16 ) ( " 253)</p>	
<p>○議案第 4 号</p>	
<p>令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正</p>	
<p>予算 (第1号) .....( 34 ) ( " 276)</p>	



令和5年2月熊本県議会議案各委員会別一覧表  
(令和5年度当初関係)

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)</p> <p>○議案第 33 号 令和5年度熊本県一般会計予算……………( 1 ) 第1表 歳入歳出予算 歳入全部……………( 2 ) (事項別 歳 出 明細書)</p> <p>1 議 会 費 1 議 会 費……………( 6 ) ( " 111) 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………( 6 ) ( " 114) 2 企画費のうち……………( 6 ) ( " 126) 3 徴 税 費……………( 6 ) ( " 129) 4 市町村振興費……………( 6 ) ( " 132) 5 選 挙 費……………( 6 ) ( " 134) 6 防 災 費……………( 6 ) ( " 138) 7 統計調査費……………( 6 ) ( " 142) 8 人事委員会費……………( 6 ) ( " 145) 9 監査委員費……………( 6 ) ( " 148)</p> <p>7 商工費のうち 1 商業費のうち……………( 8 ) ( " 255) 2 工鉱業費のうち……………( 8 ) ( " 261)</p> <p>10 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………( 9 ) ( " 307) 6 大 学 費……………( 9 ) ( " 330)</p>	<p>11 災害復旧費のうち 1 総務災害復旧費……………( 9 ) ( " 341) 12 公債費のうち……………( 10 ) ( " 351) 13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " 353) 14 予 備 費……………( 11 ) ( " 366) 第2表 債務負担行為のうち……………( 12 ) ( " 378) 第3表 地 方 債……………( 20 ) ○議案第 36 号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算……………( 35 ) ( " 434) ○議案第 44 号 令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計 予算……………( 61 ) ( " 495) ○議案第 47 号 令和5年度熊本県公債管理特別会計予算……………( 72 ) ( " 523) ○議案第 54 号 熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………(条 19 ) ○議案第 55 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 20 ) ○議案第 56 号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条 例の制定について……………(条 33 ) ○議案第 57 号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定 について……………(条 34 )</p>
--	---

○議案第 68 号  
包括外部監査契約の締結について……………(条 63 )

<p>□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	<p>○議案第 48 号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算……( 76 )( " 531)</p>
<p>○議案第 33 号 令和5年度熊本県一般会計予算……( 1 )</p>	<p>○議案第 53 号 令和5年度熊本県病院事業会計予算……( 89 )( " 617)</p>
<p>第1表 歳入歳出予算</p>	<p>○議案第 58 号 熊本県児童福祉施設設備及び運営の基準に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について……(条 35 )</p>
<p>3 民生費のうち</p>	<p>○議案第 59 号 熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正す る条例の制定について……(条 44 )</p>
<p>1 社会福祉費のうち</p>	<p>○議案第 70 号 権利の放棄について……(条 65 )</p>
<p>2 児童福祉費のうち</p>	
<p>3 生活保護費</p>	
<p>4 災害救助費</p>	
<p>4 衛生費のうち</p>	
<p>1 公衆衛生費</p>	
<p>2 環境衛生費のうち</p>	
<p>3 保健所費</p>	
<p>4 医薬費</p>	
<p>10 教育費のうち</p>	
<p>1 教育総務費のうち</p>	
<p>11 災害復旧費のうち</p>	
<p>2 民生災害復旧費</p>	
<p>12 公債費のうち</p>	
<p>13 諸支出金のうち</p>	
<p>第2表 債務負担行為のうち</p>	
<p>○議案第 35 号</p>	
<p>令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予 算……( 31 )( " 426)</p>	

<p>□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局) (労働委員会事務局)</p> <p>○議案第 33 号 令和5年度熊本県一般会計予算……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>歳 出</p> <p>2 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………( 6 ) ( 事) ( 項) ( 別) ( 明) ( 細) ( 書) ( 114)</p> <p>2 企画費のうち……………( 6 ) ( " ) ( " ) ( 126)</p> <p>3 民生費のうち</p> <p>1 社会福祉費のうち……………( 6 ) ( " ) ( " ) ( 150)</p> <p>2 児童福祉費のうち……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 161)</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>2 環境衛生費のうち……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 179)</p> <p>5 労働 費</p> <p>1 労 政 費……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 195)</p> <p>2 職業訓練費……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 197)</p> <p>3 失業対策費……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 202)</p> <p>4 労働委員会費……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 203)</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農業費のうち……………( 7 ) ( " ) ( " ) ( 205)</p> <p>4 林業費のうち……………( 8 ) ( " ) ( " ) ( 231)</p> <p>7 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………( 8 ) ( " ) ( " ) ( 255)</p> <p>2 工鉱業費のうち……………( 8 ) ( " ) ( " ) ( 261)</p> <p>3 観 光 費……………( 8 ) ( " ) ( " ) ( 269)</p>	<p>11 災害復旧費のうち</p> <p>4 商工災害復旧費……………( 10 ) ( " ) ( " ) ( 346)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " ) ( " ) ( 353)</p> <p>第2表 債務負担行為のうち……………( 12 ) ( " ) ( " ) ( 378)</p> <p>○議案第 34 号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算……………( 28 ) ( " ) ( " ) ( 415)</p> <p>○議案第 38 号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち……………( 41 ) ( " ) ( " ) ( 450)</p> <p>○議案第 39 号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち……………( 45 ) ( " ) ( " ) ( 466)</p> <p>○議案第 45 号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算……………( 64 ) ( " ) ( " ) ( 500)</p> <p>○議案第 46 号 令和5年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計予算……………( 68 ) ( " ) ( " ) ( 510)</p> <p>○議案第 50 号 令和5年度熊本県電気事業会計予算……………( 83 ) ( " ) ( " ) ( 562)</p> <p>○議案第 51 号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算……………( 85 ) ( " ) ( " ) ( 581)</p> <p>○議案第 52 号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算……………( 87 ) ( " ) ( " ) ( 602)</p> <p>○議案第 60 号 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について……………( 条 46 ) ( " ) ( " ) ( )</p>
---	---



- 議案第 61 号  
熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例  
の制定について……………(条 56 )
- 議案第 62 号  
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例  
の制定について……………(条 57 )
- 議案第 72 号  
指定管理者の指定について……………(条 67 )

<p>□農林水産委員会関係 (農林水産部)</p>	
○議案第 33 号	
令和5年度熊本県一般会計予算……………( 1 )	
第1表 歳入歳出予算	
歳 出	
6 農林水産業費のうち	
1 農業費のうち……………( 7 )	事別 明細書 205)
2 畜産業費……………( 8 )	( " 219)
3 農地費のうち……………( 8 )	( " 225)
4 林業費のうち……………( 8 )	( " 231)
5 水産業費のうち……………( 8 )	( " 244)
11 災害復旧費のうち	
3 農林水産業災害復旧費……………( 10 )	( " 343)
12 公債費のうち……………( 10 )	( " 351)
13 諸支出金のうち……………( 10 )	( " 353)
第2表 債務負担行為のうち……………( 12 )	( " 378)
○議案第 42 号	
令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算……………( 55 )	( " 483)
○議案第 43 号	
令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………( 58 )	( " 490)

<p>□建設委員会関係（土木部）</p>	<p>○議案第 39 号 令和5年度熊本臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち……………( 45 )( " 466)</p> <p>○議案第 40 号 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算……………( 48 )( " 471)</p> <p>○議案第 49 号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算……………( 80 )( " 544)</p>
<p>○議案第 33 号 令和5年度熊本県一般会計予算……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>歳 出</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>2 環境衛生費のうち……………( 7 )     <sup>事項別</sup>     (明細書 179)</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>3 農地費のうち……………( 8 )( " 225)</p> <p>5 水産業費のうち……………( 8 )( " 244)</p> <p>8 土 木 費</p> <p>1 土木管理費……………( 8 )( " 271)</p> <p>2 道路橋りょう費……………( 8 )( " 276)</p> <p>3 河川海岸費……………( 8 )( " 281)</p> <p>4 港 湾 費……………( 8 )( " 287)</p> <p>5 都市計画費……………( 8 )( " 291)</p> <p>6 住 宅 費……………( 8 )( " 296)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>5 土木災害復旧費……………( 10 )( " 347)</p> <p>12 公債費のうち……………( 10 )( " 351)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( " 353)</p> <p>第2表 債務負担行為のうち……………( 12 )( " 378)</p> <p>○議案第 38 号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち…( 41 )( " 450)</p>	

<p>□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p> <p>○議案第 33 号 令和5年度熊本県一般会計予算……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>歳 出</p> <p>9 警 察 費</p> <p>1 警察管理費……………( 9 ) ( 事項別明細書 299)</p> <p>2 警察活動費……………( 9 ) ( " 305)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 9 ) ( " 307)</p> <p>2 小学校費……………( 9 ) ( " 315)</p> <p>3 中学校費……………( 9 ) ( " 317)</p> <p>4 高等学校費……………( 9 ) ( " 320)</p> <p>5 特別支援学校費……………( 9 ) ( " 327)</p> <p>7 社会教育費……………( 9 ) ( " 331)</p> <p>8 保健体育費……………( 9 ) ( " 337)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>6 警察災害復旧費……………( 10 ) ( " 349)</p> <p>7 教育災害復旧費……………( 10 ) ( " 350)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " 353)</p> <p>第2表 債務負担行為のうち……………( 12 ) ( " 378)</p> <p>○議案第 37 号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算……………( 38 ) ( " 438)</p> <p>○議案第 41 号 令和5年度熊本県有英資金等貸与特別会計予算……………( 52 ) ( " 475)</p>	<p>○議案第 63 号 熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 58 )</p> <p>○議案第 64 号 熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について……………(条 59 )</p> <p>○議案第 65 号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 60 )</p> <p>○議案第 66 号 熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について…(条 61 )</p> <p>○議案第 67 号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 62 )</p> <p>○議案第 69 号 負担付寄附の受納について……………(条 64 )</p> <p>○議案第 71 号 権利の放棄について……………(条 66 )</p>
---	---

令和5年2月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内	訳
委 員 会 名	件 数
総 務	
厚 生	1
経 済 環 境	1
農 林 水 産	1
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	3



		厚生常任委員会	
令和5年3月3日受理		請 第 47 号	
件 名	物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給への変更について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
鎌田 聡 磯田 毅 山本 伸裕	西 聖一 岩田 智子		
<p>(要 旨)</p> <p>昨今の急激な諸物価高騰により年金受給者の生計はひっ迫し、極めて厳しいものになっている。しかもこの物価高騰のさなか、その少ない年金が令和3年度0.1%、令和4年度0.4%と2年連続で引き下げられ、年金だけでは生活できない年金受給者が生活保護受給を申請する例も増加し、地方財政を圧迫する要因ともなっている。ついては、年金受給者が安心して老後を過ごせるよう、物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と、現在隔月支給となっている年金を毎月支給に変更することを求める意見書を国に提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>年金支給額は、2013年10月から2015年4月までに3.4%の減額が行われた。最近では、2020年度は物価の伸びと比べて実質0.3%の減額、2021年度は名目手取り賃金変動率により0.1%減額、2022年度は同じく0.4%減額された。</p> <p>報道によれば、2023年度の年金額は、物価上昇率プラス2.5%に対し、未適用として繰り越されてきたマクロ経済スライド0.3%を含む0.7%が抑制され、支給額は1.8%増にとどまり、物価上昇率2.5%との差し引きで実質0.7%目減りするとされている。</p> <p>政府の計画では、少子化と平均余命の伸びを理由として基礎年金は今後30年間にわたって30%も減額されると伝えられている。消費税増税や医療・介護保険料の負担増、後期高齢者の医療費窓口負担2割化、諸物価の高騰などで生活保護に移行する高齢者の急増をもたらしている。さらに、生活必需品・公共料金の値上げが予告されている。</p> <p>老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障がい者の生活を保障するのに十分なものになっているとは言えない。物価高騰と乖離した年金改定は、低所得の高齢者の苦しい生活をさらに窮状に追い込むことにつながる事となる。</p> <p>年金はそのほとんどが消費に回るが、年金削減が購買力の低下と生活保護世帯への移行増をもたらし、地域経済と地方財政に大きな影響を与えている。生活保護受給者の5割以上が高齢者という実態からも、公的年金制度が高齢者や障がい者の生活を保障するものになるよう、老齢基礎年金等の支給額改善をもとめる。</p> <p>また、年金受給者になってからも、現役時代の生活習慣をそのまま維持できるよう、年金の支給を現行の隔月支給から毎月支給に変更することを要望する。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和5年3月3日受理		請 第 46 号	
件 名	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出するよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が平成28年に改正された際、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特商法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められ、改正法の施行から令和4年12月で5年の経過を迎えた。</p> <p>令和4年版消費者白書によると、全国での消費生活相談は85.2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況で、特商法の対象分野の相談はその54.7%を占める。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、判断能力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれる。また、令和4年版消費者白書によると、世代全体では、インターネット通販に関する相談は27.4%と最多となり、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からトラブルが増加している。さらにマルチ取引は、20歳代においては高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配される。</p> <p>以上により、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特商法の抜本的改正がなされることが急務となっている。</p> <p>具体的には、特商法における対処取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引について、以下のような改正がなされるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。</li> <li>2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対して、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。</li> <li>3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。</li> </ol>			

		農林水産常任委員会	
令和5年2月28日受理		請 第 45 号	
件 名	酪農経営の存続に向けた支援に係る国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
前 川 收			
<p>(要 旨)</p> <p>国に対し、熊本県の酪農振興について、各種施策の支援強化を求める意見書を提案されるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 牛乳・乳製品の消費拡大・輸出促進への支援 牛乳・乳製品の消費拡大と消費者への理解醸成、国内生産牛乳・乳製品の輸出への支援について国へ働きかけること。</li> <li>2 配合飼料価格高騰への支援 配合飼料価格は円安や世界情勢の影響を受け高騰、高止まりしており、長期的な安定基金制度運用や新たな支援制度導入への支援について国へ働きかけること。</li> <li>3 自給飼料増産に対する支援 輸入飼料の価格が高騰するなか、県内の飼料生産基盤強化に向けた酪農経営を推進するため、耕畜連携や飼料生産組織の運営強化、クラスター事業における飼料増産への取り組み強化、また水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う飼料作への支援について国へ働きかけること。</li> </ol> <p>(理 由)</p> <p>本県酪農は、新型コロナウイルス感染症の影響、さらに円安の進行や飼料、資材、燃油価格等の高騰、高止まりにより酪農経営は危機的な状況にある。 このため、今後も本県酪農が継続できるよう各種施策の支援を請願する。</p>			

令和5年2月22日

議長 溝口幸治 様

総務常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第 3 号	令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 9 号	令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 11 号	令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 20 号	財産の取得について	原案可決
第 22 号	工事請負契約の変更について	原案可決

令和5年2月22日

議長 溝口幸治 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第 1 2 号	令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 1 7 号	令和4年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 1 8 号	熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決



令和5年2月22日

議長 溝口幸治 様

教育警察常任委員長 大平雄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第 4 号	令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 6 号	令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和5年2月24日

議長 溝口幸治 様

経済環境常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第 2 号	令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 10号	令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 14号	令和4年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 15号	令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 16号	令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 19号	熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 21号	財産の取得について	原案可決

令和5年2月24日

議長 溝口幸治 様

農林水産常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第 7 号	令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 8 号	令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 23 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 24 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 25 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 27 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年2月24日

議長 溝口幸治 様

建設常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第 5 号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第 13 号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 26 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 28 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 29 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 30 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 31 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 32 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年3月10日

議長 溝口幸治 様

高速交通ネットワーク整備推進特別委員長 橋口海平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

調 査 事 件 名	議決結果
1 高速交通体系に関する件	調査終了
2 熊本都市圏交通に関する件	調査終了



令和5年3月10日

議長 溝口幸治 様

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員長 内野幸喜

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

調 査 事 件 名	議決結果
1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件	調査終了
2 2050年県内CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロに向けた取組に関する件	調査終了

令和5年3月10日

議長 溝口幸治 様

地域対策特別委員長 緒方勇二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

調 査 事 件 名	議決結果
1 新たな地方創生への取組に関する件	調査終了
2 行政サービスの維持向上に関する件	調査終了

令和5年3月13日

議長 溝口幸治 様

総務常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 33号	令和5年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 36号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算	原案可決
第 44号	令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	原案可決
第 47号	令和5年度熊本県公債管理特別会計予算	原案可決
第 54号	熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 55号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 56号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 57号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 68号	包括外部監査契約の締結について	原案可決

令和5年3月13日

議長 溝口幸治 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 33号	令和5年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 35号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第 48号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 53号	令和5年度熊本県病院事業会計予算	原案可決
第 58号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 59号	熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 70号	権利の放棄について	原案可決

令和5年3月13日

議長 溝口幸治 様

教育警察常任委員長 大平雄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 33号	令和5年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 37号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	原案可決
第 41号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	原案可決
第 63号	熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 64号	熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について	原案可決
第 65号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 66号	熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 67号	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 69号	負担付寄附の受納について	原案可決
第 71号	権利の放棄について	原案可決



令和5年3月14日

議長 溝口幸治 様

経済環境常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 33号	令和5年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 34号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	原案可決
第 38号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第 39号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第 45号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	原案可決
第 46号	令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	原案可決
第 50号	令和5年度熊本県電気事業会計予算	原案可決
第 51号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算	原案可決
第 52号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算	原案可決
第 60号	熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 61号	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 62号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 72号	指定管理者の指定について	原案可決

令和5年3月14日

議長 溝口幸治 様

農林水産常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 33号	令和5年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 42号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第 43号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決

令和5年3月14日

議長 溝口幸治 様

建設常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 33号	令和5年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 38号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第 39号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第 40号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	原案可決
第 49号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算	原案可決

令和5年2月定例会提出

### 閉会中の継続審査申出一覧表

#### 総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

#### 議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 その他議会運営に関する件

#### 厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

#### 経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

#### 農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

#### 建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

#### 教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件



令和5年2月定例会提出

請願委員会審査報告一覧表  
閉会中の継続審査申出一覧表

委員名	内 訳					計
	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査		
総 務						
厚 生		1				1
経 済 環 境				1		1
農 林 水 産	1					1
建 設						
教 育 警 察						
議 会 運 営						
高 速 交 通 ネットワーク 整 備 推 進						
有 明 海 ・ 八 代 海 再 生 及 び ゼ ロ カ ー ボ ン ソ 社 会 推 進						
地 域 対 策						
計	1	1		1		3

厚生常任委員会								
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者	住所	氏名	結果		継続 審査
						採択	不採択	
5・3・3 請第47号	物価高騰に見合う高齢基礎年金等の支給改善と年金の毎月支給への支給額改更について国への意見書提出を求める請願	鎌田 聡 磯田 毅 山本伸裕	西聖一 岩田智子			採択	○	

経済環境常任委員会								
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者	住所	氏名	結果		継続 審査
						採択	不採択	
5・3・3 請第46号	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	藤池 夫 川田 隆和	貴			採択		○

農林水産常任委員会								
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者	住所	氏名	結果		継続 審査
						採択	不採択	
5・2・28 請第45号	酪農経営の存続に向けた支援に係る国への意見書提出を求める請願	前川 收				採択	○	